

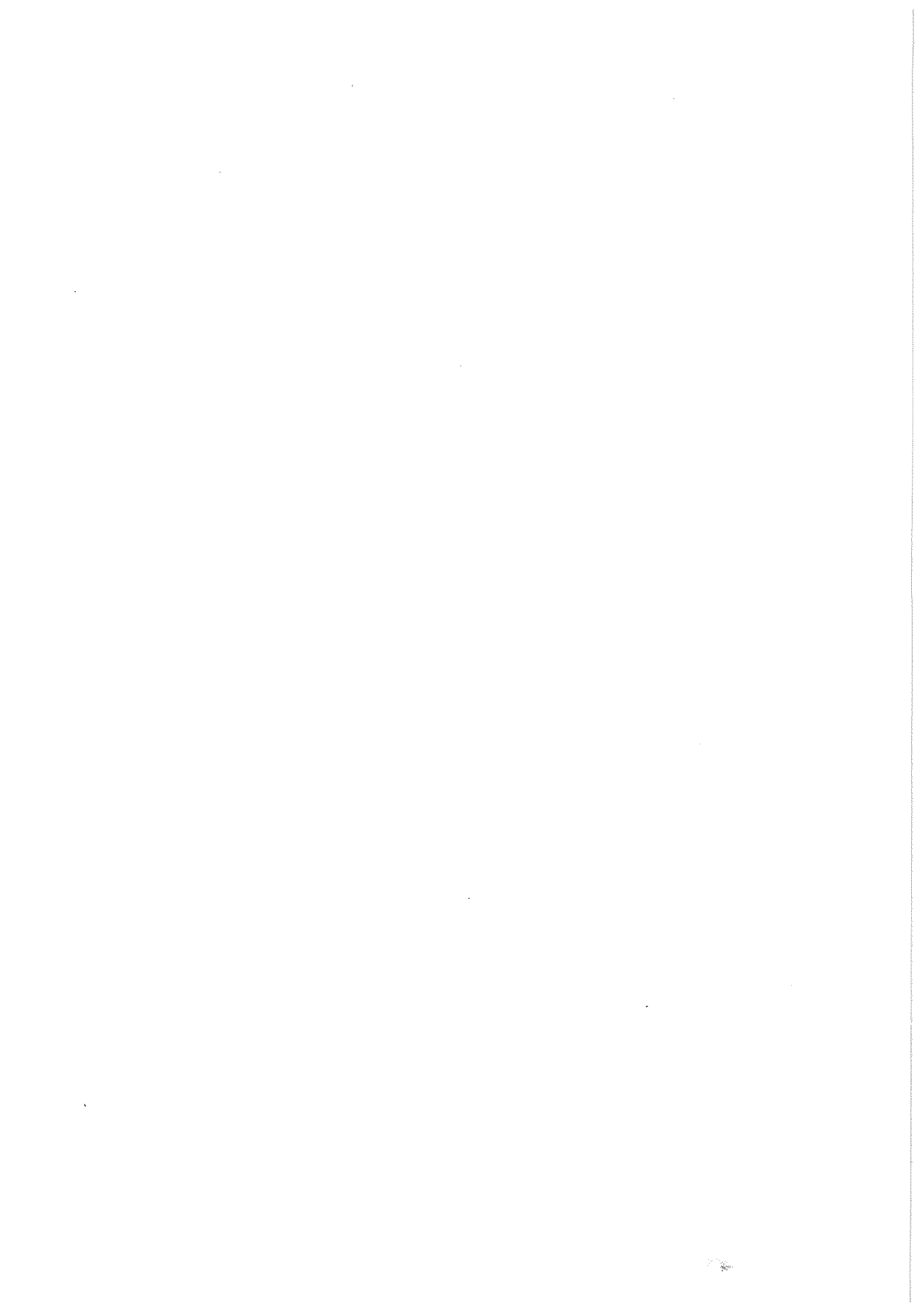
宇土城跡(西畷台)

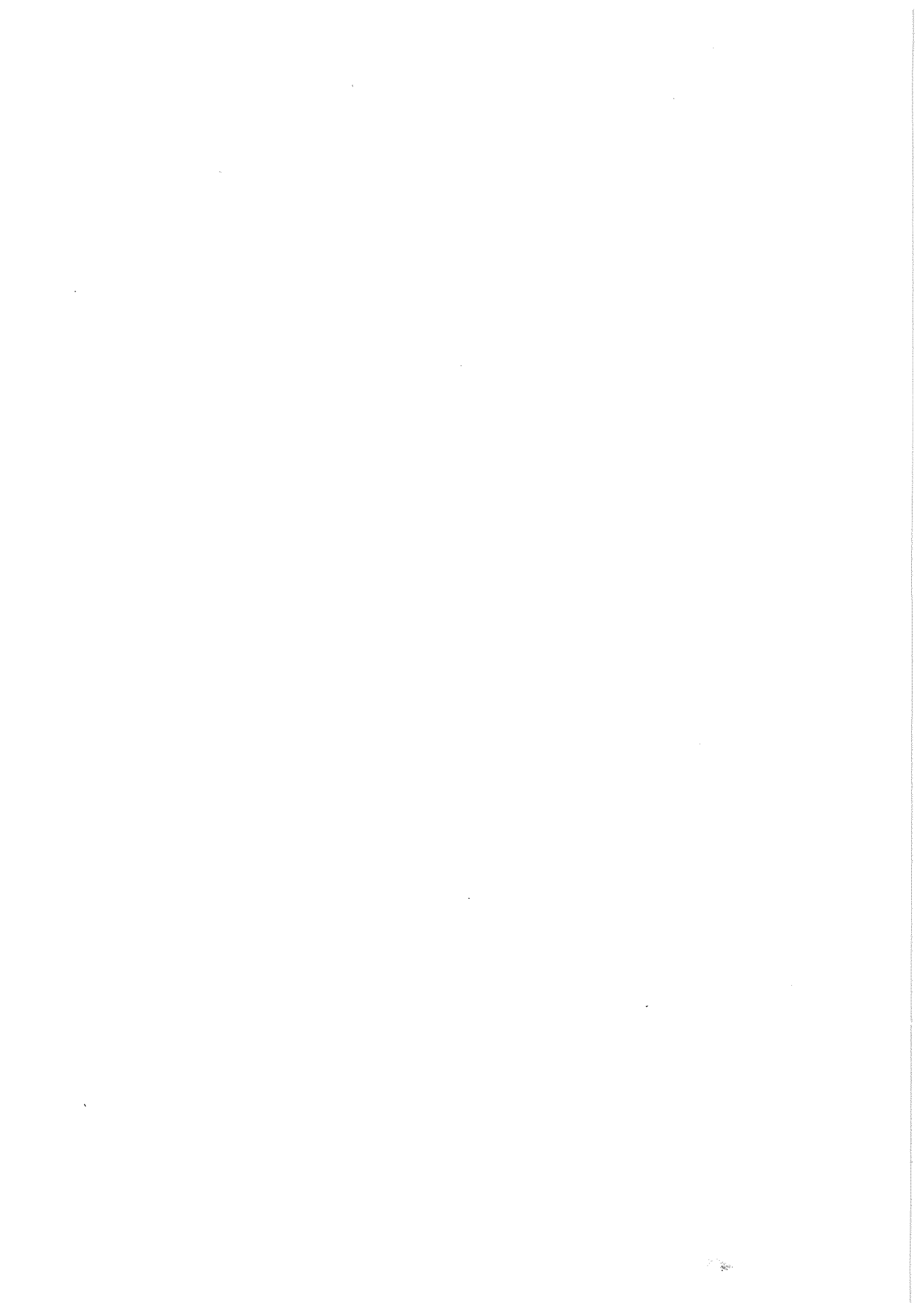
宇土市埋蔵文化財調査報告書第一集

— 史料 編 —

一九七七年

熊本県宇土市教育委員会







宇土城跡(西忍台)

宇土市埋蔵文化財調査報告書第一集

— 史料編 —

一九七七年

熊本県宇土市教育委員会

宇土城跡(西岡台)調査報告書

史料編

目次

中世の史料……………五

近世の記録……………一五

系図……………一六六

中
世
の
史
料

中世の史料

例言

- 一、この史料集は、名和氏および宇土氏を明示している史料を中心として、之に関連する史料の一部を集めたものである。
- 一、同史料は、その当時成立の文書・記録・編纂物・金石文等から採用し、原則として年代順に排列した。
- 一、収録の文書については出典（史料集等）を示したが、複数の場合「熊本縣史料中世編」の優先を原則として一例のみを示し、他の関係史料集については別表にまとめた。
- 一、出典の本文の体裁をできるだけ生かすように努力したが、旧漢字・変体仮名等については改めた場合もある。
- 一、本文の異同については註記を加えた。又この史料集の目的に関係ない長文の部分については省略した箇所もある。
- 一、頭註・傍註については、史料集の性格を考慮して取捨・修正・追加を行った。
- 一、問題はあるが、参考として収録した史料もある。
- 一、名和氏は宇土に移ってより宇土氏、のち伯耆氏を称した時期もあるが、宇土高俊系の宇土氏との混乱を避けるため、名和氏に統一して示した。
- 一、参考として別に系図を加えた。
- 一、史料は主として阿蘇品保夫・井上正が編集し熊本中世史研究会有志の協力を得たものである。

史	料	採録出典等
華頂要略		天台宗全書
詫摩文書		熊本縣史料(中世五) 增補訂正編年大友史料(四) 大分縣史料(12)
千家家譜		新修島根縣史(史料編) 新撰事蹟通考
出雲大社文書		東京大学史料編纂所影写本 新撰事蹟通考 名和系譜写真抄録
名和文書		日本古典文学大系(三十五、三十六)
太平記		大日本古文書(家わけ第五)
相良家文書		大日本古文書(家わけ第十三) 熊本県文化財報告(第十一集)
阿蘇(家)文書		薩藩旧記雜録(前編卷十八) 南山巡狩録追加
島津文書		熊本縣史料(中世三)
藤崎宮文書		熊本縣史料(中世四) 菊池風土記 統群書類従 征西大將軍宮譜 新撰事蹟通考 增補訂正編年
菊池武朝申状		大友史料(八)
(志岐文書)		入來文書
入來院家文書		大分縣史料(11) 征西大將軍宮譜 增補訂正編年大友史料(八)
日奈子文書		熊本縣史料(中世四) 五條家文書(史料纂集古文書編)
五條文書		熊本縣史料(中世五) 佐賀縣史料集成(四)
深堀文書		熊本縣史料(中世二)
今朝洞文書		熊本縣史料(中世五) 佐賀縣史料集成(二)
武雄神社文書		新撰事蹟通考
海東諸國記		熊本縣史料(中世一) 大日本古文書(家わけ第十三)
西巖殿寺文書		熊本縣史料(中世四)
犬童文書		

広 福 寺 文 書
 蜂 須 賀 系 圖
 八 代 日 記
 家 久 君 上 京 記
 龍 造 寺 文 書
 上 井 寛 兼 日 記
 薩 藩 旧 記 後 集
 城 戸 左 右 兵 衛 寛 書
 豊 公 遺 文
 小 早 川 家 文 書
 立 花 文 書
 加 悦 文 書
 浅 野 家 文 書
 島 津 家 文 書
 朝 見 八 幡 宮 文 書
 立 川 氏 菟 集 文 書
 蜂 須 賀 旧 記
 鮎 之 卷

熊本縣史料(中世一)

新撰事蹟通考

東京大学史料編纂所蔵写本

鹿児島縣史料(拾遺四)

熊本縣史料(中世五) 佐賀県史料集成(三)

大日本古記録

日本戦史

藻塩草(卷十九)

熊本県史料(中世五)

熊本県史料(中世五) 大日本古文書(家わけ第十一)

熊本県史料(中世三)

大日本古文書(家わけ第二)

大日本古文書(家わけ第十六)

大分県史料(11)

大分県史料(25)

新撰事蹟通考

肥後古記集覽

(注) 引用史料のうち、阿蘇文書・阿蘇家文書の区別は、大日本古文書の阿蘇文書二が写本のため文書番号がないための便法であり、次の意味である。

○(阿蘇家文書 一一五)……………大日本古文書家わけ第十三、阿蘇文書一の阿蘇家文書 一一五号

○(阿蘇文書二一四一頁)……………大日本古文書家わけ第十三、阿蘇文書二の四一頁所収阿蘇家文書写

華頂要略

(天台宗全書)

○宇土庄關係史料ノ初例トシテ特ニ所収ス

●尊長法印遺領目錄

●進西山宮讓狀載之也、彼狀云

進上私領所之事

- 一所 安國院以北大宮以西領房地堂并散在田島等
- 一所 東山圍城寺房地堂田島隣村北西領等
- 一所 日吉社領下總國白井庄
- 一所 同社領信乃國浦野庄
- 一所 尊勝寺領筑前國長淵庄事加納上座郡
- 一所 攝津國頭陀寺領號椋橋庄
- 一所 近江國小椋庄
- 一所 同國馬淵庄
- 一所 蓮花王院領肥後國宇土庄

右○仍謹以所讓進如件、

承久三年六月十日

法印判

右大乘院宮御筆之記一卷不慮電覽之次、不違一字片時寫留之了、於寫本者雖為卷物早率書寫之條先如斯、後見察之、裏續目之御判者故一品親王、又端之押紙者故准后之芳跡也、云彼云此。無雙為靈寶之處、令散在之段尤歎敷次第也、若有及再見事者必可令感得者也、于時元和七年仲秋初九辰剋書寫了、列祖垂哀感可令加護給之耳、

遍照金剛末弟尊純

肥後國宇土庄

鎮西探題 北条 下知状

(熊本県史料中世五) 詫摩文書 五六

肥後國詫磨一房九代盛綱申新造御所用途事

右、於彼課役者、被成下關東御教書於惣領大友近江入道具簡、所有其沙汰也、委鹿子詫磨彦次郎親基難濟云々、為糺明度
雖遣召文、無音之間、以宇土三郎高俊尋問實否之處、如執進去四月六日親基請文者、不付本解狀之間、巨細不存知候、
早下給之、可令明申云々者、就關東御教書、有其沙汰之處、棒自由(請文)。于今不參、不遁難澁之咎歟、然則於彼御公事用途
者、可致弁矣者、依仰下知如件、

元徳二年六月五日

修理亮平朝臣(花押)

名和義高寄進状案

(千家家譜)

寄進杵築大社

(1) 志紀河内村(敷河内村、イ)

名和義高、敷河内ヲ大社ニ寄進ス

肥後國八代莊高田郷内志紀河内村事、
右□社為四季御供并御神樂料所、
永代所寄進如件

建武二年五月十五日

左衛門尉義高 判

後醍醐天皇繪旨

(新修島根県史史料編一) 出雲大社文書

○頭ノ下ニ「分」脱カ、肥後國八代莊地頭内高田郷内志紀河内村、
後文獻叢書本ニハ脱字ナシ

寄進杵築大社之由被聞食畢、者

- (1) 八代庄(八代荘、イ)志紀河内村(敷河内村、イ)
- (2) 杵築大社(出雲大社、イ)
- (3) 伯耆大夫判官(伯耆大夫判官、イ)
- (4) 伯耆大夫判官(伯耆大夫判官、イ)

5

- 名和系譜享真抄録及ビ東大史料編纂所影写本ニヨル
- 名和義高八代庄鞍楠村ヲ熊野山ニ寄進ス
- (1) 五月二十八日(五月二十六日、イ)
- (2) 伯耆大夫判官(伯耆大夫判官、イ)

6

多々良濱ノ戦

一色・仁木、内河彦三郎ヲ追落ス

- (1) 一色太郎入道道猷(一色太郎入道道猷)

天氣如此、悉之以狀

建武二年五月廿六日

伯耆大夫判官館

大膳大夫 (花押)

後醍醐天皇綸旨

(名和文書)

肥後國八代庄地頭分内鞍楠村寄進熊野那智山之由被聞食畢、者 天氣如此悉之以狀

建武二年五月二十八日

伯耆大夫判官館

大膳大夫 (花押)

太平記 卷十六

(日本古典文学大系三十五)

多々良濱合戦事 付高駿河守引例事

(前略) 菊池ガ勢誠ニ百倍セリトイヘドモ、オノ小勢ニ懸立ラレテ、一陣ノ軍兵三千餘騎、多々良濱ノ遠干瀉ヲ、二十餘町マデゾ引退ケル。搦手ニ回リケル松浦・神田ノ者共、將軍ノ御勢ノ僅ニ三百餘騎ニモ足ザリケルヲ二三萬騎ニ見ナシ、礮打浪ノ音ヲモ敵ノ時ノ聲ニ聞ナシケレバ、俄ニ叶ハジト思フ心付テ、一軍ヲモセズ旌ヲ捲ト甲ヲ脱デ降人ニ出ニケリ。菊池此ヲ見テ 彌難儀ニ思ヒ、「大勢ノ懸ラヌ先ニ。」ト急肥後國ヘ引返ス。將軍則一色太郎入道道猷・仁木四郎次郎義長ヲ差遣シ菊池ガ城ヲ責サセラルルニ、一日モ堪得ズ深山ノ奥ヘ逃籠ル。是ヨリ惣同國八代ノ城ヲ責テ内河彦三郎ヲ追落ス也。此ノミナラズ、阿蘇大宮司八郎惟直ハ、先日多々良濱ノ合戦ニ深手負タリケルガ、肥前國小杵山ニテ自害シヌ。其弟九郎ハ、知ヌ里ニ行迷テ、卑キ田夫ニ生擒レヌ。秋月備前守ハ、太宰府迄落タリケルガ、一族二十人餘人一所ニテ討レニケリ。(後略)

相良定頼申状案

(相良家文書八二)

六郎 (三郎入道進道也) 謹言上

肥後國球磨郡人吉庄地頭相良兵庫允定頼謹言上

且依抽 且令拜領 將家御下文備將來電錄
欲早參取前御方致度々軍忠上者預御注進。弥成弓箭勇本領當庄北方半分地頭職事

(中略)

右、定頼任御教書并御施行之旨、取前參于御方、以去々々建武正月六日押寄手追落菊池肥後守代官荒木左衛門次郎。同日馳越

致合敬刻 (正) 眞幸院生虜肘付八郎兼重親類飯尾五郎兵衛入道、以來度々令致軍忠之條、御感御教書以下覆勘状等明白也、次(兼利等氏)將軍鎮西御

下向之時、軍勢等大略雖挿二心、定頼於為御方致忠勤之間、依永吉平六入道宗昌注進、忝下賜 將軍家御判於着到之裏畢、

次御上洛之時、為供奉、橋佐渡弥八公好同心仁、以建武三年四月廿日罷立球磨郡、同廿二日於八代庄、對于内河彦三郎致

合戰之刻、親類若黨等數輩、或被討或被疵間、公好則令注進畢、就中、相良孫三郎經頼、須惠、永里、岡本、奥野、橋佐

渡八郎以下凶徒等、令同心于武敏、兼重、祐廣、内河等、打取當郡、構城(鄂)於郡内、引入鎮西凶徒等、相從近國、疑令蜂

起之間、定頼自取前每度致軍忠之上者、捨命存御方之条今更雖不能言上勿論也、委凶徒者大勢也、定頼僅雖為小勢、相分子二手、籠置親類

若黨等於山田城、致散々防戰、定頼者則押寄于後卷、如元追籠凶賊於木枝城畢、是併云奉為上方、依為少府御領也、軍忠

争可被順于余人哉、凡至于當郡者、為無雙城柳之間、為凶徒等於被打取者、輒依難被退治、如此所令致度々忠勤也、仍郡

内静謐之条、偏可謂鎮西無二軍忠者哉、此等次第依達于上聞、連々非齋預御感御教書、自一色殿返給本領北方半分地頭職

畢、御分國關所事、雖為御計、且依無二忠功、且任由緒之旨、預御注進之条、併可為御芳志、將又為御分國平均法之上

者、為恩賞不足分、一族經頼并庶子等跡預給之、弥抽忠節、為成向後之勇、粗言上如件、

建武五年八月 日

少式頼尚軍勢催促状

(相良家文書八八)

相良孫三郎經頼内河彦三郎義眞已下凶徒等、打出肥後國球磨郡永吉庄、及合戰之由、今日十九日所馳申也、早相催一族等、可被致軍忠候、仍執達如件、

相良定長ヲシテ相良經頼・内河義眞等ヲ撃タシム

曆應三年六月十九日

大宰少貳(花押)

相良孫次郎殿

少貳頼尚軍勢催促狀

(相良家文書八九)

○税所景宗ヲシテ相良経頼・内河義真等ヲ撃タシム

相良孫三郎經頼内河彦三郎義真已下凶徒等、打出肥後國球磨郡永吉庄、及合戰之由、今日十九日所馳申也、早相催一族、可被致軍忠候、仍執達如件、

曆應三年六月十九日

大宰少貳(花押)

税所八郎殿

後村上天皇綸旨

(名和文書)

○名和系譜写真抄録及ビ東大史料編纂所影写本ニヨ

出雲國利弘保地頭職為勲功賞可令知行者、天氣如此、悉之以狀

興國元年六月二十一日

左中將(花押)

村上頭長ニ利弘保地頭職ヲ知行セシム

村上兵庫允館

税所宗圓申狀案

(相良家文書二二〇)

(前略)

右宗圓、任御施行之旨、最前馳參御方、建武三年正月六日押寄于菊池武重代官荒木左衛門次郎住宅、則追落後、同十日馳越日向國眞幸院、押寄肝付八郎兼重与黨城、致合戰之忠、追落彼城以來、令致數ヶ度軍忠之条、御感御教書以下御覆勘狀明白也。將軍家御下向之時者、諸軍勢等多以雖插二心、於宗円者、為御方致忠勤之間、此等子細永吉庄御代官新御領平六入道宗昌依令注進、忝下給 將軍家御判於彼狀之裏畢、次御上路之時、為供奉、稿佐渡弥八公好相共、同年四月廿日打立

○税所宗圓、稿佐渡公好ト共ニ内河義真ト合戦

球磨郡、同廿二日、於八代庄、對于内河彦三郎致合戰之刻、（發見）被疵之間、則公好令注進畢、就中、相良孫三郎經賴、須惠、岡本、奥野、橋佐渡八郎以下凶徒等、令同心武敏、兼重、祐廣、内河等、打取當郡、構城墾、引入鎮西凶徒等、擬相從近國之間、宗円一族相共楯籠山田城、致防戰之忠畢、是併為奉上、并為令全宰府御領也、軍忠争可被順（誰）余人哉、凡至當郡者、為無變城墾之間、凶徒等令打取之者、輒依難被退治、如此捨身命、抽每度軍忠者也、爰曆應三年以來、相良縫殿允祐長罷成朝敵之後、於所々致合戰之忠、自身被疵之条、御教書并御一見狀歴然也、仍郡内静謐之条、偏宗円可謂無二之軍忠者（敵）毀、然早急速被經御沙汰、沿恩賞、弥為致忠勤、言上如件、

康永四年十一月日

中院義定書状写

（阿蘇文書二一一三頁）

豊福
内河義眞

（一）花押（中院義定）

一日たむしうけ給（盛）ハリ候しようかいの事、うちかハ（内）にくハしく相談候了、この事ハ（續）さぬきハうをつかひニまいらせて候けるときニ、さいさんうけ給りて候、ゆめくそらくあるまじきにて候、たゞしいまのきけん、所々に志（敵）やうかくあまたもちて候ほとに、又とりハしめ候ハンするハ、かなうへしともおほえす候、御かうり（谷）よくハもとも悦存候、たゞし料所のいちたん、よくく申たんして、さうを申へき由、へんたう申候なり、くハしくハ重藤申候へく候、

（正平元年）
十一月廿一日

（推選）
ゑらのこ次らうとのへ

（花押）
花押

中院義定書状写

（阿蘇文書二一六三頁）

少貳頼尚、守山關所ヲ開ク
コトヲ求ム

委細ちうもんの趣、条々たしかニ加一見了、さてハ關所（守山）のくちあかハ、頼尚（少貳）まかりのほるへき由事口入、子細あるへからす、但先日わたんとて候しかとも、たしぬきてかやうに候、それニ中ニいられて候とも、頼尚事を破候てたしぬき候ハんときハ、たゞ同篇たるへく候、さやうの時ハ、後悔候ともかひあるまじく候、所詮、たしぬくみちならて、そのうたかひ

六箇庄、長講堂御領
宇土高俊、六箇庄地頭職關
所分ヲ領ス

なくしんをとるへき所見にてあるへくハ、みちをあけむ事へいきあるましく候、さて小河の事、いちきなれハと云々、ろ
しの一たんにうつすへからず、かくへつのきにて候へハ、道へあけてとをし候へく候、もしなをおかハ小河の正官のしやう
などを、いかゝあらんすらんと、うたかひ申候て、城に人も入かえ候て、とをり候へしとおほえ候、委細つくしかた
く候、高俊方へ仰遣て候、さためて申候へく候、

(正平二年)
八月五日

(中略發定)
花押

阿蘇大くうしとのへ

惠良惟澄注進關所中指合所領注文写

(阿蘇家文書一一五)

注進關所内指合所々事

一肥後國分

葦北庄

元弘恩賞宛賜賜人、其内于今相續軍忠輩等在、其外故武重令支配新所、仍當時關所分、不可及一兩村敷云々、
(菊池)
六ヶ庄本領長講堂御領
於地頭職關所分者、先度為新所、宛賜宇土壹岐守高俊了、

赤見村限庄内敷、何庄内村哉、
非關所敷、

天草本砥嶋

兼日申子細之仁、於御方致軍忠、不被尋究者、無左右難致關所、

一豊後國早田庄内満吉名地頭職事

件庄地頭職、自關東時菊池故宮兵部卿殿御相傳之地也、御恩御相續、非關所敷、

一薩摩國和泉庄地頭職事

當庄輩自軍初於國致軍忠、無左右不可及沙汰之由、自宮御所被仰者也、
(懐良親王)

一日向國新名庄國中無此名字敷、若

此外注進關所地事、關否雖不分明、先為新所可被宛行也、
為新納院者非關所

征西大將軍宮、肥後宇土律
ニ着シ阿蘇惟時ヲ召シ給フ

- 一 豊後國朽網郷地頭職土貢千五百云々、
- 一 同國珠玖地頭職於御方、致軍忠之輩等在者也、
- 一 日向高知尾庄内關所
- 一 高知尾一類籠小野城、可被尋究、
- 一 堅田次郎入道跡、可注申所領名字也、

征西大將軍宮令旨写

(阿蘇文書二一四二頁)

所有着御當國宇土津也、(肥後)寂前被馳參者、多年忠節之志、此時可頭歟、其間事以經藤被傳仰之由、所被仰下候也、仍執達如件、

正平三年正月二日

阿蘇大宮司殿(惟時)

(五条頼元)
勘解由次官 花押

惠良惟澄軍忠状

(阿蘇家文書二二二)

(源實忠)
「惟澄申正三〇〇」

惟澄軍忠次第記詮要謹言上

(前略)

次頼尚重令下國、正平元季壬九月二日、攻破守山關所之時、自小河城下合、令致散々合戰、追落馬物具、日奈子并高木兄弟弓削丹次以下十余人討取畢、次日追懸大野原、迄入夜雖支阿弥(能)隨峯、自八代御方不及合戰之間、不能合力、其後今宮要害之時、御方人々相共日々合戰畢、次山崎向城安見岡二箇所城、御方相共落之了、其後御敵忍取種山黑駿城之間、此所御方要害後山也、可令八代出入断絶之間、不廻時日馳向、取向城於米山之處、内河縫殿允打越、於此境者、偏可為惟澄之計之由、依令申、令踏之處、頼尚一族對馬豊前守筑後孫次郎以下數百騎寄來之時、八代御方被追落要害之間、竹崎左衛門

内河縫殿允

少貳頼尚・内河義直、八代南北ヲ分ケ、以テ和ヲ講ス

太郎相共追散彼凶徒、數十人被疵云々、其後頼尚義直分八代南北、以和談義、今宮荒尾二ヶ所御方城廻之畢、其後御敵馳越小河境、篠尾構城郭之間、惟澄雖致日々合戰、自八代終以無合力者也、次惟澄於笠松鞍楠二箇所、取向城之刻、大友孫次郎率數百騎、令發向小野庄、構城郭之間、馳向致合戰、追散凶徒、令破却彼城之時、一族若黨十余人手負討死畢、其後糠塚布瀬篠尾三ヶ所城落之了（後略）

正平三季九月 日

17

宇土市神馬町出土五輪塔地輪銘

（宇土市教育委員会藏）

宇土高俊

正平五年（八月） 刃□□

十九日壹岐守高俊

為逆修建之



18

後村上天皇口宣案

（名和文書）

○名和系譜写真抄録及ヒ東大史料編纂所影写本ニヨル

名和義氏ヲ安芸権守ニ任ズ

（端卷）
口宣案

上卿日野中納言

正平九年六月十八日

宣旨

修理亮源義氏

宣任安藝權守

藏人頭刑部卿藤原宗教平

19

島津師久注進状案

（薩藩旧記雜錄前編卷十八）

薩摩國凶徒和泉庄名主知色彦三郎入道行寛之城郭、於追落入替御方軍勢、於彼城踏之候段、以去六月十三日令注進言上候訖、定令參着候哉、仍賊徒等寄來當所之城之由、承及候之間、去月廿二日備久馳越、令在城候、將又當庄合戰之時分、同國宮方凶徒等、以之外峰起之間、舍弟三郎左衛門尉、幸鹿兒島郡東福寺城、向合彼御敵等、致忠節候、且委細之旨、氏久

令言上候訖、爰肥後國救摩郡凶徒、須惠・多良木仁同國凶徒菊池・内河以下致合力、一色少輔孫三郎殿、所被楯籠城墾、寄來合戰軍中之由申候之間、薩州凶徒蜂起雖難儀時分候、先差進軍勢候訖、合戰之次第定孫三郎殿可有注進候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

文和三年九月十八日

左衛門尉師久 上

進上 御奉行所

惠良惟澄申状案

(阿蘇家文書一五二)

〔端裏書
「土代」〕

阿蘇筑後守宇治惟澄謹言上

欲早被經御沙汰任嚴重 綸旨 令旨預御遵行、筑前國下座郡豊後國大佐井郷同國日田庄肥前國曾祢崎庄肥後國守富庄

以下條々子細事

副進

三通 綸旨案

二通 令旨案

(中略)

一 肥後國守富庄地頭職事

右、當庄者、去興國二年六月十八日、惟澄賜 令旨訖、如明文者、支配当手之軍勢、令成勇、弥抽軍忠、於自身之恩賞

者、施面目之様、別可有其沙汰云々、而當國既屬靜謐之間、尤可預御遵行者哉、爰當知行。河尻三河入道廣覺參御方

訖、子息七郎令出仕敷、但當庄者、前代相模國司譜代之所領也、而廣覺以逆徒之恩補、知行之間、闕所之条勿論也、

凡 朝敵補任之庄齒、寺社奉寄之所々、皆以被改替畢、所謂天満宮奉寄之肥前國曾祢崎庄被闕所訖、高良山寄進之地肥

後國古保里庄同前、宇土壹岐守拝領之安國寺本名号 佐野寺新所同國高樋保号久被没収畢、此外逆徒之補任弃破之条、傍例有

限、所詮、惟澄者、依軍忠忝賜 令旨畢、廣覺者朝敵之恩補也、更難被對揚之条、宜仰上裁、然早預御遵行。欲令支配于

軍勢等矣、

宇土壹岐守高俊拝領ノ安國
寺料所肥後高樋保

(後略)

正平十一年六月 日

太平記 卷三十三

(日本古典文学大系三十六)

菊池合戦事

(前略)

去程ニ七月ニ征西將軍宮ヲ大将トシテ、新田ノ一族・菊池ノ一類、太宰府へ寄ト聞ヘシカバ、小貳ハ陣ヲ取テ敵ヲ待ントテ、大将太宰筑後守頼尚・子息筑後新小貳忠資・朝太宰筑後守頼泰・朝井但馬將監胤信・筑後新左衛門頼信・窪能登太郎泰助・肥後刑部太輔泰親・太宰出雲守頼光・山井三郎惟則・櫻場左衛門藏人重高・同左衛門大夫行盛・相馬小太郎・木綿左近將監・西河兵庫助・草壁六郎・牛糞刑部大輔、松浦薫ニハ、佐志將監・田平左衛門藏人・千葉右京大夫・草野筑後守・子息肥後守・高木肥前守・綾部修理亮・藤木三郎・幡田次郎・高田筑前々司・三原秋月ノ一族・嶋津上総入道・渋谷播磨守・本間十郎・土屋三郎・松田彈正少弼・河尻肥後入道・託間三郎・鹿子木三郎、此等ヲ宗トノ侍トシテ都合其勢六萬餘騎、杜ノ渡ヲ前ニ當テ味坂庄ニ陣ヲ取ル。宮方ニハ、先帝第六ノ王子征西將軍宮、洞院權大納言・竹林院三位中將・春日中納言・花山院四位少將・土御門少將・坊城三位・葉室左衛門督・日野左少辨・高辻三位・九條大外記・子息主水頭、新田一族ニハ、岩松相摸守・瀬良田大膳大夫・田中彈正大弼・桃井左京亮・江田丹後守・山名因幡守・堀口三郎・里見十郎、侍大将ニハ、菊池肥後守武光・子息肥後次郎・朝肥前二郎武信・同孫三郎武明・赤星掃部助武賢・城越前守・賀屋兵部太輔・見參岡三川守・庄美作守・國分二郎、故伯耆守長年ガ次男名和伯耆權守長秋・三男修理亮・宇都宮刑部丞・千葉刑部太輔・白石三川入道・鹿嶋刑部太輔・大村彈正少弼・太宰權少貳・宇都宮宮岐守・大野式部太輔・派讚岐守・溝口丹後守・牛糞越前權守・波多野三郎・河野邊次郎・稻佐治部太輔・谷山右馬助・渋谷三河守・同修理亮・嶋津上総四郎・齊所兵庫助・高山民部太輔・伊藤攝津守・網脇播磨守・土持十郎・合田筑前守、此等ヲ宗トノ兵トシテ、其勢都合八千餘騎、高良山・柳坂・水繩山三箇所ニ陣ヲ取タリケル、(後略)

名和伯耆權守長秋・修理亮
宇都宮宮岐守

大保原戦

惠良惟澄重申状案

(阿蘇家文書一六三)

阿蘇大宮司惟澄重言上

欲早重被仰下令知行神領等事

惠良惟澄、阿蘇神領ノ安堵ヲ請フ
押領人宇土道光・名和顯興

(1) 宇土壹岐入道道光(宇土高俊)

(2) 勾野郷(曲野、領主勾野八郎九)

右、神領等、任去二月三日 令旨并御施行之旨、守護人莅彼所々、被擬打渡之處、押領人宇土壹岐入道道光⁽¹⁾、伯耆守顯興、并勾野郷⁽²⁾等依申異儀、不事行之由、守護注進之上者、重被仰下之、如元欲全知行、凡本知行之所々、于今不令安堵之間、軍勢令減少之上、疲勞之至、尤可足高察者哉、然早為被經嚴密御沙汰、重言上如件、

正平十六年六月 日

菊池武光施行状写

(阿蘇文書二一四八頁)

菊池武光、守護代ヲシテ郡浦ヲ押領人ヨリ阿蘇社家ニ引渡サンム

阿蘇大宮司惟澄代信阿申當社領肥後國郡浦事、去月廿五日 令旨如此、早任被仰下旨、窪田越中孫次郎相共莅彼所、可被沙汰付下地於社家者^之状如件、

正平十六年六月十二日

武光 花押

守護代

菊池武光施行状写

(阿蘇文書二一四八頁)

菊池武光、窪田武宗ヲシテ郡浦ヲ阿蘇社家ニ渡サンム

阿蘇大宮司惟澄代信阿申當社領肥後國郡浦事、去月廿五日 令旨如此、早任被仰下旨、守護代相共莅彼所、可被沙汰付下地於社家也、仍執達如件、

正平十六年六月十二日

肥後守 花押

窪田越中孫次郎殿

(武志) 窪田越中孫次郎殿
(上包) 窪田越中孫次郎殿

肥後守武光

甲佐宮牒写

〔熊本県史料中世三
藤崎八幡宮文書一五〕

甲佐宮牒

郡浦社衙

名和顯興ノ代官、小川郷入
部ヲ妨ケテ甲佐宮神人ヲ刃傷
シタルヲ以テ一味沙汰セシ
コトヲ求ム

欲早依社家先規、且為神威倍增、被致一味沙汰、伯耆顯興令打擲刃傷當神人等之間事、

右濫觴者云々、當社領〔肥後代郡〕小河兩郷之間、被下令旨・御教書、為遵行、守護代因幡守云々、去三月之頃入部之處、顯興申異

儀之間、被註進畢、而重依被下、去月廿日前御使等令發向彼所、既被打渡當郷於社家畢、仍社司等欲令所務之處、同廿三

日西、顯興代官引卒多勢、刃傷雜掌祝宗次、令打擲神人〔宇草〕之條希代也、〔○中略〕此時令點止神訴者、未代定可失靈社之威

歟、仍於當社者、先神與御動座〔拜殿〕、社壇閉門、神事抑留畢、且其子細、任先規、相觸阿蘇・健軍・藤崎社等訖、定可令

皆同者哉、〔後略〕

正平十六年八月

甲佐社神官等

連名五人

供僧等

連名六人

征西大將軍宮令旨写

〔阿蘇文書二一四九頁〕

菊池武光ヲシテ小河・郡浦
ヲ阿蘇社家ニ渡サシメ給フ

阿蘇大宮司惟澄申社領當國小河并郡浦事、就注進狀御沙汰畢、顯興、〔名也〕道光等申異儀云々、太無謂、重嚴密可被沙汰下地於
社家之狀、依〔價良親王〕仰執達如件、

正平十六年九月五日

〔五条頼元〕勘解由次官 花押

菊池肥後守殿

菊池武光注進狀写

(阿蘇文書二一四九頁)

宇土道光・名和顯與ノ代官
城郭ヲ構ヘ郡浦・小河ノ打
渡ヲ妨グ

阿蘇大宮司惟澄代信阿申當社領肥後國郡浦并小河事、任去九月五日 令旨、守護代武貫并窪田武宗為使節、遂其節候之處、如去十月一日武宗請文者、菝彼所、欲沙汰付下地於社家之處、於郡浦者、宇土道光代構城墪、至小河者、顯興代構要害、申異儀之間、不及打渡云々、同月同日武貫請文、子細同前、仍彼請文四通進上之、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正平十六年十月十四日

肥後守藤原武光上
裏三花押

進上 御奉行所

征西大將軍宮令旨写

(阿蘇文書二一五〇頁)

菊池武光ヲシテ重ネテ宇土
・名和兩氏ノ城郭ヲ破却
シ、小河・郡浦ヲ惠良惟澄
ニ渡サシメ給フ

阿蘇大宮司惟澄申社領(肥後)當國小河并郡浦事、如注進狀者、於郡浦者、道光代構城墪、至小河者、顯興代構要害、各申異儀之間、不及打渡云々、重差遣守護代、破却城墪等、可被沙汰付下地於惟澄之狀、依(顯興親王)仰執達如件、

正平十六年十月廿三日

勘解由次官 花押
(五条頼元)

菊池肥後守殿

菊池武光施行狀写

(阿蘇文書二一五〇頁)

阿蘇大宮司惟澄申社領當國小河并郡浦事、如去月廿三日 令旨者、於郡浦者、道光代構城墪、至小河者、顯興代構要害、各申異儀間、不及打渡云々、重差遣守護代、破却城墪、可沙汰下地於惟澄云々、早任被仰下之旨、窪田孫次郎相共菝彼所、遂其節、載起請文之詞、可被注申之狀如件、

正平十六年十一月七日

武光 花押

守護代

菊池武光施行状写

(阿蘇文書一五二頁)

阿蘇大宮司惟澄申社領當國小河并郡浦事、如去月廿三日 令旨者、於郡浦者、道光代搆城墾、至小河者、顯興代搆要害、各申異儀間、不可及打渡云々、重差遣守護代、破却城墾、可沙汰付下地於惟澄云々、(惠良)早任被仰下之旨、守護代相共莅彼所、遂其節、載起請文之詞、可被注申也、仍執達如件、

正平十六年十一月七日

肥後守 花押

(武卷)
窪田孫次郎殿

宇土庄三所大明神洪鐘銘

(加治木郷土史料)

奉施入 洪鐘一口

肥後國宇土庄鎮守三所大明神

御寶前

右志為聖朝文武安穩太平四海九州万民豊楽普勸通俗之助成新發鐘之響願上驚和光聽下覺妄想夢乃至結縁諸人施與縑素悉成就二世之願望化生九品之寶刹敬白

正平十九年三月十五日 当所惣大夫
大土中村園等

大檀那 藤原 氏女

同氏虎熊丸

少弥 道光

(2) 少弥道光(沙弥道光
・宇土高俊)

宇都道光請文

(阿蘇家文書一八三)

(1) 宇都老岐入道道光
宇土老岐入道道光

(編裏書)
「宇都壹岐入道々光請文」

阿蘇大宮司惟武、阿蘇惟村ノ社家證驗抑留ヲ訴フ
宇土道光、證驗紛失ノ實ヲ答申ス

(2) 沙弥道光(宇土高俊)

正平廿四年十一月十七日御教書、同十二月一日謹令拜見候畢、
抑如被仰下者、阿蘇社大宮司惟武申社家代々證驗事、惟村令抑留加凶徒云々者、彼文書紛失之有無、載起請之詞可注申云々、此段承及候之條實正候、若此条偽存候者、可罷蒙八幡大菩薩御罰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正平廿四年十二月一日
沙弥道光請文(裏花押)

名和顯興請文

(阿蘇家文書一八四)

〔讀裏書〕
「伯耆守顯興請文」

去十一月十七日御教書、同十二月二日到来、謹拜見仕候了、

名和顯興阿蘇社家ノ證驗紛失ノ實否ヲ知ラスト答申ス
(1) 惟村(阿蘇惟村)

抑被仰下候阿蘇大宮司惟武申社家代々證驗、惟村令抑留之由事、以甲乙人之廣說〔意〕難言上候、雖國中事候、不昵近仁候之間、文書紛失之有無、分明不存知仕候、若此条偽申候者、

八幡大菩薩、天滿大自在天神可蒙冥罰候、以此之旨可有御披露候、顯興恐惶謹言、

十二月三日

伯耆守顯興請文

(裏花押)

進上 御奉行所

名和顯興書狀

(阿蘇家文書一八五)

〔折封ウヘ書〕
「阿蘇殿

伯耆守顯興」

去月廿六日御札、今月二日到来、委細承候了、

抑承候間事、不存知事候間、以此旨捧請文候、聊不等閑之儀候、委細御使可被申候、恐々謹言、

十二月三日

伯耆守顯興(花押)

〔裏筆〕阿蘇大宮司殿

今川了俊書状写

(阿蘇文書二一一七二頁)

肥後國人々々少々浦地城衆(つた)にて候、御打出時分へそへ申へく候、昨日詫磨下向候し、定それへ馳加申へく候敷、

一先日委細令申候、參着候哉、如何、當陳事不及合戦候、兩方取城候間、無左右破かたく候、さりながら此敵等當陳にて對治候やうニ沙汰仕たく候間、廻方便候、松浦路ニも兩方勢向合候、これも當陳の合戦落居ニよるへく候敷、

一この時分ニ、いかニもして肥後國事、一途候やうニ御計候者可目出候、玖磨物共一揆候て、八代ニ可打出之由申候へと

河尻氏・宇土氏、今川了俊ノ招キニ応ゼズ

も、いまた無其儀候、河尻も領狀申て候へと、いまた弟一人敵陳ニ候、御舟も可參御方之由堅申候ながら、未及現形候、宇土同前候、筑後國ニハ多分御方ニ參候へき物おほく候へと、一方つよくとり立候へき人候ハぬほとに、時分を相待候けニ候、何とも御籌策候て、此時勢をまとめられ候て、御打出候へく候、高来大將今川(肥前)兵部大輔(滿總)それへ罷越候

て、可申合力之由申候之間、その御左右をも承定候へんとて、又人を進申候、御談合候て、御ハからひあるへく候、

高来にて合戦候よし聞候へと、それニよるへからず候、

一玖磨物共方へも、それより御さいそく候て、急々打出へきよし仰候て、兩方より御出合候やうに、御さた候へく候、そなたの事御打出候ハ、やかてこれの合戦をもみ候へく候、一向それの事ハ御方便をたのみ申候也、恐々謹言、

五月七日

了俊 花押

阿曾大宮司(1)殿

今川了俊書状写

(阿蘇文書二一一七七頁)

去十二日御合戦事、一昨日以僧使者申候き、定參着候哉、尚々御高名目出候、打死人候事、雖無念候、是又不及力次第候、於子孫者恩賞等事可申行候、

一御參陳事、如先日申候、今程殊ニ可為大功候、南郡事者、雖何時候、對治子細候ましく候、とても菊池勢無合力之儀者、河尻ふんさいのともからハかりニては、はかしく何事候はしと存候、城々を持て候間、馳懸て不日ニせめ落され候ハん事ハ、いかに日数のひ候ぬと存候、地下の所務の事は、又二三日のうちニかうし候はんする間、たやすかるへく候へ

(1)阿曾大宮司(阿蘇
惟村)

今川了俊菊池口ヲ取詰メ然ル後河尻宇土ニ及バントス

○返点・送仮名ヲ省ク
名和顯興宜ク菊池武朝功勳
ノ次第ヲ知ル
1 當家(以當家、イ)
2 陳(陣、イ)
3 丁(陣、イ)
4 今年(今稔、イ)
5 沙汰者(沙汰者也、イ)
6 宜(巨、イ)
7 弘知三年(弘和四年、イ)

ハ、まつ此菊池口につめ陳をとり定候て、一手心安くさしをき候て後、此勢ををしわけ候て、同道申候て、河尻宇土以下を。對治候。それもこの所務の以前ニさた候へてはかなふましく候間、これへの御出陳をいそかれ候て、さやうの事も御申さた候ハム、菊池の事も南郡の事も、早々ニ道行候ぬと存候、その上菊池事は、陳の城、くま目の城、木野城など、更々兵糧なき時分にて候間、此城々の通路ニつめより候ハム、可落候条、案のうちの事にて候、一昨日よりはしめて、菊池のあな川の上ニ候城をとりこしらへ候式ルて候間、木野以下の城落候はんする事は、子細あらしと存候間、今日もいそぎ／＼つめたく候、一向申合候はんすれば、いそぎ／＼御參陳候へく候、當國の軍勢の事ハ、とても守護人ルて御わたり候上、御手ニつけ候ハん事子細ましく候、今つめ陳の取中候、そなたへさしつかハし候てハ、これの勢うすくなり候へく候間、不進候、とても南郡對治の時ハ、御向候はんする間、治部少輔をさしそへ申へく候ほとニ、他國の軍勢をもさしつかハすへく候上ハ、當國の勢の事、ことニ子細ましく候、もし儀を申ともから候ハム、就御注進かたくいましめさた候へく候也、尚々諸事をさしをかれ候て、まつ此陳ニ御馳加候へく候、待入申候也、これの合戦ハ、近日ニなりて候、同候ハム於一所可致合戦候、委へ尚小川ニ申候了、恐々謹言、
(棋曆元年) 七月十七日

阿蘇大宮司殿

了俊 花押

追啓候、

以自筆先々も申入候間、今も自筆可申候へ共、愚息右筆にて申入候間、同事候、向後も無自筆候ハム、此右筆にて可申入候、為御心得如此令啓候、重恐々謹言、
(真臣)

菊池武朝申状写

(熊本県史料中世四) 志岐文書一六

(前略)

加之元弘以後者、當家武略致九州每度之合戦、至于今相支了俊多勢陳了、就中自元弘三年至今年弘知四年者、五十二年之星霜也、此間正平十三年以後二十七年者、顯興入道(名想) 紹(シヤウカク) 覺(カク) 憑武光以來之武功、令居住當家分國之上者、功勳之次第皆宜存知者也、然則、就忠之淺深、可有御成敗者、何被閣當家代々三百余歳忠義、被賞近年奉公阿黨之所望乎、亦任理非、可有御沙汰者、將軍宮御事、被受正平之勅裁、為故大王御代官、年來被積勞功、御理運無相違上者、勅裁豈可宜餘儀乎、仍

(8) 藤原武朝 (菊池)

38

○長年系名和氏トノ關係不明ナルモ參考トシテココニ示ス

言上如件、

弘知三年七月日

藤原武朝 (8)

名和慈冬書状 (切紙)

(入來院家文書一四八)

(羅裏切封)

委細者、此僧可被申候間留候、尚々、兩人の御中へ狀の事、同事に申候、

御申事、中村殿と相共に連々申候て、京都へ委細の御吹舉めいへんに調進候、探題(今川貞世)よりの御書とりそへて進之候、三か國

御勢遣、急々沙汰あるへきよし仰候、いかに御悦喜候すらんと令存候、下村殿・江河殿(鉄骨重次)へも狀を進したく候へ共、同

事にて候ほとに不進候、御心得あるへく候、御悦入候、尚々御勢遣の事、急束(速)なるへく候、御心へのために令申候、又中

村殿御中さまの事、いかゞと被存候事、御類の事にて候へ共、ありかたく存候、御心へのために申入候、諸事重々申候へ

く候、恐々謹言、

(至徳二年九)

慈冬 (花押)

澁谷清式五郎殿

澁谷清五郎殿

慈冬

西園寺実音讓状

(大分県史料一二) 日名子文書

讓與

養子伯耆長榮所

豊前國糸田庄地頭職半分

筑後國山本庄職半分

大炊御門烏丸敷地一所方四

右所々者、別而依有憑存子細、所分讓如此、敢不可有相違、元弘・建武・延元・興國・正平 勅裁等、彼是封裏案文在

右、宣任愚老之志不誤愛敬之禮無邪忠孝之道者、天救之地載之、而家業與天壤無窮可興復、仍為後之狀如件

○名和系圖 (統群書類從)

ニ顯興子顯年出家シテ長榮ト稱ス、トアリ、參考トシテココニ収ム。阿蘇文書第二四三號參照、田中元勝「征西大將軍宮譜」ノ考按ニ長榮ニシテ定伯耆守顯與カ一族ニシテ入道準大臣ノ花押ハ中院義定ノ花押ナリ、トイ

増補訂正編年大友史料

39

ノ編者曰ク、日奈子太郎
旧蔵文書ハ一部田原文書
ニアリ

54321
糸田庄(田川郡)
山本庄(山本郡)
封裏(対裏、山本郡)
在右(左右、イイ)
為後之(後之、イ)

40

○長年系名和氏トノ關係不
明ナルモ、参考トシテコ
コニス
了俊名和某(慈冬カ)ヲ
派遣

元中參年二月四日

入道從一位準大臣(花押)

今川了俊世貞自筆書狀(切紙)

(入來院家文書一七二)

〔端裏切封〕

嶋津事、公方御使一見候上ハ、急ニ可退治候、一勢合力事御申候上者、必ニ可遣候、御待候へく候、面ニ御連ひらかるへ
き事此時候哉、委細隠岐參り候時申候了、勢事ハ重如此御申候間、いそぎニ可進候、又内ニ承子細候間、宮里地頭職事
預申候、御下文ハ必ニ可申行候也、御一家の御かたニとハ御同心候間、就是非候て、御一家中の事ハ、一みち御面目候
やうニ天神も御らん候へ、申行候へく候、そのよし重御談合候へく候、しかしなから名和をそれニ進候事ハ、たニ御一家
の御ためにて候、八幡も照覽候へ、偽申さず候上ハ、自今以後我ニ事ハ御一家をたのミ存候也、恐ニ謹言、
(至徳三年)
十月廿九日

了俊(花押)

澁谷左馬助殿
(重光)
御返事

〔上包〕
澁谷左馬助殿 御返事 了俊

今川了俊世貞自筆書狀(切紙)

(入來院家文書一七三)

41

○長年系名和氏トノ關係不
明ナルモ、参考ノタメコ
コニス

〔端裏切封〕

〔端裏切封〕

○コノ文書ノ別紙ハ、本文トソノ筆蹟同ジカラズ、恐ラクハ懸紙ウハ書ノ写ナラン、

御申候事したニめ進候、目出候、抑愚身渡海事、自京都御使重て下向候、待申候、其間まつ八代退治候、是又其方御合力

たるへく候敷、水俣ニも一勢急と遣候、追て愚身ハ何時も可越候、毎事名和方ニ申遣候、定可申候哉、恐と謹言、

了俊 (花押)

澁谷清敷殿

〔上包〕
澁谷清敷殿 了俊

42

覚書

〔熊本県史料中世四〕
五条文書三一

良成親王御剣ヲ下サル

(一) 頼治 (五条頼治)

43

深堀時弘軍忠状

〔熊本県史料中世五〕
深堀文書二〇

〔包紙〕
元中四年丁卯十月十七日、
自宇土 御在所、被御剣下、御使由利信乃守、頼治在所大淵河内築足、

肥前國彼杵郡高濱伊賀守時弘申、軍忠事、

右、於在と所と御陣、不退致忠節之上、肥後國宇土・河尻南郡之凶徒等為御退治、御發向之間、令御共、
左京大夫武朝已下輩、迄于退散之期、抽忠節之上者、然早下賜御判、為備後證之龜鏡、粗言上如件、

明德元年九月 日

〔証判〕
「承了」 (今川貞臣)
「花押」

某宛行状

〔熊本県史料中世二〕
今朝洞文書一

44

○真興下文トトモニ参考ノ
タメ、ココニ収ム

(花押)

宛行 櫛辨濟使所

肥後國八代庄道前郷野津村内壹町五段事

右所者、於當所凶徒了俊襲來之時、為御方致忠節之間、為兵糧料所、彼地知行不可有相違之狀如件、
元中八年八月廿五日

武雄社大宮司跡代新兵衛尉軍忠狀

(熊本県史料中世五) 武雄神社文書一八

後藤武雄大宮司跡代新兵衛尉申、軍忠事

右、肥後國八代御發向之間、馳參、三日於所と御陣、致宿直之刻、去六月六日、宮地原御陣召寄之時、致合戰、抽軍功之候、所有御見知也、同七月二日、八町嶽城攻之時、一族相共致戰功忠節、匪甞久多良木城已下、為所と城衆、致宿直警固之條、無其隱者也、仍 宮御所御合躰、伯耆守以下輩降參之間、限本御歸陣御共仕諺、然者早下賜御判、為備末代之龜鏡、粗言上如件、

明徳二年九月 日

(証判) 一承了 (今川貞臣) (花押)

今川了俊自筆書狀 (切紙)

(入來院家文書一九八)

○長年系名和氏トノ關係不明ナルモ參考トシテココニ示ス。

(端裏切封)

○第二・第三紙ノ行首ニ見ユル註記「二」・「三」ハ、本文ト同筆ナルガ如シ、

新春吉事自他策前申籠候了、尚以不可有盡期候、抑兩國事、於今者、嶋津兩人為御方之由京都ニ申候間、其實きこしめし定られ候へんために、僧を被下候敷、此時嶋津兩人ニ同心候輩相共ニ八代ニ發向候て一戰仕候ハ、まことに可為御方候間、可有御免候、若猶た御方と申て候ハかりにて、如此間於國の所行不儀ニ候ハ、この御返事に付て退罰せらるへきよし仰下されて候間、返々目出候、此左右のほとハ、名和か事それニ候へきよし申遣候也、嶋津か内心を存候ニ、よもこのたひも八代ニ罷向事ハあらしと存候、然者退罰御教書ハ必と可成下候間、其程ハ相構く御方の人と御同心ニ國をかたく御ふまへ候て、大將をも御合力候へく候、今度

○真興ハ名和系図ニ見出サ
ザルモ参考タメココニ収ム

了俊ニ下されて候京都の御事書・御教書の案文、名和か方ニ遣候、御らん候て御心え候へく候、兼又了俊事條ニ仰合らるへき事候とて、俄ニめされ候間、且ハ當陣をもよくしたよめをき、且ハ兩嶋津か進退をも見定候て可罷上候、其間は細ニ可申承候、可有御同心候、了俊事委細安國寺に申て候、御尋候へく候、就是非上洛仕候とも、九州の御方深重の御かたの御代官を申へく候間、定御悦喜候ぬと存候、了俊九州ニ在國候よりも、中々京都ニ參候ハ、鎮西やかて退治のもとといニ成候ぬとおほえ候、就中身か事ハ京都ニ一二月ニハ過ましく候、やかて可歸陣候間、ことにくめんくの御ためも可御心安候、よくく名和御談合候て連と可承候、恐と謹言、

(応永二年九) 正月六日

了俊 (花押)

清敷殿

(懸紙ツヘ世) 一澁谷清敷殿 御返事 了俊

真興書下

(熊本県史料中世二) 今朝洞文書二

こんと、父子ともにさい所をすて候て友せられ候、誠ニしん妙ニ存候、仍けさとうのせいもツさいの御くうし、悉令ゆうめん候、しせん出陣その外のふし友之事ハ、如何にもく本そふ候へく候、仍為後日之狀如件、

應永卅年卯月九日

真興 (花押)

けさとう又四郎との所

沙彌崇輝奉書

(阿蘇家文書二四三)

阿蘇大宮司ニ忠節ヲ促ス
使者伯耆入道長榮
(一) 名和系図ニ頭興ノ子
頭年入道長榮、東寺ノ
僧トアリ

九州地頭御家人中被仰□子細以同前、別而被成下 御教書之旨如此、早任御成敗捧請文、可被抽忠節之□候也、御使伯耆入道長榮□□、彼仁無力至極之時分候敷、定上洛之用脚可難叶候之間、偏被憑思食之候、涯分致□走、令合力給者、尤以可□神妙之由、依仰之狀如件、

○出典ニ句読点ナシ

49

八代源朝臣教信
(1) 書(書稱) 異稱日本
(2) 約遺藏一船(約藏遺一船) 異稱日本(傳)

○文書ノ内容ヨリ桃房丸ハ名和氏ト推定サレル故ニココニ示ス

50

十二月三日
謹上 阿蘇大宮司殿

海東諸國記

(肥後文獻叢書第三卷) 新撰事蹟通考卷十六 名和氏系図所収

教信己卯年遣使來朝書肥後州八代源朝臣教信約遺藏一船⁽¹⁾

己卯 皇朝長祿三年也教信疑教長之謬也然據享德元年卒則又非教長但諸國記之己卯又乙卯之誤而永亨七年歿而無他考證姑附于此

河田田永北義秀外八名連署狀

(阿蘇家文書二六九)

(折封ウハ書)

一(異筆)

「寶德三年六月五日到來」

北 四 良 次 郎
河 田 備 前 入 道

義 秀

田 永

伊 津 野 殿

(端裏切封)

就今度當所之時儀、每事被添御意候、御懇志之至、誠々御憑敷、一味同心開眉候、弥々桃房丸之所可堅固候之間、大慶此事候、然間、對桃房丸一家中老若致得文候上者、存異儀候者、不可有一人も候、乍恐猶々為御不審、老名共又以請文狀申上候、

天照大神 八幡大弁

阿蘇大明神 天滿大神

妙見大弁

盡未來際大小事可被奉憑御兩所候、一味同心之意趣如此候、以此旨可有御披露候、恐々謹言、

沙彌崇輝

(花押)

六月二日

蜂須賀尾張守
義助(花押)

河田備前入道
田永(花押)

進因幡入道
眞乘(花押)

大井大膳入道
超阿(花押)

河北上總入道
教阿(花押)

本郷越前入道
宗榮(花押)

加悦尾張入道
見阿(花押)

(北)
義秀(花押)

新判官入道
正壽(花押)

布施石見入道
長義(花押)

伊津野殿

宇土為光書狀

(阿蘇家文書二七三)

(礼紙切封)

尚々、此旨阿蘇殿へも御申達頼入候、

就、阿蘇十二之社并本堂御造遣、委細蒙仰候、目出存候、即可申付候、此旨方保田方人ニ令申候、可得御察候、恐惶謹

言、

(長筆)
「文明四年壬」

宇土為光阿蘇十二社并本堂
造營ノ勸進ニ応ス

(一) 隈部上総介(忠直)

十月十九日
隈部上総介殿

為光(花押)

52

田上惟吉書狀案

(熊本県史料中世一)
西殿殿寺文書八二)

名和顯忠十二年間本堂造營料足寄進ヲ約ス

就御立願、阿蘇山本堂為御造營、貴殿様より十二年之間、鳥目十二貫御拜進候、去年之分新足十二貫被遣候、彼御使則御嶽へ被罷通可然之由雖申候、是まてたるへき由、被仰付候趣、被申候間、先請取申候、即 御嶽へ年行事被進、御返事取可進候、少も不可有無沙汰候、御神物御拜進目出之由、(河歌)惟忠被申候、萬吉、恐々謹言

(安明五年)
十月三日

田上周助守
惟吉

別庄新衛門尉殿

岩田越後守殿

御報

「八代へ返事案」

53

宇土菊為光書狀

(熊本県史料中世四)
五条文書七二)

合戦ニ勝利ヲ得タル事ヲ賞ス

(一) 五条殿(良邦カ)

於其境、敵寄来候之處、出合と戦得勝利、不知其數被討捕候、御忠節之至候、弥憑入候、恐々謹言、
六月十三日
為光(花押)

五条殿

54

宇土菊為光書狀

(熊本県史料中世四)
五条文書七三)

宇土家ノタメ一味同心

當家之事、老若一味同心ニ申候之條、今月朔着府候、任代と義(儀)、益御忠節可為感悅候、恐々謹言、

六月十一日

五条殿(1)

為光(花押)

島津季久書状

(相良家文書二三四)

(ウハセ) (尾巻)

「到来文明八年八月廿五日」

「相良殿人々御中

豊後守

季久」

摺部より状を給候、目出候、先日遣候飛脚未到来候、来候する時、それまで御返事を可申候、

依牛山ニ罷越事、先度進状候、未御返事到来候、いか様、ふと罷越候て、萬可申談候、就之は、敵方ニ万存知候する方へ遣人候、今夜罷歸候、敵見かへりの陳之事ハ、かたく可持候ニ申定候て、取陳候、此方より左様ニハし心得候など遣申候、伊東より甲廿被立候、北原方と同陳ニ候、其外之衆ハ宮丸大炊助と一所尔候、青木と花北と間ニ、北原方之衆尔て路次を可切候、左様尔候者、長峯ニ可取合候、山野殿事、内ノ可然被申候、彼方之事、無越度候する様尔、番衆を遣、又ハ得其心候へと申候、左様尔候間、急進状候、就其者、伊東祐堯同祐國親子五人、三俣高城ニ被越候、此方合力ニ被出候分之様ニ候へととも、所領知行祝尔と被存候て、皆ノ被越候やと見え候由申候、祐國之事者、其方向之仕事ハ衆を不可進候由被申候、加治木溝邊之間ニハ可致奔走候など被申候由承候と申候、尚々、此界之事、吉田指向之當作など散し候へてハ尔て候間、一兩日之内ニ可勢遣候、其隙明候者、依御返事、其方へ可參候、少も無沙汰ニ候て在所ニ候尔てハなく候、御親類様各ノ御辛勞候處ニ、いたつらニ候する事、存知之前尔候、由斷とハ被思召ましく候、又伯耆殿(名和顯忠)より申被遣候、祐國之事、計策申候へかし、可然候すらんと被申候間、其まで進状候、彼方へ可有御遣候、内儀之分も、我かもとへ當て、遣候へと、被申候間、伯州へ遣候状尔て候、尚々、山野之事は、番衆入候ハ、ぬしからハ、修理亮又ハ彈正殿傍ニ可被居候哉、不可有御由斷候、又祐國ニハ、其様よりも御計策可然由被申遣候、慶事、恐々謹言、

八月廿二日

季久(花押)

阿蘇惟忠書狀写

(熊本県史料 中世二)
西蔵殿寺文書 一(二二)

相良・名和兩氏ノ争乱靜謐
祈禱ヲ囑ス

(相良為總) (名和顯忠)
今度求磨・八代之時義及大儀候際、啓上候、如何ニも早々彼境之事、属無事候様、預御祈念候者、可目出候、仍馬一疋
瓦毛拜進候、彼馬更致秘藏候之間進上候、猶々御祈念奉侍候、恐惶敬白、

(文明十五年)
十一月四日

惟忠 書判

進上 阿蘇山

衆徒

御中

(鎧裏ツハ書)
一衆徒御中

惟忠

阿蘇惟忠書狀

(熊本県史料 中世二)
西蔵殿寺文書 一(二三)

阿蘇山衆徒ノ相良・名和兩
氏ノ争乱ニツキキ祈禱セルヲ
謝ス

(相良為總) (名和顯忠)
就求磨・八代之間篇目、國家無為無事之為祈禱、被致精誠御卷敷給候、目出祝着之至候、尚々、是まで御懇懃之條、恐悅
候、増々御祈念奉侍候、委細旨申御使者候、万吉々、恐惶敬白、

(文明十五年)
十一月五日

惟忠 (花押)

進上 阿蘇山

衆徒御中

犬童重國軍忠狀案

(熊本県史料 中世四)
犬童文書 一

文安五年以来連々致忠節候目安

文安五年以来連々致忠節候目安

文安五年之四月、於當郡薩麻瀬村上

文安五年之四月、於當郡薩麻瀬村上

五月、被レ攻ニ永里之山城

五月、被レ攻ニ永里之山城

山田主計允・井福彦十郎・万江采女正・藤井助四郎・徳永右京

来連々抽レ軍忠次第、

助・同大郎九良、彼等於^レ中尾先登仕候之事、

一、同五月、北原左京助欲^レ惣領責兼之代畢、數多之軍兵寄^ニ米上村之城^一候時分、於^レ峰崎防矢仕候之事、

一、同七月十五日、於^レ水面、城^ニ寄^ニ會牧四郎左衛門尉^一、討^ニ捕小田^一但馬^一候之時、被^レ疵候之夏、口牢疵、

一、嶋津忠國^一取^ニ真幸之高野^一於陣候之時、忠國被官別苻五郎^一、樞^ニ籠薩州牛屎院内青木之城^一候之處^ニ、致夜詰、

討^ニ捕上浦石見守・同子息^一候之時、被疵候之事、高股射疵、

忠國被^ニ向津奈木候之時、隕分致辛勞候之事、其隠候焉、

放火仕候之處、無手追拂之候、

彼境仁罷上候之時分、為續田浦及^一、手差寄彼榊於大勢候之處、物^一、飯彼

猛勢候之時、愚身ニヶ所、人數モ^一、拂、田浦・佐敷被籠置、湯浦城^一、處、諸人參會候

而、仕落候之事、郡之御行迹ト、隈部圖書助^一、草^一押寄^一二見、被攻彼地候之^一、大敵怪

開^レ運申候之事、頼泰伺^ニ御出郡之時分五木東^一、代現雅意候之處、參會相良^一、忽堵仕候之

事、參會相良又五郎長連渡^レ徳ノ淵誰^一、儘雖責入榎渡頭興寺口^一候敵^一、不及

合戰候之、雖然愚身之内者^一、候之事、院三郎右衛門尉・宇須久左馬助・北原^一、令同心、二月廿五日曙押寄菱刈^一

及難儀候之間、欲彼合力、永峯^一、候而永々申届番候之事、

岩田三郎左衛門尉相加^ニ八代勢^一、瀨・椿於^ニ二重相闘候之處、寄會^一、退

散候之時、愚身之内者四五人被射疵候之事、

隈・鮎飯伯州被官者与金川^一、候之處、追拂令焼失數千家^一、^一米・愛甲

方致番候之事、被渡御所瀨候之時、人次与左申^一、戸^ニ二重切破、頭忠之舍弟館所及^一、^一等

之舍屋不残一字放火仕候之事、

(1) 形部大輔(刑部大輔、
肥後國八代郡)

海士之江村敵一人捕候之事、長峰之陣、而飯郡候時、菱刈(相)津方以

猛勢、重而取陳、可責左右(相)時通路不可有之とて、廿余人之番衆、良形部大輔、某にも

不致談合被帰候、留嶋津修理亮殿之致御伽候之間ニ、之城ヲ、菊千代丸被仕落候、

而薩州、御左右候へは、平泉ニ被預候字須久左馬頭、之間、御隙明候て、菱刈方父子匠

作、度と承之間、八十余日ニ懸宿木上ニ罷候事、

月五日ニ木上を罷立候而、阿久根之濱ニ、出船候て、同日ニ片浦ニ著船、同三日ニ

致番、同五月六日、九十余日ニ木上ニ罷歸候事、

長峯之城花北之陣衆合戦候、藤二郎花北へ罷立候而、致御番候、

自伯耆方被取局高田城、難(儀カ)五木・西俣・平瀬ニ八代之被官岩田(相)限之

者共ヲ引烈(運)構切所候之、少輔、是も子息ハ出陣候ニ、留守ニ候て、彼切所を打破候

事、

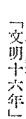
次日十四日松熊・辻・鮎歸ニ、を被置候を、追散候而、悉焼候

て、高田城ニ罷著候へハ、則、退候之事、

相良為續書状 (相良家文書二三〇)

(札紙切封ウハ書)

「」

「」

太郎殿

為續」

先 青井三之御宮ニ早々まいらせへく候、わか宮十嶋同前に候、市房ニ早々人をまいらせられへく候、

御吉兆、多幸々々、仍只今午時高田より注進候、今日辰時八代三ヶ所之城、火をかけ候て、悉落失候、當家之吉事、千秋万

歳、不可過之候、只今八代之様ニ打越候、万吉、彼境より可申候、恐々謹言、

三月七日午時

為續 (花押)

太郎殿

八代落城
相良為續八代ニ向フ

相良氏山門知行以下由緒書

(相良家文書二二二)

名和顯忠、高田郷三百五十町ヲ相良為續ニ譲ル

名和顯忠高田ヲ襲フ
相良為續牛山ヲ知行ス
相良為續八代ヲ知行ス

八代ノ本主名和顯忠没落

山門三百五十町御知行之支、應永七年庚辰ヨリ 實長前續堯頼マテ三代、彼城番ハ村山勘解由允兼長、彼地御格護之故、嶋津忠國之御姉、前續之御前、依夫、忠國ヨリ駕引出物上ニ進候、實長前續堯頼三代ニ、四十九年御格護、然ニ、文安五年庚辰三月廿八日ニ堯頼御逝去之時、彼地薩劬ヨリ押領候、其後十一年ニ、當長祿二年戊オ之歲、薩摩一同ニテ、薩劬ヲ屋形ニト被申合候時、嶋津忠政ヨリ長續ニ被仰候分ハ、牛山ヲ長續ニ可被進之由、頼ニ被仰候、其故ハ、北原菱刈四ヶ所之事、嶋津ニ無敵心様ニ、長續御頼之由、重々候間、御格護候、彼城番、始三年ハ大膳大夫長連、後五年ハ三郎左衛門尉長直、如此候而、彼城治世八年、其後寛正六年乙酉之歲、伯劬ヨリ高田郷三百五十町為續ニ進上候時、牛山之支、嶋津殿ニ以口能仰分御返し候而、彼城衆中ヲ高田ニ召移候、城番村山方、其後文明八年丙申歲、牛山人鉢嶋津三郎右衛門尉方二月廿日ニ俄ニ菱刈ニ動候、菱刈殿難儀ニ及候間、其時分為續様菱刈殿之御智、依夫、同廿二日為續御自身菱刈ニ御出候、薩劬茂自身御出候、然ハ彼牛山之支、且ハ山門之打替、且ハ嶋津殿ニ薩劬隔心之條、為續ニ進上候、就夫、同三月廿八日為續牛山ニ御動候、其儘著陳、薩劬四ヶ所、北原殿も為續ニ御同意ニ候、又八月四日牛山河原合戦ニ、村山方丸目方築瀬方中嶋方園田壹岐守方被立御用候、然處ニ、九月二日伯劬高田郷變改了簡之動候、為續同九月十三日ニ牛山御知行候、式部太輔頼並ニ城番仰付、やかて、御歸陳候、然ニ十月一日為續佐敷ニ御下、上津浦邦種ニ御參會候而、天草郡中之分御頼被仰合、同十二月十三日癸未日八代悉仕拂候、夫ヨリ九年ニ、當文明十六年甲辰三月七日甲午日八代御知行、

菊池重朝書狀

(相良家文書二二二)

先度杵筆候、御披見候哉、抑慮外之世上、無是非次第候、依八代事、為續他家へ被申談候、尤候、雖然、八代本主退出之上者、時節到來候間、於于今者、為當家同心、永無為ニ知行候者、為自他可然候處、如今者、弓矢不可絶候、此趣可有故實之由、上津浦上總介へ申候、定彼方より可有意見候、早々事可然様ニ被取成候者、悦喜可申候、於其境逗留之由承候間、如此申候、懇入候、恐々謹言、

(文明十六年)

四月廿五日

重朝(花押)

稅所式部少輔殿

○コノ文書検討ヲ要ス

○出典ニ句説点ナシ

名和重年感状

(肥後文献叢書第三卷
新撰事蹟通考卷十六蜂須賀系図)

一後醍醐天皇之為御方先祖長年洛中内野原從合戰以來勲功就中文明三年以來相良為續於八代城度々襲來之刻被碎手事
 一文明十五年癸卯十月十六日夜於取々合戰之番於陣内大手橋上粉骨事
 一同十一月十五日大手犬馬場合戰之時被疵被窮高名事
 一同十六年三月七日八代没落以來於所々辛身之事
 一同四月十六日宇土為光并球磨勢現形之時守護勢馳向於木原赤隈合戰之番一人馳加高名之事
 右家親依忠節之次第如此所加扶持加茂周防守義豐之跡十五町并圖師給之事本意之時領掌不可有相違狀如件
 文明十七年乙巳

十二月二十七日

重年



蜂須賀治部少輔殿

宇土宮光丸書下

(熊本県史料中世一
広福寺文書 九四)

(一)蜂須賀治部少輔(家親)

広福寺ヲ諸寺ニ准ジ守護宝地トナス

(一)宮光丸ハ宇土為光ノ孫

肥後國玉名郡石貫村紫陽山廣福寺之事、准諸寺可為永代守護寶地之狀如件、

文龜元年八月廿九日

藤原朝臣宮光丸

廣福寺

菊池能運書狀

(相良家文書二五九)

(端裏切封)

就當國靜謐之儀、御丁寧承候、喜悅候、任代々旨、兩一揆致忠節候、可然候、隈莊是又輒入手候、其境之事茂、如御所存
 可成行候、日出候、必一道可申談候、曾無油断候、仍為光於筑後立花山城守留置候由、昨日廿日注進候、旁自是御礼可

立花山城守、宇土為光ヲ留置ス

(1) 相良殿 (相良長每)

65

候、弥懃存候、恐々敬白、

(文龜三年) 十月廿一日

相良殿 (1)

能運 (花押)

阿蘇惟長書状

(相良家文書二六二)

(折封ウヘ書)

〔(文龜) 四年二月五日到米〕

相良殿 進之候

惟長

相良長每、八代城ヲ取ル

菊池能運ノ意見ニヨリ名和
顯忠城ヲ去ル
阿蘇惟長、名和顯忠トノ会
見ヲ避ク

(1) 相良殿 (相良長每)

66

○以下ノ八代日記ハ、東大
史料編纂所所蔵写本ニヨ
ル
名和顯忠退散

尚々、當家就申合候、被遂御本意候事、千秋万歳候、殊近国之間、本望満足、遇御察候、定而可為御同前候、
仲春之佳祥、千鶴万龜、雖申事旧候、尚以積沙巨海、多幸々々、抑、就今度弓箭、此境致逗留、每々申談候、本望之至
候、然者、依能運意見、敵城對治、外聞實儀、肝要存候、尤以面御悅可申候之處、顯忠此表可被罷通候之条、可預礼之
由、内儀候、雖然、參會無用候間、先以如小熊野罷上候、旁、自在所、以使者、永代不易之御祝言可申承候、慶事猶期来
喜候、恐々謹言、

二月五日

惟長 (花押)

相良殿 (1) 進之候

(礼紙切封)

八代日記

(永正元・2・5)

永正元年 子甲二月五日 酉丁

長每 (相良) 八代知行、

伯効顯忠如國中退散、

六日歟、七日己 御在城御陣日數百五十五日

阿蘇惟長書狀

(相良家文書二六四)

名和氏被官ノ成敗

如御意、無心疎候儘、腰文中候、拜白候、

兩度御懇示預候、祝着之至候、抑伯州被官成敗之通、其方從御老者中竹崎村山所及承候条、所存之趣兩所江申候、定而被

違候哉、已前如申候、對其方、彼落仁共少事茂不儀之子細候者、堅固可申出候、曾不可有心疎候、乍勿論、順逆申談候上

者、互無御等閑可申承候、如何様可被懸御意之由候之間、以面談旁可申候、心事期來喜候、恐々謹言、

〔永正元年
二月十三日
〔禮紙切封ッハ書〕

惟長〔花押〕

〔丁〕相良殿〔相良長每〕

八代日記

(永正13・9・1)

相良殿 御報

惟長

小野守山弓箭

同十三年丙九月一日卯巳 伯名和顯忠小野・守山ニ弓箭の手形、同九月廿一日巳長每守山の城取候、十月七日卯乙日豊福ニ動、
宇土衆數十人打取、十一月廿二日 豊福ニ近陣、十二月十三日ニ長每豊福知行、

相良氏老中契状案

(相良家文書二一九六)

〔繪裏書〕
〔宇土へ之案文〕

相良・名和兩氏和睦ノ契状
舊冬以來和平之上、以前代之辻、多年之被止御宿意、於向後、兩家無二可被仰談旨、相定候、以自他千秋万歳候、仍武顯
御父子、長祇賀清契状之事、被申合候、尤目出候、左候處、八代年行迄、其方御老中よりも、以神名、盡未來際、無變易
可被相談通、被示預候、當所至年行も、御同前之旨承候哉、本悦候、不依自國他國、自然料簡之方廻手、雖搆虚言候、
多不可入其安候、殊國家之立柄、縦如何躰之雖篇目出来候、兩家之事、如此返前代、深重被申談候間、益々一味同心之
旨、可相守神載事、無餘義候、若此条偽申候者、

伊勢天照大神、熊野三所權現、春日大明神、當國惣社藤崎八幡大菩薩、阿蘇十二宮大明神、當所惣廟市房六所權現、青井

大明神、妙見大菩薩、天滿天神、惣而者大小神祇冥道茂御照覽、不可有違變之儀候、委悉旨彼使僧可申達候、恐々謹言、
 永正十四年
 六月九日

皆吉文修理進殿
 河田新貞左衛門尉殿
 則元通右京亮殿
 蜂須賀義對馬守殿
 布施重五郎左衛門尉殿
 内河左右衛門尉殿
 河北忠右衛門尉殿
 三谷頭美濃守殿
 内河忠備後守殿
 加悦忠但馬守殿
 御宿所

相良修理進
 吉牟田外記少輔
 相良玄番頭
 相良右京亮
 築瀬藏人長助
 恒松源左衛門尉
 深水右馬助
 犬童兵庫長命
 丸目兵庫重允
 宮原治部長太輔
 相良大藏長太輔
 相良大藏長太輔

名和武顯書狀

(相良家文書二九七)

〔折封ウハ書〕
「相良殿進之候」

武顯

長照同前被申候、

先度以豐永治部方御懇承候、其以後可致御礼候之處、霖雨洪水之条、于今無其儀候、聊非疎之儀候、仍其方自老中、當方
年行共江、預契狀候、為御礼進使僧候、乍次、先用一書候、如此益深重申合候、外聞實肝要候、猶々、依違方、細々不申
通候、心外候、但幾日罷過候共、不可有心疎候、定御同前候哉、諸篇期來音之時候、恐々謹言、

(本正十四年)
六月廿五日

武顯(花押)

相良殿

進之候

名和氏老中契狀

(相良家文書二九八)

〔折封ウハ書〕
〔原書ウ〕
「永正十四六月廿七日到來」

加悦但馬守
内河備後守
皆吉修理進

相良玄番頭殿
吉牟田外記少輔殿
相良修理進殿 御報

文清

〔端裏切封〕

名和・相良兩氏和睦の契狀

如御芳問、旧冬以来和融之儀被申合候、其辻於自今已後以不可有易變旨、賀清長祇様江武顯父子以契狀被申談候之条、自
私茂八代御老者中江同前申候、其番御方衆へ茂雖可申入候、未依不知案内、無其儀候之處、遮而示預候、本望候、如此公
私深重被申承候上者、自然構和諛、兩家之間可申亂、雖相工之方候、不可入其案候、又者國家如何躰之子細候共、任 神
載、可為御一味覚悟之外、無余儀候、若此条偽之儀候者、

伊勢天照大神、熊野三所權現、春日大明神、當國惣社藤崎八幡大菩薩、阿蘇十二宮大明神、市房六所權現、青井大明神、
妙見大菩薩、天滿天神、當所三宮大明神、松山兩神、木原六殿宮、惣而者日本國中大小神祇冥道茂御照覽、不可有違變

候、委悉猶使僧可被達候、恐々謹言、

(永正十四年)
六月廿五日

相良(長)修理進殿
吉牟田(重)外記少輔殿
相良(長)玄番頭殿
相良(長)右京亮殿
築瀬(忠)藏人左殿
恒松源(貞)左衛門尉殿
深水(長)右馬助殿
犬童帶刀允殿
宮原治部(公)大輔殿
相良(長)大藏大輔殿
犬童兵座(重)允殿
丸目兵庫(長)允殿

(皆吉)
河田新左衛門尉文清(花押)
則元右京亮貞久(花押)
蜂須賀對馬守通治(花押)
布施五郎左衛門尉義房(花押)
内河左衛門尉重通(花押)
河北右衛門尉喜房(花押)
三谷美濃守忠家(花押)
顯倫(内河)(花押)
加悦(内河)(花押)
忠真(加悦)(花押)
忠久(加悦)(花押)

相良民部大輔殿

御報

名和(？)長顯寄進状

(熊本県史料中世一
広福寺文書一〇〇〇)

72

○名和氏ノ可能性アル故、
参考ノタメ、ココニ収ム

富尾之内高良たうめん貳段之事、永對進候事実也、仍狀如件、

永正十六卯己歲卯月五

長顯(花押)

広福
閻公監寺禪師

八代日記

(大永7・4・24)

73

皆吉伊豆守豊福城ニ入ル

同四月廿四日ニ相良刑部大輔方豊福下城候而、如國中退出候、彼地皆吉伊豆守方在城

八代日記

(天文3・正・26)

74

同廿六日 宇土ヨリ隈庄ニ手形動

八代日記

(天文3・閏正・15)

75

宇土、隈庄ヲ攻メテ克タズ

同十五日午壬 宇土衆隈庄ニ動候、合戦隈庄衆勝連候、宇土衆多人數打死

八代日記

(天文4・3・16)

76

豊福大野合戦

三月十六日丑丁 豊福大野合戦、宇土衆數百人打取、

名和武顯書狀

(相良家文書三一三)

〔折封ツハ書〕
一相良殿

御報

武顯

〔端裏切封〕

皆吉伊豆守豊福ヲ乘ツ
相良・名和兩家ノ和睦

如御音問、依慮外之弓箭、去年已來申隔候、無是非候、然者、豊福事可去進之由、内々承候、皆吉伊豆守以存分、時宜事
行候、於于今者、賀清長照申談候之辻、不可有相違之由承候、祝着候、自今以後、為當方茂不可有御隔心候、益々大小可
申談候、恐々謹言、

〔原筆〕
〔天文四於守山到來年行神載添候狀〕
三月廿一日

武顯 (花押)

(一) 相良殿 (相良長唯)

相良殿
御報

名和氏老中契狀

(相良家文書三一四)

〔端裏切封〕

皆吉伊豆守豊福ヲ乘ツ

如御礼、去年以來不慮申隔候、無是非次第候、然者、豊福之事内々承候条、皆吉伊豆守以納得、可去進之由申候、如此上
者、自今已後、不可有別儀候、殊賀清長照申談候辻、盡未來際、不可有御相違之由、以御神載承候、祝着候、此等之儀、
此前茂、為當方聊無變易候、弥御同前外、不可有餘儀候、

阿蘇十二宮、白木社妙見、三宮大明神、八幡大菩薩、天滿天神茂御照覽、益々無二可被申談外、無他事候、恐々謹言、

〔原筆〕
〔天文四年三月於守山到來〕
三月廿一日

〔管書〕
文高 (花押)

蜂須賀尾張守 盈家 (花押)

加悦右衛門尉 顯久 (花押)

河北三河守 親直 (花押)

相良攝州 御報
 深 水 殿
 桑 原 殿
 高 橋 殿
 蓑 田 殿

内河周妨守 顯兼 (花押)
 南条遠江守 忠勝 (花押)
 本郷美作守 真勝 (花押)
 (内河) 忠真 (花押)

八代日記

(天文4・3・22)

同廿二日 未癸 豊福落去、皆吉伊豆守如宇土退散、

名和氏老中連署状

(相良家文書三一五)

(端裏切封)
 一 〓 一

就武顯無二被申談候、^(名和)重行被進状候、御取合可為本望候、仍先度如申候、豊州衆へ御方一味之儀、書音候、返書到来之
 条、為御被見被進候、随而領中所々地下仁召遷候、少事茂無聊尔之様可被仰付候、細々新義院可申候、恐々謹言、

四月四日

(替志) 文高 (花押)
 加悦右衛門尉 顯久 (花押)
 蜂須賀尾張守 盈家 (花押)

○時期不明ナレド、シバラクココニ取ム

相良・名和・阿蘇三家和平

養田殿
桑原殿
高橋殿
御宿所

内河周防守 顯兼 (花押)
南条遠江守 忠勝 (花押)
河北三河守 親直 (花押)
本郷美作守 眞勝 (花押)
忠眞 (内河) (花押)

惟恒書状

(相良家文書三一六)

〔端裏切封〕

三家和平儀、秘定候、誠々千秋万歳、珍重々々此事候、定而入細被兩使可有御達候、益々常々可申承候事、本望候、猶期後音候、恐々謹言、

五月二日

惟恒 (花押)

養田平馬允殿
桑原左衛門三郎殿

八代日記

(天文4・5・18)

同十八日 (箱息) 攝津介方宇土ニ行候、(暗広) 長為様御合縁定候、

八代日記 (天文4・6・2)

同二日 八代・堅志田・宇土三家の老者相談、
(阿良家) (阿蘇家) (名和家)

八代日記 (天文4・8・21)

同廿一日 皆吉伊豆守方御合縁の御悦ニ八代着候、廿四日帰候、

八代日記 (天文5・正・25)

同廿五日 義宗(翁池)ニ宇土ヨリ皆吉左京亮方参上候、

志岐重經書状 (相良家文書三一七)



透而

如見得來候、杉原甘帖令進獻候、誠御志計候、

其已後從是社可申入候處、前日預御使僧候、御憑敷、畏存候、弥此表無異儀候、右之段、早々雖可遂御礼候、依海路、乍存罷成候、其恐不少候、仍國中立柄如何候哉、示給度候、連々可得御意候、兼又、至伯州御家風閑枕逗留候、就夫も、弥向後可為無二段、以御神載示預候、為御存知候、隨而申題目候、一向御入魂頼存候、餘者胎藏院可達候、恐々謹言、

(天文五年)
五月十日

重經 (花押)

(2) 相良殿 (相良長唯)

(1) 伯州 (名和武顯)

相良殿 (2)
御宿所

八代日記 (天文5・7・18)

七月十八日 皆吉伊豆守方領地所望として八代ニ被越候、是ハ義宗ニ御申候事、十九日ニ五百丁の御判候、

沙彌洞然長状写

(相良家文書三一九)

○コノ長状ハ歴代参考卷三及ビ群書類從卷三百九十九ニ見エタリ、今ソノ主ナル異同ヲ傍注ス、

「洞然居士状」

謹而言上任候

(中略)

一薩州山門之事、嶋津方庶子惣領被立三分ノ國衆茂、心々之條、難儀至極候ケル歟、殊於山門嶋津總州楯籠候之番、從嶋

津方、當家、彼城之事、為都城之替、被遂退治、格護可目出之由、懇望之条、諸勢出張候て、薩摩衆同前被付陣候、從

當家者本意之弓箭候間、惣陣肝要之由、守護衆異見候条、被任其旨候、城落去候へハ、此方へ被渡候之間、一家村山備

前守為仁躰被指置、既廿五年雖格護候、一家以錯乱、堯頼没落之番、成行無主候歟、

一牛屎院之事、長統御代、是茂三ヶ國狼騒之時分候歟、從嶋津方此方エ被相去候之間、則以知行、為仁躰、左京亮長直被

指置候、左候處、菊池為邦様當方エ御隔心出来、与風芦北へ被取懸候、至薩摩茂被廻レ武略候之條、水俣へ茂敵現

刑候、當郡裏々へ茂色々被入手候間、方々同前亂候之条、先以公儀、牛屎院之事、無レ難三鹿兒嶋へ返進候、

一重而牛山知行之事、三ヶ國又相破題目、嶋津薩州豊州以同心、被相隔鹿兒嶋候、國衆茂少々一味候、為續彼御兩所へ多

年御知音候歟、是茂無餘儀以御同意、文明八年丙三月牛屎院へ被取懸、數日被相騷候之間、同九月城落去候、其時

國久季久被仰出候之分、本地山門之事近成候、尚々御覚悟可為肝要之由候之条、被任其旨、以知行、為仁躰、式部太輔

頼福被指置、是茂廿余年格護候、

一為續八代鏡望之根元者、伯州慮外之當介故候歟、顯忠未幸松殿ニテ御入之時、内河式部少輔供仕、此方へ山中候、其比

者未長續在世候、以彼御馳走、至八代被仕居候、為其芳恩、高田郷之事被相去候之条、彼城格護候、殊為續息女ニ合縁

之儀懇望候、既以兩使祝儀之酒肴被遣候、自是茂上下着物等被進、然々被申結候之處、牛屎院在陣之折節、到レ高田郷

被取懸候、雖然、芦北之人數則馳續、堅固ニ持堪候間、不及力、被開陣候、不思儀之後矢候歟、被違恨依深重、為續牛

山在陣翌年師走、八代江以発向、柄城計被任成候、従夫稠被取分(立懸)、殊更文明十五年(癸卯)城方角へ押寄、被付陣候、然

者、為合力、嶋津國久名代舍弟彈正忠殿同匠作、是茂為名代、御親類四ヶ所之人衆(數懸・群)、邪答院重度(數懸)、菱刈

道秀、何茂為續以一所、高田郷ニ宿陣候、従天草、志岐上津浦柄本衆、是茂麓へ乘陣候、如此雖取詰候、従守護未指(菊池重朝)

許候、殊阿蘇惟忠依合縁之儀、伯州一味、無余儀候、然者、山内ニ被連レ入衆ヲ、八町陣江被懸候、少油断茂候ケル(之儀懸)

敷、相崩、芦北衆少々越度候、左候間、殘黨之亂依レ難レ納、先以被開陣、如レ高田被取籠候、翌年之春、又為勢仕、為(取ナシ群・懸)

續佐敷マテ被折下候之處、伯州被盡レ脈力候敷、諸勢無待付、三月(七日)没落候、則時為續入部候之而、既十六年在宅(既明應八年迄十六年在宅候懸)

候、於其内豊福茂知行候、先題目、阿蘇惟忠被捨舊悪、於小熊野急度被逐參會、其以後者御知音候、左候處、阿蘇一家(長享元年豊福茂知行候懸)

錯亂之条、従守護者惟家へ御合力候、惟忠惟乘へ御相續候之而、無程逝去之刻候之間、従八代者惟乘へ。与力候、既重(被捨當時之懸)

朝様御発足之条、多勢出張候之處、於馬門原、此方遂合戦、宗徒之面々數十人討取候、依其麓、城右京亮、隈部上(菊池重朝懸)

總介、當時之被捨確執、国家無二之懇望、以中條對馬守、至求麻八代、數返雖被相續候、其比之宇土殿菊池為光、守護(被捨當時之懸)

競望弓箭、去辰年於赤熊被任損、其儘如八代被退、松隈江二三年御堪恩候、彼御方如以前還附之儀、殊更阿蘇方不知行(忍懸・群)

之本地等被相返、同前於和融者、無是非候、至無其分者、永代義絶之旨、被仰切候之条、當國難成静謐覺悟候之哉、為(忍懸・群)

續如望成就候之而、皆同和平ニ成行候、為彼御祝儀、永國寺四代普山東堂様(江歴・群)未六月隈部御登候、其折節、八代豊福(安歴・群)

案堵之事重朝様へ懇望之条、城為冬隈部忠直以取合、兩所之御判頂戴候、其後能運様未宮菊殿ニテ御座候時、長每嫡(江歴・群)

女合縁之儀被仰懸候、隈部紀伊介朝夏為御使者、酒肴被持下着候間、時儀然々相定、尤目出之通、上下申候之處、重朝(江歴・群)

様無程御逝去之番、隈部相破、内田高橋山井山北寄合中悉被開出候、如此之刻、無念之由候之而、為續至隈庄(手仕)之由被(出ナシ群・懸)

仰出候、求麻郡老者多分被申候分者、去とてハ御曹子様へ一ヶ條被仰合、御年稚之間、可被遊御矢之事如何候之由、雖(出ナシ群・懸)

訴候、無御承引、現刑候、従夫者守護一臂被相隔候、能運様有御成人、御威勢之時分、豊後筑後當國衆以御一味、至豊(江歴・群)

福如雲霞被寄懸候之處、被遂合戦、守護之衆過分ニ討取、初者雖競候、以多勢被付對陣、無透被相動候、殊為向陣、竹(二懸)

崎向上寺之尾被構候之處、終被詰壞候之条、求麻芦北八代衆多人數討死候、依其後八代没落、既芦北茂日奈久二見迄(求麻芦北)

荒候、天草皆同敵、無申事候哉、結局、従和泉茂水保へ現刑候、真幸茂成行敵候、方々如此候之條、先以求麻芦(取懸)

北堅固之覺悟、可開運之由、長每以下知、牛屎院茂嶋津方へ被去渡候、左候處、為續明應九年未三月被退八代、翌年(取懸)

六月逝去候之条、爰許之仕合言語道断候キ、雖然、長每晝夜不指置、策被廻帷張之中候時分、於隈部篇目出來、既能運(晝夜不聞策ヲ被廻帷張ノ中懸)

名和顯忠守護菊池能運ノ撰
メニヨリ八代古鹿城ヲ下城
ル
八代・豊福共ニ相良領トナ
名和顯忠ノ宇土打入

樣（西辛）之年五月上旬如高來國退之由、其間候間、則種々相調、御音信候之條、（殊外アシ歷・群）殊外御悅喜候、御本意之儀偏御憑之由、

被仰出候之條、自是茂、以前為續一代不忠之儀者不及是非候、於長每可立御用之通被相達候、左候間、八代豊福之事者

無申事候、其外少々被成御判、其後者御音書等深重候キ、然者、同五月求麻山越、芦北口、五木越、從三方八代江亂入

候、六ヶ郷悉仕拂、先被達。孝之素意、如高田引退、彼古城令結構、以軍衆然与格護候、同戊年八月又代江押渡、至大

田溝松尾被付陣候、少々從方角茂、如以前合力候、雖然、國中阿蘇邊之仕合、更以大篇之由相聞候、敵城之棘茂急度

可道行之様ニモ不見得候間、同十月以開陣、高田城引籠候、乍勿論、倍方々武略候、殊更阿蘇惟長別而懇望候、天草

一揆中へ茂自是色々令入手候、少々入限之刻、翌年文龜三年（癸亥）八月又八代へ折渡、先萩原被付陣、同霜月城方角ニ近陣

被取詰候、陣中之間、能運様輒御入部候、一節為守護為光御息重光嫡男宮滿殿隈部ニ御座候キ、已上三人共御生害候之

而、國衆悉能運様屬御手、目出度成行候、然間、為御合力、嶋一揆中皆同被仰付候之條、八仁共自身乘陣候、此上於守

山從國中（一勢被指遣候群）被指遣一勢候、阿蘇惟長父子於小川在陣候、惟乘舍弟竹原方為人躰、諸勢籠へ乘陣候、如此方々雖詰陣候、敵

城相堪候條、從隈部、為御使正觀寺塔主東松軒下向候之、敵城江被仰繰候之間、終被任上意、顯忠父子（甲子）二月七落城

候、則時長每在城候、豊福之事茂同前知行候、然者、不經時日必隈部へ致參上、彼是遂御礼、猶深重可得尊意之由候

之處、（同三月十五日歷）同三月急度御遠行之條、誠々無念之次第、被押愁涙候キ、政隆様へ御相續之儀、雖被仰置候、國中様々亂候、至宇

土、城右京亮為仁躰雖被召置候、是茂没落候、如此之條、阿蘇邊之手振茂相替様候、結句一兩年之内伯州宇土江被打入

候、然者、豊福格護等依難事成、先被指捨候之條、四五ヶ年者荒終候、（辛未）卯月廿四八代衆彼堺へ打出、宇土衆隔久々

河被取合候、若キ衆餘永々敷矢軍無勿躰之由、老者雖異見候、不被相用候、左候間、敵方者程近候條、倍人數重候、麓

者程遠候之間、一人も不續候、從始之若衆者悉被請矢疵候之而、及暮引退候之處、敵遙々付送候之間、依一日之勞、宗

徒之衆老若七十餘人越度候、然者、八代則時成難儀候之而、相騷事、如風之發、如雲之亂、悉皆人心暗闇与成候刻、長每

馳塞關城上下加下知、（馳塞リ関ノ城ノ上下歷）縦國家之人衆一味同心離寄來、一足茂不可引退之旨、（候歴・群）禁定候、若於胸臆（於胸臆）之者者、先可泥打物之

由、被相觸高聲、構等ヲ被廻候勢、誠鬼神哉ト申計候之由、（ツル由歴・群）其際御身邊ニ被居候面々物語候キ、如此之御當介之故、皆

同得力、則成白日候、名主為一人不暗其時、於之又相當候之哉、當郡衆者彼左右相聞候へ者、求麻山以夜懸、翌日早々

八代江打越候、次第々々求麻葦北之人數、次晝夜馳續候間、敵足輕少々宮原迄雖來候、多勢之儀見候哉、則敗北候、雖

然、（後歴・群）彼腋之事候之間、（余群）堺目津々裏里不相納候之條、（同群）蓮心様其年月者色々以御辛勞之御繆、方角御武略等、被對各候之而

之仕合者、無申事候、所々在々民共、或被能酒肴、或種々支配衣類弓鏹、可立用者、被加御調候之而被取候キ、往古文王至大公、願治國聽レ大務与被仰懸之時、愛民而已と答、加様之道思召候而之御行候敷、次第日々波風茂納、後々者被加理世撫民之御成敗、長祇へ御連續候而、号休也与、(被群・歴) 茲乙之年今和泉へ御隱居候、城郭格護之儀、第一實、二番糧、三番岸与上古申傳候哉、其時八代被踏鎮、于今各案堵之事茂、御一人之高譽迄ニ候、殊連々仰事、具承置候、八代知行之事、於純熟者、無是非候、若時節未相向候之者、長每命被召替、彼境早々入手、各可被遂本意之事、不可有餘儀候由、涯分御祈念候ツル間、爰許被任御所存、暫御存命、誠不思儀之通、度々被仰聞候、自然別人茂被聞召候哉、尤難御操候、雖無申迄候、(何茂群・歴) 何不可有御忘脚候、積薪放火之御憐忌不外所敷、(感群・歴)

一 於豊福未卯月越度之事、其一結者、豊州被号御味方候キ、從後腋伯州被改彼要害、四五年然与格護候之處、從此方數日被付陣候、蓮心様雖御隱居候、長祇御若年之条、至守山御宿陣候、左候處、從豊州真光寺下向候、以前之辻被思召候

敷、就中、鹿子木親員田嶋重賢以同道、守山江被打越、被仰談候、宇土へ茂御催促候ケル敷、(丙) 極月廳而落城候、伯耆長照内々懇望之旨、蓮心様被聞召付、以御前之御取置、不移時日、成行和平、後々於久々被遂參會、(被暗歴・群) 晴古今恨、無

二 被仰合候、
一 為續八代以知行、初而從彼境如當郡可有御越山前、鑿開求麻山之路、被改觀仙禪師之御舊跡、飯依石屋門下之御僧馬草野正持寺ニ御形代阿弥随御座候ヲ被相移候、御越之時、彼庵室御一宿候、自觀仙公相當十一代候之條、被遊候哉、うら嶋か七代にこえつ十としてひとつにあたる我は何かも、又其夜依雨、よろこひの涕の雨や深山路の苺の下より空に聞らん、此二首御手向候、併八代知行之事者、頼親以御憤純熟之由、蒙仰候、尤殊勝候之哉、

一 此前勤者之仰事、八代者求麻山之麓候、彼大河於八代へ茂号求麻河与候、何事茂從往古積功候之事、成就候、年々歳々求麻之土地水ニテ運候事、不有幾之限候、扱者八代之事終ニハ可為求麻之格護之由、御意候ナル、微妙之了候、誠妙見大菩薩之御神託候之哉

(〇〇下略)

(天文五年ナン歴)

天文五年

十一月廿二日

修理入道

沙弥洞然

榎所新兵衛尉殿

一文畢

○以下天文6・2・12の項ニアリ。

十二月廿二日癸酉の日 長為様宇土ヨリ御祝儀、御里(離別)へつ(天文十二)ハ壬寅歳六月十五日、

右(天文五)丙申歳十二月廿二日酉日 長為様宇土ヨリ御祝儀、御こしよせ

相良帯刀允

同 小六

(御志)一たいこしよせ

高田兵部少輔

同名

御はこしよせ

平田

同名

松明

有瀬小三郎

鶴田

御太刀

相良藤太郎

老者

相良攝津介

桑原圖書助

御酌 稲留又三郎

両三人

荷物請取

税所源兵衛尉

90

八代日記

(天文7・正・16)

宇土之城焼夕

同十六日 宇土之城焼候、

91

八代日記

(天文7・12・23)

十二月廿三日 義武様宇土ニ御行候、廿七日ニ御歸宅、
(菊池)

92

入田親誠書状

(相良家文書三二一)

入田親誠、内河備後守ト申合ス

(1) 内河備後守(忠貞)

(2) 相良殿(相良長唯)

(竊裏切封)
「」

先日用一書候以後、雖可申入候、至木山致着陣候条、且者依繁多、且者依不輒通路、相過候刻、預御札候、本望之至候、彼城稠取詰候處、内河備後守懇望候条、申合旨候、此表之事、可屬案中候、為御存知候、隨而、近日豊州以使節可被仰談候哉、肝要候、猶在陣中可申承候間、令省略候、恐々謹言、

卯月廿四日

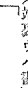
親誠(花押)

相良殿⁽²⁾
御報

93

大友氏老中連署状写

(相良家文書三二七)

(竊裏ウハ書)
「」

伯耆殿

豊務より
「」
連署

大友義鑑名和氏ヲシテ相良氏ニ備ヘシム

急度令申候、先九日、至隈庄義宗殘黨相給候、從相良長唯分領現形事、時宜無心元被存候、相替儀候者、一勢可差遣之段、内々稠被申付候、此節別而御入魂可為本望由、以狀被申候、巨細示給、可被得其心候、恐々謹言、

七月十六日

入田丹後守

親廉

雄城若狹守

治景

齋藤兵部少輔

長實

臼杵三郎右衛門尉

鑑續

山下和泉守

長就

田北大和守

親景

伯耆殿⁽¹⁾

御宿所

大友義鑑書状写

(相良家文書三二八)

〔編裏ウハ書〕
伯耆殿

義鑑

急度染筆候、前九日、至隈庄義宗殘黨相給候、無是非候、從相良長唯分領現形之事、時宜如何ニ候哉、相替儀候者、一勢可差遣覺悟候、毎事彌御入魂、可為祝着候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

七月十七日

義鑑

伯耆殿⁽¹⁾

鹿子木親俊田島重賢連署状写

(相良家文書三二九)

〔編裏書〕
「う」とへ隈本兩人より

從豐州飛脚候之条、送進之候、彼飛脚八代江送之儀肝要候、定而歸路茂、從八代其方迄之、可被送遣候之哉、何ニ、堅固之義無申迄候、恐々謹言、

(1) 伯耆殿(名和武頭)

- (1) 皆吉伊豆守 (武眞)
- (2) 内河備後守 (忠真)

96

七月廿三日

田嶋伊勢守
重賢
鹿子木民部少輔
親俊

皆吉伊豆守殿⁽¹⁾

内河備後守殿⁽²⁾

御宿所

名和武頭書狀

(相良家文書三三〇)

〔折封ウレ書〕
「相良殿
進之候

武顯

〔端裏切封〕

〔名想〕
重行 同前 申候、

昨日用一書候、可為參着候、仍瑞龍院歸着之條、雖無指事候、豐後兩通、為御披見進之候、此表無相替儀候、肝要候、倍諸篇可申承候、恐々謹言、

七月廿六日

武顯 (花押)

相良殿⁽¹⁾

進之候

(1) 相良殿 (相良長唯)

名和武頭大友氏ノ書狀ヲ相良氏ニ送ル

97

相良長唯^{義滋}書狀案

(相良家文書三三二)

〔端裏ウレ書〕
「大友殿

御報

長唯

〔菊池〕
義武衆就隈庄現形、貴札之趣、得其心候、此四五年、伯耆方以同前、御和睦調達候、無然之故、被取出候、無是非候、國家存御靜謐候之條、一途成就之可預御分別事、代々辻、兩家之外聞、可畏入候、巨細之段、御老中及令申候、可得御意候、恐々謹言、

(1) 大友殿 (大友義鑑)

七月廿七日

長唯

大友殿⁽¹⁾
御報

相良氏老中 (?) 書状案

(相良家文書三三二)

98

(備異書)
「豊府老中へ案文」

義武衆就隈庄現形、貴札 [] 披見候、此四五ヶ年伯耆 []

和陸雖調達候、無然之故、 []

[] 非候、去年以來、隈本 []

[] 取合之由候間、有無落 []

[] 之条、今度當手不加 []

[] 紛候、一途成就之可預 []

[] 代々辻、兩家之外聞、可 []

[] 存御治世候間、各御入魂 []

[] 巨細猶以別昏申候之条、 []

七月廿七日

雄城殿

臼杵殿

齋藤殿

山下殿

[]
[]
[]

名和武頭起請文

(相良家文書三三八)

99

○コノ起請文、第三條マデハ牛王寶印第一紙ノ表ニ書シ第四條以下ハ同ジク第二紙ノ裏ヲ反シテ書セリ、

(包紙ノ、世)
「起請文」

名和武頭ヨリ相良義鑑へノ
起請文
(1) 義鑑 (大友義鑑)

一就御兄弟和睦之儀、於豊府調達之儀、可為同前之由承候条、兩家之使僧、申酉戌三ヶ年在府、種々大望之条、義鑑御⁽¹⁾
納得候間、吉弘民部少輔方為使者、御祝儀被仰登候、然處、被相支候方候敷、無是非次第候、於此上茂、對豊州當國諸

老非疎義事、

名和武顯共ニ大友勢ヲ防ガ
ンコトヲ相良氏ニ約ス

相良名和兩家ニ関シ中傷雜
說アラバ互ニ申シ通ズベシ

國中衆ヨリノ書狀

兩家ノ間ニ鳩毒等ノ謀略ア
ルベカラズ

三宮大明神

(2) 相良殿 (相良長唯)

名和行興ヨリ相良義滋へ同
前ノ起請文

(1) 義鑑 (大友義鑑)

一 隈庄之事、不慮義武就屬御案中候、去三、以天福寺、鹿子木田嶋方へ可被取懸段承候、既年少人吉へ進置候、(名和)行興事御眼前候、其上兩度面談之約諾、旁彼弓箭落着、順逆可申談候、縦豊州諸勢當國衆以同意、(義鑑)長唯長為へ雖被取懸候、互捨不被捨、可勵防戰之由申合候、不可有相違事、

一 兩家之間中手之事、於聞次所之者、糺實否、無隱密、御方へ可申候、御領内當領之者、無筋雜說申候者、相互申承、可決是非事、

一 從國中衆書狀之一通も到來之時者、義武御為於御勝利者、可申談候、計策狀候之者、其御方へ一途可申合事、

一 御方當方之間、相互以謀略鳩毒之類、不可誑事、右条々於違犯者、

阿蘇十二宮大明神、藤崎八幡大菩薩、當社三宮大明神、木原六殿大明神、(讀)諏訪上下、松尾大明神、天滿天神茂御照覽之前、眞罰冥罰、當家一々可蒙罷者也、仍起請文如件、

天文八年十二月廿四日

武顯 (花押)

相良殿
御報

名和行興起請文

(相良家文書三三九)

○コノ起請文ハ、牛王寶印ノ裏ヲ反シテ書セリ、

(包紙ウヘ書)
「起請文」

一 就御兄弟和睦之儀、於豊府調達之儀、可為同前之由承候条、兩家之使僧、申酉戌三ヶ年以在府、種々大望之条、(1)義鑑御納得候間、吉弘民部少輔方為使者、御祝儀被仰登候、然處、被相支候方候賔、無是非次第候、於此上茂、對豊州當國諸老非疎義事、

一 隈庄之事、不慮義武就屬御案中候、去三、以天福寺、鹿子木田嶋方へ可被取懸之段承候、既年少人吉へ進置候、行興事御眼前候、其上兩度面談之約諾、旁彼弓箭落着、順逆可申談候、縦豊州諸勢當國衆以同意、長唯長為へ雖被取懸候、互捨不被捨、可勵防戰之由申合候、不可有相違事、

一 兩家之間中手之事、於所聞次之者、糺實否、無隱密、御方へ可申候、御領内當領之者、無筋雜說申候者、互申承、可決

(2) 相良殿(相良長唯)

是非事、
一從國中衆書狀之一通も到來之時者、義武御為於御勝利者、可申談候、計策狀候者、其御方へ一途可申合事、
一御方當方之間、相互以謀略鴆毒之類不可誑事、右條々於違犯者、
阿蘇十二宮大明神、藤崎八幡大菩薩、當社三宮大明神、木原六殿大明神、諏訪上下、松尾大明神、天滿天神茂御照覽之前、眞罰冥罰、當家一々可蒙罷者也、仍起請文如件、

天文八年十二月廿四日

行興(花押)

相良殿

御報

101

相良長唯義滋書狀


(相良家文書三四〇)

名和武顯父子ヨリノ起請文
(1) 堅志田(阿蘇家)
(2) 宇土武頭(名和武顯)

佳祥萬務不易々々、七所致參詣、鎮城之時成就候、爰許會尺、各丁寧之至候、從堅志田、田上主水允を以祝義候、從宇土武顯父子心中簡佳例承候、外聞實當家家名前代未聞之義候、益々繁榮御分別專一候、此等之之趣、年行衆へも同前申候、旁以面拜可申候、恐々謹言、

(天文八年)
十二月廿七日

長唯(花押)

(切封ウハ書)
「」
藤五良殿

長唯

102

八代日記

(天文9・正・27)

(1) 宇土郡松山村
(2) 宇土郡松原村

同廿七日ニ宇土より(惠西寺)えささい(1)寺・さい(西安寺)あん(2)寺着候、

八代日記

(天文9・5・18)

五月十八日 宇土ヨリ皆吉伊豆守方・河北三河方着候、時宜屋形様ニ河尻所望之由候イカ、
(視直カ)
(菊池義武)

103

104 八代日記 (天文10・正・18)

同十八日 宇土ヨリ(惠西寺)エサイ寺着候、

105 八代日記 (天文11・2・2)

宇土城オヨビ城下段原焼亡
二月二日 宇土城焼候、たのはる(段原)も同日焼候、

106 八代日記 (天文11・9・3)

九月三日亥辛 宇土ヨリ八代あまか(海士止)への江ニ船寄仕候、是ハ八代ヨリはかりことニよつて八代人數小野・守山ニ打出、

107 八代日記 (天文11・12・24)

十二月廿四日亥己 宇土衆豊福ニ動、あけ土(上も)の類火ニ東かこ(指)い焼候、

108 八代日記 (天文12・正・6)

正月六日亥辛 衰(マシ)・宇土ヨリ隈庄ニ動候、

109 八代日記 (天文12・正・26)

同廿六日未辛 三郡(1)之人數、宇土高山(古保山)ニ動候、

(1) 三郡(球磨・芦北・八代)

110

八代日記

(天文12・2・23)

同廿三日 衰(マシ)、宇土同心ニテ隈莊ニ動候、

111

八代日記

(天文12・3・26)

同廿六日 豊福ニ宇土衆動、豊田・小熊野ニ衰衆動、

112

八代日記

(天文12・4・26)

四月廿六日 宇土ヨリ小野・守山破候、

113

八代日記

(天文12・5・4)

同四日 酉時隈莊番手織部(坂梨カ)佐方・弥九郎方(鶴木カ)・田浦方歸陣候ニ、宇土衆伏草候ニ、田浦方打死(藤兵衛尉カ)、同田浦方一手衆十六人打死、

114

八代日記

(天文12・5・12)

同十二日 宇土衆野津ニ舟ヨリ上候、一村焼候、

115

八代日記

(天文12・6・2)

六月二日 衰(マシ)、宇土ヨリ豊福ニ動候、宇土人數守山まで來り候へ共、俄ニ雨ニテ引歸候、野津(鹿島)かしまニ舟よせ候、

116

八代日記 (天文12・6・8)
同八日 宇土衆、豊福ニ動候、宇土人数打取候、

117

八代日記 (天文12・6・29)

同廿九日 宇土衆豊福ニ動候、

118

八代日記 (天文12・7・7)

七月七日 宇土衆豊福ニ動候、

119

八代日記 (天文12・7・13)

同十三日 豊福ニ宇土ヨリ伏草仕候、宮原名字方打死、

120

八代日記 (天文12・7・19)

同十九日 衰(つゝ)、宇土ヨリ豊福ニ動候、風器(かぜ)十一ヶ所ニ立候而、火矢射候へ共、火射付申さず候、

121

八代日記 (天文12・8・3)

八月三日 宇土衆豊福動、八代衆小河まで打出、

122

八代日記

(天文12・8・7)

七日 豊福ニ衰(ツキ)、宇土ヨリ動候、

123

八代日記

(天文12・8・22)

廿二日午甲日 宇土ヨリ道後・道前・小犬丸破候而小河合戦、

124

八代日記

(天文12・9・26)

廿六日 宇土ヨリ豊福ニ大伏草仕候、

125

八代日記

(天文12・10・27)

廿七日 豊福ニ宇土衆動、かまえニ重取候、

126

八代日記

(天文12・11・24)

廿四日子甲日 豊福ニ豊福(符カ)ニ、衰(ツキ)、宇土ヨリ陣取候、

127

八代日記

(天文13・2・7)

七日 宇土ヨリ豊福ニ伏草候、

八代日記

(天文13・4・6)

六日 宇土ヨリ小野知行仕候、

氏名未詳手日記案

(相良家文書三五二)

條々 天文十一

一 義武御歸鞍之事

一 伯耆方去三現形之事

付計策之數通到来之事

一 御代々得御指南之儀、伯耆方毎々防戦工之段、目安二之事

以上

名和氏ノ現形

氏名未詳手日記案

(相良家文書三五三)

條々 天文十三

一 當年御賀禮之事

一 肥後國御祝儀之事

一 三家和睦之事

付豊福之事

以上

肥後國祝儀
相良・名和・阿蘇三家和睦

八代日記

(天文14・4・25)

四月廿五日ニ宇土ヨリ小野歸され候、使僧八代奉行まで被越候、使僧廿六日歸候、

132

八代日記

(天文14・6・20)

廿日 宇土ヨリ三宝院被越候、是ハ弓箭之後始テ安養寺被遣候、其御禮にて候、和與之後ハ始て也、

133

菊池義武書状写

(肥後文献叢書第三卷
新撰事蹟通考卷十六蜂須賀系図)

○時期不明ナルモ、シバラクココニ収ム
○出典ニ句読点ナシ

弓箭覺悟之趣對武顯重行申談候之處相良長唯以一意可被馳走之由候案中候此節可被添心事憑存候猶赤星六郎可申候恐々謹言

正月十五日

義宗判

(1) 蜂須賀撰津守(家貞)

蜂須賀撰津守殿

134

八代日記

(天文15・6・12)

名和武顯死去

六月十二日 宇土武顯死去、

135

八代日記

(天文15・6・16)

同十六日 宇土武顯訪ニ増福寺御行候、

136

八代日記

(天文16・4・12)

四月十二日 宇土ヨリ易引西堂御越候、小宿桑原ケイホウ、

菊池義武書狀

(相良家文書四三五)

〔折封ウ入書〕
「相良殿

〔繪裏切封〕

義武」

菊池・相良・名和三家提携ノ交渉
名和行興菊池義武ニ對シ入魂ニス

(1) 本郷民部大輔(顯勝)

(2) 相良殿(相良晴廣)

就世上立柄、御同名織部佑出頭、祝着候、殊以條數承候之趣、得其意候、然者行興江兩三人以使節申候之間、織部佑五日抑留候、聊彼仁非緩之儀候、就之、從行興、以本郷民部大輔入魂之旨候間、委細至織部佑銘々申候、急度成就候之様、御分別專要候、兼亦、就織部佑滞在、以蓮性寺承候趣、御頼敷候、所存之旨、對兩人申候条、閣筆候、恐々謹言、

(天文十九年) 五月三日

義武(花押)

相良殿(2)

八代日記

(天文19・閏5・16)

同十六日 八代・宇土下人直ニ歸し可有之由、晴廣法式仰出候、

八代日記

(天文19・閏5・23)

阿蘇家ヨリ郡浦・網田ヲ宇土ニ讓ラル

同廿三日 宇土ヨリ郡浦・アウ田知行候、是ハ矢部ヨリ彼兩所宇土進せられ候よし申候、

八代日記

(天文19・閏5・29)

同廿九日 隈庄上總守方、宇土丸貫刀進之候而、上總方子息四歳ニ成候行末ヲ頼候通候哉、其返報宇土ヨリ太刀、坂物ニ返之候ト申候、

菊池義武起請文

(相良家文書四四五)

〔折封ウハ書〕
〔(異筆)〕
〔天文十九年六月三日於八代到来〕

相良殿

義武

就今度入國、每事被添御心候趣、案中候、此等之儀為可申、坂折彈正忠進之候處、以 神名、永々不可有別儀之由承候、本望此事情、^(義談)長唯忠儀^(イ)以御連續承候、祝着候、殊^(イ)伯耆行興^(イ)對此方於無心疎覺悟者、被申談、可預忠貞之由承候、尤簡要候、仍 八幡藤崎、阿蘇大明神、八代白木社妙見、天滿天神茂照覽、可申談之外無他候、為向後之、一筆令申候、猶竹林寺可有宣說候、恐々謹言、

六月一日

義武(花押)

相良殿



菊池義武書狀

(相良家文書四四六)



名和行興菊池義武卜盟約ス
(1) 伯耆行興(名和行興)

名和行興・相良晴廣卜ノ書
替證文ヲ得テ限庄ニ出兵セ
ントス

(2) 相良殿(相良晴廣)

就爰元弓箭、前日以蓮性寺條々承候間、始中終覺悟之趣申候キ、然者、至伯耆行興⁽¹⁾申遣候處ニ、以兩使、神載之一通到来候、為御披見、進之候、仍先度坂折彈正忠進之候之砌、神名之預音問候、祝着此事情、然間、從此方茂、以別番申候、永々不可有變易事、不及申候、隨而、行興心底之趣者、晴廣与書替之證文相調候者、以其上、至限庄表、此方同前ニ可相動之由候、宜御分別、可為本望候、併可任國家所存事、此節候、旁為可申、竹林寺申付候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

〔(天文十九年)〕
六月一日

義武(花押)

相良殿

菊池氏老中連署狀

(相良家文書四四七)

〔折封ウハ書〕

吉弘但馬守
鹿子木三河守

相良殿

御宿所

鎮有

名和行興ノ入魂

(1) 伯耆行興(名和行興)

急度申候、先日者以蓮性寺三ヶ條被仰遣候、被添御心候、案中候、銘々至彼寺御返事候キ、定而被相達候哉、其内伯耆行興調達之儀、以使節、宇土江被相閉目候之處、去廿八以兩使入魂之儀候、彼此為御熟談、竹林寺出頭候、每事用口上候、彼書代以成就、行興現形、動之儀被差寄候之様ニ、御分別專一候、倍御調略可目出候、賀事重疊可令申候、恐々謹言、

〔糸文十九年六月二日〕

〔慶字本〕 鎮有 (花押)

津々良兵部入道 宗見 (花押)

隨鸚軒 憩宅 (花押)

大神掃部頭 治廉 (花押)

〔書題〕 親守 (花押)

相良殿(2)
御宿所

名和行興起請文

(相良家文書四四八)

〔折封ウハ書〕

〔(貞候)〕 〔天文十九年六月九日於八代到来〕

相良殿

御報

行興

相良・名和兩氏ノ盟約

就今度義武御入國、任代々旨、令入魂之處、為御方茂、至隈本、於向後、無二被顯御心底候、案中候、殊更、被對當方、永代不可有異儀之由、以御神名承候、本望候、為此方茂、御同前之外、不可有別儀候、右之趣、

(1) 相良殿 (相良晴廣)

145

阿蘇十二宮、藤崎八幡、白木社妙見、當社三宮、摩利支天、天滿天神茂御照覽、聊無偽候、為御存知候、恐々謹言、

六月六日

行興 (花押)

相良殿 (1)

御報

菊池義武書狀

(相良家文書四四九)

(端裏切封)

「」

菊池義武ノ仲介ヲ以テ相良・名和兩氏盟約成ル

(1) 伯耆行興 (名和行興)

伯耆行興与書替之事、巨細申候處、早速被相調給候、併對此方被添御心之趣、不及言語候然者、則宇土江以竹林寺申遣、行興神載返書到来候之条、進之候、彌相互以熟談、諸勢可被相動事、頼存候、猶春日寺可申達候、恐々謹言、

六月九日 (天文十九年)

義武 (花押)

相良殿 (2)

146

菊池氏老中連署狀

(相良家文書四五三)

「相良殿 (折封文書)」

御宿所

吉弘但馬守
鹿子木三河守

鎮有

(端裏切封)

「」

相良・名和兩氏ノ盟約成ル

(1) 伯耆 (名和行興)

急度申候、就伯耆方被申事、以竹林寺御熟談候處、諸事輒御裁判、案中候、然者、御動被差寄、可目出候、巨細春日寺可被達候、宇土江御使僧、明日十日可然候、從方角茂明日使僧可被進之事、堅申定候、為御存知候、猶重疊可得御意候、恐々謹言、

六月九日 (天文十九年)

(鹿子木) 鎮有 (花押)

隨闕軒

憩宅 (花押)

(2) 相良殿(相良晴廣)

147

相良殿⁽²⁾
御宿所

大神掃部頭

治康(花押)

津々良兵部入道

宗見(花押)

親守(吉弘)(花押)

名和行興書狀

(相良家文書四五四)

(端裏切封)

菊池義武ノ周旋ヲ以テ名和
行興、相良晴廣ト盟約ス

(1) 濃寺(農寺)

(2) 西光院(宇土郡伊津野
村)

(3) 相良殿(相良晴廣)

義武被任御調達、前日神名之預御一通候、則御報令申候⁽¹⁾、此等之儀、自是茂可申覺悟候處、以濃寺承候、祝着候、然
者、現形等之儀、其方申合、隈本可任差南候、定而可為御同前候、旁為可申、進西光院候⁽²⁾、細碎可達候、恐々謹言、

六月十一日
(天文十九年)

行興(花押)

相良殿⁽³⁾

進之候

名和氏老中連署狀

(相良家文書四五五)

(端裏切封)

先日者、隈本以御調儀、御神名之御一通、本望之由被存候、倍々無二可被申談外、無別義候、仍現形事、隈本可任御指南
之由候、定而可為御同前候、猶細碎濃寺へ令申候条、省略候、恐々謹言、

六月十一日
(天文十九年)

文益(吉弘)(花押)

加悦但馬守

顯久(花押)

河田上總介

顯貞(花押)

本郷民部大輔

顯勝(花押)

148

則元玄
番允
家通
宗直
(花押)
(花押)

犬童殿

村山殿

蓑田殿

小田殿

栞原殿

村山越州

宮原殿

高橋殿

村山備州

相良攝州

相良織染

御報

八代日記

(天文19・6・12)

同十二日 宇土ヨリ隈庄ニ動候、

八代日記

(天文19・6・18)

同十八日^辰 隈庄ヨリ、カ^(海平)イ⁽¹⁾ノヒラ・萩尾放火仕候ニ、八代人衆皆同守山まで出候ニ、中途ニテ宇土使僧ニ行候、伯笏人^(皆吉)武真たるよし使僧候、行興、河尻ヲムカヘノコトク遠慮、十七日^卯日^(皆吉)武真伯笏家督、

(1) 下益城郡古保山村
皆吉武真家督

名和行興書狀

(相良家文書四五六)

〔端裏切封〕

名和行興盟約ニ違ハザラン
コトヲ相良晴廣ニ約ス

急度申候、慮外之仕合、無是非候、定而可有其聞候、今度義武御弓箭、御方申合、倍不可有別儀候、隨而、憩宅鎮有宗見
遂入魂候、題目候、依御分別、一途可申談候、恐々謹言、

〔天文十九年〕
六月廿日

行興(花押)

〔一〕相良殿(相良晴廣)

相良殿
進之候

八代日記

(天文19・6・23)

皆吉武真落去

同廿三日 武真宇土落居候て、如豊福御籠候、行興宇土ニ在城同日、

名和行興書狀

(相良家文書四五七)

〔折封ツヘ書〕

〔(差筆)〕
〔天文十九六月廿四於高津賀到来〕

相良殿

進之候

行興

〔端裏切封〕

名和行興豊福城ヲ相良晴廣
ニ去リ進ム

度々預御札候、祝着之至、爰元弥取鎮候、可安御心候、仍逆心之者共、至豊福指籠、其御方へ種々申旨候哉、就其、當方
取置之事、無別儀候、彼一城之事、可去進候、如此之上者、武真其外之者共、堅固可被召究事、連々可為首尾候、旁用口
上候条、不能細筆候、恐々謹言、

六月廿四日

行興(花押)

〔一〕相良殿(相良晴廣)

相良殿
御報

内河宗直書状

(相良家文書四五八)

〔折封ウハ書〕

相良織染

御報

内河刑部太輔

宗直

〔鑄裏切封〕

皆吉武真豊福城ニ籠ル

行興如所存之、遂本意候、就其示給候、祝着之至候、仍武真豊福へ被指籠候敷、不可有異儀候、御察之前候、御方當方倍無二可被申談候、御同前所仰候、恐々謹言、

〔天文十九年〕
六月廿四日

宗直(花押)

〔1〕相良織染(相良織部
佑)

相良織染

御報

八代日記

(天文19・6・25)

同廿五日 武真豊福善去 皆吉左近允方・同左京進方、其余數百人如八代遠慮候、彼地晴廣さま知行、武真鏡福善寺御宿、

八代日記

(天文19・7・7)

七月七日 宇土衆・隈庄衆取合、南條方・本郷方父子打死、

八代日記

(天文19・7・8)

同八日 武真莊(古鷹)嚴寺ニテ晴廣ニ御參會

八代日記

(天文19・8・11)

同十一日申壬 武真宇土ニテ御打死、同南郡人數宇土ニ動候、

皆吉武真討死

大友義鎮書狀

(相良家文書四六五)

(端裏切封)

「」

就伯耆行興閑目之儀、前日以真光寺申旨候ツ、如何被申談候哉、具承度候、雖無申迄候、永々無氣仕様、才覺肝要候、相良事於自今以後、忠貞不可有別儀之由、入魂深重候、是又為御存知候、恐々謹言、

八月十九日

義鎮(花押)

小原(益元)遠江守殿

吉岡(食地)越前守殿

志賀(親守)安房守殿

八代日記

(天文21・4・5)

四月五日 御舟(甲斐親直)・宇土ヨリ隈庄ニ動、御舟衆十一人打取、

後奈良天皇口宣案

(名和文書)

(鑑取書)
口宣案

上卿 按察中納言

天文廿二年五月廿一日 宣旨

宇土伯耆守行興

宣任修理大夫

藏人權右少辨藤原経元平

修理大夫

八代日記

(天文22・12・26)

同廿六日 鎮鑑國中御遠慮、宇土行興ヨリ人數被遣候て、如宇土迎取、夫ヨリ志岐のことく御出船、

八代日記

(天文23・2・9)

同九日 宇土・豊福ノサカイさうせつの義ニ、永賀藏主・円藏坊遣され候て、さうせつ御しつめ候、此兩使ハ奉行四人ヨ
リ被遣候、

八代日記

(天文23・3・29)

同廿九日 天草志岐御座候高鑑宇土ニ御申請候時宜、何たる事ルて候哉、世上何たる事も申さず候、しつか候、

八代日記

(天文23・4・25)

廿五日ニ陣内ニ兩人御出之時之安内者澄河彈正忠方、陣内庭中ニテ晴広さま庭中ヨリ御奏者候、屋形さまヨリ御書条數三ケ条、一 肥后掙之事、一 高木牢人出入之事、一 行興(名和)無真所事、真光寺(舟元)ヨリ引物、杉原十帖、薄板一たん、田吹殿(上総介鑑書)ヨリ太刀一・二百疋、三光寺(マツ)ノ引物ハ宮原兵部左衛門尉方被請取候、田吹殿ヨリノ進上物ハ上村源十郎方被請取候、鳥目ハ中間古田請取申候、夫ヨリ三献、御めしす多所七三番、點心・さかもりハ候ハす候、其後晴広さま小宿ニ始(マツ)て御出候、御鏡東左京進方、

八代日記

(天文24・5・8)

五月八日ニ大矢野ニ宇土、寰(マツ)ヨリ動候よし聞得候て、旧冬書かハしの辻として、八代人數少々七日ニ兵船出し候、然共、誠雜説までにて候、八日ニ八代ヨリ出候兵船帰宅候、

後奈良天皇口宣案

(名和文書)

○名和系譜写真抄録及ヒ東
大史料編纂所影写本ニヨ
ル

口宣案(鑑書)

上卿 廣橋大納言

弘治二年四月十四日 宣旨

正五位下源行興

宜叙従四位下

藏人左中辨藤原淳元平

従四位下

168

八代日記

(弘治2・6・16)

同十六日 矢部・宇土ヨリ八代ニ兩使始テ被着候、同十七日、陣内ニテ御會尺、

169

八代日記

(弘治2・6・24)

同廿四日 宇土ニ興善寺使僧ニ御行候、三寶院御礼和平之後(1)へたかいニ始て也、廿六日ニ帰宅候、

(1) 宇土郡石橋村

170

八代日記

(弘治2・6・27)

廿七日 阿蘇・宇土・(佃良)当家さはか(安藤峰)ミねルて三家之老者會談、

171

八代日記

(永禄2・4・18)

同十八日未記 宇土ヨリ高塚ニ走籠ト云説在テ、八代人衆辰刻ニ関まで打出、

172

八代日記

(永禄2・6・28)

同廿八日 宇土ヨリ八代ニ動之由候つれ共、(アツ)衰ヨリ異見ニ依テ被留候トきこえ候、

173

八代日記

(永禄2・7・5)

同五日 豊福ヨリ小野丸塚まで人數百斗打出候、

174

八代日記

(永禄2・7・18)

同十八日 亥刻ニ豊福ヨリ小野ニ蒔田仕候、八代人數皆同(農み)震寺口まで打出候、

175

八代日記

(永禄2・7・26)

同廿六日丙申ノ日 宇土ヨリ動、宮原まで放火、人數今村まで来り候、種山人衆峯薬師ニスハリ候、八代馬衆高神ニ打出候、

176

八代日記

(永禄2・8・5)

岡ニテ合戦

八月五日 宇土衆小犬丸放火、岡ニテ合戦、宇土衆數百人打取、

177

八代日記

(永禄2・9・12)

同十二日 守山満丸・正院ニ宇土ヨリ伏草仕候、此方無何事候、

178

八代日記

(永禄2・9・19)

同十九日ニ高津賀ヨリ豊福・竹崎ニ伏草候而、海ニすなとりニ出候者三人打取、八人いけ取、

179

八代日記

(永禄2・10・11)

(1) 高津賀城(高塚城)

同十一日 宇土ヨリ高津賀城ニ動候、

180

八代日記

(永禄3・2・16)

同十六日 宇土ヨリ伏草仕候て、足カル高津賀迄来候、

181

八代日記

(永禄3・4・8)

同八日 合子殿(志)ヨリ、又城殿ヨリモ同前ニ相伯(相良・名和)両家和平之儀ニ使節、

182

八代日記

(永禄3・4・13)

同十三日 宇土ヨリ守山ニテ手人取候、

183

八代日記

(永禄3・8・25)

同廿五日ニ御舟ヨリカン藏主被越候、和与調達之儀、殿和融定候、宇土八代之儀、

184

八代日記

(永禄3・9・13)

同十三日ニ和平の始ニ宇土ニ興善寺使僧候、合子殿(志)ヨリ案内者ニテ候、

185

八代日記

(永禄3・9・16)

同十六日 宇土ヨリ和平始ニ八代ニ使僧被遣候、

○年紀不明ナルモ、シバラクニコニコニ収ム

186

菊池則直書状

(相良家文書五〇四)

(端裏切封)

就中國衆渡海之儀、存分申候處、御懇意之至、乍案中、憑敷存候、

一先書ニ如申候、阿蘇家之事、當方深重之由候間、可引試趣之事、口上ニ申候

一毛利へ使僧可被指遣之由候、一段御心懸、祝着之至候、同者、急度被相調憑存候、

一河尻江入部之事、從字土對當方懇望之由、傳説候之條、被引試、可然候者、一人被相添憑存之由申候ツ、從爰元於隔心者、何条不及調候、御察之前候、旁口上ニ申候、恐々謹言、

九月廿一日

則直(花押)

相良殿(一)

(一)相良殿(相良義陽)

187

八代日記

(永祿5・3・13)

名和行興死去

同三月十三日 伯(名和)行興死去、依夫宇土雜説、重行御子孫歳七ツ、豊福人躰へ行直へ名代と被思候哉、又内河方へ行興ゆい言ニテ候間、名代と候敷、互ノ疑心ニよつて雜説也、

八代日記

(永祿7・4・8)

名和行直宇土打入

名和行直家督

四月八日 宇土(行直カ)伯(行直カ)死去、年少九歳、彼家關退、豊福人躰行直彼家連續トシテ、五月八日ニ宇土ニ打入、同九日未明ニ堅志田のことく退出候、是ハ内河方之事也、行直彼家連續ト八代ニ聞得候て、八代人數豊福ニ右ノ八日ニ打出候へとも、無事ニ人數帰宅候、

188

189

八代日記

(永禄7・4・25)

同廿五日^{丁酉}ノ日 宇土ニ火手見え候と候て、今日酉刻ニ、八代衆小野・守山・高塚・^(岡)おか・^(道前・道後)前後及皆同打出誠ニ雜説ニテ候間、臆而夜中ニ皆帰宅候、

190

八代日記

(永禄7・5・8)

同八日^{己酉}日 行直宇土ニ打入候、

191

八代日記

(永禄7・5・9)

同九日 内河方堅志田ノことく退出候、

192

八代日記

(永禄7・11・13)

同十三日壬子ノ日 宇土ヨリ^(細田)あふ田絡申候、宇土者十四人打死、

193

八代日記

(永禄8・3・12)

同十二日 八代衆、豊福働候て、高田藤左衛門尉方打死、

194

八代日記

(永禄8・4・4)

同四日庚午 豊福ヨリ伏草候而、稻留玄蕃允方・三石名字兩人用ニ被立候、

195 八代日記 (永禄8・4・10)

同日 宇土ヨリ小野ニ動候候て、(符カ)頼房さま高塚御光儀、やかて御帰宅、諸軍ハ神判官まで、

196 八代日記 (永禄8・5・22)

同廿二日 小河ニ宇土ヨリ忍来候て、火付候へとも取きやし候、忍かぬ坂ノことく来候、かぬ坂ニテ豊田守在衛門尉方人足行合、人足手負候

197 八代日記 (永禄8・6・6)

六月六日 隈庄落去、甲斐下野如宇土落行候、甲斐織部佐御船親直ニ同心ニテ、城持こたへ、宗運ニ同心候、

198 八代日記 (永禄8・6・13)

六月十三日寅戌ノ日 頼房(録カ)橋高津賀ヨリ御社參候、夫ヨリ御歸宅之由候處ニ、豊福落去の火色見え候て、夫ヨリ直ニ豊福ニ御在城候テ、ヤカテ多賀津かのことく御出候、廿九日ニ麓のことく御開陣、

199 八代日記 (永禄9・2・2)

二月二日 宇土取亂、行直と(加)賀悦方の間事ナリ、美作方上津浦ニ此前ヨリ山中候ヲ、歸住させられ候て宇土ニテ成敗、

200 家久君上京記 (鹿児島県史料拾遺四) 天正3、2、25

一 廿五日の明方より松(稱)はせといへる浦に着船、それより陸ちに移行にて左の方に宇土殿(領考)の城みえ待り、猶行て右方に隈

のしやうとのゝ城有、僮舞^(短)の江といへる渡にて、神も扇もしほくと渡賃とられ候、それより大渡といへる所、亦川尻といへる所にて鬮ととられ、それより肥後の宰廣瀬右京亮の子孫三郎といへる者の所へ一宿

201

家久君上京記

(鹿児島県史料拾遺四) 天正3、4、28

(一) 上総殿(織田信長カ)

一、廿八日上総殿美野のこたく打歸候、人數よそなから見物、それより紹巴、昌叱、肥後の^(宇)宇土殿、加悦式部太輔、北野大炊介といへる人同心にて、こゝかしこ一見、

202

家久君上京記

(鹿児島県史料拾遺四) 天正3、5、4

一、四日紹巴は肥後の宇土殿、亦我々にも食たへさせられ候

203

家久君上京記

(鹿児島県史料拾遺四) 天正3、5、7

連歌興行

一、七日宇土殿、蒙丹連歌興行、連歌終候て月見ニとて昌叱心前門外に指出、酒肴、宇土殿兩人も來り候扱紹巴當座五月雨の晴まの月や天の聲^(戸)をひらきて出し光なりけん

204

家久君上京記

(鹿児島県史料拾遺四) 天正3、5、9

一、九日、宇土殿、行豊連歌興行、

205

阿蘇惟将書状案写

(阿蘇文書二一七四四頁)

相良義陽ノ幹族ニヨリ阿蘇
惟将ト名和願孝トノ和成ル

宇土^(遺候)一^(通)伯州^(名和願孝)當方無二之儀、前後以御故實成就候、珍重候、此等之段、宇土可申述候、被添御心候首尾候条、使僧可被指加事、祝

〔1〕正法寺（下益城郡大澤水村カ）

着候、時分柄等正法寺〔1〕可傳達候、恐々謹言、

惟將

相良殿進之候

相良殿進之候

惟將

相良義陽書状写

〔阿蘇文書二一七四五頁〕

相良義陽、阿蘇惟將ノ名和氏ヘノ使者ニ使僧ヲ添ヘンコトヲ誦ス

返書 伯州御和談之儀成就候、尤肝要候、此等之段、至宇土依被仰通、為最前首尾案内者之儀承候間、申付候、益々無異儀可申

談之条、本望候、毎事御同前不及申候、尚正法寺可有口達、恐々謹言、

十二月十八日

相良 義陽

阿蘇殿御報

阿蘇惟將書状案写

〔阿蘇文書二一七四五頁〕

宇土へ代々申談候辻、近年免角之儀、無是非候處、以御入魂、無二之筋目連續候、珍重候、殊相良義陽預故實候、堺并之覺此事候、可為御同前候、仍太刀一腰、馬一疋芦毛、表嘉例候、猶同安寺可被演說候、恐々〔謹カ〕說言、

惟將

伯耆殿進之候

伯耆殿進之候

惟將

城親賢書狀(折紙)

(熊本県史料中世五) 龍造寺文書 一六

(1) 一著 (一着イ) 名和顯孝

為當國中一著、近々可為御出張之段、以ヶ條預御入魂候、乍案中、連々之首尾悉顯然候之条、自他之覺畏存知候、愚意之旨、銘々至御使僧遂細達候、(名和顯孝)伯州存分之儀、直被申入候之間、不及口能候、旁憲以一人可申展候之条、閣重筆候、恐々謹言、

(天正九年) 三月十七日

城親前守 親賢 (花押)

龍造寺殿 御報

龍造寺隆信覺書

(熊本県史料中世五) 龍造寺文書 一八

覺

一、薩戸衆歸宅之事

一、御質人之事

一、網田・郡浦之事(宇土郡) 伯耆殿依御當介(顯孝) 親賢御覺悟之事(甲斐)

一、宗連此方同意之事

一、合志方之事付(親孝)

赤星方之事(統家)

以上

(龍造寺隆信) (花押)

(天正九年)

名和顯孝書狀

(相良家文書六一四)

〔折封ウハ書〕
相良殿
進之候

〔端裏切封〕

顯孝

名和顯孝、龍造寺隆信等ト
共ニ相良・島津兩氏ノ一致
ヲ斡旋ス

前日者預御使書候、本望候、其以後無音之条、令啓候、仍至嶋津家一致之儀、任御入魂、隆信親賢申合、令成就候處、御意分如何候哉、然々承子細無之候、以一着於示給候者、鹿兒島江急度可申遣覺悟候、自親賢茂被申入候之間、御思慮專一候、其謂尚口上申候、恐々謹言、

〔天正九年カ〕
十月四日

顯孝(花押)

相良殿^①
進之候

名和顯孝書狀

(相良家文書六一六)

〔端裏切封〕

前日者遮而預御使書候、誠欣悦不少候、至薩广御一致之段、尤目出候、連々首尾候之間、倍可申談之外無他候、仍薩广衆、一兩日中、蘆北以通道、如此境出勢必定候、於其者、萬端可申合候、御同懷所仰候、巨細猶三境院江申合候、恐々謹言、

〔天正九年カ〕
十月九日

顯孝(花押)

相良殿^②
進之候

名和顯孝書狀写

(阿蘇文書二一七四六頁)

阿蘇名和相良三家ノ同盟成ル

宇土ヨリ
態用嘉札候、仍代々申談筋目、無他事候處、近年不慮之姿、自他之覺不及是非之段、至相良義陽申入候間、以調達三家一

致之旨成就、尤目出候、於向後者、每事可申談候、御同前所仰候、隨而太刀一腰飛鶴、馬一疋鶴毛、印令進之候、表御禮計候、巨細尚性岳寺東堂可為演說候、恐々謹言、

十月十日

顯孝

(推持)
阿蘇殿 進之候

上かき
此分

阿蘇殿 進之候
顯孝

名和顯孝書狀

(相良家文書六一七)

(鑄裏切封)

如御札、近年不通之儀、心外候、然處、當時至薩戶被仰合候、委許同方之事候之間、向後一段可申談候、此等之旨遮而示給候、畏愧不少候、將亦國中行等無異儀候、珍事候者、何様可申承候、巨細尚用口上候、恐々謹言、

十一月四日

顯孝(花押)

相良殿

御報

名和顯孝書狀

(相良家文書六一八)

隆年之御吉賀、多幸々、不可有盡期候、抑為斯等之御祝儀、啓慶書候間、中昏二束令進入候、補御嘉例計候、恐々謹言、

正月十四日

顯孝(花押)

相良殿

進之候

名和顯孝書狀

(相良家文書六一九)

〔折封ウハ書〕
相良殿 御報

顯孝



御慶珍重々、仍其表之樣躰、近日如何候哉、細々可示預候、倍御賢慮專一候、連々筋目候之条、何様一段可申談候、御同懷所庶幾候、猶期後喜之時候、恐々謹言、

正月十四日

顯孝(花押)

相良殿 進之候

名和顯孝書狀

(相良家文書六二〇)



如仰、當時諸方無為之姿候、可然候、自然珍行等候者、一廉可申承地盤候、連々筋目御同肝之条、本望候、其段具神農寺法印可有御達候、恐々謹言、

正月十六日

顯孝(花押)

相良殿 御報

城親賢書狀

(相良家文書六二二)



乍御報、令啓候、仍而嶋津家江御和融之儀、(顯孝)(盛信)伯州龍造寺以前前、至義陽度々雖申入候、于今不然々候、不及是非候、能々御賢慮此時ニ候之哉、尚重々可承候、恐々謹言、

〔天正九年カ〕
十一月一日

親賢 

高橋殿
又御報

218

加悦素心書狀

〔相良家文書六三五〕

〔縮裏切封〕

尊札令拜見候、仍先度至蘆北面巷説之趣、自東山城守方預入魂候之間、〔名和〕顯孝可顯心底覺悟候ツ、此等之段被聞召付、御使書、本望被存候、殊至愚拙御懇蒙仰候、忝候、其謂宜預御故實候、可得御意候、恐惶謹言、

八月七日

素心〔花押〕

東山城守殿

219

上井覺兼日記

〔大日本古記録
天正10、11、18〕

阿蘇惟將召致ノ事ヲ名和顯
孝ニ報ゼン

〔1〕武庫〔島津義弘〕
〔2〕宇都〔宇土〕

一、十八日、吉總・新武・伊作、拙宿へ禮被成候也、新武御酒預候間、各參會候也、此日鎌田寛栖を以、忠棟より承候、〔名和顯孝〕宇都殿へ、阿蘇家被召出候する御談合之儀、彼堺目衆にて候条、被仰分候て可然も哉候すらん、拙子御同前に存候へ、此由武庫様へも、寛栖被申候て可然之通承候、御下ニ存候由申候也、然者寛栖・稲富〔長尾〕新介殿兩人、宇都へ使之由相定也、

220

上井覺兼日記

〔大日本古記録
天正10、12、20〕

〔1〕三舟〔御船〕

一、廿日、〔名和顯孝〕從宇都殿、歳暮之嘉禮并鳴二預候、其返書申候也、三舟・隈庄へ遣候延命院・浄覺坊歸候て、兩處之返事承候、趣者、就和平質人差出候、為御禮兩使畏入候、次ニ者、到境目手切之儀、神裁何も得其心候、旁以五六日中、使節を以委曲可申述之由也、兩處共自身指出兩使ニ會尺之由也、此日、比宮有馬へ使として渡海可被仕に相定候、左候へ

、鹿兒嶋衆二三人同心之由也、忠棟風呂焼せられ候、可參之由候間參し候、それよりめし振舞なされ候、夜深まで雑談にて罷歸候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 天正11、9、6)

(1) 八城(八代)

(2) 宇都(宇土)

一、六日、如常、税新八城へ越申候、此度有馬へ就渡海之儀、存分共候儘、忠棟・光宗へ申候也、此日、福嶋地頭伊集院野筋(久造)人衆先ニ八城へ被通候間、我ハ小惱ニ付而遲參候、彼方のことく被通由候て、拙宿尋也、御酒參會、御行等之事など閑談申候、宮崎衆悉皆被着合候也、市來玄番左衛門尉此日出船也、宇都(2)よりの船ニ載申候也、此日ハ宮筑州拙宿にて終日雑談也、碁・將碁(碁)なとさせ候て慰候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 天正11、9、21)

(1) 宇土殿(名和顯孝)

一、廿一日、如恒、忠棟より伊野へ御禮候する、拙者同心有度由承候、然間伴申候、碁・將碁にて終日慰也、夕食振舞被成候、種々酒宴也、此日も宇都殿(1)・城殿へ使者可被遣談合共也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 天正11、10、8)

名和顯孝隈庄ヲ攻ム
監軍野村文綱ノ忤者ノ干渉
ニ依リ名和軍深入シテ敗績
ス

(1) 宇都(宇土)

(2) 嘉悦飛驒(加悦飛驒守)

一、八日、小野より如八城罷歸候也、肝付彈正忠殿同道申候、此晚、宇都(1)より隈庄口へ働共候、其見者ニ野村備中守被遣候、罷歸、彼方之様子物語也、先朝立、然々村なと不被破候事を備中守忤者共見取候間、其分地下へ被申候、然處ニ日下候て談合共被仕、物深く村破却之由候間、野備頼無用之由被申候へ共、嘉悦飛驒守(2)打立候て、隈庄近く指寄、村破却共候、然處ニ、敵手痛懸候間、宇都衆敗軍ニ及、筑麻左近・岩佐兩人を始として、三四十人戦死之由也、笑止之事共也、

上井覺兼日記

(大日本古記録
天正11、10、9)

一、九日、如恒、城一要より使僧預候也、(肥後鹿託郡)竹宮口之事、北郷彈正忠殿當番被成之条、致談合、村少と打破、火色其隱有間敷候、此口無何事御勝利、目出由也、使書并樽二・水鳥一双預候也、相應之返書也、使僧御酒振舞、歸候也、從合志も書狀を以、此口之様子尋也、是又有之儘ニ返書申候也、(同前池郡)合志口より魚塩三舟へ通候由、城一要より承候間、曲事之由、寄合中より合志へ書狀にて申候也、此日從宇都殿使僧にて彼口之様子・戦死之衆など委承候也、使僧見參仕、相應之返事申候也、(後略)

上井覺兼日記

(大日本古記録
天正11・10・16)

一、十六日、如常、忠棟より珠長越にて候間、一折興行可有候(中略)宇都より隈庄口へ^{又也}仕役見立ニ遣候衆歸也、伏兵なと可成様ニ被申候、宇都よりへ、彼口之働無領掌之由、見得聞得候由也、此晚、肝弾へ忠棟・拙者・佐多宮内少輔茶湯寄合也、霜臺手前也、(忠増)此座過候て歸候ニ、忠棟宿へ參候て物語申せ之由候間、參し候て雑話共也、謎などにて終夜戲言也、

上井覺兼日記

(大日本古記録
天正11、11、3)

一、三日、早朝より忠棟宿にて諸口番盛、又ハ當椿番盛等談合共申候、光宗へ又々、當所御主取被成候て可然候、其故者、(海邊)甲斐頭・小野・守山なと搦護之為之椿候、專爰元人數御番可被仕候間、自餘之寄合中ハ似合間敷候敷、境目役にて候間、菟角濃州御下知之外ハ難有候、又鹿兒嶋へ御意請られへき由候へ共、是又此椿取之事、濃州如御存知、爰元談合にてこそ執せ候へ、聊鹿へハ無御存知儀候、然者主取之事など、御意請候共、御納得有間敷候、今少御校量なされ、光宗御領掌肝要之由、平田新左衛門尉殿を以申候也、此日、宇都役人本郷甲斐守、乘陳之祝言として被來候也、忠棟宿にて參會申候也、吾々宿へも酒肴持せ也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 天正11、11、7)

一、七日、普請等同前、伊野州陳屋へ可參之由候間、新武・上長・山新同心にて參し候、朝食振舞也、從夫種と會尺之中、四吟之連哥共少と仕候也、此日も宇都・隈本又ハ泉などより、使書多と到來候、しるしあへす候、此晚、小野まで歸陳仕候也、此日も忠棟より兩通到來候、番盛等彼是細と之儀候間不及記候、此夜、小野之宿ニ稱富新彼來候、有馬表様子一昨日細と承候つれ共、忠棟會尺、又ハ餘と繁多之条、委承ましく候間、具ニ可語之由也、彼表之儀、龍造寺と和睦被成候てハ一圓に笑止之由、有馬殿存分之由也、併委元御校量法第之儀也、其外此方之番衆中、意分共委物語也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 天正12、4、21)

(1) 八城(八代)
 (2) 麟臺(島津忠長)
 (3) 肥後国山本郡
 名和顯孝八代出頭

一、廿一日、從武州、昨日參候、并御酒進之候由、使僧にて禮承候、此日、從八城伊地知越中守・和田玄番助兩使にて、委元辛勞申之由蒙仰候、兼又条書を以、此堺之様子諸篇御談合之由也、然間、即新武州・河上上野守殿・同名三州・鎌田出雲守殿・比志嶋式部少輔殿・上原長門守殿、此衆明日於此方可為御談合候、早と越着被成候へと書狀にて申遣候也、御使兩人へ食振舞候、種と閑談共也、去十九日、太守様者御歸鞍之由也、今暫御滞在候すれ共、被思召子細候間、与風御歸院之通被仰分候、親貞御供候て歸之由也、八城へハ武庫公・忠棟・光宗然と候由也、麟臺御事者暫委元御入候て、拙者へ諸篇御談合之段被仰候處、歸帆被成候、無是非之通御使物語也、下野之城轡屬御手由也、宇土殿八城へ出頭候つる由也、鎧・太刀進上候、從 御前も顯孝へ御鎧被下候由物語也、去十四日、中書公御息御元服被成候、種と御祝言共之由、是も御使物語也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 天正12、9、9)

(1) 伊豆之(伊津野)
 加悦飛驒守
 木原祭礼

一、九日、未明裝之浦を漕出候、(○中略)
 種と戯言共互ニ申慰候間に、川尻と云處ニ着船候也、伊豆之志摩極と云者所へ宿申候、即加悦飛驒守より使者にて、委元へ着岸之由目出候、尤自身早と可被來候へ共、今日木原無余儀祭礼候、參詣候て只今被歸候間、聽而可被來之由也、

(2) 武庫(島津義弘)

230

從此方可申通処ニ着津之由被聞せ、使節祝着之由返答申候、此晚、如隈本可罷通覺悟候處、鹿兒島衆少ニ被來候、武庫公・忠棟ハ何たる由共候之哉、今日ハ小川(同、下流郡)・豊福邊ニ御留之由物語候、さてハ陸路御供申候ハぬさへ候、せめて此方ニ待申候へハと存、税新・拙者同心ニ留候、加悦飛驒守拙宿へ禮ニ被來候、即參會申候、御酒寄合候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録 天正12、9、14)

(1) 武庫(島津義弘)

(2) 隈符(隈府)

名和顯孝等ヨリ著陣ノ賀使到ル

(3) 御舟(御船)

231

一、十四日、早朝武庫様御宿ニ參候、それより忠棟宿へ參し候、隈部殿意分一要よりきかれ候て、新武・伊野まで被仰候、當時隈部殿(肥後山鹿・山本・菊池三郡)格護三郡にて候、兩郡を指上、山鹿之郡計被下、被召出候する由尤目出候、併隈符ニ城近候領知千町計相添被下候様ニ御侘之由也、是者各無納得候、先々山鹿より直ニ申理事等候候、隈部之分者追而御談合可有由被仰候て可然之通出合也、宇土殿(名和顯孝)・城殿より着陳祝言、自身被來候すれ共、先々繁多たるへく候間被仰述之由、同名衆にて承候、義虎よりも御使にて承候、御舟宗運(3) 甲斐親也よりも使書到來候、從合志殿も使預候、太刀・袷表一預候也、此晚、山鹿より質人宇藤伊賀と云者指出候、就其町羽・伊野彼方へ被指遣候也、(動)
(同上流郡)

上井覚兼日記

(大日本古記録 天正12、9、17)

島津義弘名和顯孝及ヒ城一
要ノ館ニ臨ム
(1) 武庫(島津義弘)
(2) 宇土殿(名和顯孝)
(3) 忠平(義弘)

232

一、十七日、如常、典厩拙宿へ入御被成候、税所新介なと被居合候、御閑談共也、御酒數篇參候、此日、武庫様御宿にて各打合御談合共也、宇土殿(2)・城殿へ忠平様御礼被成候、伊野、町羽より兩使にて被申候、山鹿之事、番衆申請候する由申候候、各打立候処ニ相異候て一團ニ御奉公仕間敷通申切候、不及力之由也、從宗運孫にて候兵部太輔出張申候由、使書にて被届候也、(甲斐親也)

上井覚兼日記

(大日本古記録 天正12、9、30)

名和顯孝上井覚兼ヲ訪フ
(1) 宇土殿(名和顯孝)

一、卅日、拙宿にて各ニ御酒參會候、座躰、客居平田(歳老)左近將監殿・伊美・吉田美・伊知地伯州(重秀)・主居新武・町羽・拙者・伊野州、酒宴にて閑談也、宇土殿拙宿へ礼儀也、御酒參會候、加悦飛驒守座ニ召出候也、此日も堺目へ人數不出様ニと

稠差留候也、

上井覺兼日記

(大日本古記録 天正12、10、2)

一、二日、如常、武庫様於御宿御談合也、此晚、宇土殿(名和顯孝)へ御寄合也、座躰、主居忠平様(義弘)・忠棟(伊集院)・奥之山左近將監、客居(名也)顯孝・拙者・上原長門守也、種と御會尺共也、乱舞也、奥之山大鞍、松尾與四郎小鞍、笛養田甚丞也、御めし已後御着之時、加悦飛驒守御座ニ參候て御酒被下候也、

上井覺兼日記

(大日本古記録 天正12、10、6)

一、六日、如恒、忠長、宇土殿御寄合被成候、參候て會尺御頼之由候間參候、座躰、客居宇土殿・新武・本郷甲斐守、主位忠長・拙者・山田新介(有也)、種と御會尺、酒宴など候て閑談共也、從合志殿、昨日楚忽ニ拙者馬所望之由候處、即進之候、祝着至極ニおほされ候、為祝礼鎧甲、使節持せ預候也、馬進之候處、遮而御礼珍重候、殊更祝物送預候、乍斟酌召置由申候也、此日、同名右衛門尉(兼也)を以、合志殿へ明朝御酒可參會候、拙宿へ來儀之通申候、明日早と可被來之返事也、從城一要使者預候、明日忠棟へ御酒寄合可有候、拙者も可參之由也、尤可參候へ共、合志殿明朝拙宿へ來儀之由兼約申候、不及是非之段返答申候也、此晚、小代殿礼ニ被來候、太刀・馬預候、并白間野殿同心也、鳥目百正預候也、兩人共ニ御酒寄合候也、

上井覺兼日記

(大日本古記録 天正12、10、8)

名和顯孝ノ宴ニ赴ク
(1) 宇土殿(名和顯孝)
一、八日、薬師ニ別而祈念等仕候、宇土殿宿へ各被申請候、座躰、客居典厩(忠澄)・吉利殿(宇土家)・拙者(宇土家)・本郷甲斐守、主居麟臺(忠長)・顯孝・税所新介殿也、種と御會尺、亂舞など也、御茶など參候て、各御立也、此日、方角見償之為、三池(筑後三池郡)へ新武(伊集院久也)・伊野・山田新介(信光)・猿渡越中守被指越候也、忠棟へ珍敷金到來候、見可申之由候間參し候、編笠之様ニ候て霰之釜にて候、言語道斷無類之由共各御褒美にて候、勿論御茶湯會尺也、川(重世不明、為傍書之)上上野守殿(宗部)・麟臺・拙者也、種と珍物共也、御茶無上也、忠棟

名和顯孝ノ使者到ル

236

手前被成候、各及薄暮歸宿仕候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正12、12、19)

一、十九日、從宇土殿使僧預候、今度御出勢之刻於所々同陣被成、被仰談事本望之由也、中番三十帖預候、此晚、風呂焼
せ候て入候而慰候也、吉利殿より無沙汰被成候由候て使者預候、猪肢二預候、拙者留守中ニ、從栴山殿犬山にて取せ
られ候とて丸猪にて預候、此等之為御禮、野村彦七使ニ參せ候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正13、2、6)

名和顯孝・土持久綱等、
津義久ニ年賀使ヲ進ム
鳥

237

一、六日出仕如常、護^(鹿見鳥)戸之道場へ御指出被成、暫^(久綱) 御聴聞也、從宇都殿賀札進上候、中間持參候、常住舞臺より懸御目候、
御中間奏者仕候、從土持殿年頭御祝言之使者并賀札進上候、去年御任被申候とて披露狀也、御字をも舊冬被下候とて久
綱と被名乗候也、來十六日拙宿へ、御光儀定候、就其瀬戸口安房介被來、御膳部共被仕候諸様共、談合申候、當所衆
多と禮ニ被來候、各御酒預候、不及書載候、本田野州御出也、御酒預候、拙者留守也、上使^(清叔秀忠) 蔭涼軒、拙宿へ御礼ニ入御
候、京之封昏過分ニ被下候、并衣鉢侍者^(龜田信忠) 總藏主扇子五本預候、拙者留守にて參會不申候、從城一要年頭之使者、川原名
字ノ人にて候、礼ニ被來候、即參會仕候、從一要賀書并中番三十帖預候、使者より十帖くれられ候、從土持殿之使者礼
ニ來候、樽一荷并肴預候、若衆中多と此方へ被居合候て酒宴共也、八城來迎院被來候、木綿一預候也、此晚若衆中十人
計寄合候⁽¹⁾ 深行⁽¹⁾ まで誹諧などにて閑談候、

238

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正13、4、26)

一、廿六日、出仕如常、一乘院^(川辺郡坊社、典論) 此間御祈禱被成候、御暇之由候て御參也、從宇土殿使僧、片色二進上候、從小代殿使者、
轉多酒樽^(樽) 甘荷進上也、右各拙者御前ニ候て取成申候、此日、拙宿へ新武・珠長・山新・伊伯・八木越、礼ニ被來候、御
酒參會、閑談共也、新武御酒預候、即賞翫申候也、此日、明日向嶋可為御馬追候、御供可任之由、白濱次郎^(重池) 左衛門尉殿

名和顯孝及ヒ小代親泰、
津義久ニ物ヲ進ム
鳥

にて承候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正13、7、16)

一、十六日、如常、八城(八代)より忠長(伊集院)・忠棟御兩處より書狀預候、今月三日甲斐宗運死去候、就夫從阿蘇家(惟光)も申來事候、又者宇土殿取成を以限庄可差出之由申候へ共、御遠慮共被成事候て未落着候、自然人數入事候ハ、註進可被成候、早々可馳續由也、又ハ二番衆之所々へ無油斷可申之義共也、此日、長野談路守かこ嶋(談)へ使者ニ上候、御祭礼御供たるへき由承候へとも、當年指合事候間、罷成ましき由申候、豊後御使僧金乗坊之事、就夫夫丸(行)之等之事、四國說之事、南林寺作之事、此等之条々申上候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正13、閏8、11)

一、十一日(己卯)、隈庄城近村々破却被成候、衆盛等、昨日越着候間然々不承候、併御馬廻ニ一手、麟臺御供也、忠棟一手、吾々一手、大略日州衆也、吾々罷居候口ニ破衆被退候ニ、敵付送候處、臆而追崩、敵二百程被討取候、武庫様御内衆過半分執也、隈庄板城戸まで追詰候、宮崎衆野村甚介・濱田後藤兵衛尉・立本右近將曹、拙者倅者谷山刑部少輔・山本備前守分捕申候也、敷祿源六戦死被仕候、高城雅樂助被手負候、宇土殿自身出張也、彼手之衆も餘多高名申候、(親患)上津浦鎮貞(志)・栖本(親高)・天草殿など、皆々自身被罷出候也、勝吐氣川田駿河守、勸請時伊集院三河守也、龍造寺(政家)・秋月殿使者勝時(全)ニ相(親患)候、御働之様林襄美共也、甲斐宗運次男林方へ頼見せられ候、甲斐治部・同名帯刀兩人共ニ隈庄役人共也、此等始而頼二百程也、三船(御船)より續衆四千計、むかへの原ニすわり候、若衆中切崩候する由頼ニ被申候へ共、日さかり候間、無用たるへき由候て、稠御留被成候也、

上井覚兼日記

(大日本古記録
天正13、閏8、25)

一、廿五日、當所天神ニ毎月祈念之連哥候間、其分ニ候へてハと候て、百酌御興行也、御發句

名和顯孝、御船ニ来リテ戦捷ヲ賀ス
島津義弘名和顯孝ヲ譽ス
〔一〕宇土殿(名和顯孝)

242

名和顯孝抗後退治從軍

吹敷やいく千里まで秋の風 とあそはされ候、連衆ハ御談合ニ隙入有さる衆迄也、此日、忠棟も隈庄より參被成、終日御談合也、宇土殿參上候、御湯漬御寄合也、御座、次圖書頭殿・忠棟、客居顯孝・拙者也、御閑談にて御酒也、進物太刀・織筋一・銀子二也、私ニ太刀・織筋一預候也、

上井覺兼日記

〔大日本古記録
天正13、9、6〕

一、六日、合志へ被行候下知衆など被歸、彼方之様子物語候、哀なる事共也、此日、三池境(筑後三池郡)ハ軍衆少ニ被指登候、伊集院肥前寺・山田越前守・猿渡越中守、此衆を始諸所之衆被指遣候、宇土・隈本(北郷忠虎、城一栗)・大津山(向土名郡、和仁親)・和仁・邊春・小代右之衆也、御行ハ宇津・久我なとへ、此方之衆取入、從夫山下里目邊放火させられ候て可然之談合也、左候ハ、とても江之浦・堀切之事ハ難勘忍之由共也、しからハ秋月ニ取懸候豐後陳ハ、無程可引退かの由共也、

上井覺兼日記

〔大日本古記録
天正14、7、26〕

岩屋城下椿破却
〔一〕宇土殿(名和顯孝)

243

一、廿六日、夜中より手火矢揃也、然ニ辰之刻計、秋月殿衆、城殿衆、宇土殿衆、兼日下椿破衆ニ候つる、彼衆又ハ諸所足輕衆など、頓ニ下椿破却候而、敵州人計討取候、然者、諸陳より各支度仕合、城を取巻候、若衆中、此次ニ城を責度由被申候間、忠長・忠棟へ、使者を以尋申候、今日ハ無御談合之条、其儀不可然由承候間、指留候、吾々ハ暫取添ニ罷居候て、見申候、下椿破候へ共、敵城少も騒事無之候、劫者功なども能調たる敵にて候由、被見及候也、拙者ハ、昨日終日取添より手火矢射候て、城ノ跡細々見申候也、從忠棟、拙者用段之由候間、彼宿へ參候、彦山殿若坊禮義候、會尺取中にて候、我々も會尺ニ罷出、御酒などにて閑談共也、此日、城内紹運前(備前郡)より、笠之陳まで申事ニ、下城不仕、當時之儘居付ニ御宥免候へかし、可罷出之由申候、從此方被仰離候也、忠棟承事ニ、明日城責と被思候、如何之由候間、尤可然存候由申候、(後略)

岩屋城攻

島津忠平書状

(薩藩舊記後集)

就筑紫退治到此表令發足候之處、輒没落儀、隣邦之覺、大慶不過之候、然者為右之祝言、遮而使書、拜太刀、織筋到来、御懇志之段欣悦候、猶吉左右、重疊可申承候、恐々謹言、

(天正十四) 七月廿一日

(義珍) 忠平

(顯孝) 伯耆殿

(表書) 「伯耆殿

於肥州八城」

城戸左右兵衛覺書(抄)

(藻塩草十九)

(前略)

(1) 玉名郡関村、臨カ嶽城

(2) 玉名郡府本村、筒ヶ嶽城

(3) 玉名郡安楽寺村

宇土ノ城請取

(4) 八代郡種山村陣内城カ

一五番御陣山下より大津山之間五里、一夜之野陣、(天正十五年四月)同十一日大津山之城御受取被成候、

一六番同、十一日御陣小代、一夜之野陣、大雨故夫丸不參候、大津山より中間二里、小代の城御受取被成候、

一七番同、十二日御陣高瀬、家陣一夜、大雨大風高瀬川大水出申候得共、數萬騎の勢にて渡申候、小代より高瀬迄二里也、

一八番同、十三日御陣安楽寺、(3)高瀬より二里、一夜之野陣、大雨也、

一九番同、十四日御陣、隈本より中間五里、大山を御越候、二夜之家陣、(城兵)此時殿の城御請取被成候、

一十番同、十六日御陣木山、隈本より中間四里、一夜家陣、夫丸不參、

一十一番同、十七日御陣宇土、木山より中間三里、二夜家陣なり、宇土の城御請取被成候、

一十二番同、十九日御陣黒城、(4)宇土より中間五里、一夜之野陣、

一十三番同、廿日御陣八代、黒城より中間四里、大川御越候、一夜之野陣、此城御請取被成候、白犬城の内より下り申候、扱ハ城主居不申候よと何れも申候、

(後略)

豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書四七一)

急度染筆候

一 去六日、耳川を相越、追崩、數多討捕、則高城へ追籠、取巻由、中納言注進候、(羽染秀長) (中略)

一 高城之儀、(中略)

一 当表之儀、⁽¹⁾筑前國大熊・秋月・間寺・霜方・山下、⁽²⁾筑後國高良山・肥後國三池・小

代・南関・山鹿・合志・高瀬津・熊本・宇土、其外城々、或開北、或命之御佗言申、明渡候、然間、明日殿下至熊本被

移御座候、八代ニ敵有之由候間、取巻、悉可討果候、左候へハ、肥後平均候間、大隅敷、薩摩敷、何へ成共、可被成御

發向候、頓而其面可入相候條、可成其意候也、

卯月十五日 秀吉朱印

小早川左衛門佐とのへ

豊臣秀吉朱印状

(豊公遺文一三三頁)

態染筆候

一 高城之儀、責詰られ候、

(中略)

一 先度之以後、肥後熊本⁽¹⁾事、命を被助、城を請取候、彼地、國のかなめ所ニ候間、一兩日令逗留、留守居等被仰付、宇土

・熊庄之城⁽¹⁾へ取懸候處、宇土令降參、城相渡候ニ付て、命を助置候、熊庄可成敗と被思召候中に、城を明北散候處、百

姓おこり、少々うちころして首を上候、其外、小城之儀不知數、廿ヶ所餘、明北候事、

一 八代を專ニ、敵相拘、新納武藏守・伊集院肥前・町田出羽・島津右馬頭・新納右衛門佐・稲富新介・桂神儀介・伊藤右

衛門佐相籠候間、右之八代にて、彼凶徒等可被劔首と思召、宇土城之御とまりより、彼八代へ、五十町道七里之處を、

一 騎かけに、させられ候へは、夜中ニ、彼八代を、大將分者、北落候て、國の奴原計候間、追取廻首を可被劔と、被

思召候へ共、御覽候へは、奉公人、町人、其外百姓男女にて、五萬も可有候ものを、ころさせられへき儀、不便に被思

1 筑前(最前) 2 筑後國高良山 3 秋月 4 霜方 5 間寺 6 山下 7 大熊 8 山鹿 9 南関 10 合志 11 高瀬津 12 熊本 13 宇土 14 小早川左衛門佐 15 豊公遺文

宇土降參 (1) 熊庄之城 (隈庄)

召、又者國に人なく候へは、耕作以下、如何に被思召、被相助、八代に被成御座候事、

(中略)

(天正十五年
卯月廿日)

秀吉
朱印

毛利右馬頭とのへ

豊臣秀吉朱印状 (紙折)

(熊本縣史料中世五
立花文書六)

立花宗茂、一揆蜂起ニヨリ
加悦飛騨守等を留置ス

加悦飛騨守・本郷甲斐守・三輪紹宅兩三人事、肥後面一揆令蜂起付、其地留置之由、心遣尤候、併御暇被下儀候間、無異儀國本へ可返遣候也、

(天正十五年)

九月廿四日

秀吉
朱印

立花左近將監

とのへ

豊臣秀吉直書 (紙折)

(熊本縣史料中世五
小早川文書一八)

(一)一著(二着、イ)
宇土忠節之族

去六日書状、昨日廿六日、於大坂加披見候、

一、和仁・邊春事、一人も不遁可刻首旨、被仰出候處、即時討果、彼等一類四人首差上候、誠粉骨段、感悦不淺候、殊其方精入付而一著儀、為向後尤之儀候事、

一、於宇土忠節之族、申越候通、被聞召候、追而可被加御意候事、

一、有動事者、今度一揆張本人儀候間、悉可被加誅罰候條、一人も不漏候様可申付候、然者、肥後國人科之輕重、其外知行方、為御糺明、人數二万餘、正月廿日可罷立旨、早最前被仰出候、今以同事候、相越上使次第、遂相談、有動可刻首候、但百姓として有働一類首をきり出候ニ付てハ、百姓之儀者可被助置候歟、猶御上使ニ可被仰含候事、

一、阿蘇事、神主若輩候間、下々猥可有之与被思食候、是又上使相談、遂糺明、一揆張本人成敗候者、をのつから不可有異儀候事、

一、肥前西目者共事、申越候通、具被聞召候、被遂御糺明、可被仰付候間、成其意、龍造寺申談、彌不可有緩候、是も今

國郡荒ルモ逆徒ヲ悉ク成敗スベシ

伯耆顯孝等大阪ニ召連レラ

(1) 立花左近を、豊公遺文・小早川家文書五二二號

○同文意ノ文書、他ニ同日付龍造寺文書三六號龍造寺民部太輔宛、島津家文書三八一號島津兵庫頭宛、小早川家文書五二二號小早川左衛門佐宛アリ

度被遣候もの与被申談、遂糺明、それ〱ニ可被申付事肝要候事、

一、龍造寺、同鍋嶋精入由、神妙被思召候、則被遣 御朱印候、立花・筑紫・高橋かたへも被成 御朱印候事、

一、猶以、逆意之族尋搜、悉可有成敗候、國郡荒候ても不苦候之間、逆徒之儀者不及申、今度精をも不入、出陣をも不

仕、世間之跡見合候族共、悉為可被加御成敗、御人數被遣候間、被得其意、上使遂相談、可被申付候、寒天之刻、辛勞

痛入候、併先手ニも被居候へハ、難遁儀候之間、彌可被入精事專一候也、

(天正十五年) 十二月廿七日 (花押)

小早川左衛門佐とのへ

豊臣秀吉朱印状

(熊本縣史料中世五) 立花文書一〇五

(佐々成政) 陸奥守前後惡逆事、

(中略)

一、御開陣之刻、國人くまもとの城主・宇土城主・小代城主かうへをゆるさせられ、堪忍分を被下、城主・妻子共ニ大坂

へ被召連、國ニやまひの無之様ニ被仰付、其外殘之國人之儀、人質を被召置、妻子共ニ陸奥守有之在隈本ニ被仰付處、

國人くまへ但馬、豊後と令一味、日來無如在者之儀候間、本知事ハ不及申、新知一倍被下ものゝ所へ、大坂へ一往之御

届不申、陸奥守取懸候に付て、くまへあたまをそり、陸奥守所へ走入候之處、其子式部太輔親につられ候とて、山賀の

城へ引入在之、國人并一揆をおこし、くまもとへ取懸候て、陸奥守及難儀候間、小早川・龍造寺 始、被仰付、

くまもとへ通路、城へ兵糧入させられ候へ共、はか不行ニ付て、毛利右馬頭被仰付、天正十六年正月月中旬、寒天之時

分、如何ニ雖被思召候、右之人數被仰付、肥後一國平均ニ罷成候事、

(中略)

天正十六年後五月十四日

秀吉朱印

立花左近とのへ

伯耆顯孝筑前國ニ替地入替

豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書一七九)

長野三郎(領地)左衛門尉・原田五郎(領地)・草野中務(領地)大輔兩三人事、至肥後國被差遣、替地被仰付候、然而、為右入替、於筑前國內、八百町城十郎太郎、五百町伯耆左兵衛尉、合千參百町事、相渡之、則可令隨逐候也

天正十六
八月十二日 秀吉朱印

羽柴筑前侍従とのへ

○名和系譜写真抄録及ビ、東大史料編纂所影写本ニヨル 伯耆顯孝ニ筑前國五百町宛行

豊臣秀吉朱印状

(名和文書)

於筑前國為替地五百町事、被宛行之訖、全令領知、則羽柴筑前侍従ニ可令隨逐候也

天正十六
八月十一日 秀吉朱印

伯耆左兵衛尉とのへ

○名和重行ノ可能性アリ、参考トシテ採録ス 御祈念御祓大麻ヲ謝シ漆筒百本ヲ送ル

重行書状 (紙切)

(大分県史料二一) 朝見八幡宮文書二八

(包紙)

大神宮 福嶋御塩焼大夫殿

(端裏切封) (墨引)

重行

去歲五月二日之御音□今春到着、令ニ披見一候、仍御祈念御祓大麻并□種目出候、従是漆筒百進入候、表祝事候、□事、恐々謹言、

三月廿二日

重行 (花押)

大神宮 福嶋御塩焼大夫殿

○名和行直・重行ノ可能性アリ参考トシテ採録ス

御先祖様御祈禱仕候覺

(中略)

御祈禱被為 仰付候御書有

行直様

(中略)

御祈禱被為 仰付候御書有

重行様

(後略)

歴代祈禱依頼者注文

(大分県史料一) 朝見八幡宮文書四三

○「原本所在不明、東大史料影写本による」トアリ

天正十六年参宮帳

(大分県史料二五) モト鶴崎市乙津後藤作四郎氏藏

(表紙ウハ書)

〔中扉ウハ書〕 天正十六年 参宮帳

天正十六年

豊後國惣國

肥後國惣國

御参宮帳

福嶋大夫

宇佐郡

豊前宇佐郡

日向土持庄

(中略)

肥後宇土郡

伯耆左兵衛佐 長良^{ヨシノ} 是ハ宇土殿事也、

同御供之衆 西千右衛門尉殿 加悦急閑入道殿

美作藤内 加悦喜三左衛門殿 岩田三次殿

宇土郡

(一) 伯耆左兵衛佐長良(顯孝)

南条淡路介殿 岩田弥吉殿 荒松主水佐殿

村上四郎右衛門尉殿

(中略)

天正十九年七月五日
豊後日田郡しゆ三人つれ

羽野五郎左衛門殿 同 源右衛門殿 同 御ともの人
かけゆ殿

肥後國ニ今御座候旦那

相模良殿 さくら(マ) 國一番之大名也、
道正谷六郎也、

城十郎大郎殿 大坂之御やとハはらぎやとなり、
名字也

宇土二郎大郎殿 今ハ伯耆左兵衛佐長良
大坂にてやと、さかいまち

赤星備中守殿 大坂にて之やと
はまのまち

小代伊勢守殿 大坂にて之やと、はうとくまち

大野殿 大坂にて之やと、はうとくまち

白間野殿 大坂にてやと、はうとくまち

名和頭孝知行宛行坪付(折紙)
(熊本縣史料中世三加悦文書一)

○熊本縣史料ヲ原本写真ニ
ヨリ訂正

坪付之事

田五段 弥水ノ内瀬口

一屋敷三百歩 家ニツ有之 知行

一屋敷壹反 同坪

立野 同

畠三百歩 同

助二郎 隼人名

平二郎

同

同

(1) 筑前國知行所ノ内カ

てんかく田
 島壹段大卅歩
 馬場崎
 島四反
 町島 同所
 島貳段六拾歩
 元三田
 島壹反三百歩
 くつかた
 島貳段半
 立野
 島貳反半
 馬場副
 島壹反半
 石むし
 島五反半
 小島同所
 島三百歩
 北ノ前同所内壹反六拾歩
 島貳反六拾歩
 ミその上
 島壹段三百歩
 西ノ前
 島五段大
 はとむね
 島三反三拾歩
 水田
 島貳反
 はま崎
 島四反卅歩
 くもとり(↓)
 島壹段
 已上合田島五町卅歩
 天正十六戊子
 十二月廿六日

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

慶使

助九郎

つゑの

助五郎

犬丸

民部

(名和)

顯孝(花押)

(追筆カ)

加宗右衛門(花押)

加悦宗右衛門尉殿

伯耆顯孝書狀

(淺野家文書五〇)

伯耆顯孝尾張星崎城番
跡目之儀能様憑奉ル

雖輕微候、白布壹端進上候、表御禮計候、以上、
德令啓上候、仍長々御陣、御苦勞之段、尤致祇候、可申上候處、自隆景公尾州星崎城之番稱被仰付候間、無其儀候、餘ニ
無音申上候條、先以用使者候、殊此中者病惱出来候而、身上も相究様ニ覺候、自然折節者、跡目等之儀能様、御分別奉憑
候、此謂宜預御披露候、恐惶謹言、

六月廿四日

伯耆左兵衛尉
顯孝(花押)

小早川隆景書狀

(名和文書)

○名和系譜写真抄録及ビ、
東大史料編纂所影寫本ニ
ヨル

伯耆顯孝、
人數差出

(書入)文祿二年
去正月廿六日大明勢都近辺寄来刻、為先手人數差出、及合戰之處、井上五郎兵衛尉被報談、堅固之御覺悟、誠ニ粉骨之至
候、彌御心懸肝要候、恐々謹言、

六月七日

隆景(花押)

伯耆左兵衛尉殿

御(宿所カ)

(切封)



伯耆左兵衛尉殿

御(宿所カ)

小早川
隆景

蜂須賀旧記

(肥後文獻叢書第三卷)
(新撰事蹟通考卷十六系図之四)

○新撰事蹟通考本ヲ底本ト
シ異本ニヨリ校訂シ、マ
タ、若干ノ補註ヲ加ヘタリ
○出典ハ句読点ナシ
(1) 後是(從是)イ

親房ニ遠江國炭原庄被下居屋敷薨谷村尾張國皆樂之郡被下居屋敷蜂須賀庄被下後是号蜂須賀名字官方將軍之戰時依宮方忠
抽丹波國丹井庄被下置候又伯耆國一役被下候右条口宣候也九州筑後國河崎庄十町之クセン九州肥後國八代莊小井丸郷之内

(2) 子孫(子孫、イ)

(3) 攝津守殿(攝津守ニ渡、イ)

(4) 阿蘇惟則(惟憲)

(5) 重俊(名和重年)
(6) 重治(菊池義武)

下ヤウ之内 按小井丸郷今小大郷 本郷治武左衛門尉跡六丁クセン也守山岩戸名四丁同守山江頭サウシラ名二丁 按守山益城郡守山郷江頭村在二守山

西 岩戸名サウシ 顯忠様依十六年劫治部少輔家親ニ宮原大官司 按未道後郷役按八代郡道後郷也 私領田九町分アラサ六町蓋蓋五町ヘキ一

町合テ二十一町 按有佐村日置村在二八代郡 ツ子給三町子孫ニ至テ忘却有間敷由被遊候彼奉書儀者家親至隈莊義性町分 武顯様与風御成一

禮被仰時家親成若候ト思被召被召仕候テ過分之由面談申上臈而禁足時候ヘハ 顯忠様皆吉伊豆聞被仰付迎ニ被遣候奉公之儀者瑠璃童丸ニ申被渡候從先祖御クセン判形ハ攝津守殿阿蘇殿奉公之儀被申渡候御クセン判形ハ兵庫助處ニ在リ

又三郎義久守護罷出萩尾十八町郡山之内十八丁藤山十二町隈莊之内平野五丁敷田三丁被下 按萩尾古保山藤山元朝按守護菊奉隈莊皆在三益城郡

公申候山城守家氏葦北湯浦城柱私領釘野三町桃井河内三丁下角三丁舟津一段登馬口此分私領也 按釘野今書ニ久木野一桃井今舟津有ニ 和泉守義親大河内五丁五段上野隅サギノ浦アフ瀬七段下リ馬口被下也 按以上村 對馬守義房高田本野六丁鳥森一丁列

所合拾町刑部少輔分古閑三町丹後守分ウ柳五丁四童丸名此内ハシーアシロ八代御地行時同名タメ殿アマカエ三町瑠璃童丸

持トマリ 按本野古閑植柳海 小熊野 按今益城郡中山郷中問村上江村下 代官一節家親覺悟之時江上弓矢人足壹人 殿様ニタテ申候

間ミヤ山名大淵源左衛門殿ニ持セ申候十三年格護申候小島名是ニ人足一人立申候間嶋島ニ下地被下候治部少輔務ニ候

阿蘇惟忠甲佐ニ三年在宅之内ニ惟忠ニ一字處望候而顯忠御元服候其時御太刀蜂須賀山城守クツ竹万七郎御家御祝義之酌之

事 義興阿蘇惟郷響子ニ御成候時酌皆吉與二郎クツ蜂須賀七郎 武顯阿蘇惟則 按四 響子ニ御成候時御酌蜂須賀彌三郎皆吉

千十郎續松之役本郷與一左衛門尉加悦彦五郎 重行阿蘇惟豊響子ニ御成候時續松之役加悦右近兄弟皆吉與三郎蜂須賀孫

四郎酌仕也 重俊御元服之時御太刀岩田源左衛門尉クツ大井殿 武顯重治 按菊池重治也 御參會之時御太刀河田加賀守御クツ

大井一助仕候 重行重治ニ御元服之時御太刀則元次郎左衛門殿御クツ竹万宮内少輔 行直御祝義之時御酌皆吉與七郎

續松之役本郷七郎兄弟 教長宇土知行永享六年甲寅年大野原合戰年號文正元年 文龜三年癸亥宮地合戰蜂須賀右衛門尉討死

教長御生害享徳元年壬申五月二十一日 義興御生害長祿三年己卯師走十三日 與野生害サセ中候

義興御生害長祿三年己卯師走十三日 與野生害サセ中候

- (7) 成寅之年(永正十五年カ)
- (8) 守山滿丸名(下益城郡小川町大字北新田字滿丸)

260

○原文句讀点ナシ
伯耆卷

- (1) 宗鑑(崇監、イ)

- (2) 弓箭ノ面目家ノ冥加(弓箭ノ冥加家ノ面目、イ)
- 船上山

- (3) 戦功(一戦功、イ)
- (4) 重圍ヲ出(重テ圍ヲ出、イ)

- (5) 建武三丙子年(二月二十九日改元延元元年)
- (6) 延元二丁丑年(五月廿七日(延元三年)五月廿二、名和承國、同年五月二十五日、新撰事蹟通考)
- (7) 大井太郎兵衛尉長重(大井太郎左衛門尉長重、名和承國)

- (8) 賀生(賀名生)
- (9) 敵簇々ト(敵村々ニ、イ)

顯忠八代御本意之年号明應八年己未三月

顯忠八代御没落文龜四年甲子二月六日同年宇土知行城重峰隈部運治申合小塚之忠 守富政高御判形ヲ以テハンシヤク之忠ニヨツテ知行候成寅之年

峰須賀治部少輔家親守山滿丸名九町九段三丈阿蘇惟長以判形知行小川山次山城守一跡二町五段下地相添四郎三郎名八町三段三丈山下名二町五反相添判形遠以被下候隈莊之内原越後守跡十三町判形居屋敷南カクイ伽藍屋敷

鮑 之 卷

(筑後國柳川侯臣伯耆家之家傳)
(肥後古記集覽卷四・肥後國誌)

伯耆卷曰 神武天皇九十五代ノ帝 後醍醐天皇御宇北條九代相模守高時入道宗鑑四海ヲ併合シ一天ヲ掌握シテ鸞輿ヲ隱岐國ニ奉遷姿ニ 村上天皇第六ノ皇子具平親王十三代之後胤伯耆國名和莊地頭村上又太郎源長高ハ勇力智謀ノ武士一族多ク從者皆猛兵也ト達 叔聞御味方可仕由潛カニ蒙 勅宣長高謹テ奉成勅答一族庶臣ヲ集メ今度一天ノ君ノ勅命ヲ蒙ルコト弓箭ノ面目家ノ冥加何事カ加之哉汝等急ニ船上山ヲ城郭ニ可構ト役所等堅ク申付諸將ト共ニ謀畧ヲ廻ラシテ、主上ノ重圍ヲ奉出伯耆國名和ノ湊ニ到リ給フ依テ船上ニ奉成臨幸襲來ル諸敵ヲ悉ク令討伐因茲 主上天下ヲ再治シ給フ其軍功ヲ賞美アリテ元弘三癸酉年閏二月廿九日戌ノ刻ハカリノ事ナルニ長高ヲ御座近ク被召出被任左衛門尉 勅語ニハ長高ノ二字現龍有悔ノ象物極レハ必變候長ク高キハ危シ尊高年所以長其長アリ今轉高成年則長年朝臣ニ叙セラル同十五日ノ夜長年ヲ御前ニ被召 勅語ニハ今度汝カ忠義甚厚勅命ヲ重シ身命ヲ輕クシテ戦功ヲ勳ム故ニ小勢ヲ以テ大敵ヲ退ケ謀ヲ以テ凶徒ヲ攻滅スコト是汝カ武勇ノ猛也庶臣皆強兵也是彼武勇ノ英臣也今度海路ノ便リニ依テ重圍ヲ出今亦船上ノ艮ニ在テ賊徒ヲ滅ス汝朕ヲ奉スルコト如水能浮船古人曰君者舟也臣者水也ト思フニ朕ハ舟汝ハ水ニ一心相應セリ勞以テ船ハ貞祥也自今以後汝カ紋ヲ改メ水ニ船ヲ仕レト震筆ニテ帆懸船ヲ圖シテ之ヲ給リ宣旨曰此間為被思食續御事共粗有之被遊之條末代之龜鑑ニ可仕ト忝モ奉頂戴震筆同年五月五日 主上如叔慮御入洛被遊ケリ長年帶劔ノ役ヲ勤ム其後大功之輩抽賞被宛行長年一ニハ伯耆ハ本領也因州雲州ノ兩國ヲ被差加三ヶ國ノ太守ニ被任長年一族共ニ一郡一莊ノ所領ヲ給ル建武三丙子年六月晦日京都内野合戦ノ時令自害長年嫡男正五位下伯耆大夫源朝臣義高ハ延元二丁丑年五月廿七日泉州堺浦ノ戰場ニテ討死畢其後南帝戰敗テ吉野ヘ歸給フ内侍所ノ御權供奉ノ武士敵ニ襲ハレ御權ヲ打捨落失ヌ長年朔大井太郎兵衛尉長重之ヲ見テ馬ヨリ飛テ下リ荷擔シテ賀生ニ獻セント欲ス敵前後ヲ遮リ奪ント欲スル故ニ郎黨ニ持セ長重踏留リ矢ヲ番ヒ散々ニ射立ケレハ敵簇々ト引退

名和顯與下向

(10) 從五位下(從四位下、イ)

(11) 森山(守山) 名和顯忠

(12) 古身(古海)

(13) 下部壹人(下部ノ十人、イ)

(14) 古麓城ニ歸入(古里ニ令歸入)イ

(15) 勝光寺(光勝寺カ)

(16) 鞍掛山(鞍懸山、イ)

鮎大明神

名和顯孝

(17) 文應三甲寅歲(明應三甲寅歲カ)

ク此間ニ御檣遙ニ延給フ敵又襲フニヨリ長重追付奉リ太刀ヲ抜切立拂立ケルニ依テ敵遙ニ引退ク賊ノ矢御檣ニ中ルコト雨ノ降カ如クナリケレトモ通り矢一筋モナク御檣無恙賀生御所ニ獻ン奉ル 帝御感甚ク長年カ忠義ノコト共思召出ル、勅宣也偕長年義高在世ノ内義高嫡男從五位下村上小太郎源朝臣顯興建武乙亥年三月下旬 後醍醐天皇第六皇子征西將軍宮筑紫下向ノ供奉ノ大將ヲ給フ親族郎黨五百餘騎ヲ引率シ肥後國へ到リ同國八代郡蘆北郡益城下郡豐福莊其外九州ノ内ニ於テ一郡一莊ヲ賜リテ領ス將軍宮ハ森山ノ御所ニ御坐ヲ被居顯興嫡子伯耆守泰興朝臣居ヲ八代城ニ移ス豐福ニハ加悅長安ヲ在番セシム泰興五代孫正五位下村上彈正少弼源朝臣顯忠隣國ノ寇ニ依テ八代ヲ退散シ妻子屬族等諸共ニ深ク山中ニ忍セ顯忠浪牢ノ身ト成リ古身ト云下部壹人相具シ洛陽ニ赴トテ中國長門ノ海ヲ通ル時惡風吹來テ船忽ニ覆ラントス舟師輯取力ヲ合セ押セ七人ノ船更ニ進マス舟師茫然トシテ申ケルハ是レ唯事ニ非ス海神ノワサ也各御身代リニ重寶ヲ海ニ入給へ必ス惜ム心アル時ハ一命ヲ損シ魚ノ餌食トナルヘシ只神力ヲ頼ムヨリ外ハナシ一衆轉倒シテ或ハ財寶或ハ太刀脇指等ニ至ル迄海へ投ス顯忠ハ獨流落ノ身ナリケレハ別ニ財寶ハナシ懷中ヨリ錦囊ヲ出シ海神モ聞給へ是累祖傳來ノ綸旨也我命ト共ニ亡ント欲スレト一衆ノ命ヲ破ランコトヲ忍ヒス歸命頂禮ト祈念シテ白紙ニ之レヲ包ミ海底ニ投シケレハ忽浪風靜マリテ船ハ攝津ニ着ニケリ其後顯忠ノ老臣故伯耆守長年ノ長臣内河兵衛三郎入道眞信六代ノ孫内河式部少輔喜定ト云モノ竊カニ山ヲ出テ殘黨敗士ヲ召集シ敵城ノ不意ヲ謀リ顯忠ヲ取立八代城ヲ即時ニ攻落シ寛正六年乙酉三月九日再ヒ古麓城ニ歸入スルノ後七日ニ當テ三月十六日ノコトナルニ當郡樹柳浦德淵ト云所ニ漁人又三郎ト云者アリ西海大戸ノ沖ニ於テ前代未聞ノ大魚ヲ得タリ老タル漁夫是ヲ見テ曰是ハ鮎魚也我少年ノ時再三見之其後絶テ不見此ハ奇魚ナリ城主へ上ケヨト云テ忽チ此老漁父ノ行方知ラス失ヌ樹柳浦ノ勝光寺ト云寺僧ノ領地也故ニ此魚ヲ寺へ持來ル寺人曰出家ノ身トシテ魚物ヲ城主へ進獻スル法ナシ汝等直チニ持參セヨ索價他ニ賣ヘカラス依之城主へ令進上當番ノ士是ヲ請取腹ヲ割ケレハ何共不知能ク包タル物出ツ人々不思議ノ思ヲ為シ顯忠ニ令披露顯忠之ヲ見テ掌ヲ拍テ曰我流落ノ時長門ノ海ニ沈メシ系圖ナリト三度頂キテ禮拜シ披キテ之ヲ見ルニ更ニ一字モ不缺是レ誠ニ天ノ武運ヲ守給フ驗也トテ則吉日良辰ヲ撰ヒ此魚ヲ石櫃ニ納メ八代郡鞍掛山ノ下丸山ノ城南流水ノ北ニ瘞ミ壇上ニ廟堂ヲ建テ鮎塚ト號ス夫ヨリ此所ヲ鮎谷又鮎山ト云也又ニ三郎ハ甚タ感行ヲ成ス一日顯忠靈夢ノ告アリ衣冠正キ老翁光明赫然トシテ左右ヲ照シ徐々トシテ來リ告テ曰我ハ是日本祖天照大神也汝ヲ加護スルカ故ニ假ニ垂跡魚ノ形ニ現シ汝ニ系圖ヲ與フ實魚ニ非スト云畢テ夢已ニ覺タリ同國菊池肥後守武照顯忠ト交厚シ在京ノ序此事奏聞内裡ヨリ宣旨ニハ日本ハ神國也如此例多非實魚鮎ハ魚ノ名ニ非ス鮎大明神ト勅詔下ル依之社ヲ建立シ氏神ト崇奉リ十一月七日神職緒方氏奉成遷下村上彈正大弼武顯朝臣戰國ノ時強敵ヲ伐テ宇土ノ城ニ移リ八代城ヲハ文應三甲寅歲相良近

(18) 伯耆左兵衛尉(伯耆佐兵衛佐、名和系圖)

名和顯輝

江守へ和平ノ故アリテ城ヲ渡ス武顯所領宇土郡并東ハ益城中郡守富郷西ハ海邊三角ノ浦北ハ飽田中郡南ハ八代外郷宮原ヲ限り令領地武顯五代ノ孫從五位下伯耆左兵衛尉源朝臣顯孝マテ宇土ノ郡主也天正年中豊臣關白天下一統ノ時九州未治シテ肥後最逆黨多シ顯孝舊友ヨリ内通アリテ博陸侯ノ麾下ニ降テ不叛ノ旨申開ケハ本領悉アルマシキ義也依之顯孝弟伯耆顯輝ヲ召此旨ヲ申談シ固ク城ヲ守護シテ逆兇ニ不敗ヤウニ仕ラント言置ケル其上今度ノ訴訟不叶ハ急キ馳下シ此城ヲ死出ノ山ト定ムヘシ借亦我ニ代繼ノ子ハ無シ京都ニテ空クナラハ汝宗系ヲ繼ヘント傳來ノ系圖ヲ弟ニ譲リ天正十五丁亥年正月下旬宇土ヲ立テ豊前路ヨリ上洛ス海路三百里ヲ隔ツレハ日數ヲ經ル處ニ肥後一揆退治トシテ佐々陸奥守成政大將トシテ大勢豊後路迄令下向肥後國中城郭ヲ構ヘル武士共五十餘人大畧令降參顯輝ハ使者ヲ以テ成政へ申入ケルハ當城ハ兄顯孝某ニ預置令上洛歸國ノ後沙汰スヘク夫迄ハ某預リ申旨述タリ成政忿テ曰顯輝直ニ來テ其言アルヘシ使ヲ以申條謂レナン不日ニ攻亡サントノ返答也依之一族庶臣召集メ兵ヲ催シ逆寄シテ成政ヲ討散サント評定ス何者カ告タリケン成政大軍ヲ引率シ其日ノ暮程ニ雲霞ノ如ク寄來ル顯輝兼テ用意ノコトナレハ諸方持口ヲ堅ク申付防キ戰フト雖モ大軍當リ難クシテ遂ニ攻落サレ天正丁亥年四月十六日下城シテ薩州出水ニ落行テ令牢居此旨秀吉聞召給ヒ島津修理大夫義久ニ之ヲ討ヘント仰付ラル顯輝其外屬從ノ庶民共此事ヲ聞伝ヘ馳集テ百五十餘人山寺ニ植籠リ討死ス其時系圖散失ヌ其後十餘年ヲ經テ球磨郡ニ古書數多賣來ル顯輝ノ弟伯耆左衛門尉行良此處ニ牢居ス市中ヲ點檢シテ古書殘篇ヲ見ルニ我家ノ系圖アリ熟々見レハ繪旨紋畫一モ不缺全備セリ是天ノ與ト喜テ則買取テ家ニ歸リ歸命頂禮饒大明神我宗家ノ武運ヲ厚ク守給ヘト祈念シテ櫃ノ内ニ納ルコト年久シ爰ニ顯孝ノ嫡子村上右近大夫顯武遊客トナリテ球磨郡ニ來ル行良大ニ喜ンテ則顯武ニ對面シ此龜玉宗寶傳授ノ眞寶ニシテ庶子ノ可持ニアラス必ス子孫ニ可傳他家ニ讓ルコト勿レト宗子ニ授ク依之顯武秘シテ之ヲ持ツ久キ後嗣ナキ故ニ弟伯耆太郎兵衛尉長興家系ヲ嗣ヘント寛永十七庚辰年七月廿一日授之其後顯武ノ家失火アリテ家寶悉ク焼亡シ顯武モ自害ス夫惟ルニ此系譜ノ德海ニ没セス鋒刃ニモ損セス猛火ニモ燒スシテ子孫ニ歸來ルコト三度ナリ是祖先ノ神保護スルニ非スシテ何ソ如此ナランヤ故ニ家傳ニ稱シテ鮑魚腹中出現書ト謂フ今長興之レヲ所持ス鮑大明神ハ伯耆家氏神也時世ニハ盛衰治亂アリ此頃伯耆家衰ヘテ後氏神鮑宮衰微セリ其由來ヲ考ルニ天正ノ末肥州宇土城主小西攝津守行長ノ代ニ鮑ノ宮殿重器ヲ破却ス慶長年中肥豐太守加藤肥後守清正ノ代ニ再興ス元和地震ノ為ニ破損ス清正ノ長臣加藤平左衛門尉造營ス寛永ノ始洪水ノ為ニ社流亡シ是ヨリ空殿トナル里人毎年草堂ヲ造テ祭禮ヲ成ス又再興ノ志アリトテ三月毎ニ鮑會ヲ為ス然レ力不足シテ果サス爰ニ 天武天皇ノ御末櫻町權大夫藤原朝臣右家武者所ノ孫從四位下右馬大夫右宗ノ末孫本郷伊兵衛眞家兄弟三人八代ニ牢居ス元來伯耆家ノ臣也依之里民ト共ニ再興ヲ願フト雖モ下等ノ者ノ成スヘキ事ニ非レハ幸ヒ先君ノ嫡孫東武ニ在リ

名和顯武
(19) 村上右近大夫顯武(村上左近大夫、伯耆之卷奥書)

(20) 寶永二甲寅年(衍、延
寶二甲寅年ナリ)

(21) 崇尊セン願曰ハ(崇
尊シ願ハ、イ)

(22) 鮎大明神(鰐大明神、
イ)

其下知ヲ蒙リテ再營ヲ欲シ千里ヲ遠トセスシテ長興ニ告ク長興之レヲ聞キ大ニ喜テ曰絶テ久敷キ鮎宮今伯耆家ノ宗臣ノ八代ニ有ラスンハ誰カ此事ヲ計ラン哉故ニ再興ノコトヲ本郷氏ニ許ス依之造營全備ス時ニ寶永二甲寅年十一月六日神職緒方左近太夫奉成遷宮同七日祭禮ノ神事ヲ執行シ八十年來ノ神樂ヲ奏ス神慮ノ致ス處也其後本郷氏告テ曰何者カ鮎宮ノ氏子ト成リ亦何者カ末代ニ到テ此神ヲ崇尊セン願曰ハ鮎大明神ノ縁起并伯耆家ノ因山家臣ノ名字ヲ記シテ寶殿ニ納メハ萬代ノ後此卷ヲ考ヘハ其君臣タルノ義ヲ知り亦鮎ノ宮ハ氏神タルコトヲ知りテ尊ムヘシ亦誰某ハ其門葉末流タルコトヲ知ラハ後世見者ノ一助トモ成ヘシト再三請之宇土三宮ノ神職吉見伊織佐共ニ此事ヲ計ル今我是卷ヲ記シテ古昔ヲ語ル必ス他ノ謗リヲ得ン全ク其コトヲ不願ス唯其厚志ヲ感喜シテ成一帖與本郷氏鮎ノ傳記ヲ顯サハ此證ヲ記セ

延寶三年十一月吉祥日伯耆太郎兵衛源長興謹記之

伯耆親族加悦大井三谷布施河南河北竹萬名和長田上神筑見美作村上者伯耆一家之別名也内河本郷谷台三輪進眞弓月野是等者一家之人代々之長臣也蜂屋保田光武黨者代々之頭臣也此外小臣者記ニ不足皆鮎大明神之氏子孫民也畢

近
世
の
記
録

近世の記録

例言

記録のうち、北肥戦誌以下は都合によって抄録するにとどめた。既に活版に付せられたものの中には、句読点など刊本により区々に亘るものがあるが、統一しなかった。同時に句読点が始からない写本も、原本の体裁に従い、敢て句読点を加えなかった。しかし、用字は活字の都合によって一部支・芻・鸛などの外は通用の漢字により、変体仮名は、者・江・而・茂・与・ニ・ハなどの外は概ね平仮名に改めたが、メ・ノ・ゝなど旧字体を残したものもある。各記録には必要に応じて若干の補註を加えた。

解題

『肥後宇土軍記』は年次を異にし、地域にわたり、その写本は九種類以上の多数に上る。これは稀有のことといふべく、本書が士人によって珍重せられた事情を窺うに足る。これらの異本は、文体に異を認めないが、用字・用語に小異あり、章の追加・編成替までも行なはれ、記事の順序とその取扱また一様ではない。行間書込、註なども区々であつて、これもまた特色をなしている。

しかし、すべての写本を通じて異同を弁ずるは、徒らに紛雜を招くだけであるから、現存諸本のうち写しの最も古く、最も旧態をとどめておる、と思はるる山田本を忠実に再現するに努め、明らかな誤記、錯誤などにつき、若干の註を加えるにとどめた。

『肥後宇土軍記』（山田本）は、宇土市指定文化財、浅井寅齋旧蔵、寛保三年十二月五日浅井芳暉の写しであつて、墨色濃く、善写本といふべきである。横一八・五葺、縦二五・五葺。表紙、青色（和紙）、題して『肥後宇土軍記、全』という。また、地に「宇土軍記」と記入してある。巻頭遊紙一枚につき、目録四枚、本文七十九枚、奥書一枚、全一冊本。目録の第一紙に一・九葺角「浅井所蔵」の蔵書印、巻末に浅井芳暉の印章三個を押捺してある。目録はすべて巻頭に集記し、逐条番号を附しているが、本文の標題は悉く番号を省略している。全文同一筆跡であるが、一部後人

の書入も原本の傍を書するに至っていない。

本書は『清正記』・『續撰清正記』・『太閤家譜』・『朝鮮征伐記』・『慶長記』などを参考しているが、『福田九郎太夫覚書』・廻江久兵衛子孫の『覚書』、宇土の伝承等を網羅した覚書である。しかし従来元禄十三年、峯雪子の著という説は正確ではない。現在のところ著者は未詳というのほかはない。山田本の藍本は元禄十三年、峯雪子の写しである。当時本書はすでに成立していたが、峯雪子もこれに少々追加したことが窺知できる程度である。

現在伝写本が九種に上っている。すなわち、山田本・肥後古記集覧大石本・藻塩草本・熊本県立図書館本・乗燭雜録本・橘園叢書本・福島本・草野本・碩田叢史本がこれである。

肥後古記集覧本は、大石真磨（一七九〇—一八三七）文政四年正月の序文で編纂の由来が知られる。肥後宇土軍記はその第二十一冊・第二十二冊の上・下二冊に収められている。この点において肥後古記集覧本は既記山田本の藍本から離れ、次の転機に立つものである。現存の大石本を転写したものに熊本県立図書館本あり、更にこれを影写した乗燭雜録本がある。肥後古記集覧本には大石本のほかに善本があったらしく、これを転写した大浦本（いま伝はらず）をもとにして筆写した藻塩草本第十七冊がある。これには大石本に見られるような脱落はない。

橘園叢書本は小山武岑（一七九六—一八七〇）が、文政五年十二月、井門常頭（一七六一—一八三九）所蔵の宇土侯の臣倉橋又七の自筆本を写したものである。福島本は天保三年八月橘園叢書本をもととして許九齋荒木貴勝が写したもので、ともに乾・坤二冊本である。草野本もまたこの系統の写本である。碩田叢史本は豊後の後藤碩田写すところのものであって、井門常頭所蔵本の系統に属する。大分県立図書館本のほか、京都大学図書館本第二十七巻および東京大学史料編纂所本がある。

肥後古記集覧本・橘園叢書本には絵図一枚を添付した旨の記事があるが、現在略絵図を添付したものは福島本のみである。祖本に近い他の写本にこれを欠くことよって、この絵図が後人の追加による極めて新しいものであることがわかる。

『北肥戦誌』・『九州記』・『清正記』・『菊池傳記』などの戦記には往々宇土氏・名和氏および宇土の城の遺聞を伝え、史料の裏付けがあるものも多く、参考に値する。『肥後地誌略』・『肥後國陳跡略志』・『新編肥後國誌草稿』・『肥後國志略』・『太宰管内志』・『宇土郡村誌』等の地誌および『新撰事蹟通考』にはいづれも宇土城の記事があり、特に『肥州城趾旧知考』・『古城主記』および『古城考』の宇土古城の記事は、近代の諸書の必ず参考とするものである。『三宮社記録』は近代早期に成立した三宮大明神宮の記録であるが、口碑以外記録が稀有であった宇土において、神社の記事のみにとどまらず、地誌・歴史などにも触れているので、『肥後國誌』には、この記録に基いて宇土郡の地誌を編述している。三宮社記録はその後歴代の神主これに必要な書込をしているので、信頼度は高い。

書		名		著	者	成	立	体	裁	備	考
1	肥後宇土軍記 (戦記)	宇土軍記	異名	峯雪子 (奥書署名)	元禄十三年 (奥書)	寫本	二卷	肥後古記集覽 藻燭鹽草 乘田叢書 碩田叢書 橋園叢書	二十一卷、二十二卷 三十五卷、三十八卷 十九卷、二十卷		
2	北肥戦誌 (戦記)	九州治亂記 覚書(原記)		馬渡俊繼	享保五年			肥前叢書(活)	二卷		
3	九州記 (戦記)			大竹春龍				天草郡史料(活)	二卷		
4	水野日向守覚書 (伝記)	水野勝成覚書 水野勝成自記		水野勝成		寫本	一卷	改定史籍集覽 橋園叢書	三十六卷 三十二卷		
5	清正記 (戦記)	新板清正記		古橋又玄		版本	三卷	改定史籍集覽 續群書類從 肥後文獻叢書	二十五卷 二十三卷上 二卷		
6	國郡一統志 (地誌)	國中一統史		北嶋雪山	寛文七年	寫本	十五卷	永青文庫 複製本がある			
7	菊池伝記 (戦記)	菊池佐々軍記 菊池佐々軍記 佐々軍記 菊池佐々軍記 菊池佐々軍記		井沢長秀	寶永五年	版本	十卷	改定史籍集覽 天草郡史料	三卷 二卷		
8	肥後地誌略 (地誌)	肥後國地誌略		井沢長秀	寶永六年	寫本	十卷				

18	宇土郡村誌 (地誌)			明治十五年	寫本 二卷	
17	太宰管内志 (地誌)		伊藤常足	文化元年	寫本 八十二卷	活字翻刻
16	新撰事蹟通考 (雜史)		八木田桃水	天保十二年	寫本 三十一卷	肥後文獻叢書 三卷
15	肥後國志略 (地誌)	肥後國誌	森本一瑞	寶曆十一年	寫本 三十卷	
14	新編肥後國誌草稿 (地誌)		成瀬久敬	享保十三年	寫本 十八卷	
13	三宮社記錄 (記錄)				寫本 一卷	
12	肥後國陳跡略志 (地誌)		水足屏山		寫本 三卷	秉燭雜錄 百九十九卷
11	古城考 (城郭)		森本一瑞 横田氏敦校正	天明八年納 寶曆十一年	寫本 三卷	肥後文獻叢書 肥後の古城 二百七十五 一卷
10	古城主記 (城郭)		森本一瑞		寫本 一卷	肥後古記集覽 秉燭雜錄 肥後の古城 五十九 三十二卷 三百六十一卷
9	肥州城趾旧知考 (城郭)	肥州古城考			寫本 一卷	肥後・天草の城 五十七 熊本縣立圖書館架藏

肥後宇土軍記

目録

一 肥後之國宇土之城由来之事

付 異名之事

境内之事

二 太閤秀吉公九州へ御進發之事

付 宇土之城主之吏

佐々陸奥守切腹之事

三 加藤主計頭清正小西攝津守行長へ肥後之國拜領之事

四 朝鮮在陳之事

五 石田治部少輔三成ツルケケンイ權威一事

六 石田小西与一味之吏

付 小西領内留守居之事

宇土籠城持口之事

七 清正肥後へ下向之事

八 從家康公清正へ御書被成下候事

九 大友義統石田ニ組して豊後へ趣事

付 杵築之城へ手遣之事

十 木付之城細川忠興公御拜領之由来之事

付 同在番之事

忠興公此節御人數御手配之事

十一 黒田(くろ)惣水木付へ後詰之事

十二 石垣原一戦之事

十三木付之城へ從清正加勢之事

十四同所へ清正後詰之事

十五清正宇土之城を可被責發起之事

付從小國密ニ熊本へ使者被指遣事

十六清正之先手木道筋を宇土へ押寄る事

十七廻江村久兵衛熊本勢を相支る事

付久兵衛宇土之城へ走加る事

十八石之瀬口初度之迫合之事

十九二度目之迫合之事

廿寄手町屋を破ル事

廿一加藤百助働之事

廿二右戰場斷之事

廿三清正以旗本宇土之城へ被取寄事

廿四清正茶磨山ニ暫ク陳取給ふ事

付三齋公右松山ニ城地御見立被成候事

廿五清正取寄せ給ふ義ニ付所にて申傳之事

付治承之亂之事

廿六清正智謀深キ事

廿七清正陳取ニ付斷之事

廿八三宅喜藏と南條元宅勝負説ト之事

付福田九郎太夫走廻之事

飯田角兵衛鎧を入るゝ事

關九左衛門走廻之事

於二搦手ニ旗本之若侍走廻之事

三宅傳記之事

南條傳記之事

廿九寄手持口之事

三十清正急ニ城を責不給子細之事

付寄手城を乘不定事

森本儀大夫亘

卅一舟手之寄手失勝利之事

付塩入斷之事

卅二寄手沼田之淺キを不知事

卅三從城内夜討ニ出る事

付手柄僉儀之事

卅四敵之忍之者生捕事

付清正心を付給ふ事

八代へ問者被指遣事

計策文認様之支

卅五宇土之城へ從八代後詰有之ニ付清正より押勢被指遣候事

付於小川ニ迫合之支

相田六左衛門働之支

北川監物敵陳ニ紛るゝ支

從薩摩宇土八代へ加勢之沙汰之事

小西与嶋津家与一味之斷之事

敵城を責る古法之事

右於小川迫合之義長野久兵衛申傳之事

卅六南條元宅夜討ニ可出覺悟之事

付古法ニ夜討尔可出時節考様之事

卅七濃州於關ヶ原ニ合戰家康公御勝利之事

付石田小西以下御誅罰之事

右之義從清正城内へ被相通和談有之候得共不相調事

小西墨付指下候説々之事

卅八行長之家來戰場より宇土へ走下城内へ相通候儀兩説有之事

付重而和談相濟城を明渡事

卅九和談相濟城内之輩外へ出る節定之事

四十籠城之輩清正へ相抱給ふ事

四十一宇土之城代小西隼人切腹之事

四十二小西飛彈追出之事

四十三八代矢部兩所之城代者薩劔へ立退事

四十四宇土八代矢部城番之事

付清正開陳之衷

四十五宇土之領主相知レ候分之事

付同所城地被為割候事

加藤家斷絶之事

肥後宇土軍記

肥後國宇土之城由來之事

付異名之事

肥後之國宇土郡之宗廟三宮大明神之縁起ニ云 當社ハ人王(マ)四十三代元明天皇之御宇和銅六癸丑年諸國郡郷之名を被定時肥後國を十四郡に被為割節宇土郡者當國郡郷割納之地也と云々依之國郡為鎮護之以勅定春日住吉之兩社を草建有之夫より此

(1) 三宮大明神宮、イマ西岡神宮トイウ

(2) 檀之原(檀原)、石瀨ノウチ(又說中原、肥後国志略)イマ段原トイウ

(3) 南条元宅、左衛門尉元清、モト伯耆岩倉城主、小西行長ニ仕エ三千石、ノチ加藤清正ニ仕エ六千石、慶長十九年卒

(4) 三宮山、イマ宇土市神馬町字千疊敷ノ地

(5) 黒門口、宇土城(城山)ノ北ノ出口ヲ黒門口ト称スル
(6) 馬場口、宇土城(城山)三ノ丸ヨリ馬場村ニ出ル虎口ヲイウ
(7) 城神山(村)、モト宇土郡城神山(村)、イマ宇土市神馬町ノウチ

邊を惣而檀原と号ス是より曆數三百三十六ヶ年以後後冷泉院之御宇永承三^(戊子年御堂之關白道隆公或ハ中納言隆家卿為仕)置之肥後之國へ下向為在之砌宇土之城を築給ふと云々此節崇ニ添八幡之神社一有之號三宮大明神神殿三社末社十二字為在之由此外年中行吏之事ハ縁起ニ在之ニ付畧之右和銅六^(癸丑年)より元禄十三^(庚辰年)迄年數凡九百廿八年に成又永承三^(戊子年)より右同年迄ハ六百五十三年ニ成也

一又云宇土之城者嚮之城共云亦異名ニ切立之城共唱申候由也宇土郡之内也

一異説ニ云宇土之義檀之原共所之者ハ唱申候田舎者片言にだのはらと申候子細者古國中ニして一國之祈禱為在之由肥後之國の眞中ハ宇土ニ相當たる由ニ付則檀を飾加持為在之由夫よりして右之通ニ中傳候由檀之飾たる所ハ宇土本町筋石之瀨町南かわ浄土宗圓應寺門前西南角と町屋敷ニ罷成居申候又ハ石之瀨藥師堂在之所共申候所ニて之申傳にて候ニ付其儘ニ記置候也此外種々之説有之候へ共不慥候故不及記也

一南條元宅家來福田九郎太夫か云宇土之城ハ塩田筋塩入之沼田を堅固ニ構へ堀を掘門を五ヶ所ニ構候と云々

一此城之形を考るに惣してハ三宮山と續たる山にて有りしを夫にてハ地形廣過申候ニ付其間壹町餘斗も掘切城に構たると見へたり依之切立之城と云敷是を古法に陰山を陽に改而城を築と云ハ如此之事也城を築ニ山城平山城平城とて三段在之地形高クしても平山城在之地形低候ても山城在之事也宇土之城ハ地形低候ても山城と可申東西南北之方角ひつミ候て角

ニ當れり西東へ長し本城ハ地形少高天守之跡ハ見へ不申候とも本丸之眞中よりハ東南之間ニ少寄たると申候高サ三階之由後熊本之小天守と罷成候由斷與有之也惣して天守を建る所ハ惣見を宗とする事也本丸之虎口貳ヶ所大手へ出ル口ハ北

東之間ニ明たり同搦手之口へ出ル口東南之間ニ明たり又三之曲輪より外へ出る虎口貳ヶ所北に當りて虎口有之是大手也

黒門口と云又南ニ當りて虎口有之搦手也馬場と云所へ出る口成故に馬場口と云山也城之後ニ大沼を專一之要害とし後堅

固ニ取たる城也古法ニ沼を要害ニ取たる城ニハ掘外之習在之事也北向ニ大手を取候へハ火性之城と見へたり三之郭之地

續キ東に當り慶長年中ニ新在家出來申候也是ハ城を割たる已後城神山村と云此村ハ三之郭之外也畑中ニ三之郭と外郭と

の境目之驗ニ石垣之根石相残り居申候堀ハ無之古城之内故屋敷構御制禁也境目より外ニハ屋敷構不苦候ニ付右之新村も

有之由也此境目之内外ニ昔ハ諸士之屋敷為在之由惣して城内城外共ニ今ハ田畑と成古之町之名或ハ人之姓名を則田畑之

字ニ唱申候由也右福田が覺書ニハ虎口數五ヶ所と有之候に繪圖ヲ考候へハ本丸ニ貳ヶ所三之郭ニ貳ヶ所ハ四ヶ所より外

無之候壹ヶ所ハ繪圖ニ見不申候六之内ニ西之口之角ハ加悅飛彈持口と有之候へハ此邊ニ虎口壹ヶ所為在之事歟門之跡ら

しき所ハ城之地形ニ茂不相見候城之形ハ見へ不申候へ共畑中之道筋ハ古之道筋らしく相見へ門之石居之石なと在之也

しき所ハ城之地形ニ茂不相見候城之形ハ見へ不申候へ共畑中之道筋ハ古之道筋らしく相見へ門之石居之石なと在之也

(8) 塩田、イマ字土市古
城町字塩田

(9) 西岳、イマ字土市神
馬町字西岡・三城ナ
下ノウチ、宇土城跡

(10) 細川行孝、宮松・帶
刀、丹後守、從五位
下、推恩宇土三万石

(11) 石ノ瀬(モト宇土郡
石ノ瀬村)、イマ字土
市宇土字石ノ瀬

(12) 栗崎山、宇土市栗崎
ノ山地

(13) 石橋村、宇土市石橋
町

(14) 本町・新町(モト宇
土郡段原村ノウチ)、
ノチノ宇土市大字宇
土

(1) 伯耆左兵衛尉(顯孝)
宇土左兵衛佐・伯耆
守・左兵衛督・二郎
太郎長良、從五位下、
慶長十三年卒、年四
十八

(2) 加藤主計頭清正、小
字夜叉若、虎之助、肥
後守、從五位上、待從、肥
後守、從五位上、肥後
主、五十四万石、慶
長十六年卒、年五十
一、法名日乘

(3) 佐々陸奥守(成政)、
肥後國主、從四位下、
侍從、天正十六年國
除自尽、年五十、法
名道閑

一城外之噂ハ塩田邊ハ侍屋敷之由舟入之支ハ三十一に有之從城西ニ當り對之山有之三宮山と云是ハ所之氏神三宮社有之每
歲九月十九日之祭禮ニ相勤る鎭流馬の馬場前ニ有之此社古ハ大社ニ而社領も附居中祭禮等美々敷為在之由委細縁起ニ在
之ニ付略之中比小西領地と成候節ハ彼仁邪宗たるに依て漸々神跡を隠し置たる跡故年中之行事万支斷絶申由也三宮社并
社家人之屋敷其節ハ諸土之屋敷ニて為在之由三宮山の山つゞきに西岳と云山有之古ハ不知ラ今ハ不殘畑也此山の上下に
馬場村有之此村ハ石之瀬町之枝郷慶安年中に分ルと也是ハ行孝公御引越ニ付小身之輩石ノ瀬ニ被指置候ニ付如此と見ヘ
たる由城之後南ニ當りて巾三四町程之大沼有之今ハ淺田となれり此沼を隔而栗崎山有之城よりハ少かさ也此等之沙汰ハ
廿七ニも有之三宮社之前ニハ屋敷無之已前より畑にて候由石橋村邊ニ大分家中之屋敷為在之由本町新町兩町と城との間
貳町餘有之候乍兩筋古ハ町屋又者小身之輩之屋敷為有之由依之城迄ハ家續也其外町筋之事又石之瀬筋之義ハ廿二迫合場
噂之所ニ記之從城亥子丑之方ニハ山無之村々或ハ田畑斗ニして目懸り無之城外四方荒々如此也

太閤秀吉公九州へ御進發之事

付宇土之城主之事

佐々陸奥守切腹之事

一薩摩之國主嶋津修理太夫義久者對秀吉公ニ逆心ニ付為御退治秀吉公ハ天正十五丁亥年二月朔日京都御出馬ニて九羽へ御
下向と云々

一嶋津之旗下伯耆左兵衛尉と云者其節宇土ニ籠城せし處に秀吉公御進發ニ付同年四月十日城を明退申候ニ付從秀吉公為在
番加藤主計頭清正を被指置此時成之年ニて廿六歳身上三千石之由也

一嶋津降參ニ付薩摩大隅日向之領地ハ被下殘ル分ハ被召放候て夫々ニ御仕置被仰付御開陳之由也

一同年四月日佐々陸奥守肥後國拜領にて熊本に在城依之宇土之城清正より陸奥守へ被相渡候併陸奥守仕置悪敷いまた壹ケ
月も不立ニ一揆蜂起申此旨秀吉公達上聞甚御機嫌不宜候所ニ上意も無之ニ為御斷押而罷登り申播州尼ヶ崎ニ着船之旨先
達而達上聞候所ニ上意ニハ仕置悪敷上押而上洛之段不届ニ被思召候由ニ而同年五月十四日為檢使清正を尼ヶ崎へ被指遣
肥後國被召上候而陸奥守ニ切腹被仰付候也

加藤主計頭清正小西攝津守行長肥後國拜領之事

一秀吉公一度朝鮮國へ御出陳被成度御心願有之候由其節ハ加藤秀吉公ト清正從弟小西を御先手に可被仰付との思召ニ付同年壬五月
十五日清正行長兩人へ佐々跡肥後國被下城主ニ被仰付候也

肥後國佐々領地之明高五十四万石

内

廿五万石 熊本之城主加藤主計頭後秀肥後守

廿四万石 宇土之城主小西攝津守①

五万石 御藏入右兩人へ御預也

内 (貳万五千石ハ 主計頭分 撰津守分)

合五拾四万石也

朝鮮在陳之事

一文祿元年辰年秀吉公朝鮮國へ御人數被相渡 加藤小西兩御先手にて諸將被指添兩道より責入しに 兩將權を諍ひ夫より不和

ニ罷成候也秀吉公ハ肥前國名護屋ニ御在城也

一右より七ヶ年目慶長三戌年八月十八日秀吉公於城笏伏見城ニ御他界依之朝鮮在陳也各開陳也今年秀頼公ハ御六歳御十五歳迄ハ五大老衆御後見之由其内ニ此出入發り申候也

石田治部少輔三成募權威支

一秀吉公御代五大老五奉行とて有之し也五大老衆と云ハ内大臣源家康公加笏大納言菅原利家卿毛利中納言大江輝元卿上秋中納言藤原景勝卿浮田中納言豊臣秀家卿是也又五奉行衆と云ハ淺野彈正少弼長政増田右衛門尉長盛石田治部少輔①三成長東大藏太輔正家徳善院玄以法印是ハ御当代之御老中之義也右之内石田ハ身上拾万石濃務大垣之城主也秀吉公へ出頭にて器量世に越たるに依て募權威秀頼公を後楯にして家康公を奉亡ヲシ己天下を望志深ニ付諸大名を味方ニせんとの企甚しけると也

石田与小西与一味之事

付小西領内留守居之事

宇土籠城持口之支

一小西ハ元より石田と一味成りし故慶長三戌年從朝鮮開陳已後行長者終ニ宇土へ不罷下直ニ大坂へ罷越秀頼公御幼君故為勤仕とて相詰罷在候由也今年秀頼公御拾二歳敷同五庚年関ヶ原合戦迄三ヶ年在大坂仕宇土ニハ留守居斗残し置申候朝鮮出陳辰之年より子之年籠城迄九ヶ年之間宇土ニ不罷在候へ者万叟家中速畧之事耳多ク可在之事也宇土を大事とおも者ハ暇之義願候而罷成間敷事ニても無之趣ニ一向此沙汰無之事也

① 小西撰津守行長、弥九郎、ドン・アゴスチニヨ、從五位下、内匠頭、肥後宇土城主、二十四万石、慶長五年敗戦刑死

① 石田治部少輔三成、小字佐吉、宗成、從五位下、奉行、近江佐和山城主、十八万五千石、慶長五年敗

(1)

小西隼人、与七郎、主殿助、長元・行景、隈庄城代

(2)

小西飛彈如安、姓内藤、忠俊、徳庵、寛永三年ノ頃マニラニ於テ卒

(3)

竹内吉兵衛、著書ニ竹内吉兵衛覚書アリノチ加藤清正ニ仕ウ

(4)

小西美作、木戸作右衛門、行重、美作守、下ン・ヤコボ、慶長七年卒

(5)

矢部之城、上益城郡矢部庄、犬飼村、愛藤寺城、瀨村、岩尾城、イマ上益城郡矢部町

一 小西領内留守居宇土之城代ニ者小西隼人⁽¹⁾、其比四十歳斗之由小西飛彈如安⁽²⁾其時分ハ老人にて隠居之躰にて罷在候文才茂有之朝鮮陳之時ニ大明之北京ニ至リ和議を取扱ひ首尾よく埒を明ケ世に知レたるもの也太閤譜ニハ内藤飛彈如安と有

之其後行長より小西之名字を被免たり依之朝鮮征伐記ニハ小西飛彈藤原如安と出申候亦大明神宗皇帝勅諭之中ニハ豊臣行長遣レ使ニ藤原之如安ニと見ヘたり籠城之砌四方にて之沙汰ニハ宇土ニハ飛彈が居候間輒城ハ落間敷と申候由其外南條元宅番頭竹ノ内吉兵衛⁽³⁾鉄炮頭兼奉行役日比左近奉行役植木葛蒲之介等也此外ハ不相知候也

一 城内持口相知レ候分

塩田口相守輩ニハ竹ノ内吉兵衛日比左近植木葛蒲之助⁽⁴⁾塩田口と云ハ大手黒門之事成ベシ

西之口之角ハ加悦飛彈持口也是ハ馬場口之事敷

黒門馬場兩口之外ニ西之方ニ一ヶ所虎口在之様に相聞ヘ申候追而可考也四十二加悦持口之沙汰在之可見合也

留守故小勢殊更足輕少ク何方茂守薄ク及難義ニ申候由也行長領地廿四万石外ニ御預リ式万五千石、廿六万五千石之身上殊ニ地戰之事ニ候ヘハ其身⁽⁴⁾在城於有之者人數堅ク老万二三千余ハ可有之事敷朝鮮之長陳にて開陳在之間無之又今度關東ヘ之出陣にて候ヘハ宇土之人數少キ筈ニ候其上兵器兵糧米ニ至迄無可為不足事一向留守をハ打捨たる義と見ヘたり一度立身を望偏ニ石田ニ組し一用一捨之格成ベシ

一 八代之城代ニハ小西美作是者太閤譜に有之木戸作右衛門事也有説ニ此時八代之城主ニハ小西若狹罷在候由也此若狹ハ行長之養父にて候處ニ籠城已前に死去為在之由ニ候ヘハ是ハ異説也宇土より八代まで行程七里也

又於所ニ申傳ニ三家老有之由丹後平馬美作是也美作ハ右在之通名字小西にて八代之城代也残り兩人之名字不相知候何茂小西敷宇土之城三之郭之内外ニ三家老之屋敷有之其跡今ハ畑ニなり其名を字とす右之内兩人ハ關東之供にて為在之敷留守之人數之内ニハ沙汰無之候身上ハ五千石三千石二千石如此程之身上之由五千石より上之身上之者ハ無之かりしと也行長之身上にてハ何茂小身なり不審

一 益城郡矢部之城代ニハ結城彌平次罷在候矢部之内上月と云ハ府也是迄從宇土行程六里なり⁽⁵⁾矢部と云ハ古城も敷在之其時之城地不分明依之上月迄之遺之法を記置也上月ハ繁昌之所也

一 清正肥後ヘ下向之事

一 慶長五庚子年夏之比迄者清正も在大坂たりといヘとも石田逆心之義粗風聞有之殊ニ石田と小西と入魂之儀是又無其隠候ニ付清正ヘ家康公上意ニハ此節九州筋之儀無御心元被思召候間其方ハ肥後ヘ歸國有之見合せ給り候様ニとの御事ニ付被任其意ニ清正ハ早ト肥後ヘ下向候て見合被居候由也

家康公清正へ御書被成下候支

一同年八月十二日之御日付にて従家康公清正へ御書熊本へ到着其趣者於上方ニ石田叛逆彌露顯候て近日一戦可在之候然者肥後筑後兩國者貴殿江進置候間成次第ニ仕置可被申付候由被仰下候ニ付奉畏候むね被及御請候右之御書熊本へ到着之翌朝清正諸士を召集メ被申聞候趣者右之通従家康公被仰下候清正ハ最前より家康公之味方にて候今度彌御懇意ニ被仰下候義ニ候間熊本ニ石田方之敵を引請逐一戦必死ハ此時と相極候間何茂此旨相心得軍忠を可勵由被申渡候家中之輩承之此節是非共忠節を可盡と勇ミ申候由也右家康公御書ニ付御謀在之忠與公御事家康公御供被成關東へ御出陳夫より尾笏清須へ御越被成御逗留之内ニ従家康公但馬一國被進候との御書も八月十二日之御日付右清正へ肥後筑後被進候と在之も八月十二日付之御書也諸方之御味方へ其節御謀敵之國共を可被遣由被仰遣候事と見へたり古より在之手段也

大友宰相義統石田ニ組して豊後へ趣事

付同國杵築之城へ手遣之支

一秀吉公御他界已後石田ハ上方に有りて家康公に奉敵對天下を覆さんとて諸國にて味方を催し其内味方ニ成間數大名をハとにかくニ事を寄せ是を亡さん謀をなし既に日本國中東西南北ニ至り凡十八ヶ所にて一戦有之たり是皆石田と家康公との出入也又爰に豊後前之國主大友宰相義統⁽¹⁾ハ故有りて其比中國邊に牢々之跡にて有しか是も石田に組して此時豊州を切り再び本國へ歸參すへきとの事にて謀有之所ニ家老吉弘加兵衛統幸⁽²⁾此趣を聞いた時不到候間今度ハ存立之義被相止候様ニと雖レ制レ之諫に不レ従して同年九月九日從中國豊後へ至り旧臣を招き或ハ土民を集て夫より同國石垣原⁽³⁾ニ陳取先東方羽柴越中守忠與公家臣松井佐渡⁽⁴⁾守有吉四郎右衛門罷在候木付之城⁽⁵⁾を可責取との支也依之同十一日之夜義統より柴田小六と云者を頭として土民等を召連木付之城下へ亂入して百性共之人質を城下ニ指置たるを取返し申候併其翌十二日之朝小六ハ不慮に討レ申候土民共小六死骸を取り石垣原之本陣へ罷歸申候也

一細川之御家傳ニ云木付之城内ニ返忠之者有之是を便りて敵城下近ク迄押來り責たりしに城内よりも防之し也返忠之者ハあらわれたるニ付是を搦捕討捨たり依之敵手段を失ひて早く引取たり又人質之分ハ城下ニハ不指置本丸ニ小やを懸ケ指置候と云々

一御家傳ニ云忠興公御名字秀吉公御代ニハ羽柴元和元之卯年大坂落城已後於駿河ニ家康公為上意細川之御名字ニ御改被成候此時信國之御脇指御拝領也木付之節ハ大坂落城より十六ヶ年以前之事にて此時ハ御名字羽柴也

一又云松井義秀吉公御代豊臣氏を被下被任從五位下文祿貳^(癸)辰年十一月十一日ニ於城脇御知行高百七十三石貳斗九升拜領也

- (1) 大友宰相義統、長壽丸、五郎、吉統、豊後守、号宗殿、慶長十年卒、法名中菴
- (2) 吉弘加兵衛統幸、行親、大友義統臣、慶長五年戰死
- (3) 石垣原、イマ大分県別府市
- (4) 松井佐渡守、曹助、新助、式部大輔、康之、從五位下、佐渡守、細川忠興臣、二年卒
- (5) 有吉四郎右衛門、將監、武藏守、細川忠興臣、一万三千石、慶長十二年卒
- (6) 木付之城(杵築城)大分県杵築市ニアリ、勝山城下モ称ス

有吉四郎右衛門事木付之翌年慶長六^辛年七月七日ニ豊前中津於御城ニ武藏と御付被下候由也

杵築之城羽柴越中守忠興公御拜領之由來之支

付同在番之事

忠興公此節御人數御手配之支

一木付之城細川家之御領地と成子細者天正八^{庚辰}年之秋從織田信長公長岡兵部太輔藤孝^{後尊}へ丹後一刃高拾貳万石余御拜領同國田辺ニハ藤孝公宮津ニハ忠興公御在城也其已後慶長三^{戊辰}年八月十八日秀吉公御他界已後其年中ニ城崩於伏見ニ石田与家康公と御出入之義出來諸大名方もより／＼両方へ助力有之既ニ敵味方之色顯然たる所に忠興公ハ家康公へ御心を被為寄其外被仰合御取持ニ而先拔に罷成無支ニ治り申候此時忠興公御忠節外より之察一筋之義ニて無之深キ思召入之義杯有之家康公不淺御満足に被思召右出入より三ヶ年已後慶長五^{庚午}年之春從家康公忠興公へ為御加恩於豊後之國ニ郡高六万石御拜領依之御領地為御請取之御家老松井佐渡守康之有吉四郎右衛門興道を始として頭分之者尔ハ魚住市正杵田七右衛門河喜多藤平魚住右衛門兵衛岡本源三郎桑原才藏速水孫兵衛可児清左衛門上林源介其外諸勢被相添二月廿一日丹後發足速見郡之内木付之城へ被指遣候三月三日ニ木付へ下着候て城を受取申候是ハ御領地御仕置等相濟候已後有吉ハ御城代外在番之輩斗相殘し松井ハ丹後へ歸宅可申旨被仰渡跡より忠興公も押付御入部被遊候御逗留之内ニ上杵景勝逆心ニて關東へ家康公御出陳忠興公ニも御供之旨被仰出候由丹後御留守居衆より申來候ニ付忠興公早速御出船被遊候也松井等も押付可罷登覺悟之所ニ此節迄ハいまた御手舟も數多無之外ニ舟水主も無之難求内ニ敵可寄來取沙汰ニ付俄ニ籠城申候由丹豊兩所之高ベ拾八万石余也又兩國之行程海陸百五十九里六町と云々

一又此節忠興公之御領地拾八万石餘ニてハ有之候得共木付領六万石ハ右之通いまた御仕置被成兼たる時節ニ付是ハ外ニして先丹後拾貳万石斗也此御人數大法にして五千斗也其内忠興公關東へ之御出陳に被召連候御人數遠國へ之義ニ候ハハ半役ニしても貳千餘斗^{御引之御家伝ニ云四里へ之御人數貳千貳百額と云々}此節ハ上杵景勝御退治之義ニて奥州迄御供但是ハ御和談ニ罷成別条無之夫より濃州岐阜之城責關ヶ原御合戰ニて何茂心勞仕候由殘候御人數貳千餘是又田邊杵築大坂三ヶ所ニ分ル先丹後之御留守ニ幽齋公田邊ニ御籠城數日之迫合在之後扱ニ罷成御城を被為開せ候木付ニて城下へ敵亂入石垣原之一戰有之候此節ハ木付御拜領ニ付還而御人數殊之外減し申候世俗ニ物有りても其時の間ニ不合事を筑紫之味方と申候誠ニ此時之事なるべき也

一此節丹後國ニハ宮津田邊久美之城松井居城嶺山城代不知候御城四ヶ所ニ有之宮津元城忠興公御在城也田邊幽齋公御隱居所也此時三ヶ所をハ被掃捨田邊一城ニ被成候也

① 黒田恕水(如水)、
始メ小寺氏(幼字萬吉、
官兵衛、祐隆・孝高、
勘解由次官、豊前國中津十八
石、慶長九年卒、年
五十九、法名國清

① 三宅喜藏、角左衛門、
飯田寛兵衛与力、三千六百七
石六斗五升、鉄炮百
二十挺頭

一 又大坂之於御屋敷ニ忠興公之御前様御自害御付人之輩御供仕候ベ四ヶ所に御人數御手配被成其上四ヶ所共ニ手首尾有之候不大形御取込と可奉察事也被對家康公ニ忠興公之御忠節不可勝斗義ともなり

一 右大坂御屋敷古ハ玉造之燒屋敷と云今は越中町と申由也

黒田恕水軒杵築之城へ後詰之事

一 黒田恕水軒者其比ハ豊前國中津ニ在城たりしが嫡子甲斐守身上豊前國歌未考者家康公之御供にて關東へ趣給ふニ付恕水者乍隱居國之留守ニ居給ふ所に木付へ敵寄せ来る由松井有吉方より之注進を聞と否哉行程拾三里之所を一騎懸にして木付へ後詰し給ひ右兩人に力をあわせ給ふと也忠興公と恕水と初ハ如此御入魂之處ニ慶長五庚午年御息甲斐守殿筑前へ國替被仰付其跡へ忠興公御拝領にて御國替之處子之年之物成甲斐殿より返納之義延引ニ付色々六ヶ敷罷成御取持之衆在之事濟申候此義已來より御不通ニ被為成事也事長キ義故略之也

豊後石垣原一戦之事

一 大友其身ハ木付へハ不寄して石垣原に陳取居たるニ付九月十三日恕水木付より石垣原迄二り半也を大將として松井有吉先懸して義統与於石垣原ニ及一戦ニし處に大友方ハ俄之集勢木付方ハ中津勢丹後勢何茂手勢殊ハ老功之大將恕水なれ者大友方討負敗軍して悉被討取就中家老吉弘茂討死したり義統ハ死をのかれしが其後從家康公常陸之國へ流罪被仰付候由也木付方勝軍して諸勢城へ引取けれハ恕水ハ豊前へ開陳し給ふ右一戦之趣不具候也

木付之城へ從清正加勢之事

一 清正者家康公之雖為御味方最前より御内意有之ニ付關東へは趣不給して世上を見合せ肥後熊本ニ在國也然ル處ニ木付ニ罷在松井有吉方より熊本へ飛脚九月十四日到来して近日大友取詰申候中津黒田恕水へも申達候其元よりも御後詰被成被下候様ニと申越候清正此由を聞給ひ兼而忠興へ之約諾之義有之其上指當り木付黒田兩味方をすくハんとて三宅喜藏分限之義謀と云鐵炮頭ニ鉄炮百挺相添木付之加勢ニ被申付候處三宅申候ハ近日何方へそ御出陳之御内存之由承及候ハハ此節於御前ニ心はせの御奉公仕度心底ニ御座候間木付へ被指遣候義ハ御免被下候様ニ与違而断を申候清正聞給ひ今度ハ外に頭とてハ不遣万支其方壹人之覺悟之事ニ候得ハ大將之働をもすへき者と思ふ故申付候處ニ及異義段不届之由にて殊之外立腹有之即時ニ改易被申付候併他國へハ不罷越肥後國中に忍ひ候而罷在候宇土陳之働能故無程歸參仕候也扱木付へハ坂川忠兵衛日下部與介兩鐵炮頭ニ百丁相添被指遣候處に石垣原之一戦木付方得勝利ヲ敵方ハ敗軍して行方不知ラ罷成候由肥後へ之注進之飛脚ニ右兩鐵炮頭於途中ニ行逢承之夫より熊本へ引返シ申候由也

- (2) 竹中伊豆守、隆重、豊後高田二万石
 (3) 早川主馬、豊八郎、長敏・長政、豊後ノ内一万石
 (4) 毛利民部大輔、高政、豊後佐伯二万石、寛永五年卒

- (1) 庄林隼人、モト主膳、ノ子自体ト号ス、加藤清正臣、千三百八十二石三斗八升、寛永八年卒
 (2) 小國、阿蘇郡小國郷ゆのゐん、由布院イマ大分県大分郡湯布院町
 (3) 小國、阿蘇郡小國郷ゆのゐん、由布院イマ大分県大分郡湯布院町

一此時九州筋ニ味方とてハ豊前中津に⁽¹⁾怒水肥後熊本ニ清正斗也一戰以前ニ木付⁽²⁾へ⁽³⁾怒水ハ見廻ニて大筒三丁被遣候清正よりハ使者ニて兵糧元米貳百石玉葉五千放分⁽⁴⁾三匁玉之積ニノ箱十五目也合力此上何ニても入用次第可被指越由也竹中伊豆守⁽²⁾早川主馬⁽³⁾毛利民部太輔此三人ハ近邊ニ在城石田方ニて丹後之責衆之内ニ候へとも木付へハ心入ニて内通為在之由竹中頼とて不罷登引込罷在候よし也

木付之城江清正後詰之事

一從清正木付へ加勢者被指遣候得とも様子無心元由にて右加勢之跡より押付清正自身木付へ之為後詰之出陳可有之由ニて手配在之一番備⁽¹⁾此頭加藤百助此手之武者奉行庄林隼人⁽¹⁾三番備⁽²⁾此頭吉村吉左衛門⁽²⁾此貳手ハ留守に被殘置⁽³⁾殘被置候趣⁽³⁾二番備⁽⁴⁾此頭之名無之⁽⁴⁾人数貳千旗本組之人數貳千⁽⁵⁾四千人數を引卒し⁽⁵⁾九月十二日之比清正熊本を出軍有りて木付へ趣給ふ既に先手ハ豊後之内ゆのゐんへ着陳旗本ハ肥後阿蘇郡之内小國ニ着陳之所に彼表味方勝利之旨告來る由也

一熊本より木付迄之道之法熊本より阿蘇之宮地迄拾壹里宮地より小國迄⁽²⁾八里小國よりゆのゐん⁽³⁾九里ゆのゐんより木付迄拾貳里行程⁽³⁾四十里也

清正宇土之城可被責發起之事

付從小國密に熊本へ使者被指遣事

一於小國ニ右注進之趣を清正聞給ひ此上者豊後へ出張候ても無專義也自是開陳すべし乍去宇土之城主小西攝津守者石田与一味して其身ハ上方ニ罷有今程留守也先年於朝鮮陳ニ權を許ひし無念亦今有之其上對家康公ニ当敵之義殊ニ當夏於上方ニ家康公被仰聞置候御内意之義も有之其後八月十二日ニ又被仰下候趣⁽¹⁾茂有之義ニ候へハ同國ニ乍有之非⁽²⁾可⁽²⁾指置唯今迄小西を不責亡義心外之至也數年心懸ケ時節を見合せ候所に今度幸之儀出來る也扱於宇土ニ敵之心を察るに清正ハ豊後へ趣今可寄とハ思ひ寄申間敷候軍者不意に出るにて勝利有之者也殊ニ留守にて人数小勢と云ヒ本大將なけれハ何茂一味致し難からんとの積にて從小國熊本へ⁽¹⁾從小國熊本迄道之⁽¹⁾密に軍使を指遣被申手段之趣者留守に被殘置候壹番備⁽²⁾此頭⁽²⁾百助參番備⁽³⁾吉村吉左衛門⁽³⁾此兩備を以て川尻之本道筋を押行宇土大手石之瀬口へ可相働候其間に清正ハ山を廻り先手敵城へ取詰候時節を積旗本を以て搦手へ可取詰由内意為被申遣由也右之外海上より舟手之働在之三十一記之

右十五より廿二迄ハ先手之人數を以て大手へ取寄候義を書記申候又廿三より廿七迄ハ旗本之人數を以て搦手へ取詰候義を書記申候廿八自是ハ先手旗本一所ニ集中候斷段ニ在之候此趣入組候て難見分候半と被察候間能考可在之事也為其斷置申候なり

- ① 川尻(モト飽田郡河尻町)、イマ熊本市
- ② 大渡川、イマ緑川イウ
- ③ 甲佐(モト上益城郡甲佐郷豊内村)、イマ上益城郡甲佐町

- ① ししみつ(モト下益城郡守富庄志々水村)、イマ富合町大字志々水
- ② 廻江村(モト下益城郡守富庄廻江村)、イマ富合町大字廻江
- ③ 久兵衛、藤井六弥太、統員
- ④ 清藤村(モト下益城郡守富庄廻江ノ内)、イマ富合町清藤

- ⑤ 岩之熊(モト宇土郡古保里庄ノ内)、イマ宇土市岩古曾町岩熊

清正之先手本道筋ヲ宇土へ押寄る事

一 熊本之先手一番備之頭加藤百助参番備之頭吉村吉左衛門清正下知之通九月十九日熊本出陳川尻之大渡り川を打越本道筋を宇土へ趣たり從熊本宇土迄行程四里なり

一 右大渡り川巾弔余流早して深し舟渡也其節此川熊本領宇土之領境目也何方よりも式里宛なり水上甲佐と云所より流出ルニ付甲佐川筋共云由也

一 九月十九日ハ宇土之氏神三宮社祭礼日にて候へとも前ニ書記候通行長邪宗たるニ付社破却し其跡ハ俗家之屋敷となり依之祭礼も断絶せり然ルニ日こそ多キに九月十九日ニ清正之勢宇土へ寄せ来り終小西之家断絶したる事時節とハ乍申神罰共可申事也

益城郡之内廻之江村久兵衛熊本人數相支る事

付久兵衛宇土之城へ走加る事

一 宇土近之土民共敵寄せ来るとて俄ニ妻子眷屬共を取集め逃散たり然ル所に從城壹里斗一里塚よりししみつの一里塚迄一里塚より橋迄三百五十間と也凡六町也廻江之橋儘共ニ長サ廿五間在之候北に當り益城郡之内廻江村②と云所有之是則從熊本之海道也此所之本道筋ニ塩入之沼川に土橋有之長廿廻江之橋と云彼村ニ惣庄屋役仕候久兵衛③後守、与申百性罷在候常ニ器量有之者にて行長茂懇意ニ為在之由依之久兵衛壹人之覺悟にて暫時の謀とハ乍申此道筋を熊本之人數を容易通ス間敷とて婀娜敷茂落残りたる土民共を三十人斗召連漸ニ鉄炮五六丁斗取集め持出彼土橋之中程を五六間土を取崩し橋桁斗を残り往來之通路を絶し橋際に相支たり此時清藤村④之清藤村ハ廻江之近所小岩庄屋次郎兵衛と申者も土民少ニ召連加勢に來り相働申候寄手方より物見武者を指越相窺候處ニ橋之土を切落し橋桁斗有之外ニハ其辺ニ道ハ無之也彼入江筋ハ上下に長ク塩引候ても沼故遊泥深ク輒ク渡る支難叶寄手雖為大勢無手段して俄に越事を不得究竟之節所にて纒之小勢になやまされたり寄手鉄炮百餘挺を以て川を隔而終日打合しかば双方手負討死餘多有之たり寄手ハ夜ニ入舟を求め出し川下より不殘押渡りしかば久兵衛小勢を以場廣之地にて重而防支を不得して久兵衛次郎兵衛ハ其夜宇土へ引取石之瀬口を堅め居たる嶋津又助が手ニ走り加りけると也

有説ニ云此廻江筋より外ニ道在之大渡より東へ廻り候へハ岩之熊⑤と云所ニ出申候岩之熊より石之瀬口迄一里塚より岩之熊迄ハ道七合と也是へ寄手人數を廻し候ハ後へ寄手廻候ニ付廻江ニ而ハ中ニ防支ハ難叶敵早ク可引取事也石之瀬口へ近キ故此手段ニハ不及と見へたり如此先手を見合可申節ハ陽中陰之位を可用事也

又云久兵衛小勢を以重而防支不罷成事ハ大軍に節所なしと云るハ如此之事也

(1)

城之村橋、モト宇土
郡松原村ノウチ小松
原村ノ城野ト石瀬村
境ノ橋ヲイウ

又云久兵衛籠城中所ニて走廻有之ニ付城代小西隼人久兵衛を本丸へ呼出し為褒美刀を遣候由刀豊後元高田無銘長尺三寸五分半子孫令所持候也彼子孫申傳候也又久兵衛壹人之覚悟ニて熊本勢を悩し申候趣を清正も具に被聞届候へ共少も憤無之感し給ひ和談已後一命を被助置懇意ニ有之如元之惣匠屋役被申付尔今彼村ニ子孫罷在候也

石之瀬口初度之迫合之事

一熊本勢押来る趣又右廻江にて迫合之義も從城壹里内之所之義なれ者城方へ段々に相聞へ申候ニ付途中へ人數を張出し一防可在之由於城内に種々評定為在之由ニ候へとも小勢故城を放出する事ハ難成本大将無之ニ付衆義一味せざる由ニて武功之者有之一手段宛へ申出し候ても寄合評義ニて不用之空ク罷成候由漸々嶋津又助と云者を頭として其外人數を相添石之瀬口へ城より是迄張出し霄より簀を焼而寄手遅しと待懸たり熊本勢ハ廻江川を打渡り其夜直ニ石之瀬口へ押寄せ少間を隔而備を立是茂簀を燒夜之明るを相守り居たり寄手兼而之定に明廿日之曉天に迫合を可始との事成しかとも惣勢はやり立て丑之尅時分より城之村橋之木戸口へ押寄せ弓鉄炮を射懸聞之声を揚ケ迫合たり城兵茂霄より待請たる由なれば町口之木戸を閉時の声を合せ弓鉄炮を以て防けれ共寄手大勢にて手繁ク責けれバ城兵難防町式丁被破三丁目之木戸迄引退又爰ニて暫相支へたり夜中ニ敵之手段を不見定してはうか／＼と出て不働して守もの也故ニ木戸を不開閉て為防之もの歟

二度目之迫合之事

一三丁目三丁目と有之ハ五丁目之成へし断此此ニ有之也之木戸口ニて城方嶋津又助老功之者成りしが足輕共ニ下知しけるハ夜中に町屋へ寄来る敵を防には見せ棚を目中にして鉄炮を放せと申せしかは雨の降ことくに打懸ける弓鉄炮夜中故初ハ目中不鮮越矢多かりけるが此下知より鉄炮聞出して寄手之輩足を立兼町屋之檐下に付添者も有之或ハ防にも不成戸障子又ハ簾杯を楯にして居る者も有之中々危き更共にて寄手之輩將棋たをしをするかことく混々まじと討たをされけれども更ともせず手負死人を乗越刎越一揉にせんと責戦ける時節後陳に扣たる熊本勢之内より若者共跡之町屋ニ火を懸けるに依て寄手之後ハ明らかに透而見へ寄手の為に以之外悪敷城兵の方ハ闇成たる故城兵の為ニハ彌能あだ矢もなく打たをさるゝ耳ならず其上跡より打出す味方之鉄炮にも中り寄手ハ味方討をする故いか成大剛之者もこたへ兼残少ニ討レけり此躰を見て寄手之内ニ和田勝兵衛後号と申者前野助兵衛鉄炮頭に向て云けるハ敵之鉄炮聞出味方足を立兼たる躰ニ見へたり此分にてハ押付味方敗軍すべし又今暫爰に支て有なら者前よりハ敵の鉄炮強ク後よりハ味方之鉄炮ニ中り犬死をして吾人も生残るまし無專義共也迎も難々遁と見へたり倡一途に押懸り木戸を突き破らんと申けれハ尤可然と云ひも不レ敢和田前野兩人一同に一番鎗と名乗て真先に進ミ出るを見て芦野九太夫石田霸右衛門兩人共ニ鉄炮頭也押續て進ミける木戸際より六七間斗も進ミ出たる所に敵之鉄

① 吉本町(モト八代郡
道前郷吉本村)
マ竜北村大字高塚

① 五丁目之橋、近世土
橋、ノチ眼鏡橋、イ
マ、コンクリート橋、
宇土市本町五丁目、
本町六丁目間ニアリ
② 足輕町、近世石瀬木
丁及ビ牢屋丁ヲイウ

砲和田が甲之真向に中り前の方へ倒けるを和田が家來に和田宇右衛門と云者走寄りて勝兵衛を肩に引懸立退けるに付前野声野石田三人之者共も木戸を破る事ならずして手負を圍ミ引退けると也

右町を燒立候ニ付放火と云与自燒と云と二ツ有之或ハ夜軍之時火見せ場風之順逆杯と云而古法有之事也放火ニハ種々心得在之先相圖之為敵を惱亂^{ノウラン}之為氣を奪謀其損德時節を考へなす事なるニ是ハ故も無之殊みかたの為ニ以之外惡敷不作法之義共也武之故實をしらすしてハあやまり可在之候也

一 又右之ことく町屋之せり合をハ古より小路軍と云元亨之時於京都小寺衣笠が手立又慶長年中ニ信劬上田表にて真田か手行又同年肥後八代郡吉本町^①にて八代勢之手段是等を以て可知事也

寄手町屋を破る事

一 跡に扣たる寄手の同勢相續て進軍も難成其夜ハ木戸之外に備を立堅め鉄砲迫合にて夜を明し翌廿日之早天に押懸り町を破りしかば城兵不相叶敗北せしにより城の堀際迄押寄せ手々に竹束を付たりけると也

加藤百助働之事

一 寄手一番備之頭加藤百介ハ味方本町筋を破る時節裏通異服町筋^{新町之}を燒立敵を追立しかは後ニ廻^マされ可為難義とおもひ本町筋の敵彌早く引取しと也夫より寄手大手黒門口へ押寄竹束を付寄其後石之瀬之古城之跡ニ各陳取^{自是城迄替}と責口を相守し也

右戰場斷之事

一 宇土町右迫合場之斷城之方^{カミ}を上として町貳筋有之未申之方より丑寅の方へ丁筋有之壹筋ハ本町と云是通筋也本町筋長サ七町有之札之辻より五丁ハ本町之内也至五丁目ニ而土橋有之^{長サ}是を五町目之橋と云橋を越候て下之方貳丁ハ石之瀬と云其内上^{カミ}之方之壹町ハ昔より町屋為在之由出口之方之壹町ハ古ハ畑にて町屋ハ無之由然ル處に正保三丙戌年行孝公從八代御打入之節より此所に足輕町出來今以如斯也但石之瀬町壹町ハ古より亦今至迄新町之内也斷此次ニ有之也

壹筋ハ裏町是を古ハ異服町筋と云今ハ新町筋と申候此町筋四町有之候數惡敷ニ付古より石之瀬町を壹町加而新町五町と定ると也古ハ新町之裏に町並貳筋有之細工町なと云も此邊也何茂長サは四町宛之由下之方に古ハ墓所為在之故町筋難延して四町有之と也今ハ田畑と成古之町之名を字^{ジヤ}に唱候由也

又石之瀬之出口ニも土橋有之城之村と云村之前ニ在之ニ付則城之村之橋と云長サ五間斗惣して本町通筋ニハ塩入之川筋貳ヶ所有之ニ付土橋も二ヶ所に有之事也右土橋二ヶ所ニ其節ハ從城木戸を構て要害にせしとみへたる也

(3) 柳馬場、モト松原村ノウチ小松原村ノ城野ノ海道筋ヲイウ、木原道ニ連続スル

(4) 石之瀬古城、モト宇土郡石瀬村ノウチ常願院薬師堂ノトコロヲイウ。慶長五年、加藤百助向城トシテ使用シタリ

(1) 宮地(モト阿蘇郡宮地村)、イマ阿蘇郡一ノ宮町トイウ
(2) 木山(モト上益城郡木山郷木山町村)イマ益城町大字木山

又石之瀬出口土橋より外ハ海道筋也古ハ道之左右二三町之間ハ柳並木に植て有之ニ付此所を柳馬場⁽³⁾と申候今ハ柳ハ絶面無之其名耳ニ罷成候事也

初度之迫合場ハ石之瀬之出口右柳馬場城之村之橋之邊と見へたり其後城兵石之瀬町を貳町被破三町目迄引退と有之候是ハ本町筋之三町目と申にてハ有之間敷候本町筋の五町目と申にて候半か子細ハ本町筋七町之内石之瀬町貳町被破たる時三丁目ハ五町目ニ相当り申候幸五町目ニ土橋有之候へ者二度目ニハ是を要害ニ取而又防たるにて可在之也又本町筋之三町目と考たる時ハ石之瀬之内貳町本町之内五町目四町目合四町退たるにて此時ハ本町之三町目ニ相當申候へとも町敷四丁ニ罷成候文に紛るゝ所有之候間文と所之様子とを可考知事也

又右兩所にて防候義對重又謀ハ奥ニ與有と申義に相叶とや申候又柵働ハ城乘同前之沙汰ニ同しきどを破る事もさくニ同キ也

加藤百助を初め先手之各石之瀬古城⁽⁴⁾之跡に為陳取と有之候是ハ石之瀬之内ニ薬師堂有之所が古城之跡之由申傳候^{古城注}相也寛永之比迄ハ右薬師より西之入江之邊迄之地形余程高ク為在之所に世俗之説ニ云行孝公從八代宇土へ御所替之節石之瀬ハ地形も高ク塩淺ニハ候へとも塩入之川筋掘廻し候て有之井水も能境内も宜候へハ此所ニ御屋敷取可被定敷との御義も有之候へとも古城之跡にて殊ニ宇土陳之時加藤百助付城ニ用たる所にて御遠慮多ク御本家光尚公御免茂難被遊候由にて相止唯今之所ニ御屋敷定申候由申傳候たゝ今之所御屋敷並御家中共ニ田頭にて町並よりハ地低^ヒニ有之ニ付石之瀬より古城之土を被為引候故右薬師堂之所今ハ地低ニ罷成申候由也

清正以旗本宇土之城へ被取寄候支

一清正者從小國益城郡木山越に開陳可有之由にて同十八日ニ小國を出給ひ^{小國發鷲之旨朕聽と不知知}候へ共大十八日^{阿蘇之宮地⁽¹⁾ニ止宿同十九日宮地を出木山⁽²⁾ニ一宿夜ニ入大雨降諸勢及難義申候由同廿日木山を出給ふ此時清正諸軍勢へ被申渡候趣ハ自是空ク熊本へハ開陳有之間敷候宇土迄ハ纒行程三里余有之候今度ハ幸之義ニ候間宇土之敵城を可責候熊本之留守ニ残し置候人數之内一番備三番備を先手として大渡り之本道筋を石之瀬之大手へ可相働^{ヒツカ}旨密に先達而從小國熊本へ申遣置候間^{此義十五}ニ在之 大手筋ハ無心元事無之候先手石之瀬口へ相働申候者定而從敵城人數を出し不防して不叶事也其取込之時節を見合せ我が旗本を以て不意ニ搦手へ取詰候て大手搦手兩方より可責候若シ大手にて敵手強ク防候て寄手難破節ニても搦手へ我か人數を廻を見てハ是又敵可引取候其時ハ大事のみかた心安可取詰為ニも能候其上敵之大将ハ今程留守なれハ聽と大将無之故万事評義定るまし人数も小勢ニ候へ者守薄ク防兼可申候各一情出し申候ハ押付しろを責落可申候と諸勢ニ勇を進め給へハ軍}

- (3) 郷道(鬮導)
- (4) 熊之庄(モト下益城郡隈庄隈庄村)、イマ城南町大字隈庄
- (5) 木原山、下益城郡オヨビ宇土郡境ニ蟠踞スル山名
- (6) 松橋(モト下益城郡豊田庄松橋村)、イマ松橋町大字松橋
- (7) 伊牟田(モト宇土郡宮庄伊牟田村)、イマ宇土市伊牟田町
- (8) 高神山(モト宇土郡宮庄神山村)、イマ宇土市神谷町
- (9) 城ノ越(宇土郡栗崎村字城越)、イマ宇土市栗崎町字城ノ越
- (1) 松山、モト宇土郡松山村ノウチ、イマ宇土市松山町ノ山地
- (2) 茶磨山、イマ宇土市松山町ニアル山名
- (3) 細川三齋、幼名熊千代丸、与一郎、越中守、号三齋宗立、從三位參議、豊前・豊後ノ内四十万石
- (1) 松山村之祭礼、松山両神宮ノ祭礼、九月二十日

勢勵をなし忠を可盡色顯然たり誠衆義一味とそ見へたりける扱夫より清正ハ郷道(3)を先ニ押立熊之庄(4)へ出木原山(5)之後の道

ニ懸り旗を巻諸軍勢に枚をふくませ馬之舌を結び轡を包せ山蔭をひそかに押行給ふ故敵曾而不知之夫より松橋(6)へ移り伊牟田(7)松橋と城との間(8)有伊牟田(9)阿之平途なり伊牟田の山への山の尾筋より登り給ひ山傳に高神山へ出高ミより敵城を見下し遠見して疑を散じ夫より峯傳に城之後栗崎山(10)從城四五丁斗かき也之内城の越へ九月廿日巳之刻ニ着陳と云とは廿日之朝先手を以大手石

之瀬口を打破り城之堀際迄取詰申候儀旗本へ段々ニ注進有之たるとみへ敵可出張手行茂無之義を清正能被考心易ク搦手へ旗本之人数を以て取詰給ふ所ニ敵壹人も不出合兼而之内試(11)ニ少も不違と也

一從小國宇土迄之道之法之積清正九月十八日小國を出給ひ阿蘇之宮地迄八里行止宿同十九日宮地より木山迄拾壹里行一宿同廿日木山より松橋迄三里松橋より宇土之敵城迄壹里松橋より直ニ行ケハ栗崎山へも道之法ハ城と同前併高神山ハ宇土之城よりハ山の奥にて候此高神山ハ此辺にてハ随一之高ミ故城近辺能見ゆる所ニ而是へ御登り敵之働を被見定候て山傳に栗崎山へ御越候事敷高神山より城迄ハ直ニハ拾貳三町も可在之候へとも往來在之候へハ此道積廿五六町斗も可在之候此考にて木山より宇土之城迄四里半程敷本文ニハ木山より宇土迄三里と有之候是ハ直ニ行たる時之事也清正此時ハ松橋又高神山へ廻り給ふニ付壹里余増申候事也小國より宇土之城迄行程メ廿四里程之積也

清正茶磨山ニ暫陳取給ふ事

付細川三齋公松山ニ城地御見立被成候矣

一所にて之中傳ニ云此時清正ハ松橋より半里松山へ移り給ひ村之上に茶磨山(12)と云(其形茶磨ニ似たる故云也)小山のはげ山有之是へ登り給ひ暫陳取在之宇土之城半りを遠見為在之由申候又此所に廿日斗も在陳在之其後栗崎山へ趣給ふ共申候本説不相知候也

又云此山ハ古より之古城之跡共申候或者清正初面切立陳取給ふ共申候是も本説不相知候也

一三齋公肥後御入國之節海道筋御通り被成候時宇土の古城を御遠見被成被仰候ハ宇土之城ハ山近而永ク籠城難叶所也夫よりハ右茶磨山の後ニ小高き松山有之水さへあらは此所城地ニ可然と御意之由申傳候也

清正取寄給ふ義ニ付所にて之申傳之復

付治承之亂之事

一有説ニ云九月廿日清正松山村より敵城之後へ押來給ふ所ニ城内より是を見而申様今日者每歲松山村之祭禮ニ付諸方より大勢相集申候依之往來多キ杯と申候て清正寄せ來り給ふとハ曾而不思寄被取寄たる由申傳候是を評して云十九日ニ石之瀬口より之先手不押來清正之旗本斗にて廿日松山の祭禮之日彼筋より不斗寄せ來り給はゞ右之通城内之者共思ひ誤る事

も可在之事歟是ハ右ニ記候通前日廻江其夜より石之瀬口之迫合為在之事ニ候へ者近郷之者ハ逃散り松山村祭禮之沙汰ハ曾而在之間敷候其上前所ニも記置候通行長邪宗ニて松山ハ從宇土其間半里在之事ニ候へハ祭禮も無之大勢集り取持候事ハ罷成間敷候事敷委を以て考候へハ右之儀者異説成へし併所ニて之申傳ニ候故為心得記置候但此亂より已前地取合之砌ケ様之手行為在之歟然るを取違清正寄せ給ふ時之様ニ覺違候敷ケ様之類諸國ニ數多在之義也

一又祭禮に支を寄せ敵地へ取寄せたる先例なきにしもあらず治承之亂之始於相劔ニ頼朝公八牧判官が館へ人教被指尙候時三嶋之祭禮之日を考へ被指遣候ニ付參詣之者ニ打扮レ押行人數目ニ不立心易取詰為被得勝利と也右松山之義於所ニ之申傳ニハ此趣ニ相叶申ニ付記置候也

清正智謀深キ事

一清正之手段を考るに右ニ如書記候清正ハ豊後へ出陳有りしに飛違へ俄に熊本之先手本道筋を押來り廻江之迫合夫より石之瀬口へ取寄せ候ニ付城方家中妻子之片付又者籠城万支之支度之義治國ニ而さへ為武士者其覺悟可在之義也ましてや是者可及亂國義兼而期たる義なれハ是程ニ取込在之間敷事之様ニハ存知候へとも廿八に南條元宅急キ妻子共を城内へ取る下知之時節三宅と出合たると有之候へ者城内之騒動不大形義と見えたり備有りて備無と云ハ如此之義也為武士者可有覺悟事也扱又敵方之心を被察るに清正も定而如先手之此本道筋を可被來と思ひ石之瀬口へ究竟之人數を出し可防之と其隙を被考旗本之人數ハ道を替違の山の後を廻り給ふニ付敵曾而是をしらず城之後へ出給ひ不意に取詰給ふニ付道筋に何之障もなかりしと也縦敵雖知之宗徒之勇士ハ石之瀬口へ指遣跡ハ小勢なれハ出て可防様も無之手段を失ひ乍思被取詰たる事誠位詰敵を嚙る謀共也清正宇土之城を責んと數年工夫有之時節を被相待不慮之事出来違キ豊後へ出陳有之是を幸として敵之心を悉キ能察し熊本へハ開陳無之道より俄之やうに宇土之城へ取詰給ふ事也豊後へ出陳なくハ又いか様之謀にて可被取詰敵其縁に触たる謀なれハ不盡支也誠以智謀深キ支共也

又云小西於在城者對之敵共可申候へとも留守ニて家來斗ニて候へハ上手より下手へ之手段ハ何事ニても志能ものなれハ清正強キ勝とハ不被申候也

古語云近而爾遠遠而爾近亦眼看東南ヲ而心者有西北ニ或無人行又常地又一向ニ裏などと云是皆良將之手段也清正是に不違事共也

清正之陳取ニ付断之事

一清正之陳所者敵城之後南に相當る栗崎山之峠に古之陳城之跡之由ニて小キ山形チ有之是ニ陳城を構へ居給ふ城と云ニ品と有之少宛心違たり元城

(1) 城、宇土城 (城山)
ワイウ

境目之城取出城付城シヤウノコソ其所を城之越と申候尔今構之跡少相残り居申候自是敵城を目之下に見下申三四町斗之沼相隔りたり此沼古向城陣城陣屋是なり

ハ足入今ハ浅田ニ罷成候也

一 清正之本陳右之通栗崎山之由所にてハ申傳候所に本文所々ニハ清正之本陳ハ西岳と西之岳とハ不昭之字を除ケ西岳と申由也城外之地形之事一ニも在之再度出ス事重言たりといへとも清正本

陳之噂ニ付出ス之著也相見ヘ申候西岳ハ馬場村之山之事也昔ハ不知ラ近世ハ段々之畑也此山北南之巾三町斗東西之長サ四町余斗高サハ七八間斗本丸より少高キ敷北南に中筋巾貳間斗之切通有之此切通より東之方ハ三宮山と云又自是西之分を西岳と申候由

也從城西岳之峠迄ハ四町斗も可在之候栗崎山と西岳との間ハ五六町斗可在之向ひ逢て有之也栗崎山ハ自城後南ニ相当申候西岳ハ自城搦手之方西に相当申候方角違ひ申候本文ニハ本の儘に何方茂西岳と書付置申候陳所之義猶追而可考也

一 又云西岳ニハ何とそ旗本之先手マカなと為陳取敷栗崎山ハ城よりハ遠ク間ニ沼有之繩手を通路としたる地形に候ヘハ本陳有之候ても堅固成地也城ハ巻詰たる義其上大将者清正にて名将之義ニ候ヘハ初ハ縦栗崎山ニ被陳取城をとくと巻詰たる已後者本陳を西岳へ被移たる事敷又最前より栗崎山にてハ無西岳にて候や此段不分明候也大手口請取之輩ハ石之瀬ニ陳取番手として竹束を相守たる也搦手之各ハ西岳に陳取其後ニ本陳をも定め諸組ハ又番手に竹束を相守申候而互ニ為助力可然候半敷是にてハ海上之通路もよく候半敷尤西岳ハ城ヘハ些近ク候得共山之勝地にて候へ者くるしかる間敷敷様子不相知義ニ候へとも心付ニ記置候也

三宅喜藏与南條元宅勝負之沙汰説々之事

付福田九郎太夫走廻之事

飯田角兵衛鎧を入れる事

関九左衛門走廻之事

於三搦手ニ旗本之若侍走廻之夏

三宅傳記之事

南條傳記之事

一 九月廿日清正西岳へ着陳之日寄手三宅喜藏後考と城方南條元宅与出合ひ鎧を合せたと云説在之或ハ組合たると云説も有之又初メ鎧を合其後組たると云説も有之此三説有之又大手黒門口にて之事と云説も有之又搦手馬場口にて之事と云説も有之右の説々後人之取沙汰故不分明何茂難捨置候ニ付一々此次ニ記之置中候是ハ目錄之心にて候間ひき合せ候て一

- (1) 清正記、古橋又玄著
 (2) 統撰清正記、梶川某著
 (3) 塩田口、宇土城(城山)ノ北ノ出口
 (4) 前出、イマ宇土市大字神馬字舞出
 (5) 飯田角兵衛、覚兵衛、直景、加藤清正臣、寛永三年卒

- (6) 井村彦右衛門、加藤清正臣、七百石六斗六升五合
 (7) 塩田繩手、後ノ櫻馬場カ、今地下ゲシテナシ

覽可有之彌追々可考支也

一 清正記(1)亦續撰清正記(2)ニ云寄手之内大手石之瀬口より寄たる一番備之頭加藤百助大手塩田黒門口へ押寄ける折節城方南條元宅家来福田九郎太夫と云者を壹人召連塩田口前出(3)に物見したる所に寄手三宅喜藏是を見て唯壹人進み出一鍵可仕与言葉懸け大身之鍵を持来り暫ク迫合しが喜藏元宅が口の外れ左の頬耳の際迄突外しけるを元宅喜藏が鍵之柄に取付引合ひける所に福田刀を以て喜藏を切らんとせしかは喜藏勝負難叶思ひ鍵を捨(4)て之也後之勝負之時やりへ引返ス所に跡より寄手飯田角兵衛義家来関九左衛門と云者を壹人召連(5)関義後忠利公へ御奉公進み来るを見て喜藏是に力を得取て返しける所に元宅是を見て少茂不引退主従貳人にて能こたへて待請たり角兵衛主従貳人喜藏都合三人にて又迫合有之此時ハ角兵衛真先に進み鍵を入たるに付南條を無難城中へ突退ケたりと云々右之趣ハ角兵衛直之物語を以て為記之由右ハ寄手之先手を以て城之大手へ取寄たる時之趣也

右之勝負至兩度暫間為在之義日中と申眼前之事にて兩味方跡ニつゞき可申候処ニ五ニ助候て不出支不審併古ハケ様之一騎合之勝負ニハ残ル味方ハ何茂跡ニ扣へ見物して居たる事多キ義之由申傳候也

一 又云所ニテ之云傳ニハ三宅ハ栗崎之方より繩手を馬ニ乘来り馬場口の繩手にて下立南條と出合たりと云々

一 此次ニ元宅カ若党此節壹人討死と有之候へ者元宅ハ上下三人カ其外數多召連出申候歟此段不分明候なり又喜藏も壹人とハ有之候へとも此時馬取壹人討死と有之候へハ是も家来召連たるとみへたり

一 又云敵味方共ニ於同日同敵同所ニ兩度之働古より珍敷義共也誠大剛強英雄之武士是也又鍵を入るゝ合る是ニ心連たる也

一 又云熊本勢俄に寄せ来候ニ付元宅塩田口之門外へ走出籠城之士卒之妻子共を急ニ城内へ取入させ申時節ニ元宅与喜藏出合たる共申傳候也此時右に有之飯田が家来関九左衛門刀にて南條が内甲を切ル(6)に當るとも清正是を聞給ひ甚感悦と也

一 又云元宅を初に喜藏カ鍵付たる共有之又後関カ刀ニテ切付たる共有之疵所ハ兩説共ニ同所也至兩度ニ同所に手負たるにてハ有之間敷候何レを證とすべき歟

一 又云有時塩田口馬場村搦手之門へ旗本組之若手之諸士押寄せ申候内ニ庄林カ与力ニ井村彦右衛門(7)佐分利作右衛門(8)其子勘左衛門(9)兵太夫其外三宅喜藏飯田角兵衛並家来関九左衛門等門外に扣へたり然る所ニ城内より歩行士貳人出て井村と暫ク太刀打せしが何と敷したりけん塩田繩手(7)の深田ニ井村落入たり此時貳人の敵鏡(10)ひ懸りて切付たり井村數ヶ所手を負ながら相働といへとも深田の中にての事故働支不自由にて危かりける所に佐分利勘左衛門跡より是を見付て馳来り彼敵壹人を刀にてきり倒し候所に飯田家来之関九左衛門相統て懸来り其敵之首を取たりける此時勘左衛門少も不支九左衛門

へ首を取せたりケ様成働を不突内成武士ハ奪首杯として許ふ有之 扱勘左衛門ハ残而壹人の敵を追散し井村を沼田より引揚ケたすけたり

其時勘左衛門が父作右衛門其邊に扣て有けるが件之働を見て傍輩共へ向ひ申様ハ唯今井村を助ケ候ハ我等之世悻勘左衛門にて候各已後の證據に見届給り候へと言葉をつがひ申候由右働ニ付從清正井村へ感状を給ふと也佐分利父子共ニ其節

へいまた無足にて罷在候處從宇土開陳已後父子共ニ知行七百石宛ニ感状を相添給りたる由此兩人其已後豊前小倉へ參三齋公へ御奉公申上候由也

無足と云ニ二説在之切米取之奉公人を無足と云家中も在之四國松平土佐守殿家中なと如斯又熊本御家中有馬之時御家中之子共御目見へ仕いまた不被召出何をも不取侍を無足之中小性として一組御仕立被成候本文ニ無足と在之ハ家中之子共之事歟

一右之時節元宅城内より門を開キ突而出寄手を追散す此時喜藏脇より元宅を目ニ懸ケ進ミ出勝負をしたる共申候右者旗本之勢を以て搦手へ取寄たる時之働之趣也

一字土町にて老人又三宮之社家之申傳ニハ搦手南之虎口より敵出馬場村へ出る田の中の繩手にて之勝負と申傳候也

一又云佐分利勘左衛門か云喜藏元宅勝負之様子者初め鐘を合せ其後組合候が如何下心も有之つるか勝負を不付相引にしたる事也此場合何共難斗と云々此時元宅か若黨壹人討死喜藏か馬取壹人討死したるとの事也右ハ細川家牧頭太夫と云者勘左衛門へ相尋候趣者如斯之由也

一又云先手ハ大手黒門口へ可向義順よく是作法也旗本組ハ搦手馬場村口へ人數被指向義是又もより能本義也三宅傳記に牢人之節庄林か飯田か兩人之内を頼居申候と有之候三宅義清正之氣ニ違ひ牢々之躰ニ罷成候へ共歸參を心に懸たる義なれハ侍之作法にて留守ニハ居申間敷候先清正豊後へ之出陳早ク宇土城責ハ其以後之事ニ候へ者定而豊後へ之供之内にて候半豊後への供之分ハ旗本組にて宇土陳之時ニハ何茂搦手へ向ひ候と見へたり又留守ニ相殘候分著宇土之時ハ先手ニ成大手へ向ひ候趣也庄林ハ一番備之頭加藤百助組之武者奉行にて豊後之時ハ留守ニ罷在宇土陳之時ハ先手と成り大手ニ向ひ候義右ニ書記候通にて候飯田ハ豊後への供之内共不相知候へとも旗本組と相見へ廿九ニ搦手口へ向ふと有之又井村佐分利繩手働之所ニ飯田も搦手へ向ひたる人數之内也右之趣取合せ考申せは三宅ハ飯田を頼豊後へ罷越於宇土ニハ搦手にて首尾を合せ候事にて候半と被存候也

一又云右ニ記候通庄林庄林武者奉行之稱 卅五ニ有之也ハ大手ニ向ひ候と相見へ申候處ニ庄林か與力之井村彦右衛門佐分利作右衛門同勘左衛門ハ搦手へ相向ひ申候事不審又武者奉行ニ與力を預ケ申義少々にてハ有之間敷事也是ハ大家にてハ可在之事也併ケ様之

事ハ家風ニ可寄事也此旨心得可置事也又本書ニ旗本之若侍之内と有之候是を以考申せハ庄林ハ加藤百助組とハ在之候ハ共旗本之武者奉行にてハ無之歟庄林旗本之武者奉行役之時ハ何方へも可相向ニ障ハ在之間敷事也庄林大手請取にて候處ニ其組之者若搦手へ相向ひ候事ハ作法ニ無之支也我カ請取の場をハ指置外之請取之丁場にて迫合有之手ニ逢度迎も不相越作法也若心儘ニ相越事ハ軍法を背義是を亂と申者也但搦手ニ迫合有之ニ付大将之下知ニ依而大手より加勢ニ來たるか庄林武者奉行たるに依而組之與力召連罷越手ニ逢たる事か是ハ又各別之支也庄林カ役義ニハ子細可有之事と可知其場之様子ニ依り物毎ニ變化なくて不叶事也縦者小荷駄奉行備ハ足弱を守る斗にて合戦ハせざるものなるに古違刃味方ヶ原合戦之時武田信玄小荷駄奉行之備を以被得勝利たり是皆變化也依之委細ニ記之者也

一又云栗崎村之庄屋河内と申者之傳云元宅と喜藏と鎧を合せ候て後引取中節河内と名乗て城へ籠り申候由是者最前に城へ入外申候ニ付寄手之陳に紛レ居右之節に城へ入たと見へたり

一又云廻江村久兵衛覺書ニ云南條搦手之門を懸出候時三宅与組合たると云々

一三宅喜藏傳記ニ云喜藏義豊後木付へ加勢に不參義ニ付清正之氣ニ違ひ牢人仕候義委細之義前に有之宇土城責之節ハ庄林軍人カ庄林事ハ前所ニ如在之番備加藤百介組之武者奉行ニ飯田角兵衛カ飯田旗本組にて豊後之供と見へたり宇土城義元宅と出合働之段清正被聞届於陳中ニ早速勸氣を免し呼出し被申候諸人ニ勝れたる志を賞し感狀を給る其詞ニ云敵味

方互ニ勝負ハ非れとも諸人にすぐれて壹人進出たる志神妙也と有之其上に加恩有之し也此加恩之義ニ付三説有之先知百五十石ニ加増三千石共申候又先知三百石ニ加増三千石共申候又先知五百石ニ加増千石共申候三宅義前十三ニ如有之鐵炮百挺預ケられ三宅壹人を頭として從清正木付へ被指越候義ニ候へ者百五十石などの小身成躰にて者有之間敷様ニ被存候小身にても千石之内外にても可在之もの歟本文之説ハ若キ時より立身之次第を記たるもの歟本説不體候ニ付不分明候也三宅指物ハ茜之三本しない也即時ニ着給ひたる羽織を給り開陳已後加増為在之候由也清正之名跡加藤肥後守忠廣之侍帳にハ一番備之内三宅角左衛門三千六百七拾四石六斗五升鐵炮百貳拾挺之頭と相見へ申候由也

一飯田角兵衛にも感狀を給り候其詞ニ云其方事鎧を合せ三宅を助ケ敵を城中へ追退ケ手柄無比類働との事也

一續撰清正記ニ云元宅事を南條伯耆と記候ハ誤り也伯耆者元宅兄之名也元宅剃髮以前ハ左衛門尉元次と申候身上三千石籠城之節ハ法躰にて有なしの事不分明候元宅子南條大膳元信三千石熊本に罷在候也

此廿八之ヶ條ハ三宅喜藏と南條元宅と勝負之義説々有之ニ付書記之置候先後を考可在之事なり

寄手持口之事

一大手塩田黒門口者寄手一番備之頭加藤百助持口也武者奉行庄林隼人相添也

一搦手馬場村口天守より南西之間者寄手飯田角兵衛持口也

一右之外持口之義ハ不相知也

一清正急ニ城を責可給子細之事

付寄手城を乗不定事

森本義太夫吏

一寄手晝夜の境も無之情を出し仕寄を付候に依て後ハ外郭の堀を悉埋め堀際へ竹束を難なく付寄たり依之諸者頭共打寄

令内談殊森本義太夫義別而進出清正へ諫言せしハ右之通に候へハ城へ能乗塩ニて候間惣乗可被仰付候由申達候處に清正

被申候ハ何茂之申分ン尤至極せり乍去今度ハ某存る旨有之間暫相待可申候子細者人數を不損して此城を只取ニすべし各

心易可存との義にて免し可給候ニ付不及是非任下知罷在候陳中ニて之取沙汰にいつも早晚軍勢に先達而敵城を乗給ふ事

ニて候處に今度者扣給ふ夏不審成との事也後思ひ合れハ關東ニて家康公御勝利疑無事を兼而能考給ひ心底ニ深く納メ置

給ふニ付如斯し後道之積少も不違城を只取ニ被致候誠ニ良將哉と諸人感心せしと也

古法ニ城を責るに種々之心得在之先右之義ニ付二ツ之趣在之人數の可損ニも構無之俄責ニする時も在之又心靜ニ責る節

も在之緩急之二ツを可心得事也清正之心底此二ツをふまへ給ふ事也

一右之通ニ城乗之事制し給ふといへとも乗能げにみゆる所有之餘金輪敷思ひ外之者ニも不云合有時鐵炮頭名字助右衛門と

申者西之口より不斗塀之手へ乗候て矢倉を一ツ引崩し乗込んとせし處に内ニ堀有之おもひの外堅固之所ニて候ニ付不乘

定して引取けるとなり城内ニハ内堀穴道或ハ内もがり樹木など立候仕様種々有之兵書ニ具成故略之也

一有時森本義太夫竹束表へ出下知せし處ニ鐵炮に中り危かりし所に庄林隼人助來り引取しと也この時森本廣言之事共為在

之由此様子不具候森本ハ右之通最前ニ手負たるニ付此陳中ニハ何之働も不罷成よしなり

船手之寄手失勝利事

付塩入斷之事

一清正之舟奉行梶原助兵衛身上五百石有説ニハ梶川才兵衛と云々塩田表之瓢箪淵此所從城定丁内今ハ田と成たりに舟を乗込ム所を城内より是を見て

大筒を放懸ケ梶原が乗たる舟ハ不及云ニ其外十餘艘之舟共或ハ打沈め又打破り散々に罷成候由梶原も討死す此時舟奉行

井口伊賀と申候者も罷越候由ニ候へとも働等之義不相知候也

(1) 森本義太夫、加藤清
正臣、五千百二十六
石三斗

(1) 瓢箪淵、イマ宇土市
古城町塩田ノ地、当
時潮入

(2) 大木土佐、加藤清正
臣、三千石

(3) 新開、イマ宇土市新
開町

(4) 下り松(モト宇土郡
高良村下り松)、イ
マ不知火町大字高良

一 右之梶原ハ此節於大坂ニ清正之御内室為人質城内之屋敷ニ御入候處ニ大木土佐⁽²⁾与申合せ盗出し舟ニ乗せ大坂出船八月廿六日ニ豊前之國中津へ下着此所之城主ハ黒田如水味方ニて候ニ付熊本へ送給ふ同廿八日ニ熊本へ下着と云々右兩人之謀深キ手段有之事長キ故略之口つから傳之へし

一 小西代海路通路之義西之海川口より内ニ新開村⁽³⁾と云所より^{從城西成ニ當ル}宇土之城際へ塩入有之城下右之瓢箪淵ニ移り夫より惣堀へ續たると申傳候今ハ田と成たり川筋未考城之後大沼へも塩之指引為在之由大手より搦手往來之所にも橋無之候てハ難叶候是も不明候

古沼を埋し手行ニ^{ノウシヤ}囊沙の謀と云ル事有之堅固成とて油断すへからず必破たる事多キ事也堅固之不堅固不堅固之堅固と云ル事可心得也

一 清正之代に此沼より下り松⁽⁴⁾と云所へ^{從城}鹽入を掘通し其自由よかりしと也乍去はへの風強ク砂を吹込埋申淺瀬に罷成舟之往來指つかへ申度と砂をさらへ申候處に城も割レ申候以後ハおのつから塩入埋り申入江筋今ハ田地ニ罷成候由也

一 右海上より舟手働之夏何比彼表へ船手之輩着船候哉日限不相知レ候惣して從兩方取詰るにハ互ニ相圖在之夏也清正今度取寄給ふニハ遅速有之てよしとす又時ニ寄運速在之時ハ敵防よし先ハ同時ニ海陸より押寄る時ハ敵防兼るもの也遅速同時ハ其時ニ考可在之事也定而此時は先手旗本共に城へ取詰候已後陸之味方を頼ミにして城より壹町内有之瓢箪淵迄近と乗込たると見へたり清正之下知なれハうか／＼と近ク乗込^{キコ}諸ノ舟手失勝利申様成義ハ在之間敷ものニて候其上舟をも圍可申義ニて候然ルに早速敗北在之たる由其塩合如何様ニ為在之歟様子不相知レ候大手搦手筋ハ舟手都合三筋より為被取寄事也右ニ委細也惣して舟軍之作法習數多在之事なり

寄手沼田之淺キを不知事

一 宇土之城際に大キ成沼田有之しに寄手之考に此田ハ如何にも^ト游泥深クして底のかぎりしられず人馬の足の及夏に非ず卒^{ソツク}尔に入たるにおいてハ犬死する事必定成へしと諸人沙汰するに依て其田之端^ヘ迄ハ仕寄を付候へとも田の中へ入り付る事をせずして徒に遠^{イタツク}と守り居たり搦和談相濟城を請取候以後に能尋れハいかにも底淺クして漸と壹尺斗足入りて底こたへて人馬の往來自由也熊本と宇土の間纒行程四里隔て諸人往通ひて常と能しりたる所なれとも敵地となれハ人々之心も恐疑するもの也近キ所さへ如此なれハ況哉遠國へ行而ハ色々と手行可在之難斗義也敵國之境に入而ハ必地之形勢^{アツキサマ}を能察せよと古人之云る夏可也尤田之淺深之見分様古傳ニ在之事也右之田之所何方共無之候也

從城内夜討に出る事

付手柄僉議之事

一有夜雨風烈數時節從城中塩田口へ夜討に出申候夜討之頭ハ枚本次郎右衛門と申者人數引連出たり竹束火をは付申候得とも寄手何茂強ク防火を打消申ニ付早々城内へ引取申候此時寄手之内にて日下部與助鉄惣頭一番ニ進ミ鎧を合せ手疵を負申候相續て坂川忠兵衛鉄惣頭伊藤新五右衛門佐久間角介井村彦右衛門田中兵助何茂よく相働敵を追込申候右之兵助ハ手負申候右之輩へ從清正感狀給りたるよしなり

古蒲生飛彈守氏郷有時夜討ニ被逢手柄有之しかとも恥とす又先年大坂にて蜂須賀阿波守至鎮夜討ニ被逢候處ニ從兩御所様淡路國并御感狀被下候家中之輩手ニ合候者共も御感狀拜領仕候此趣御家傳に見へたり三齋公御意之趣也清正も此心を褒美為在之候と見へたり

一右夜討之時出合而能ク働たる者共清正前へ呼出し直々其場之様子聞給けるに付證據を立委細ニ申達候其内ニ田中兵助右之肩先ニ鎧疵負けるを見付給ひて清正のたまふハ兵助手疵ニハ不審在之敵をハ左ニこそ可請候左候ハ左ニ疵可在之處ニ右ニ有之事如何と僉議有けれハ兵助申様ハ私義元來左かまへの鎧にて御座候ニ付敵を右ニ請申候ニ付手疵も右ニ負申候由申達候常々竹刀にて鎧之稽古仕候節も左鎧之由鎧之師匠相弟子共も餘多在陳にて罷在此旨申達けるニ付兵助左鎧之證據正數罷成逃疵にてハ無之向よりの疵に相定感狀を給りたる由ケ程之事ハ誰も可見知支なれ共支急成時節早ク尤給ふ事愚意之難及事共也

敵之忍之者生捕之事

付清正心を付給ふ事

八代へ問者被指越候支

計策文認様之事

一有夜丑之刻時分ニ竹束之際へ何者哉覽そろくと忍ひ來る所を仕寄番之足輕聞付組伏せ則搦捕見けれハ四拾餘歳斗之男丸腰にて何之道具も不持而下人也何者なれハ如何様之用事有之候て爰ニハ來るぞと問けれバ彼之者申様某義ハ宇土町に居たる商人成か不斗籠城せしに堪忍難仕ニ依て今霄忍ひて城より落來ると斗云而此外之義ハ何と尋候ても一言も不云如何様怪數者成故本陳へ召連而行件之通申達けれハ清正被申候ハ此者自然杖などハ突來らざる歟と尋給ふ足輕共申候ハ今存知當り候組伏せ候時何哉覽投捨たるかからりと申たるやうに覺申候と云て初搦捕たる所へ行求けれハ竹之杖有之しを

見出して持來れり清正其杖をわらせて見給ひ候へハ杖の中に封狀壹通為在之を取出し指出し申候清正披見在之候へハ宇土之城代小西隼人方より八代之城代小西美作方へ之狀也文牀ハイツの何時人數を出し後詰可在之候其時分尔城内よりも切て可出候一左右相待との事也清正之云是幸成義出來候とて不斜喜悅ユキ有りて其狀を元のことく能封し地下人之内にて才覺成る者にて八代之義よく存知たる者を尋出し妻子を人質に取置金銀之與へ此義仕應候者シヤク又々重而褒美を可取ス旨申聞せ從城中之飛脚之趣ニ仕立八代へ被指越ける所に宇土之城代隼人判形ニ紛無之に依て從八代之返事にいつ比為後詰之出勢可申由にて日限を定たる返事を持來る故彼者ニハ如約束之増褒美下行為在之由也

一右城より出たる者ハ早速成敗為被申付共申候又籠者申付置和談已後一命を為被助共申候也

一古法ニ如此謀之使相勤候者敵味方いまた勝負不定内ハ他へ為モツレ不洩此者陳外へハ堅ク不出指置事之由也尤其牀にも寄事也

一ケ様之使ハ能侍之勤る義也淺キ手行之様ニ候へ共為得利多キ義也古語ニ云謀者可深して不可恐と申傳候義也古駿劬今川義元と尾州織田信長公と數度雖有ニ合戰一義元之家老笠寺新左衛門と云者謀勇兼備したる者にて殊更能書たり是故信長公之勝利少し依之信長公謀書を認森三左衛門と云武功之侍を商人ニ仕立而駿河へ被指遣候處此謀相調ひ義元笠寺を被誅せ候其後義元も為信長公之ニ亡給ふ也

一古戰國之砌者元城与枝城との間を敵ニ被取切たる節互ニ書通せし時其用相達申候様ニ若シ其狀を敵奪ひ取扱見しても曾而不被察認様之古法有之楠正成武田信玄專用ひ給ふ事也是を計策文之認様と云也又慶長之比丹後田邊御城内へ關東より忠興公御書度々被遣候御使ハ何茂侍分之者被遣候敵ニ被改候時御書之隠し様被仰付候遠國と申敵中を通り罷越候事にて難義なる事共也ケ様之時ニ文之認様入申義にて候文之かくし様ヲ右認様ニ加申度候右宇土八代之如也兩城代ケ様之秘衷を不知故其衷顯るアツク耳にあら寸敵の謀ニ落たる衷なり

宇土之城へ從八代後詰有之ニ付清正より押勢被指遣候事

付於小川ニ迫合之事

相田六左衛門働之衷

北川監物敵陳に紛るゝ事

從薩摩宇土八代へ加勢之沙汰之事

小西与嶋津家与一味之斷之事

敵城を責る古法之事

右於小川ニ迫合之義長野久兵衛申傳之事

- (1) 相田六左衛門、内匠(權六)、加藤清正臣、四百石
- (2) 小川町、下益城郡小川町

一 清正之云從八代宇土へ後詰之義返事在之事誠ニ天之與ふる所也敵ニ逢次第に可馳向由にて急キ押勢を被指遣大頭ニハ吉村左近吉左衛門相田六左衛門權六と在之也を武者奉行ニ被相添其勢貳千五百と也從八代之惣頭不相知レ候敵味方小川町從宇土三里從八代四里ニ斗出合一戰に及し處ニ八代勢ハ從宇土是迄可出向とハ不思寄不意之事故照本勢に被追立悉敗軍せしとなり一戰之義不具候也

一 此節右之相田ハ如何成故に歟其場に少遲參して手に不合支を口惜敷悔居たる所ニ敵の内にて能武者シシガ殿して退候處を見付言葉懸ケ互ニ馬上にて二ツ三ツ太刀打して引組馬より落相田彼武者を組伏せ首を取たり清正此働を賞し感狀を給り名を内匠と被改候也

一 又此節熊本勢之内に北川監物と云者いまた軍に不馴若武者成か敵味方入亂れ一戰して兩方其間貳町斗ヤツと引取たり此節清正家中之番指物ハ何茂白キ練ネリの切割キリカの魂成シメる故監物人ニ之指物ニ目を付見けれハ件之指物指たる武者ハ無之其外之武者ハ色ニ之指物なるに付怪敷思ひ能ト見けれバ皆敵也扱ハ入亂たる節にて見損して敵方へ退來れりさらバ一手立して見んと思ひ心を静め云やうハ引退敵餘り間ハ在之間敷候追懸て壹人成共討取たるこそ能働たるへしいざ／＼各ハ追懸給ふ間敷歟と云捨て其儘馬を乗出したり其跡にて八代勢之各心付今之出立之武者ハやれ敵にて有けるに謀られぬるを遁すなとてひしめき逢て追懸ぬれとも其内に程延ひて難なく遁れ味方之陳へ懸込不思議に一命を助りけると也

一 戰場にてハ方角之目付有之支也今年濃務關ヶ原合戰之時井伊兵部少輔直政松平薩摩守忠吉公へ於戰場ニ相傳為被申上趣是也能心得可置事也右忠吉公ハ直政之躰尾張大納言義直公之御舎兄御早世にて御子孫無之御家斷絶也

一 右小川迫合に八代勢を引出し清正得勝利給ふ事ハ敵の謀を以て味方之策に用る事是皆良將の成す事偏ニ此迫合ニ有之と也

一 清正記ニ云一説ニハ薩摩より本郷能登と云者歩立之者三百人斗召具し八代宇土之者共に力を添んとて先八代へ罷越夫より小川表へ出張し町屋を放火し自由を振舞由告來るに付て清正より吉村吉左衛門庄林隼人貳組を小川表へ被指向小川ニ着陳有之迫合有之たり一戰之義不具候也

一 此時相田權六本郷能登か乗たる馬の太腹を鐵炮を以て打通スに依て能登馬より下立而退ク所を權六ニ太刀にて切留る大將討死之上ハ手之者敗北して八代之方へ退行を追討に雜兵三拾八人討取宇土之本陳へ開陳と云々

- (3) 諷、颯カ
- (4) 颯、撓カ

一有説ニ云小西領内之夏ハ三ニ委細如有之自分之領地廿四万石御預り地貳万五千石ハ廿六万五千石也大渡之川をかぎり北之分ハ清正之領内南之分ハ行長之領内と申傳候大渡より薩摩境之關所佐敷迄十七里佐敷より切通と申所迄七里是境目也行程ハ廿四里と承及候此間ハ皆小西領分之由然ハ右海道筋從宇土小川迄ハ三里有之所ニて候へ者小川ハ小西領分之唯中ニてハ無之歟敵地ニてこそ自由を振舞由承及候夫さへ時ニ寄ル事也放火之事ハ十九ニ記之置候也扱小西領分ハ薩摩勢之為ニも味方地ニてハ無之歟其味方地ニ來りて町屋を焼立自由を振舞と有之事不審

一又續撰清正記ニ云吉村橋左衛門庄林隼人貳組小川へ押向ふと有是ハ相違也吉村ハ三番備之大將仕り石之瀬の責口を請取城を攻させ仕寄を付させ組下之者ニ下知をして居たる故に小川之押へに行者にてなし庄林ハ一番備の武者奉行致し加藤百助組下に付て居たる故隼人組と云ものハ無之候由又薩摩より八代へ加勢之義ハ不承及もの多きよしなり右兩説共に清正方勝利之沙汰耳也外ニ八代方勝利之一説此次ニ有之可見合也

一有説ニ云嶋津家より八代へ加勢來る義を考るに嶋津家ハ石田と一味に而此節嶋津殿ハ關東に御入候也元より小西者猶以石田方也宇土之留守者薩摩之味方を根城と頼たる成成へし行長と清正ハ朝鮮陳已來常々揆揆惡敷義ハ世に知る所也及亂國ニ時ハ兩將必可為敵對其上同國境目為隣ニ付境之諍可之在之殊三ヶ年已前戌之年秀吉公御他界之砌城筋於伏見ニ家康公と石田と出入有之御不和に被為成清正ハ東方行長ハ石田方と敵味方之色顯れたり依之宇土之城ハ清正取詰給ふ義餘り不思議成ル事にてハ有之間敷候宇土城内にも武功之輩罷在義ニ候へ者此旨覚悟可在之事ニ候へとも六ニも如記小西九ヶ年ニ及ひ宇土ニ下向無之此段主從不和之一ツ歟主從不和之時ハ謀不出來もの也此時宇土者小西居城ニて元城也是さへ留守故人數少ク途中迄出張も難成間者をも不用意と相見へ申候ニ付清正旗本之有所も不知漸々石之瀬口迄出向ふたる斗也扱又八代之味方より宇土へ早速後詰可在之管ニ候へとも是ハ枝城ニ而猶以人數少かるへし其上行程七里ニ及候へ者小勢ニて城を放行支ハケ様之節敵ニ如何成謀可在之難斗跡先之氣遣にて危キ軍と成事故罷成間敷候依之領内之通用不任心底候故薩摩ハ大國之義ニ付從八代薩摩之味方へ加勢之義申遣本郷能登八代へ來り宇土へ後詰すべきとて見合罷在候節從宇土後詰之義申來候ニ付能登八代より出陣候處ニ小川にて一戰為在之者歟

一又云從古國守城を築ニ餘多之習在之先我ハ國中ニ居而四方之境ニ枝城を構へ敵不意に働入事難叶様ニ押へ置時ハ是にて國堅固と成也古法ニ云堅固ニ三段有之國堅固新堅固城堅固又云天險人險地險境目之城に不構して元城へ責入敵ハよほとの大敵歟内通之味方を頼て中入する歟是ハ大變之義也先境目之城を不責して不叶義也其節ハ元城之本大將後詰をして為可得勝利也併城堅固にして其上ニ能ク不持ハ後詰ハ難叶事也依之城取と合戦ハ車之兩輪鳥之兩翼の如と云り故傳受敷多在之事也然るに宇土

(5) 宇土・矢部へ八拾六里(六里、一二三頁)

之城之趣を考るに肥後之國古ハ不知ラ中奥ハ國主老人ニテ被領候と見へたり依之熊本宇土一所ニ付一味也去ニ付宇土熊本との間ニハ何之氣遣も無之故城も無之通用自由成事也其後一國を清正行長に被下兩守護となれり兩所共ニ秀吉公之家臣ニテ相味方ゆへ何之用心らしき事も無之義也從宇土ハ薩摩境ニ八代之城日向境ニ矢部之城を築薩羽向州を敵ニしたる様子也兼而味方与頼たる清正ハ此時敵と成り宇土へ取詰給ふ故枝城之八代より元城之宇土へ後詰之沙汰ニ罷成候是逆也敵となられし清正之居城熊本へハ從宇土行程四里宇土之枝城八代へハ從宇土七里是熊本へ之道ニハ大かた倍せり從宇土矢部へハ拾六里是ハ熊本之道ニ對し候てハ四双倍也味方之為ニとしたる薩摩ハ遠くて此節之助とならず敵みかたの道之遠近是又逆也行長於在城ニ者中々清正可為難義處ニ留守ニテ城を守たる計を專一とせり夫故小勢ニテ難防候勢もよし清正ハ地戰ニテ人數大せいにてつよし是又逆也不戰已前ニ廟算之考清正勝利之數多し敵支配味方支配と云る古法ニ違たり是秘傳也能知る者ハ榮へ考不可然者ハ危キ事共也

古戰國之砌家康公ハ信長公と御敵對也又武羽松山之城主太田三榮上野養輪之城主永野信濃兩人共ニ越後之上枚謙信と一味間ニ戸根川之大河在之北条氏康信玄とハ敵對也是ニ而可知口傳在之也

一又云宇土之城へ八代薩羽より之後詰可在之敷と清正之備定可在之事也此趣不相見へ候惣して大勢小勢之心得在之小勢之方ハ勢ひ少キニ付籠城して後詰謀を以て討之とす大勢之方ハ勢ひ大成ニ付出而合戰す大小之願如斯也又敵城を責ニハ定法有之城を責るハ後詰之押へ勢旗本ニ備其外遊軍夜軍を厭備など云る事有之殊ニ遊軍ヲ用る法在之心得可置支共也

(6) 長野久兵衛、ノチ加藤清正ニ隨身二百五十石

(7) 喜余久半介、清久半介、ノチ加藤清正ニ隨身二百石

一八代勢之内長野久兵衛申傳ニ云清正宇土之城を責給ふニ付從八代後詰可在之敷と為押之九月日從清正人數を被指越候頭分ニハ吉村左近人數貳千五百引卒したり又八代之城代小西美作清正宇土へ取詰給ふ義承早速下知して足輕頭長野久兵衛身上竹原久八何茂足輕捨人兩人宛預り申候其外高橋少三郎喜余久半介三人之身上其勢雜兵五百斗にて宇土へ為後詰之出張せし處ニ九月日之曉八代郡小川之内吉本町にて兩勢不斗出合たりまた夜之内之事なれども互ニ敵と見定たり熊本勢敵の旗を見て少も不可引懸れくと云ながら進たり此時熊本勢ハ町之内ニ並居たり八代勢ハ町より外に居て此由を見て兩足輕頭申合せ謀之次第ハ敵方ハ大勢也此儘にて向者ト可為負人數を二ツニ分半分ハ道筋を可懸半分ハ町の東裏へ廻り町中へ出熊本勢之左へ懸り向脇兩方より懸り候者ト可得勝利と評定を極メ一手ハ向ふより懸り勝負をはしめ老手ハ老町斗町裏を廻り町を打破り寄手之左中へ懸り鐵炮を放懸ケ兩方より詰替打立けれハ熊本勢不相叶立豊福迄敗軍したり其間一里之所悉ク追討に逢たり古法ニ云合戦小迫合之節必追留を定ル事也是又相圍在之其遠近ハ敵ニ寄所ニ寄ル事也是定ニ法余多在之味方討無之何迄も其勝全キ也八代勢ハ爰ニテ追留り勝而甲之緒をしめ早ハ八代へ

(8) 原伝右衛門、宇土家中、三百石
(9) 原伝六、宇土家中、三十石五人扶持

(1) 関ヶ原、岐阜県不破郡関ヶ原
(2) 粕川、糟川・粕川谷、イマ岐、岐阜県揖斐郡春日村

開陳せしと也久兵衛義此時太刀討せしニ刀にて敵之甲を切割首を取申候此刀をかうべ割と名付秘藏せしと也夫より熊本勢ハ宇土へ引取たり清正右之段聞給ひ立腹有之左近ニ早々切腹被申付しと也右者八代勢得勝利ヲ清正方負軍之沙汰之趣也

迫合場小川ハ在郷町故唯老筋也町之間ニ川有之此川郡境也川之北宇土之方ハ益城郡小川と云川之南八代之方ハ八代郡吉本町と云也小路軍之衷此卷十九ニ有之可見合也小川より豊福へ沓里豊福より松橋へ沓里松橋より宇土へ沓里⁸三里なり

右之一通ハ長野申傳之趣也長野和談已後清正ニ仕罷在候忠廣遠流之後浪人致し肥前長崎にて病死ス男子沓人有之父無之ニ付母と一所ニ流牢申候處ニ母者肥後宇土ニ縁家在之罷在候世倅ハ故有者之筋なれハとて宇土家中原傳右衛門⁸御昇⁸身上三百石与云者子無之ニ付為養子原傳六と申候傳右衛門義ハ先年肥前有馬城乗之節立孝公於御前ニ御昇を能下知仕候ニ付御加恩等被下候其後於宇土傳右衛門義病死仕候其以後傳六義行孝公歩行士ニ被召仕候處ニ於江戸ニ不慮ニ相果申候其子傳七ハ有孝之御代ニ御歩行之組外ニ被召出也

南条元宅夜討ニ可出覺悟之衷

付古法に夜討に可出時節考様之事

一 清正より八代へ人數被指遣候義城内へ相知レ申候ニ付南条此時節を窺ひ夜討に可出由隼人^{シヒテ}へ強而進め申候得とも如何成所存ニ候や隼人無用と制せし故相止ミぬ元宅齒^{ハカ}咀をして怒りしとなり
古法に夜討に可出時節考様種々有之何れにても敵之隙を窺義也右ハ寄手より押勢指遣少々案跡^{アト}之隙を元宅考たるものも也誠ニ圖に当れり残念成事共也と云々

濃務於関ヶ原ニ合戦家康公御勝利之事

付石田小西以下御誅罰之事

右之義清正より城内へ被相通和談有之候得共不相調事

小西墨付指下候説之衷

一 慶長五年九月十五日濃務於関ヶ原¹ニ自関ヶ原宇土迄海陸^{百貳拾里廿七丁}石田と合戦家康公御勝利石田小西以下敗軍其後兩人共ニ被生捕御

誅罰被仰付天下一時に治り家康公御代と罷成申候誠以恐悦之御事共也

小西行長ハ江劔伊吹山ニ續たる粕川²と云谷ニ隠れ居たるを関ヶ原之住人相川³之林藏主と云禪僧ニ被見付て是より注進し

(3) 相川、谷川、イマ岐
卓泉関ヶ原町

(4) 安国寺、幼字竹若、
頼藏主・惠瓊、字瑤
甫、伊豫ノ内六万石

竹中丹後守内伊藤次郎左衛門後藤又兵衛ニ被生捕九月十八日ニ江州草津之宿ニて家康公へ奉見せと也石田三成ハ江州井口村之茶園畑ニ隠れ居たるを古橋村之田夫見付て前知りたる者ニ而我か家ニ隠し置しを岡崎之城主田中兵部太輔其辺を搜したるニ田夫が妻心替して田中内田中傳左衛門へ知せけれハ生捕之九月十九日江州大津宿ニて内府公へ奉見せと也安国寺も此節被生捕し也三成行長安国寺三人於京都ニ渡大路十月朔日六条河原ニて首を被刎三条河原ニ獄門ニ懸りたる也石田首ハ中小西安国寺首ハ左右ニ在之何茂供饗ニ戴たると也此三人ハ第一之大將逆心之張本と見へたり三人之傳記書面之外不具候小西者世俗ニ元来泉筋境之木薬屋ニて為在之由申候兩人之妻子有無之事沙汰不承及候安国寺ハ清僧之由申候也

一右之趣清正へ従家康公御飛札到来有之ニ付右之段清正より城内へ被申通此上ハ可令和談候追付城を明渡候様ニ左候ハハ籠城之輩ハ不残一命を助ケ先規之通無相違可扶持由被申遣候へとも城内へ者何方よりも慥成其告無之ニ付清正之謀にて被申越と狐疑をなし和談不相調空ク光陰を送りしと也

有説ニ云右之節小西方より宇土留守居之者之方江城を相渡し何茂一命を可助ル旨申遣候様ニと家康公就被仰付候行長方より書状指下候由小西墨付を城内之者共見届候已後和談相濟候共申傳候也

行長之家頼戰場より宇土へ走下り城内へ相通候義兩説之支

付重而和談相濟城を明渡ス事

一然る所に行長之鉄炮頭芳賀新五同役加藤内匠関ヶ原之戰場より宇土へ十月廿日ニ走下りしに九月十五日合戦之日より十月廿日宇土下

ハ十月一日此日より八日廿日也清正免之して城内へ被入候處に両士支之實を語申候ニ付籠城之輩力を落し最前之通ニ扱相濟同廿三日に城を明渡せし也九月十九日大之矢合廿日より籠城して十月廿三日ニ城相渡シ申候此日數凡三十五日也

續撰清正記ニ云右之通最前清正より関ヶ原合戦ニ小西敗北之義被申遣和談之取扱雖有之謀与思ひ同心無之處に小西身近ク召仕候小性落人と成りて宇土へ下り忍ひ候て罷在りしを能見知りたる者有之て召捕たり清正此者を城之摒際へ被指遣

関東表之義此者之口を可聞届由被申遣けれハ城中よりも二三人出向ひ敵隊方用所在之節鉄炮を相止具に聞届て扱ハ関ヶ原之合戦負に成小西殿滅亡疑なく扱ハ不及是非ニ次第也此上ハ城を清正江可相渡候乍去宇土八代矢

部之城に籠りたる士卒落人と成り方々へ離散して妻子等迄見苦數目を見するに於てハ一命助りたる驗無之不残被抱置候

て撰津守所ニ罷在候時之身上ニ不違本知下行於有之者右三城之城代共致切腹城可相渡候於無左者城を枕にして討死すへき旨城代隼人方より申越たり清正返事ニ申越候段尤之事也三ヶ所之城代切腹有之城を無異儀於相渡者家中之輩不殘令扶

助候支少も相違有之間敷由返答有けれハ城内之者共不殘喜悅して三城代切腹致し城を明渡す清正三城請取給ひ小西家中之輩不殘約束之通ニ被相抱候由也一説也此次に又異説在之可見合也

又云和談約束之通相違有之間敷由ニて清正神文等可在之事ニ候處ニ其沙汰無之也

又云籠城之輩一味し内通之沙汰茂無之能持こたへたり武士之能手本也小西滅亡無之ハ中々手間を取可申候無理ニ責申候者人數余程損申可為難義候武功之勇士罷在候故也早主人亡給ふ上ハ士卒之為ニ候間何方へ可敵様も無之間和談尤なり又云三十三如有之清正つよく責給者早ク落城可申手段も可在之候へ共右ニ有之様ニ態与及延引申候由也搦城を責ニ遅速之時節考在之事也清正依為良將而此趣通達と見へたり古法ニ敵城を責るに不損人ヲして城を拔を良將とす専工夫可在之事なり

和談相濟城内之輩外へ出る節定之事

一和談已後清正之定籠城之輩侍下ニ至迄城を出候時壱人ニ付荷物尅荷宛可持出候内ニ入候物ハ何にても不及改候此外ハ無用之由被相觸候ニ付其通ニ相守候下門口ゲモンに鼠戸を結び其口より壱人宛出し家名実名相改帳ニ付ケ申候也

籠城之輩清正へ相抱給ふ支

一宇土籠城之輩并八代矢部之人數共ニ兼之約束之通小身侍ニ至迄不殘一命を被助先知之通少茂無相違下行有之清正被相抱候也於熊本ニ宇土小路と云所有之者右小身之輩被指置候ニ付如此唱來候由也

宇土之城代小西隼人切腹之義兩説有之事

一宇土之城代小西隼人義三十八ニ有之通切腹可仕候間殘ル者共之一命御助ケ被下候様ニと申達候得ハ清正云一命相助ケ可被相抱由ニ付隼人義十月廿三日熊本へ罷出申とて海道筋ハ軍勢ミヤマいた入満ミヤたるに付引違へ加悦飛彈相守候下門口よりシヤクヘ鑑子口へ出夫より栗崎松山岩之熊へ廻り大渡り之川を打渡り川尻釋迦堂大徳寺を通り熊本新町壱丁目ニ着けれども誰も指圖無之宿不相定候ニ付町中ニ筵を敷罷在候處に漸々其日酉之刻時分に壱丁目之町乙名大膳是ハ本座之能太夫也と申者之方へ宿相定内へ入り申候其夜下川又左衛門惣奉行役方より使指越申候口上之趣者永々之籠城無可レ為ニ困窮ニ候明朝茶之湯可仕候間入來待入候由申越候ニ付翌廿四日之朝又左衛門方へ參候得者廣間へ通シ三方に盃スを居夫に小脇指を組合指出し申候ニ付即刻切腹之由也

一有説ニ云右之通又左衛門方へ隼人罷越候處ニ料理出茶菓子之後隼人縁ニ出手水を遣ふ所を給仕せし小性ニ兼而申含め置手拭を持行傍に立寄さまに首を打たる共申候也

(1) 鑑子口、イマ宇土市
神合町神原字庄口

(2) 下川又左衛門(加藤喜左衛門イ、並河志摩守、古城考)又
左衛門、加藤清正臣、
七千石

(1) 結城弥平次、本貫河内国、ジヨルジ

- (1) 加藤守左衛門、重次、加藤清正臣、六千三百八十石
(2) 並河金右衛門、志摩守、氏之、宗為、加藤清正臣、四千三百八十石
(3) 中川壽林、太郎平、豊後、加藤清正臣、二千石
(4) 田寺久太夫、加藤清正臣、五百石

小西飛彈追出之事

一 小西飛彈者前ニ書記候通名高キ者たりといへども耶蘇デイズ之宗門を甚尊崇申候此宗門其時分迄ハ從公義強ク御禁法も無之由併此段清正之心に不相叶依之飛彈義落城已後扶助無之肥後之國を追出有之行方不知レ罷成候由行長ハ切死丹之宗門たるに付常々家中領内共ニ專邪宗多ク為在之よし荒々一ニ記置候也

八代矢部兩所之城代ハ薩劔へ立退たる由

一 宇土之元城扱ニ罷成城を明渡たるに付枝城之八代矢部茂扱相濟城を相渡し申候尤兩城之諸士宇土之者同前に一命を相助ケ可被相抱之由ニ付何茂熊本へ罷出申候併八代之城代小西美作矢部之城代結城弥平次(1)兩人ハ熊本へ罷出候義致辭退薩劔へ立退申候兩人熊本へ罷出候ハハ隼人同前ニ可為切腹之處ニ厚キ分別にて死をのかれたるとの沙汰之由也前にも如有之嶋津家と小西家とハ石田と一味にて相味方たるに依て右兩人薩劔へ立退たと見へたる也

宇土八代矢部城番之事

付清正開陳之由

- 一 宇土之城番ニハ加藤與左衛門(1)並河金右衛門(2)被指置候由也
一 有説ニ云宇土本丸ニ中川壽林(3)二之郭ニ田寺久太夫(4)被指置候由但是ハ遙か(ハル)已後之事歟
一 八代之城番ニハ吉村吉左衛門提權右衛門被指置候也
一 矢部之城番不相知レ候也
一 清正ハ宇土ニて跡々仕置ニ隙入月日熊本へ開陳有之也

宇土之領主相知レ候分之事

付同所城地被為割候事

加藤家斷絶之由

- 一 永承三戊午年御堂関白道隆公肥後へ下向仕置在之今年宇土之城を築給ふ元禄十三庚辰年迄年數六百五十三ケ年ニ成る也
一 此城菊池家十一代伯耆家六代城主と云々古キ書ニハ名和伯耆守と在之也
一 天正十五丁亥年秀吉公九州へ御下向之時四月十日宇土之城主伯耆左兵衛尉城を明退也
一 同年伯耆明退候跡へ加藤主計頭清正暫在番有之し也是ハ領主ニてハ無之候へ共為心得記之置候なり
一 同年佐々陸奥守肥後国拜領熊本之為城主併宇土之城茂領内也此時之城代不相知レ候然レ共無程肥後国被召放佐々ニ切腹

被仰付候也

一同年壬五月十五日小西義宇土之城主ニ罷成候慶長五庚子年十月廿三日落城迄小西領主之年數拾四年也 又落城より元禄十三庚辰年迄年數百四ヶ年ニ成也

一右落城已後小西領分御預ヶ地共ニ廿六万五千石清正江従家康公被下先知ノ五十四万石内肥後國之内十二郡高五十石方九千石豊後國之内直入大分海部三郡之内式万余石之太守たり依之宇土も清正之領地と成り右書付之通 替るく在番也宇土之城繩張等清正之心ニ不相應之所有之由にて毎歳方々普請有之後ハ 丈夫に

罷成候已後ハ隱居所に可被致との取沙汰也慶長十六辛亥年六月廿四日清正五十壹歳死去迄拾貳ヶ年之間右之通清正宇土を被領候清正死去之歳嫡子忠廣拾歳也

一清正遠行之翌年同十七壬子年忠廣代替宇土之城を割給ふ城築より地を割ニ至迄年數五百六十五年ニ成也右地を割より元禄十三庚辰年迄八十九年ニ成也

有説ニ云地を割之義忠廣ハいまた幼少成義なれハ此方より之願ニ而ハ有之間敷候半敷家康公上意成へし清正遠行之翌年之義なれハ肥後斗ニ限たる事歟古天下一同ニ一國一城ニ可仕旨被仰出候由今年之亶敷追而可考也大国ハ枝城共ニ二ヶ所斗ハ在之事也於肥後ハ熊本八代兩城残也

御家傳ニハ大坂落城已後其年元和貳丙辰年諸國一國一城ニ豊前ハ罷成候て直し可申也又云慶長十七壬子年一國一城ニ成と有之候へハ元和貳丙辰年よりハ五ヶ年已前也

又云宇土之天守ハ三階ニて有りしを清正代ニ熊本之城ニ被為引小天守と名付被建置候今以其通也宇土之城割レ申時分ニ引ヶ候事ニてハ無之宇土之城落城之翌年ニ熊本今之城ヲ取被立候節ニ被為引たと見へたり此次ニ取立候義記之可見合也

又云宇土之城地を割之節跡ハ畑と成といへとも所々石垣等ハ不損又堀形も残たる所も在之所ニ寛永十四丁丑年中肥後天草領肥前嶋原領於両所切死丹一揆蜂起せり其節天草にてハ大矢野之内中村之古城嶋原領内にてハ原之城之古城如此古城ニ便り籠城したるニ付從江戸之依御下知而九筋筋之古城之石垣等取崩し堀ハ埋候て平地ニいたし申候由其砌宇土之古城も石垣等取崩堀ハ埋め申候ニ付其形今ハ相見へ不申由也

一續撰清正記ニ云熊本之古城より東に當りて茶磨山と云小高キ山有之慶長六辛丑年八月中旬ニ右之山ニ劔初め有之城を築給ふ今之熊本之御城是也同八癸卯年迄至三ヶ年ニ出来之由此節宇土之天守為被為引事歟

肥後にて之申傳ニ云熊本古之城者今之古城也元亨之比菊池之家老赤星掃部城越前守とて兩人在之其内熊本之城ハ代々

① 肥後守忠広、加藤氏幼名藤松、(虎藤氏清正記)虎之助慶長日記)從四位下侍從、寛永九年改易承応二年卒、年五十二、法號日原

② 細川忠利、幼名光千代、内記、越中守、忠辰、從四位下左少將、肥後國主五十四万石、肥後守光尚、細川氏幼名六丸、小六、光利、光貞、肥後守、從四位下侍從

③ 綱利、細川氏、幼名六丸、越中守、從四位上左近衛權少將

城越前守筋居城之由此所ハ茶磨山又祇園山かさに在之鉄炮之恐有之ニ付清正心に不應何方ぞ可然地形を見立度との義ニて方々被見合候處ニ東ニ当右茶磨山か北ニ當りて龍田山此兩所心ニ應し此内ニてハ何方可然かとの事ニて度々兩所へ諸將召連被罷越候由龍田へハ一里之内可在之由其比之取沙汰ニ古より之申傳ニハ茶磨山ハ味方之城龍田山ハ敵之城と申候子細ハ茶磨山ハ少高ク是を城ニ取立る時ハ大津之宿迄五りの内ニ龍田山より外ニ高ミなし是ニ敵陳取時ハ敵之城也其時押寄討取可然との事故かく云と也清正此言葉を聞信して心付キ茶磨山を取立給ふと也味方ハ城ニ而調敵者即時之事故不調然レハ味方ニ勝曆然也

又云宇土落城関ヶ原合戦は同年也今年より清正大身ニ成給ひて翌年より城を築給ふ也右城築之節清正之茶道狂哥をつらね申候熊本の石引廻す茶磨山敵寄たりとかとふ城哉此段清正聞給ひ喜悅ニ而米三石賜ふと也

一慶長五庚子年宇土落城より清正之領地と成ル断前ニ具也其嫡子肥後守忠廣遺跡無相違拝領兩代共ニ肥後之國主たるニ付宇土ハ領地也然ル處ニ公方家光公御代忠廣三十三歳不行跡ニ付寛永九五年六月三日領地被召放羽羽庄内へ遠流被為仰付加藤家断絶右加藤家兩代肥後國守之年數三拾三ヶ年也

細川越中守忠利公從豊前肥後へ御國替之事

同越中守綱利公御代肥後へ御目付衆御下向之事

同丹後守行孝公八代より宇土へ御所替之事

一細川越中守忠利公豊前一國并豊後之内ニて貳郡一高三拾万石之太守にて豊前小倉ニ御在城ニて候處加藤家之跡肥後豊後兩國之内ニて五十四万石寛永九五年十月廿八日於江戸御拝領十二月十三日熊本へ御入城也其後寛永十八辛巳年三月十七日於肥後熊本ニ雖為御逝去御嫡子肥後守光尚公二肥後守權御名及三ヶ座被為替初光利公中比光貞公後光尚公如此也御跡式無恙御相續被遊右御兩代者熊本雖為御在城是又宇土ハ御領地也正保三丙戌年迄御兩代御領地也年數拾五ヶ年也右戌之年より宇土ハ行孝公の御領地と罷成候ニ付年數積如此ニ仕置候行孝公御代之亘ハ此次ニ在之也

又肥後ニて申傳ニ云忠利公於御長命ニ者熊本之御城を川尻へ被為引度思召ニて御繪圖等も御内證ニて出来江戸筋被得御内意御心懸被遊置候由申傳候此所ハ近邊四方ニ見切所無之大河流候へハ水筋如何様ニも被遊能打開たる所ニ而諸士之屋敷取少も指聞申問敷舟入も在之其自由能候へし彌堅固繁昌之勝地たるへきもの也

一右光尚公慶安貳己丑年十二月廿六日於江戸御逝去御嫡子綱利公御跡式無相違御拝領御歳七ツ不相易肥後之太守たり御幼少之間ハ從江戸熊本へ御目付衆御兩人宛御下向御勤番にて候御替合之度毎ニ御國中御願見にて候宇土ハ海道筋之義故毎

- (4) 有孝、細川氏、幼名熊次郎、和泉守、治孝、宗貴、紹貴、從五位下
- (5) 朝鮮征伐記、堀正意(杏庵)著
- (6) 慶長記、太田牛一著

2

宇土三郎

(1) 神崎、神埼郡ノ誤

宇土

度御通ニて其節ハ必古城へ御越御見物ニて候其比迄者宇土町ニ語傳を覺居候老人罷在候ニ付被召出則於古城ニ直ニ古戰場之咄委細御聞届被成候ニ付公義ニも相知レたる古城之義にて候也

一御本家光尚公御代被得上意正保三丙戌年細川丹後守行孝公御十肥後八代より右宇土へ從八代宇土迄行程七里也御所替高三万石慶長十七壬子年ニ宇土之城割申候已後領主無之正保三丙戌年ニ行孝公御領主と被為成候右領主中絶之年數三十五ケ年也依之昔ニ引替万事不如意成義共也御嫡子和泉守有孝公御兩代不相易宇土御在所右戌之年より元禄十三庚辰年有孝公初而宇土御入部迄之年數五十五ケ年ニ罷成候万々歳と奉賀者也

右本書之趣を考るに清正記續撰清正記太閤家譜朝鮮征伐記慶長記福田九郎太夫覺書廻江久兵衛子孫之覺書宇土ニ而之申傳此等を取集一卷と成せるもの也尤予少々令追加候併百有餘年に及義ニ候へ者傳記不具候古傳ニ云古於其所ニ軍之有リし躰たらくを尋求て是を深味する時ハ後學と成る事多し是古を師とすると云ル事是也然ハ宇土居住之武士ハ所之義ニ候へハ荒々成共可存知置義也右之覺書等數年令所持候ニ付難捨置元禄十三庚辰年季秋下旬於西窓菴峯雪子誌之者なり

寛保三癸亥年

十二月五日寫之者也

⑩ 淺井氏藤原芳暉書之

北肥戰誌

世良親王八代へ御下向所と軍の事

翌くる曆應二年己卯正月十九日、菊池八郎・宇土三郎・惠良小次郎、筑後國へ出張して、武家の管領と戦はむとす。頃日一色入道は、高良山の陣を拂って筑前へ歸陣し、監代小俣入道筑後にあり。彼の敵と戦ふため、當國の守護代並に士卒等、其外肥前國基肆・養父・三根・神崎(し)四郡の兵を相催し、所々に於て合戦す。(○中略)其雙方の輩を凡記するに、宮方には先づ肥後の菊池はいふに及ばず、城・赤星・加屋・鹿子木・隈部・宇土・阿蘇大宮司・八代・合志・河尻三郎・小代太郎。(○下略)

大保原合戦の事

(延文四年)

同年の夏、太宰少貳頼尚、新將軍義詮公へ先非を悔い、御教書を申し給はつて、九州二島を觸れ廻すに、武家方の士卒馳せ集り、其勢既に六萬餘騎になりて、大友と勢を合せ肥後へ發向し、征西將軍の宮を初め奉り、菊池一家を退治すべしと議す。(○中略)肥後國には、軍將菊池肥後守武光・同名右金吾武盛・同次郎武信・同孫三郎武明・同對馬守武茂・城越前守武顯・赤星掃部助武貫・八代大隅守・太宰彈正少弼・權少貳經藤・子息彦次郎親資・河尻新次郎・加屋兵部大輔・國府伯耆次郎・甲斐民部少輔(本名鹿子木八郎)・小代太郎入道・隈部・宇同・城野・合志・大津山・大野式部大輔・派讚岐守(○下略)

冬資討死今川兄弟所々軍の事

(○上略)嘉應二年戊辰、肥前國尼寺甲斐守・安德大隅守、了俊に屬し、同國杵島郡に到つて宮方の輩と相戦ふ。

同四年庚午、明德と改元す。今川了俊、頃日肥前に在國しけるが、肥後國の賊徒良もすれば蜂起する故、是を退治の爲め、肥前・筑前・豊後・筑後の味方凡そ二萬餘騎を相催し、今年七月に肥前を立て肥後へ打入り、南關に於て、舎弟仲秋がありしに參會して兩勢を合せ、征西將軍宮の御坐す宇土の城を圍み攻む。城中には菊池左京大夫武朝・名和・堤・宇土・河尻、籠り居て防ぎ戦ひしかども、寄手大勢にて終に落城し、宮は菊池以下御供申し、隈部の城へ落ちさせらる。同九月、探題續いて隈部を攻むるに、亦落城す。菊池・赤星・城野少代官を守護して逐電しけり。斯くて肥後の兇徒、先づ靜謐しければ、了俊肥前に歸陣す。(○下略)

九州記

菊池家斷絶并義鎮肥後國退治事

(○上略)御舟の城主甲斐宗運と云ふ者の始は阿蘇大宮司の家人たりしかども其身勇才ある故に大友より四百餘町の領地を賜り武恩を厚く蒙たる者なれば家の子白石大學を豊後へ遣はし御馬を向られ候はば宗運先手を仕肥後國中平均に御手に屬すべき由を内通す是に依て天文十七年の八月大友義隆が子義鎮肥後を鎮めん為に出張す侍大將には佐伯惟教志賀親安同暨隆朽網鹽安以三備也大分國崎早見玖珠日田郡の侍都合六千餘騎角隈越前守を軍奉行とす肥後の國にて相従ふ人々には阿蘇兩坂梨・津江・五條・高森の侍等并に甲斐宗運馳来れり(○中略)同月廿八日伯耆左兵衛が居城宇土に押寄て散々攻しかば

伯耆左兵衛が居城宇土

(2) 宇同、宇土、宍岐入道
道光、「太平記」ニ宇都宮
宍岐守トアルヲ參考ス
ヘン

(3) 派讚岐守、水俣讚岐
守ナルヘン

(4) 嘉慶四年庚午、嘉慶
ハ三年迄、二月九日改
元、康應元年。嘉慶四年
ハ康應二年ノ誤
宇土の城

宇土の城

宇土

不日に降参してけり(○下略)

肥前國土等參陣并肥後國一揆退治事

(○上略) 借統虎政家次第に押寄て熊本(龜嶺寺)の城を遠巻にして攻ほすべき模様を見せければ城十郎太郎(久基)城を開て退散す即ち淺野彈正を入置る熊本落城の上は道筋の一揆共方々に退散したり宇土顯孝も城を開て逐電す四月二十一日宇土の城に御動座有夫より八代水俣へ御手遣有ければ薩州勢悉引入にけり宇土の城には加藤主計頭(清正)八代の城には福島左衛門大夫(正則)を入置れけり

秀吉公九州御仁政之事并御在陣之事

島津義久此間は肥後の國八代に出張して暫く九州の武將たりといへども秋月以下頼み思ける所々の城兵一々に没落しければ今は力及ばず本國に歸てこそ兎も角もならめとて薩州鹿兒島迄引入けり秀吉公肥後の宇土に御著有し夜熟々思召けるは去比大坂を出しより多くの敵國を打通りしか共手に立者一人もなし此後島津とてもさぞ有ん是はこれ秀吉が武徳に非ず天の與る處也然れば科無者共が首を切領地を奪取て憂目を見せ悲しませんはよしなし命を助け一所懸命の地を取せ安堵させばやと思召ける仁心の程こそ目出度けれ翌朝石田治部少輔安國寺等を召れ九州二島の者共何れも御助あるべし又所領地をも仰付らるべき間早々罷出て御禮申上よと相觸べしと仰下さる安國寺承て當國の者共住所には一人も跡を不レ留追散され山林に逃隠れ候間上意の趣を觸聞すべきやうも無候如何任るべきやと申上しかば秀吉公聞召さらば高札を立て此趣知せよと仰付らる兩人畏て高札を拵道筋は云に不レ及在々所々に立たりけり三日過ざるに國士共宇土の陣に馳參り御禮申者七十六人也此等は此間殿下に敵せし者なればみな法體染衣と成り刀の柄をばづし弓の弦を切て降人の體にて出ける殿下仰けるは汝等今我にまみゆる事過分に非ずや向後異心なくば一所懸命の地をとらすべしと有しかば皆一同に頓首して有難由をぞ申ける(○下略)

水野日向守覺書

牢人仕候時分の事

一小西攝津守ハ肥後うたふと申城に被居候是ハ拙者寄親にて御座候

うたふの城

5

清正記

宇土の城

(1)筑前国甲良山、筑後国高良山ナルベシ

(○上略)筑後肥後の城々明け渡し申に付て夫夫に城主を入置玉ふ肥後の國宇土の城主伯耆左兵衛も城を渡し申に付主計頭を入置玉ふ島津義久降參申上るに付て御赦免被成九州の御仕置等被仰付肥後國一識の守護に佐々陸奥守を被仰付宇土の城をも陸奥守に主計頭相渡し供奉可仕旨仰によつて筑前國甲良山迄歩行にて供奉す(○下略)

6

國郡一統志

宇土郡

宇土城

中關白道隆築宇土城云云

天正十六年至慶長五年小西攝津守為主

7

菊池伝記

○大友義鎮攻ニ從肥後國一事

豊後の國守大友義鎮肥後國を攻めしがへんとて二萬三千餘騎を率して天文二十年八月十六日豊後を發足し同十九日に肥後國阿蘇郡坂梨に着陣す(○中略)同月廿八日惣人數宇土の城におしよせ攻けるにはかの事といひなから城主伯耆左兵衛顯孝は勇敢のほまれある者なれば纔に八百餘騎にて楯籠り豊後勢を追立ること數度なれとも元來小勢なる上過半うたれ残るは手負たすくるものはなしかなひかたく覺る折ふし大友方より使を以て本領を充行ふへき間下城せられよといひおくりければ幸と悦て旗下にそ屬しける彼顯孝か先祖は名和伯耆守源長年か孫伯耆守義高か子村上伯耆守顯興入道紹覺といふもの建武二年菊池を頼て肥後にくたり八代郡古麓城に住す領地の内所々に城をかまへ家人等をして守らしむ蘆北田浦城には眞惡兵衛眞春同郡佐敷城には上神出羽守重光同郡津奈木城には加悦越前守泰行此後三谷丹後守行長竹萬半内兵衛氏安招統て城代と成同郡水勝城には本郷式部太輔家久八代内河城には内河彦三郎を城代とせり顯興より伯耆彈正泰興伯耆守顯眞太夫教長伯耆守義興彈正少弼顯忠太夫重

矢崎城・網田城

宇土城

俊作^本年彈正大弼武顯と相續す武顯文明年中に宇土に來て宇土郡及益城郡の内守富の庄を領し宇土城に居住す此とき同郡矢崎城には家人東右衛門同郡網田城にも家人杵築越後を城代とす武顯より伯耆守重行同彈正行憲伯耆守行直と相續す行直か左兵衛顯孝なり顯孝家人加悦大和入道素心をして網田の城を守らしむ(○中略)

○宇土山本合戰事

(天正)

同六年九月島津義久の弟兵庫頭義弘を大將として五千餘騎肥後に打入り宇土城を十重二十重にかこむて急にせむ然れども城主伯耆左兵衛顯孝つよく防て落さなければ本領を充行ふへき間下城すへき旨和睦の扱ありしかは顯孝も始終かなひかた

くや覺けんかの旗下にそ屬しける(○下略)

肥後地誌略

宇土城跡

(1) 伯耆左兵衛督、系圖
= 伯耆左兵衛尉・宇土左
兵衛佐ニ作ル
(2) 伯耆八郎顯輝、別ニ
= 悪四郎・掃部・上神二郎
三郎顯喜・顯廣・顯寛ニ
ツケル
(3) 泉河原、今、鹿児島
県出水市大川内トイウ

名和伯耆守源長年の裔孫村上彈正大弼武顯文明年中に八代より宇土に來つて城主となる宇土郡飽田半郡益城郡の内守富を領す武顯重行行憲行直顯孝相續す顯孝を伯耆左兵衛督といふ天正七年の比川尻をも領す秀吉公西征の時顯孝城を出て他邦に落行ぬそれより当城廢跡となる一説に顯孝か子或説に弟伯耆八郎顯輝勇氣の暴者大力強弓其比九州に無双なり顯孝か退去の時宇土の城に籠りて叛すしかれとも小勢にて籠城成かたく薩州へ落行秀吉公薩摩入之時一矢覬奉らんと隠れ居けるを島津家へ仰付られ討て出すべきよしなり薩州泉河原にて主従八人にて薩の大勢と戦ひ數十人を討取て戦死す其勇猛強大なるを感じ薩人泉河原に祠を建て祀るといふ

天正十六年小西行长肥後半國を拜領し當城を修理して居城とす慶長五年行长石田治部に同意し伏誅の後加藤清正宇土城の小西か殘兵を攻平らけ小西か旧領肥後半國を清正に賜り全國拜領し宇土城には加藤與左衛門を城代とす其次に並川金右衛門次に中川太郎平城代となる

肥州城址旧知考

宇土古城

名和伯耆守長年ノ末孫村上彈正大弼源武顯文明年中ニ宇土並益城郡ノ内守富飽田半郡ヲ領スト云文字土ノ城ニハ加悦飛彈守ヲ置武顯ハ木原ニ在城ト云説モ有武顯重行行興行憲行直顯孝ト次第ス顯孝ヲ伯耆左兵衛尉ト号ス伯耆守長年ノ子孫ナルニヨリ伯耆ヲ稱號トス天正七年ノ頃顯孝河尻ヲモ知行スト云同十五年秀吉公西征ノ時顯孝城ヲ出テ他邦ニ赴ケリ同十六年秀吉公肥後半國ヲ小西攝津守行長ニ賜ヒ宇土在城行長ハ泉州境ノ津商家ノ子也弱冠ノ時ヨリ秀吉公ニ仕フ初ハ小西彌九郎ト號行長初ノ采知ハ小豆嶋塩飽島也秀吉公朝鮮征討ノ事ヲ預知リ先陣ノ望ヲナス秀吉公其勇壯ノ意氣ヲ賞シ給行長女ヲ宗對馬守義智ニ許嫁スルモ早ク朝鮮通路ノ案内ヲ知ン事ヲ欲シテ也行長朝鮮王城先登ノ武功天下ノ人口ニ有慶長五年石田光成ニ與シテ被誅同年九月廿一日ヨリ加藤清正宇土城ヲ攻ラル十月廿三日落城ス因此加藤與左衛門並河金衛門清正ノ命ヲ受テ在番ス其後中川太郎城代トナル

古城主記

宇土古城 宇土郡

名和伯耆守長年ノ末孫村上彈正大弼源武顯文明年中ニ八代ヨリ宇土ニ來テ城主トナル宇土並益城郡ノ内守富飽田半郡ヲ領スト云又宇土ノ城ニハ加悦飛彈ヲ置武顯ハ木原ニ在城ト云説モ有天正七年ノ比顯孝河尻ヲモ知行スト同十五年秀吉公西征ノ時顯孝城ヲ出テ他邦ニ赴ケリ武顯ヨリ顯孝迄六代也同十六年秀吉公肥後半國ヲ小西攝津守行長ニ玉ヒ宇土ニ在城行長ハ泉州境ノ津商家之子也秀吉公ニ仕フ小西彌九郎ト號ス小豆嶋塩飽知行ス慶長五年石田三成ニ與シテ見誅九月廿一日ヨリ加藤清正宇土ヲ攻ラル十月廿三日落城因此加藤與左衛門並河金右エ門清正ノ命ヲ受在番ス其後中川太郎平城代トナル

古城考

宇土郡

宇土古城

神山村にあり、往古の事跡未レ考レ之、文明年中、村上彈正大弼武顯、八代麓城を相良三郎為繼に譲りて、當城に主たり、宇土、益城富ノ庄、飽田半郡、合て五百五十町を領す、此時當城には、一族加悦飛彈守をして守らしめ、武顯は益城

(1) 相良三郎為繼、相良為繼ノ誤
(2) 富ノ庄、守富ノ庄ノ誤

(5) 寄せ攻蒐る、城將顯孝、思ひ設けざる事なれども、八百餘兵にて楯籠り、寄手を度々追立つる、されども元より小勢と云ひ、死傷も多く、守城既に危きに至つて、大友方より使節を以て、本領可ニ安堵一條、下城せられよとありし故、顯孝是を幸ひにして旗下に属し、天正十五年、秀吉公征西の日、伯耆顯孝も本領安堵せしが、一揆起つて隈本を攻めし後、一揆に不レ與由を、大坂に至りて謝する處、顯孝が養子悪四郎顯輝、顯孝留守に逆意して、宇土の城に楯籠る、秀吉公之れに依り憤り深く、顯孝が所領を没收し、近國の將に命じて、顯輝を攻めしむ、顯輝防戦力盡き、走りて薩州出水に隠る、折しも嶋津義弘、肥後境に出張して、一揆を鎮る時なれば、顯輝を出水に責む、從兵百七十餘人悉く討死し、自ら一人手を碎き、奮戦數刻、敵數多撃取つて終に討死す、年十九歳、氣聊か不レ撓を感じて、出水に墳墓を築いて現然たりと云、此時秀吉公、加藤清正に命じて、暫く城代とす、同十六年閏五月、肥後半國二十四萬石を小西攝津守行長に給はり、宇土に在城せしむ、領内諸城にて城代を定む、先づ益城郡隈庄の城には、弟小西主殿亮、矢部愛藤寺に岩尾、兩城代結城彌平次、太田市兵衛、八代麦嶋城代木戸作右衛門行重後改小西美作等也、行長繩張仕て、宇土城を改築く、行長始めて宇土に入城、六月二十七日也、同年冬、幕下天草の諸將、行長に叛いて命を肯せず、行長往いて責むれども不レ克、援兵を加藤清正に乞ふ、清正自ら軍を卒3りて出で天草に至り、堅きを破り鋭きを碎き、危きに立つて敵將を鎗下に討ち、魁主を陣下に降し、秀吉公感状を清正に賜ふ、行長は泉州境津の葉店小西如西4が子にして、初の名を小西彌九郎と云ふ、秀吉公采地を與采地を與ふ士として、遂に肥州の藩主となし、文禄年中朝鮮攻伐、一方の先鋒とす、生質偏曲にして、然も蛮國の邪法に染着す、初めは小豆嶋塩飽を領し、豫め朝鮮攻撃を知りて、魁主を望む意あり、秀吉公其勇氣を知つて登庸せらる、慶長五年の後、石田三成に組みして、凶徒の首となり、濃州関ヶ原に軍立し、東軍の爲めに捕へられ、縛せられて京畿5に梟首せらる、同九月五日より、清正當城を攻む、留守居小西主殿亮隈庄城代也、隈庄を掃き三宅玄蕃、或は防ぎ或は夜軍す、仕寄番目下部與助、後志水伯耆と改め、細川公に仕ふ、能く働く、細川源公、感状及短刀を給ふ、同月二十三日、城遂に落る、同十月朔日、留守居主殿亮をば、隈本二の丸並河志摩守宅に於て誅戮す、今や西なるは伯耆家の城痕、東なるは行長が繩張したる居城の跡と云ふ、其天守を清正熊本城内に引移して、宇土櫓と称す、清正領に成つて城を剽迄の間、並河金右衛門後志摩守と改む、中川太郎平代る代る城代也、

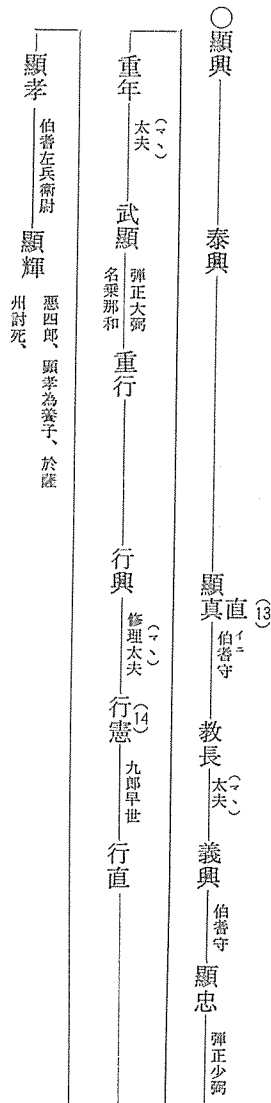
- (6) 九月五日、九月二十日ノ誤
- (7) 同月二十三日、「肥後宇土軍記」二十月二十三日トス
- (8) 同十月朔日、「肥後宇土軍記」二十月二十四日トス

木原に在城すと云一説も有りて、是否を知らず、天文二十年八月二十八日、大友義鎮、二萬三千餘の兵を以て、當城に押寄せ攻蒐る、城將顯孝、思ひ設けざる事なれども、八百餘兵にて楯籠り、寄手を度々追立つる、されども元より小勢と云ひ、死傷も多く、守城既に危きに至つて、大友方より使節を以て、本領可ニ安堵一條、下城せられよとありし故、顯孝是を幸ひにして旗下に属し、天正十五年、秀吉公征西の日、伯耆顯孝も本領安堵せしが、一揆起つて隈本を攻めし後、一揆に不レ與由を、大坂に至りて謝する處、顯孝が養子悪四郎顯輝、顯孝留守に逆意して、宇土の城に楯籠る、秀吉公之れに依り憤り深く、顯孝が所領を没收し、近國の將に命じて、顯輝を攻めしむ、顯輝防戦力盡き、走りて薩州出水に隠る、折しも嶋津義弘、肥後境に出張して、一揆を鎮る時なれば、顯輝を出水に責む、從兵百七十餘人悉く討死し、自ら一人手を碎き、奮戦數刻、敵數多撃取つて終に討死す、年十九歳、氣聊か不レ撓を感じて、出水に墳墓を築いて現然たりと云、此時秀吉公、加藤清正に命じて、暫く城代とす、同十六年閏五月、肥後半國二十四萬石を小西攝津守行長に給はり、宇土に在城せしむ、領内諸城にて城代を定む、先づ益城郡隈庄の城には、弟小西主殿亮、矢部愛藤寺に岩尾、兩城代結城彌平次、太田市兵衛、八代麦嶋城代木戸作右衛門行重後改小西美作等也、行長繩張仕て、宇土城を改築く、行長始めて宇土に入城、六月二十七日也、同年冬、幕下天草の諸將、行長に叛いて命を肯せず、行長往いて責むれども不レ克、援兵を加藤清正に乞ふ、清正自ら軍を卒3りて出で天草に至り、堅きを破り鋭きを碎き、危きに立つて敵將を鎗下に討ち、魁主を陣下に降し、秀吉公感状を清正に賜ふ、行長は泉州境津の葉店小西如西4が子にして、初の名を小西彌九郎と云ふ、秀吉公采地を與采地を與ふ士として、遂に肥州の藩主となし、文禄年中朝鮮攻伐、一方の先鋒とす、生質偏曲にして、然も蛮國の邪法に染着す、初めは小豆嶋塩飽を領し、豫め朝鮮攻撃を知りて、魁主を望む意あり、秀吉公其勇氣を知つて登庸せらる、慶長五年の後、石田三成に組みして、凶徒の首となり、濃州関ヶ原に軍立し、東軍の爲めに捕へられ、縛せられて京畿5に梟首せらる、同九月五日より、清正當城を攻む、留守居小西主殿亮隈庄城代也、隈庄を掃き三宅玄蕃、或は防ぎ或は夜軍す、仕寄番目下部與助、後志水伯耆と改め、細川公に仕ふ、能く働く、細川源公、感状及短刀を給ふ、同月二十三日、城遂に落る、同十月朔日、留守居主殿亮をば、隈本二の丸並河志摩守宅に於て誅戮す、今や西なるは伯耆家の城痕、東なるは行長が繩張したる居城の跡と云ふ、其天守を清正熊本城内に引移して、宇土櫓と称す、清正領に成つて城を剽迄の間、並河金右衛門後志摩守と改む、中川太郎平代る代る城代也、

菊池一族

- (9) 隆平、「三宮社記録」ニ隆年トアリ
- (10) 隆元、「三宮社記録」ニ隆光トアリ
- (11) 武門追十郎、「三宮社記録」ニ武門追十郎トアリ
- (12) 為光菊池十二郎 異本「菊池系図」ニ菊池次良太良トアリ
- (13) 顯真伯耆守、系図諸本、何レモ阿波守トナス
- (14) 行憲九郎早世、系図異本「十郎」トアリ

(9) 隆平 隆元九条十郎 隆朝林原三郎 隆範 武茂木野對馬守 武為 武門追十郎 英朝千田伊豫守 為光菊池十二郎又彈正少弼 重光 長朝
村上氏略系



肥後國陳跡略志

宇土郡 宇土

名和伯耆守長年の子孫村上彈正大弼源武顯文明年中八代より宇土城に移り居る此時武顯宇土郡益城の内守田飽田半郡を領すと云或説に武顯加悦飛彈を宇土の城におらしめ武顯は木原に在城すと云武顯の後重行行興行憲行直顯孝相續て此城に在り顯孝を伯耆左兵衛尉と稱す伯耆守長年か後裔成をもてなり終に伯耆を氏とす天正七年河尻おも兼領す秀吉下向ありし時顯孝城を出他國へ行き去る十六年秀吉肥後半國を小西攝津守行長に賜ふ行長宇土の城に入る行長和泉界の町人小西如清か子也若年にて秀吉に仕へ近侍の臣と成る初の名は彌九郎小豆嶋塩飽島を領す秀吉朝鮮征伐の時行長殊に武名を振へり宇土在城の内耶蘇宗を信し神社仏寺の破壊し殆暴逆を振舞へり慶長五年行長石田三成に組して誅せらるる同年九月加藤清正宇土の城を攻取其後清正加藤與右衛門を遣し城を守らしむ又其後中川太郎平城代となると云

三宮社記録

宇土鶴之城城主代々の紀略

宇土鶴之城

宇土城
(1) 守田、守富ノ誤

右鶴之城者人王七十代御冷泉院永承三戊子年中關白道隆公正一位內大臣開自六年被築宇土鶴之城矣其後人王七十一代後三條院延久二庚戌年道隆公之裔孫將監（つゝ）大夫從五位上藤原朝臣則隆有下國而為肥後國司於是乃卜城於菊池郡從此時代々爾來菊池家之一族多年為宇土之城主次第如左

藤原隆年 菊池家之一族有八代五郎隆俊若可考隆年官名未考

隆光 号九条十郎

隆朝 初号林原三郎

隆範 官名未考

武茂 木野對馬守

武為 官名不詳

武門 迫間十郎右四代不詳

英朝 千田伊豫守

為光 初号菊池二郎彈正少弼忠仁之比城主此時有社內之稻荷社神興之夏而遷社於城中

重光 官名未考為光重光父子於大見村生菅葉誌之松有ハイトウノ松ト云

長朝 官名未考菊池一族之城主此時斷滅

源武顯 彈正大弼從四位下也宗和伯耆守長年十世之嫡孫也武顯八世之祖顯興下向於八代文龜三年武顯自八代古籠城移宇土城

重行 村上伯耆守

行興 宇土伯耆守從四位下

行憲 宇土十郎九歳而卒

行直 宇土伯耆守

顯孝 伯耆左兵衛督從五位下此時太閤秀吉公有下向而城主改易矣伯耆家城主以上六代也顯孝退城以後秀吉公賜筑前之地五百町于顯孝云蒙系附于後

行長 小西撰津守天正十六戊子年太閤秀吉公賜宇土城及領地二十四萬石宇土益城八代天章輩北五郡內粟北郡佐敷浦者熊本領也于行長焉

(○中略)

舊日記ニ有 熊庄鎗柱甲ノ治部 甲ノ帶刀

十二月八日自熊庄運天カケラレタル時伯耆殿ノ時賦年号不知故時代不分明

宇土軍大將

木原口 加悦飛彈 小曾部口 谷相隱岐守 潤川ノ手 千谷左近 岩田兵部 アヤヲリロニ 布施式部 三浦但馬

松橋口ニ 本郷甲斐守 加悦紹宅

(○中略)

一伯耆家宇土城主之時領地

宇土千町 守富七百五拾町 大野豊福貳百五十町 小岩瀬四十五町 阿高五十五町 曲野四拾五町 古保山四十五町

松橋拾八町 川尻二百五拾町 天正七_{己卯}年自宇土領川尻 守富川尻之庄加悦飛彈守預り川尻戸城ニ居ス

網田郡浦二所合三百五十町

網田 初阿蘇領也 領主下田阿蘇家臣也 後宇土ヨリ領 領主加悦素心 加悦飛彈守父 伯耆家臣

郡浦矢崎城 初阿蘇領 城主中村阿蘇家臣也 後宇土家臣加悦三浦ト云 加悦飛彈殿弟也

網田郡浦ハ自宇土薩摩勢ノ加勢ヲ以責取ラレタル由相傳 天正八_{庚辰}年ト有

新編肥後國誌草稿

宇土城迹 當城ハ名和伯耆守長年ノ末葉村上彈正大弼武與文明年中八代古麓ノ城ヨリ来テ在任ス彼長年ハ村上帝ノ皇子

具平親王十四代代ト云云後胤長田小太郎源行高カ子也行高伯躬名和庄ニ住スルニ依テ或ハ名和ト号其嫡子伯耆守長年初ハ

長田又太郎長高ト称シ又名和ヒ云リ相續テ名和庄地頭タリ正慶二年三月後醍醐帝ノ勅諭ニシタカイ後諸所ニツイテ甚戰功

ヲ勵シ勅ニ依テ長年ト改メ左衛門尉伯耆守從四位上ニ任叙セラル延元元年七月十三日梅松論ニ六月晦日ト云二條大宮ニテ戰死ス其子村

上伯耆大夫判官正五位上茂高初伯耆次郎判官ト号ス又左京大進ト称ス曆應元年五月泉劔堺浦ニ戰死ス或說延元元年十月南都ニ越出家ス其嫡子

彈正少弼從四位下顯興建武二年初テ肥後國ヘ下向シ八代麓ノ城ニ住居シ後益城郡豊福ノ城ニ移ル其弟泰興兒顯興カ家督ヲ

續テ彈正忠ト称シ初テ古麓城ニ住ス爾来相續テ古麓ノ城ニ居レリ長年ヨリ十代彈正大弼武與或ハ武顯カ時連年同國球磨城主

相良左衛門尉為續ト争戰武興軍利アラス文明年中或說明正三年終ニ古麓ヲ退去シテ宇土并木原城ニ移リ當郡及飽田半郡益城郡ノ

内守富庄等ヲ領知ス其嫡子伯耆守重行同次男修理大夫行興兒重行養子トナル行興子彈正行憲早世ニ依テ行興弟伯耆守行直

(1) 茂高、名和義高ノ誤

(1) 永承三年、永承三年、戊子、武門留十郎、「三宮社記録」ニ武門留十郎トアリ

又行與ノ家督ヲ繼ク其嫡子亦稱伯耆左兵衛尉顯孝等相續テ宇土ニ在城ス天文十二年八月或說廿年八月豐後大友義鎮ノ麾下ニ屬ス天正六年九月或說十二月薩劔島津義久ノ弟兵庫頭義弘ノ為ニ攻落サレ擒トナリ薩劔ニ至ル然トモ義久是ヲ免シ宇土ニ皈城セシメ且本領ニ復ス同十五年四月大閣秀吉公西征ノ時降ヲ乞同六月本領五百丁ヲ賜リ國主佐々成政カ與力ニ附ラル或說秀吉公西征ノ時顯高兼テ薩摩ニ至ル同年八月熊本一揆ノ輩退散ノ後同十六年八月顯高大坂ニ至リ彼一揆ニ組セサル旨陳謝スル折カラ養子掃部初名惡四郎顯輝宇土ニアリテ逆意ヲ企籠城スルニ依テ秀吉公近郷ノ諸將ニ命シテ顯輝ヲ討シム顯輝敗績出走シテ薩劔出水ニテ戰死ス同年閏五月肥後半國ヲ小西攝津守行長ニ賜リ當城ニ在居ス行長ハ泉劔津藥屋小西彌十郎如清カ子ナリ彼彌十郎初備前福山ニ至リ浮田家ニ昵近シ後豐臣秀吉公ニ仕ヘ千石ノ知行ヲ賜リ其嫡子行長初彌九郎ト號ス幼年ヨリ秀吉公ニ仕ヘ二百石ヲ賜リ又三千石ヲ領シ後讚劔小豆島塩飽島ヲ賜リ攝津守從五位下ニ叙任ス天正十六年閏五月肥後半國二十四万石ヲ賜リ六月十三日大坂ヲ出船同月廿三日豐後鶴崎ニ着ス同廿七日宇土城ニ入慶長五年ノ大亂石田三成ニ組シ關原軍敗北九月十九日江劔伊吹山ノ東糟賀部村ニテ擒トナリ十月朔日京六條河原ニテ誅セラル同年九月廿日ヨリ加藤清正八千五百餘ノ兵ヲ帥テ宇土城ヲ攻圍留守ノ將小西隼人南條元宅等防戰屢勇功ヲ勵スト云臣關原軍西方敗績ノ聞ヘアリケレハ城ヲ守ルニ固ナク降ヲ乞小西隼人及八代城代小西美作或說若狹兩人切腹其時ノ堅約ニ依テ南條元宅其外城中ノ諸士各加藤氏ノ家人トナル同年十月カ清正小西カ舊領ヲ合セ一國領知ノ時其臣加藤與左衛門並河金石右衛門後考志摩ヲ城番トシ後中川太郎平ヲ城代トス參考大平記大閣記関ヶ原大志摩全清正記古老書記

肥後國志略

宇土城趾 旧云鶴ノ城 後冷泉院御宇永承三丁亥年中關白藤原道隆公下向築宇土ノ鶴ノ城矣其後後三條ノ院御宇延久一庚戌年其裔孫大夫ノ將監則降下向為國司爾來其一族多年為宇土ノ城主藤原隆年菊池一族隆光九余隆朝三林原武茂木野武為武門留十郎英朝千田為光菊池十次郎彈正少弼重光於當郡大見村被寄誌長朝源武顯或云武興名和伯耆守長年カ末葉名和又也文明年中八代古麓ノ城ヨリ来テ在任ス長年村上帝ノ皇子具平親王十四代九代長田小太郎行高カ子ナリ名和ノ庄ニ住シ依テ称名和其嫡子伯耆守長年初ハ長田又太郎長高ト稱シ又名和又那和相續テ名和ノ庄ノ地頭タリ正慶二年三月後醍醐帝ノ蒙勅於諸所勳戰功依勅長年ト改メ左衛門尉伯耆守從四位上ニ叙任セラル延元元年七月十三日梅松論ニ六月晦日云云於二條大宮戰死其子村上伯耆太夫判官五位下義高始號次郎判官又稱左京大進曆應元年五月於泉州堺ノ浦戰死一說延元元年十月赴南都出家云云其嫡子彈正少弼從四位下顯興建武二年始肥後ニ下向シ八代郡麓ノ城ニ居住後ニ益城郡豐福ノ城ニ移ル其弟泰興ハ兄顯興カ家督ヲ續テ稱彈正忠麓ノ城ニ住ス爾來代々相繼テ麓ニ在城ス長年

- (3) 甲ノ治部・申ノ帶刀、
甲斐ナルベシ
- (4) 「三宮社記録」

宇土城

ヨリ十代ノ孫彈正大弼(武興一説カ時ニ連年同國致磨ノ城主相良左衛門尉為績ト争戰武興利アラス文明年中一説二遂ニ麓ノ城ヲ退去シテ宇土并木原ノ城ニ移ル宇土郡及ヒ飽田半郡益城郡守富ノ庄等ヲ領知シ其嫡子伯耆守重行次男修理大夫行興一説兄重行ノ為養子行興カ子彈正行憲(始勢十郎)行興ノ弟伯耆守行直亦行興ノ家ヲ續ク其嫡子村上(伯耆左兵衛尉顯孝等相繼テ宇土ニ在城ス天文十二年八月一説二十)豐後大友義鎮ノ麾下ニ屬ス天文正六年九月一説十二月薩劬島津義久ノ弟兵庫頭義弘來テ城ヲ攻ム十二月八日島津方限ノ庄ノ檜柱ハ甲ノ治部甲ノ帶刀(3)ニテ限ノ庄運天攻カ、ル宇土ノ軍大將ハ木原駿河守嘉悅飛彈守基外持口ハ小曾部口谷相隱岐守潤川ノ手千谷左近岩田兵部綾織口ニ布施式部三浦但馬守松橋口ニ本郷甲斐守加悅紹宅也(4)籠城利ナク攻落サレ遂ニ擒ハレ薩州ニ到ル然レモ義久免之宇土ニ還城セシメ本領ヲ復ス同十五年四月大閤秀吉公征西ノ時乞降同六月本領五百町ヲ賜リ國主佐々陸奥守成政カ與力ニ附ラル(一説秀吉公征西ノ時顯孝豫テヨリ島津家ノ幕下ナ故宇土ヲ退去シテ薩州ニ到ルト云ヘ不審ナリ)同年八月限本一揆退散ノ後顯孝大坂ニ到リテ彼一揆ニ不與旨ヲ陣謝スル折柄養子掃部顯輝(實ハ弟也初ノ宇土ニ在テ逆意ヲ企テ籠城スル故秀吉公ヨリ近郷ノ城伯ニ命ノ顯輝ヲ攻シム顯輝敗績出奔ノ薩州出水ニテ戰死ト云顯孝遂ニ秀吉公ヘノ訴訟不叶家絶タリ)同十六年秀吉公ノ命ニ依テ少間加藤主計頭清正侯宇土ノ城代タリ同年閏五月肥後半國二十四萬石小西攝津守行長ニ賜リ六月十三日大坂出船同廿七日宇土入城(○中略)

伯耆殿屋敷 宇土ノ城迹ヨリ西ニ當ル上ノ野也、伯耆家宇土在住ノ時ノ館迹ニヤ不ニ分明(○下略)

新撰事蹟通考

宇土城ハ宇土郡城神山村ニアリ其始ヲ詳ニセズ(宇土軍記宇土鶴城ヘ永承三年中閏白道隆榮之然トモ藤原隆長徳元年薨ス永承三年コリ五十二年前ナリ又道隆キ明証ナ)元徳ヨリ正平ノ比ニ至リ宇土壹岐守(始名高俊入道道光云々)此間ニ米ル實録見所ナシ疑ヘシ又宇土郡中ノ神社ニハ道隆ノ勸請ト云多シ然レバ道隆此郡ニ於テ故アルカ考ヘ宛行宇土守高俊(寛文正平十六年六月阿蘇惟澄申狀宇土守破入道道光云々)○宇土三宮神社ニ弘安正徳ノ頃藤原隆年カ寄進狀願文等アリ高俊隆年國訓相問然レドモ弘安コリ正平十六年ニ至凡八十餘年長寿非此人○國志略隆年隆光林原隆朝本野武茂本野武為道間武門千田英朝等相繼テ宇土城ニ居ル本拠穂ナラス真偽殆考ヘ可シ故ニ附註ス

文明文龜比宇土彈正大弼為光(吳本菊池系圖為宇土掃部助忠豐之養子)此城ニ居レリ為光被誅家亡ルノ後城右京亮為冬ヲ當城ノ藩鎮タラシム能運卒シ政朝嗣テ守護トナルニ及テ限府亂レ為冬菊池ニ還ル(長狀)此歲名和顯忠宇土ヲ領シ木原城ヨリ此ニ徙ル以來代々ノ居城ナリ

宇土の城

(○上略) 熊本落城の上は道筋の一揆皆退散すやがて宇土の城も明ケわたしければ秀吉公も宇土に入給ひ夫より八代・水股へ御手つかひ有ければ薩摩勢残らず引入にけり宇土城主には加藤主計頭を入置る(○中略)

○宇土古城

〔肥後国小鏡〕に宇土郡宇土古城、從ニ熊本二四里在ニ神山村一城主伯耆左兵衛顯孝・小西攝津守行長とあり是今城とは別なり(○下略)

古跡 宇土城墟

(1) 永承三丁亥年、永承三年ハ戊子

(2) 相良為繼、相良為統ノ誤

(3) 九月五日、「肥後宇土軍記」九月二十日
(4) 同日二十三日、「肥後宇土軍記」十月二十三日

村ノ乾ニアリ本丸跡東西二十一間三尺南北二十七間二ノ丸跡東西四十間南北十六間三尺何レモ平地ヨリ高凡十間今耕地トナル本城ハ(永承三丁亥年中ノ關白藤原道隆下向宇土鶴ノ城ヲ築ク其後延久二庚戌年大夫將監則隆下向爾來其一族多年城主タリ其后名和伯耆守長年カ末葉武顯(名和又村上)文明年中八代古麓ノ城ヨリ來テ在任ス云々(以上肥後國誌略)古城考ニ云本城ハ往古ノ事跡未考文明年中村上彈正大弼武顯八代麓城ヲ相良為繼ニ讓テ當城ノ主タリ(事蹟通考編年考徵竝ニ名和系圖ニハ永正元年名和顯忠本城ニ移ルトアリ)天文二十年八月大友義鎮當城ヲ攻ル城將名和顯孝度々寄手ヲ追立ル然レト小勢ト云死傷モ多ク守城既ニ危ニ至ル依テ大友方ノ使節ニ應シ顯孝降テ大友ノ旗下ニ屬ス天正十五年豊臣氏征西ノ日顯孝モ本領安堵セシガ一揆起テ熊本ヲ攻シ後テ一揆ニ不與由ヲ大坂ニ至リ謝スル處養子悪四郎顯輝顯孝留守ニ逆意シテ本城ニ楯籠ル因テ豊臣氏顯孝カ所領ヲ没収シ近國ノ將ニ命シテ顯輝ヲ攻シム顯輝防戦力盡キ薩州ニ走テ討死ス此時豊臣氏加藤氏ニ命シテ暫ク城代トス同十六年五月小西行長エ肥後半國ヲ賜リ在城セシム慶長五年ノ役行長凶徒ノ首ナルヲ以テ戮セラル同九月五日ヨリ加藤氏本城ヲ攻ム同月二十三日遂ニ落城留守居小西主殿亮ヲ熊本ニ於テ誅シ其跡並川金右衛門中川太郎平代ル々々城代ス今也西ナルハ伯耆家ノ城東ナルハ行長カ繩張シタル居城ノ跡ト云其天守ヲ加藤氏熊本城内ニ引移シテ宇土櫓ト称ス云々)其後一國一城ノ臺命ニヨリ廢城トナル

同東城墟

村ノ東ニアリ本丸跡東西五十二間南北一丁平地ヨリ高凡五間今耕地トナル（本村城ハ天正十六年戌子小西行長肥後半國ヲ賜リ宇土城ヲ改メ築ク云々前記古城考アリ）

系

図

系 圖

解 說

本報告書には『讀群書類従』本『名和系圖』・『傳譜』・『村上源氏那波系圖』および『三宮社記録』所収『伯耆家小系圖』、『肥後文獻叢書』第三卷所収『名和系圖』を採録した。概ね原本の体裁によつたが、版面の都合によつて割付を改め、また用字は通用の漢字によつたものもある。原本の明らかな誤植はこれを改めたものもあるが、一部附註を加えるにとどめたものもある。句読点・返点は原本に従つたが、明らかな誤は訂正した。必要により頭註または補註を加えた。

名和氏の系圖では、『續群書類従』に採録された伯耆家に傳えられている系圖が諸本のうち最も信頼できると思う。伯耆家系圖には、別に東京名和家に伝はる系圖がある。この系圖は名和顯孝の連續顯輝をもつて筆をとめている。續群書類従本は記事がやや整頓し、記述が近世に及んでいるのに対し、東京名和家の系圖は、年月日の表示を概ね「年、月、日」の文字を省略する扱とし兄弟の序列、記載の方式等小異あり、續群書類従本より古いものと思われる。別に『村上源氏那波系圖』と称する異本があつて、一見不備のようであるが東京名和家傳來の系圖に近似の記事を散見する。記事の体裁より見て續群書類従本より古いことは確かである。往々通説を訂正する底の内容をもつているので、流石に續群書類従に採録されただけの價値がある、と思つた。同書には『傳譜』も採録している。傳譜は別に『名和傳譜』又は『名和長年家傳譜』とも称し、『伯耆卷』の抜書に建武二年以後の事蹟を概説したものである。いま系圖とともに採録した。

『三宮社記録』に『伯耆家小系圖』が収められている。伯耆長興が標大明神を再興し、三宮大明神社司吉見伊織佐の意見を求めて『腕之卷』を草した際、参考として贈つたものと思はれる。『新撰事蹟通考』卷之十六名和系圖は伯耆家の名和系圖を底本として文書記録などを補充したものである。

なお、他に寺本直廉著すところの『村上名和家系略』がある。参考とすべき点がないではないが、伯耆家の系圖を参照した形跡なく、大石眞磨も精撰にあらずとしながらも、四十年の努力を買つて『肥後古記集覽』第七卷に収めたものと思はれる。本報告書には都合により採録しなかつた。

名和系圖

(續群書類從)

○統群書類從本ヲ底本トシ、異本ト校合シタリ

行盛
村上天皇第六皇子望平親王十一代後胤。但馬禪師。伯耆國へ被流。長田給。

○(行高) 法名道寛 (法名清心イ)

行高
長田小太郎入道
元徳元六月十九日逝去。七十二歳。法名道寛。

○(長年) 長田又太郎 (伯耆小太郎イ。村上又太郎・奈和又太郎、伯耆之卷)

長年
長田又太郎。伯耆太守。東市正。村上太郎左衛門尉。從四位下。本名長高。依後醍醐天皇勅定。元弘三年閏二月廿九日夜被任左衛門尉。被下年字。同三月三日伯耆國被宛下。號從四位下村上伯耆守長年。御治世之後。因幡國被宛下。因伯兩國之城主。建武三年六月晦京於内野自害。法名釈阿。

○(頼村) 行村ノ子胤村・秀村・有村(頼村)ノ子イ・兵庫助(兵庫頭イ)

頼村
行村 小次郎。左衛門尉。大石豊前權守。法名道空
頼村 兵庫助入道。法名道照
惟村 鏡五郎左衛門尉

○(長重) 大蔵少輔 (大蔵大輔イ)

某五郎兵衛尉
正平七四月二日於伯耆國被討畢。
掃部允
某
興村
正平七四月三日於伯耆國被討畢。

○(高頼) 山城權守 (大城權守イ。誤記カ)

行重 小次郎。遠江介。彈正忠。遠江權守。
胤村 助太郎。早世
秀村 次郎兵衛尉。越後守。筑前權守
有村 孫三郎
行貞 小三郎入道。法名道一

長年
長田又太郎。伯耆太守。東市正。村上太郎左衛門尉。從四位下。本名長高。

長行 孫次郎入道。法名寛念。早逝無息

長義
大井 大蔵大輔。中務少輔。但馬權守。從四位下。法名

義重 兵庫允。右衛門尉
延元三年五廿二義高同所被討畢。
長重 大井太郎左衛門尉。能登守。大蔵少輔

加悦 泰長 惠四郎
元弘三年閏二月晦於出雲國自害。

高頼
加悦太郎左衛門尉。山城權守。尾張守
中務少輔。法名正修

頼久 左衛門尉

高泰 三郎左衛門尉。但馬權守。左兵衛尉
天授六年正月十一日申時逝去。法名道証。

通海 律。賢智房

觀通 律僧。堯賢房

○(信貞) 小太郎(小三郎) 彦五郎、伯耆之卷

○(長貞) 葦高江小次郎 (葦高小二郎) 阿陀伽井小治郎、伯耆之卷

○(直行) 筑後守(加賀守) 一

○(行氏) 筑前權守(筑前守) 安藝權守(安藝守) 一

○(助貞) 上神四郎三郎(四郎) 伯耆之卷

○某(雅樂允) 一

○(是忠) 東福寺門徒(禪) 一

○(氏高) 七郎入道(七郎) 貞高、異本伯耆卷

○(行實) 備中權守(備中守、伯耆之卷) 九郎行實、異本伯耆卷
○(高重) 美作判官(右馬) 允一、美作守、伯耆之卷

信貞 小太郎。因幡守。左衛門尉
建武三年六月晦。於京六角猪熊討死。

長貞 加賀守。左衛門尉。葦高江小次郎。

長信卿律師

正平七年三月十八日於伯耆國被討。

長海律僧。慈心房

長智律。法照房

直行 筑後守。上神三郎

高直 上神太郎兵衛尉

正平八年正月十日於備前國富岡被討。

直重 上神次郎。雅樂允。早世

助貞 上神四郎三郎

元弘三年四月八日於西京二條大宮討死。

某

高貞 兵庫助。春日部新判官。從五位下

正平十年五月廿一日伊賀國ニテ被討。

廣貞 上神次郎。因幡守

顯貞 小太郎。大夫判官。新判官。左衛門尉。左兵衛尉。

童名春若丸大藏大輔。大藏少輔

筑見四郎。法名道意

行忠

行實 改行貞。備中權守。長門守。左衛門尉

正平七年四月三日於伯耆國被討。

行義 十郎左衛門尉。肥後權守

布撫 助高 鬼五郎。弥五郎。左衛門尉。宮内丞
元弘三四逝去。

高兼 布施彌五郎。右京進。雅樂助

高通 彌次郎。新左衛門尉。民部丞

高政 左京進

正平七四二於伯耆國被討畢。廿二歲。

通興 彌太郎。丹波權守。左兵衛尉。太郎左衛門尉

行氏 筑前權守。安藝權守。正五位下。六郎左衛門尉

正平五年七月十七逝去。五十八。

義氏 修理亮。安藝守。正五位下。右衛門尉

氏興 左衛門尉。六郎太郎。六郎 某

義寬 因幡堅者山從久住者宝藏坊主

長氏 兵庫允。次郎左衛門尉

正平七年四月廿五日於八幡城被討畢。

貞氏 三郎兵衛尉 某

是忠 東福寺門徒

竹方 氏高 竹方七郎入道

正平十六三月廿日逝去。法名覺妙。

義國 太郎左衛門。通世住高野山

氏貞 左衛門次郎。圖書助。越中權守

女子

高重 美作判官。村上八郎判官。八郎左衛門尉

大藏大輔。刑部大輔。從四位下。法名行妙
正平九甲辰三九。

行興 童名幸菊丸。左兵衛尉。兵庫助。出羽守
周防權守

高助 彌五郎 助國 五郎三郎

高國 左衛門太尉

延元 元於越前國坂南被討。

頭快 辨律師

正平 七年五月十七日於大山寺早世。廿九歲。

盛高 彌六 女子 安藝守行氏妻 義氏長氏母

高興 八郎太尉。法名源明
高長 左近大輔。大夫將監
源盛村上信濃法眼。伯州大山之衆徒
正平十三年十二月十三日於肥後國八代逝去。五十六。
贈官隱岐權守。十郎左衛門尉

高興 左近大輔。大夫將監

源盛村上信濃法眼。伯州大山之衆徒

正平十三年十二月十三日於肥後國八代逝去。五十六。

贈官隱岐權守。十郎左衛門尉

建武二於船上山自害。

泰秀 隱岐五郎左衛門尉。右馬助。刑部少輔

大膳大夫。治部少輔。備後守。與一。左京進

高則 左衛門尉。法名

女子四人

高顯 左兵衛尉。左衛門尉。彌太郎。伊勢權守。中務少輔

高年 改高有。彌次郎。加賀守。左衛門尉。左兵衛尉

光高 童名官松丸。左兵衛尉。左衛門尉。右馬助

女子早逝

頭興 從四位下。妻基長嫡子也。檢非違使。宮内少輔。
彈正少弼。伯耆大夫判官。伯耆守。彈正大弼。
法名紹覺

頭年 童名幸王丸。左近將監。五位藏人。少内記。出家法
識賢房律師。實名長榮。自童形号頭年。忝自皇居
被下之畢。但出家正道僧成畢。東寺家之眞言伝也

女子

頭長 西殿左衛門尉。兵庫允。正六位上

三十四歲出家。早世。

光顯 南殿孫三郎。改號光興

頭長 養子。後頭興養子。新判官。法名昌棟。

土用松丸

○(頭興)從四位下(正五位上、伝譜)

○(高則)備後守(備中守、伯耆之卷)

○(盛高)彌六(彌六郎イ)

○(行泰)建武二(建武三年イ)隱岐權守(隱岐守、伯耆之卷)

○(光頭)南殿孫三郎(南条三郎イ)

○(泰興) 彈正少弼 (彈正忠イ)

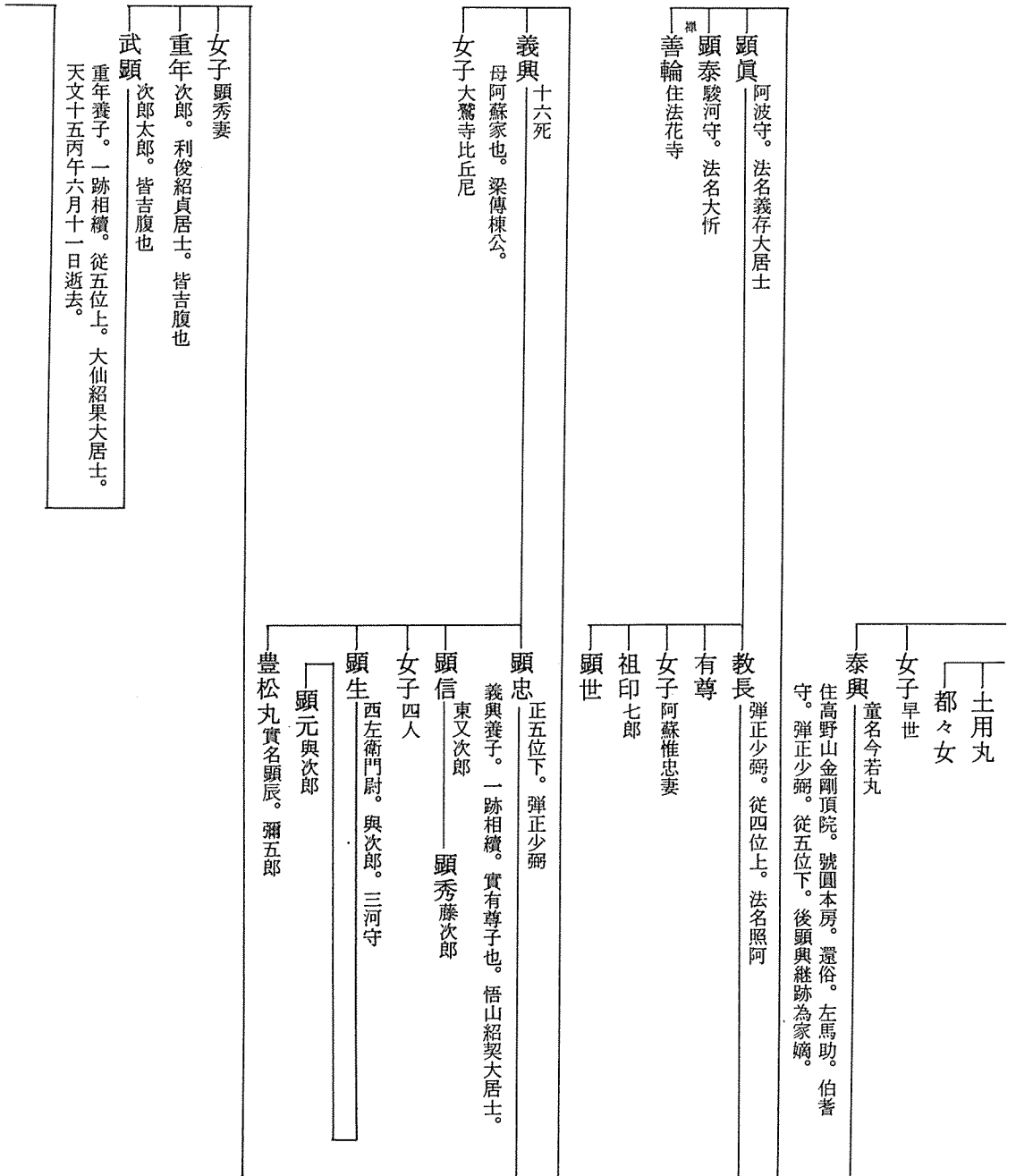
○頭眞 (頭直イ)

○(教長) 從四位上 (從四位下イ)

○頭世 (三郎イ)

○(頭忠) 彈正少弼 (彈正大弼イ。彈正忠イ)

○(武頭) 從五位上 (從四位下イ)。次郎太郎 (二郎太郎イ)



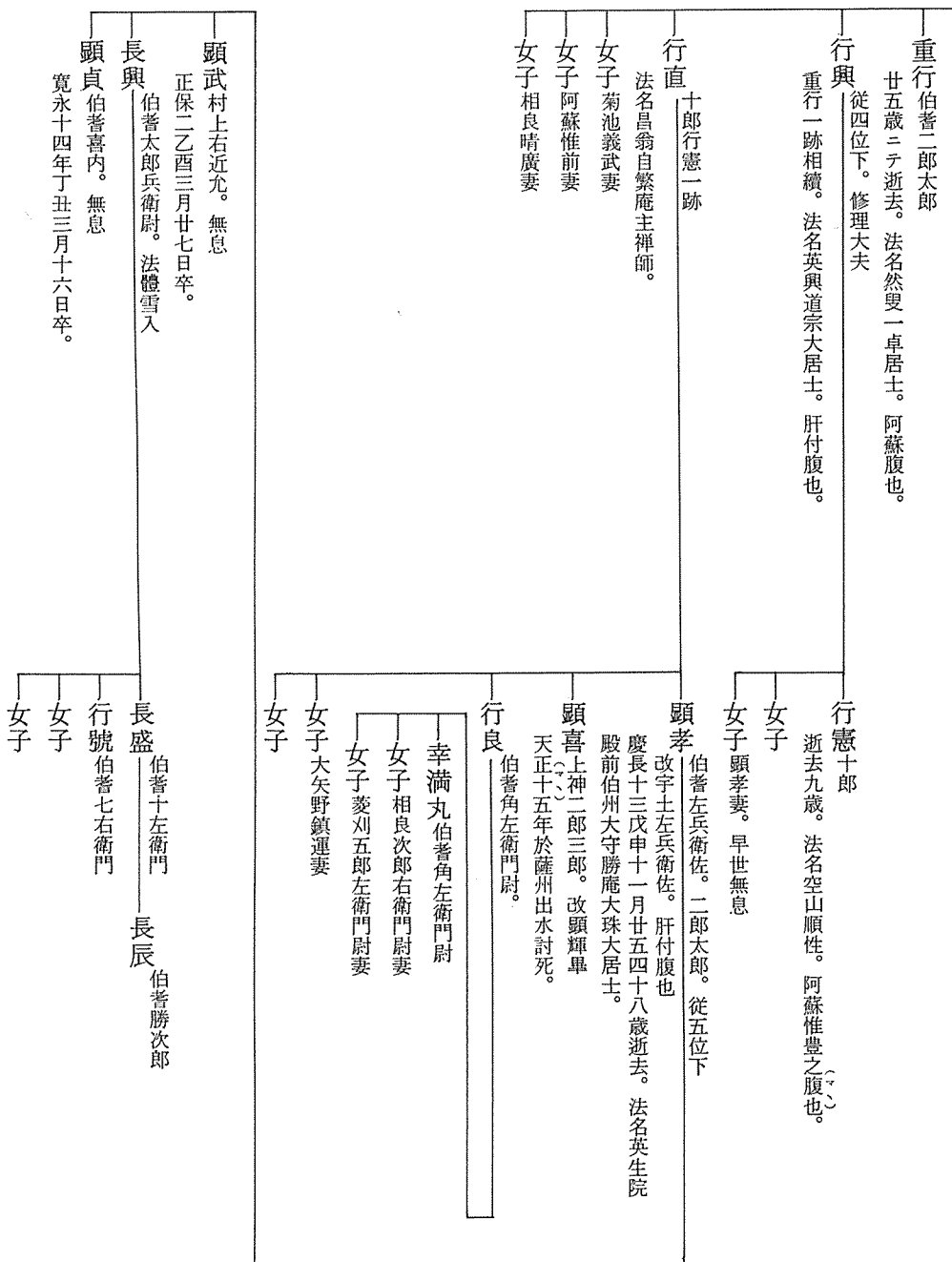
○(重行) 然叟一卓(熊叟一卓イ衍カ)

○(行興) 修理大夫(修理太夫イ)

○顯孝(長良、天正十六年参宮帳)

○(顯喜) 天正十五年於薩州出水討死(天正十五年顯孝連續イ)

○(顯武) 右近允(右近大夫イ、左近大夫、伯耆之卷與書)



○傳譜、續群書類従木ヲ底
本トシ、一部異本ヲ以テ
校正ス
船上山

傳 譜 (續群書類従)

- 四日許(四日計、伯耆卷)
- 波ノ上(海上イ)
- 爰カシコ(此彼、伯耆卷)
- 爰ハ(爰、伯耆卷)
- 荒磯(荒磯イ)
- コタウベキ(コトトフ、イ)
- 一二人ハ(一二人、伯耆卷)
- 唯獨(只独、伯耆卷)
- 荒々敷(忿々敷イ)
- 及ベキ限(可及イ)
- 度ゴトニ(度ゴト、イ)
- 疎ソカナルベキ(疎ニ可及イ)
- 待出タル(待出タリシ、伯耆卷)
- 波ノ(浪ノ、イ)
- 久ク(久敷、伯耆卷)

長年家。代々相傳之書一卷有之。號伯耆卷。此書曰。元弘三年三月十五日之夜。於伯州船上山。後醍醐帝忝モ長年ヲ被召間近。勅詔在ケルハ。不被遂叡慮。囚凶徒。出花洛北闕。入遠鄙塵屋御座以來。更無京都還幸思。不量出禁門虎口。漂海上。免風波凶船難。有此湊御着。長年有御頼。甲斐々々敷奉請取。船上山へ奉成行幸。重勅命。輕愚命。勵一戰ノ功。以小勢退大敵。遂攻滅凶徒。是併武勇英臣ナリ。然者雖為君々。不可有臣以不臣。雖為船々。不可有水以不水。君ハ船。臣ハ水。水能浮船。縱雖有船無水。輒渡海不可任心。雖有丸無長年者。被達叡慮事可難。侍案事情。思承久古。長年先祖參御方失家領。其末葉牢籠。案。元弘今參長年御方。雪亡祖會稽。屬御代可為子孫繁榮生合進セタル宿習程コソ不思議ナレ。被召御代ハ、於汝所望ハ可依請。今度遁凶徒難事海上故也。今又御在所船上山也。丸ハ船汝ハ水。有三心相應。謂旁以船為吉事。然者自今改汝紋。水ニ船ヲ可仕トテ。自御手忠顯ニ教テ帆懸船ヲ書セ被下ケリ。此間思召續ラレタル事ドモ有。粗被遊之タリ。末代ノ龜鏡ニモ仕レトテ。忝モ被下勅筆ケリ。長年突膝奉。三度拜賜之。叡慮ノ趣忝ナサニ押感涙。深平ラミテゾ候ケル。君モ長年ガ有様ヲ有御叡覽。自龍眼御涙ヲ流サセ給ケル。雖末代難有カリシ事共ナリ。其勅書曰。漫々タル海上ニ。イヅクトモナク漂テ。四日許ハ過ヌ。廿七日ノ夕方ニヤ。杵築ノ浦ニテ西風ハゲシク吹テ。イカナルベキニカト心サワギセシカドモ。風ニ任セシニ。夜ヨリ波ノ上モ靜ニテ。明ヌレバ爰カシコモミユルニ。伯耆ノ湊ニ着ヌ。梶取モ今ハチカラ盡ヌト云ヲ。兎角シテ大坂ト云所へ着ヌ。爰ハ荒磯ニテ。釣舟ダニモマレナリ。此所ノ主ト云者モ都ニ有ケレバ。ヨシアシニツケテコタウベキ者モナシ。トモナル人一二人ハ。猶人モトメニトテ出ヌ。梶取モニゲウセヌレバ。アヤシキ筈ノ下ニ唯獨ウヅモレ居タル心ノ中イワン方ナシ。ナラシナンド引刷テ。今ハ限ト待居タルニ。船ノモトニ人ヒトリ来リ。荒々敷モナキハイカナルニヤトアヤシキニ。忠顯ヲ尋テ御迎ノ由ヲ奏ス。ウレシナンドハカ、ルタメシヲゾ云ベカンメル。ナカノ其時ハ心モ詞モ及ベキ限ニアラズ。思出ル度ゴトニ其氣味猶ム子ニアリ。致忠輩イヅレモ疎ソカナルベキニハアラ子ドモ。指當テ待出タル心チナン。タトウベキ方ゾナカリシ。

忘メヤヨルベモ波ノアラ磯ヲ御舟ノ上ニトメシ心ヲ

長年ガ忠功。後代ノ人ニモシラセンガタメニシルシ置也。末々ノ君ニモ是ヲ見セ奉ラバ。イカミヲロカナラン。私ノ子孫迄モ。此忠ハ朽ジト思ヘバ。以正直報國トシテ。行末久クツカヘ奉ルベシ。トゾ被遊ケル。

大井長重ノ奮戦

名和氏九州下向

○嘉悦中務少輔高頼(加悦高頼、名和系圖)

鰐大明神
宇土ノ城

伯耆左兵衛尉顯孝

觀應三年五月十一日。主上八幡ヲ御開。芳野へ落サセ給シ時。内侍所ノ御櫃ヲ持ケル者敵ニ支ラレ。捨テ行ケルヲ。長
年甥大井太郎左衛門尉長重長年弟長義二男。後大藏少輔。其後号大井能登守。奉見付。馬ヨリ下。若黨ニ持セ。防矢ヲ射。矢種盡ヌレバ自戦。疵ヲ
蒙ケル。御櫃ニモ矢十三マデ中ケレ共。板ヲ不通。無事故賀生ノ御所へ著。

建武二年ノ春。後醍醐帝第六ノ皇子征西將軍宮筑紫へ御下向ノ時。諸士令供奉畢。長年義高ハ本國ニ有テ。正五位上村
上彈正大弼源顯興。長年一男基長子。判官義高為養子。長年弟竹万七郎入道氏高。其弟從四位下村上美作判官高重。其弟村上信濃法眼源盛。長
年從弟鏡五郎左衛門尉惟村。嘉悦中務少輔高頼。長年弟備後守高則。子。後号伊勢權守。同但馬權守高泰。童名彦三郎。長年妻ノ兄也。同越前權守右義。泰。長
年妻ノ蜂須賀。南條。則元。皆吉。河田。雲山。岩田。其外寄一家ニハ。内河。本江。三輪。鳥屋。土屋。杵筑。進。都

合三百餘騎屬顯興テ征西將軍宮ノ供奉シテ。鎮西ニ下向。其後顯興ハ肥後國八代ノ城主トナル。寛正年中。顯興六世ノ孫
正五位下村上彈正少弼顯忠一族皆亡テ。長門ノ海ヲ渡ケル時。悪風ニ逢。譜系ヲ海へ入ル。顯忠ハ無恙シテ。其後兵ヲ起
シ。八代ニ歸城ス。程ナク漁人大キナル魚ヲトル。人皆是ヲ鰐トイヘリ。腹ヲ割テ見バ。長門ノ海ニ入タリシ譜系アリ。
夫ヨリ此魚ヲ鰐大明神ト號シテ。肥後國八代郡鞍掛山ノ下ニ祠ヲ建。今ニ至マデ十一月七日祭禮アリ。文明中顯忠三世ノ
孫從四位下村上彈正大弼武顯兵ヲ起テ。同國宇土ノ城ヲトル。武顯五世ノ孫顯孝。天正十五年マデ宇土ノ城主ナリ。
此一巻伯耆卷之拔書也。為後裔粗記之。敢勿出闕外矣。

天正十七年己丑三月日

伯耆左兵衛尉源姓村上氏顯孝

村上源氏那波系圖 家紋帆掛船

(續群書類從)

○續群書類從本ヲ底本トシ、異本ト校合シタリ

頭房 右大臣

季房 丹波守

忠房 從五位下 住伊勢 母周防守公基女。

憲房 大夫。從五位下。

憲政 兵部少輔

豪運 山徒。撰津堅者

任房 小野房。或號小野七郎

行房 小野惡七郎 御室之御代官殺。故於勢州被生捕。禁獄。

昌運 山徒養子 實小野房子也

昌明 山徒。大惠僧號常陸房

行明 山徒。但馬房 承久乱依忠賞。伯州長田之領主。

行盛 山徒也。但馬禪師

○(長高) 伯耆小太郎 (長田又太郎)

行高 小太郎。法名清心 元德元年卒。七十二。

長村 小次郎。法名道教

○(行村) 大石豊前守 (大石豊前權守)

行村 大石豊前守

惟村 鏡五郎左衛門尉

某五郎兵衛尉

正平七年四月二日於伯耆國被誅。

興村 同兄被誅。

長高 伯耆小太郎

號那波伯耆守。改名長年。從五位下。建武三年七月十三日討死。

泰長 惡四郎 元弘三年閏二月晦日於出雲國自害。

長義 那和 長重 太郎左衛門

助高 鬼五郎

高政 左京進

正平七年四月二日於伯耆國討死。廿一。

○(行泰) 建武三年(建武二年イ)。隱岐權守(隱岐守、伯耆之卷)

○(行實) 小三郎(九郎行實、後行實ト改ム、伯耆之卷。九郎行實、異本伯耆卷)

○(行氏) 安藝權守(安藝守イ)

○(長氏) 二郎左衛門尉(次郎左衛門尉イ)

○(貞高) 七郎(竹万七郎入道氏高イ。七郎貞高入道法名學妙、異本伯耆卷)

○(信貞) 小三郎(小太郎イ。彦五郎信貞、異本伯耆卷)

○(長貞) 葦高小二郎(葦高江小二郎イ)

○(直行) 加賀守(筑後守イ)

○(武貞) 上神四郎三郎(四郎) 伯耆之卷

○(義高) 從四位下(正五位上イ)。彈正少弼(彈正大弼イ)

行貞 小三郎。法名道一

行忠 筑見四郎

行實 備中權守

行義 十郎 正平七年四月三日於伯耆國被誅畢。

高助 彌五郎 助國 五郎三郎

高國 左衛門太郎 延元二年於越前國坂南被誅。

信貞 小三郎。左衛門尉

建武三年六月晦日於京六角猪熊。神本三郎太郎兼繼方為二討死。

高貞 春日部兵庫助。新判官 正平十年五月廿一日伊賀國山賊合死畢。

長貞 葦高小二郎。加賀守。從五位下

長信 卿律師 正平七年三月十八日於伯耆國被誅。

直行 上神三郎。加賀守

高直 上神太郎兵衛尉

助貞 上神四郎三郎 正平八年正月十日於備前富岡被誅。

元弘三年四月八日於京二條大宮討死。

惟村 五郎左衛門尉 實長村方子也

義高 彈正少弼。從四位下。大夫判官

延元三年五月廿二日於安部野討死。卅七。

行泰 十郎左衛門尉

建武三年於舟上山自害。贈官隱岐權守。從五位下。安藝權守。六郎左衛門尉

長氏 二郎左衛門尉。兵庫允

正平七年四月廿五日於八幡城討死。

貞高 七郎。法名覺妙

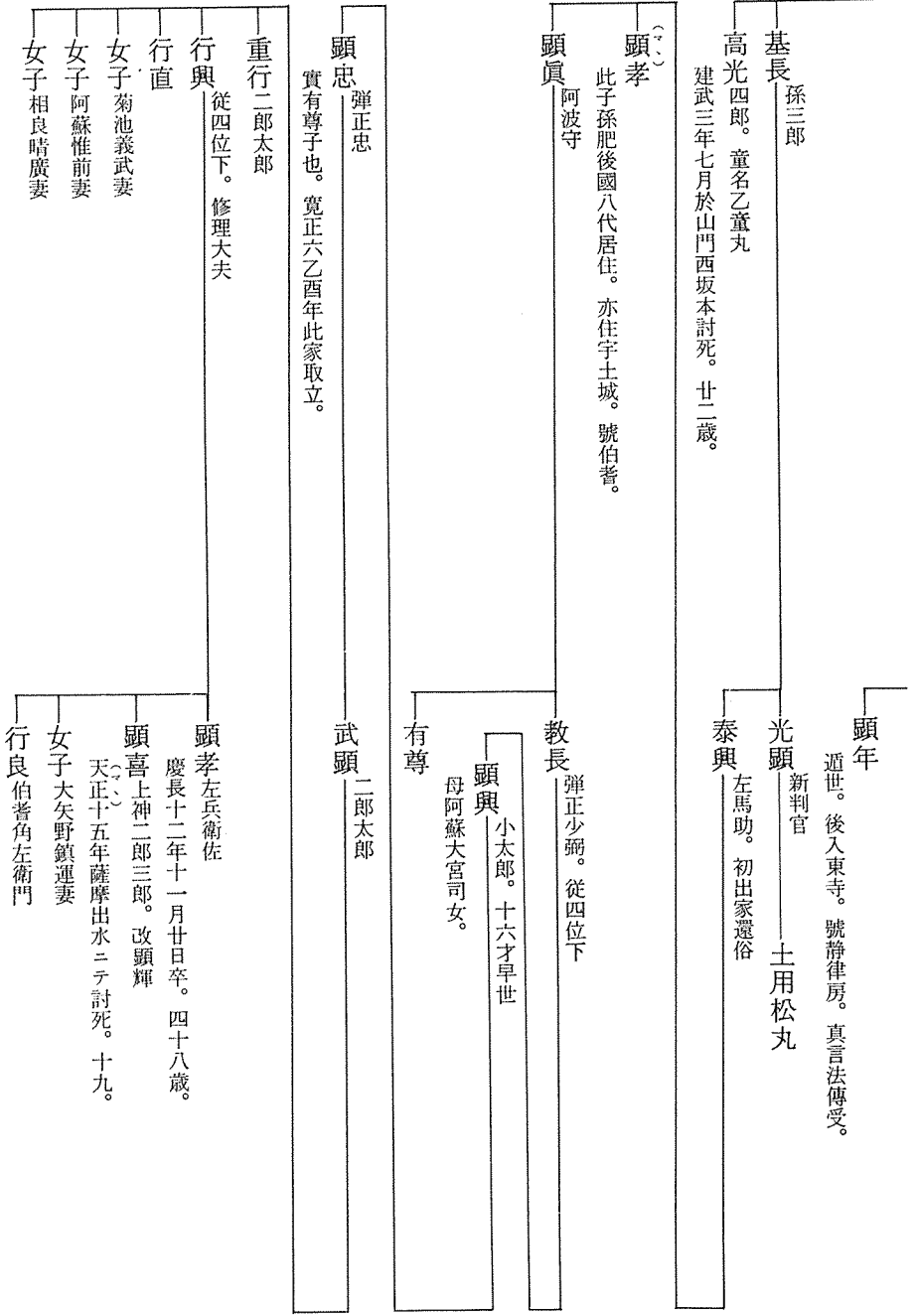
高重 八郎 源盛信濃房。大仙別當 後征西宮御供下向。於九州死去。

顯興 從四位下。彈正少弼

○(基長) 孫三郎 (三郎左衛門尉イ)
 ○(光頭) 新判官 (南殿孫三郎)

○(顯眞) (顯直、イ)
 ○(教長) 從四位下 (從四位上イ)
 ○顯興、義興ノ衍カ

○(顯忠) 彈正忠 (彈正少弼イ)
 ○(武頭) 二郎太郎 (次郎太郎イ)
 ○(行興) 修理大夫 (修理大夫イ)



基長 孫三郎

高光四郎。童名乙童丸
 建武三年七月於山門西坂本討死。廿二歲。

顯孝

此子孫肥後國八代居住。亦住宇土城。號伯耆。

顯眞 阿波守

顯興 小太郎。十六才早世
 母阿蘇大宮司女。

有尊

武頭 二郎太郎

顯忠 彈正忠
 實有尊子也。寬正六乙酉年此家取立。

重行 二郎太郎

行興 從四位下。修理大夫

顯孝 左兵衛佐
 慶長十二年十一月廿日卒。四十八歲。

顯喜 上神二郎三郎。改顯輝

顯喜 上神二郎三郎。改顯輝。天正十五年薩摩出水ニテ討死。十九。

女子 大矢野鎮運妻

行良 伯耆角左衛門

女子 菊池義武妻
 女子 阿蘇惟前妻
 女子 相良晴廣妻

伯耆家小系図

(三宮社記録)

六十二代
○村上天皇

第六王子
○望平親王

十一代後胤
○源行盛

但馬禪師

○行高

長田小太郎入道

○長年

奈和伯耆守

始名長高

從四位下

○義高

伯耆太夫 正五位下

村上伯耆守

○頭興

從四位下

建武二乙亥年下向肥後八代

○泰興

從五位下

村上阿波守

○頭真

正五位下

村上彈正少弼

○教長

從四位上

○義興

十六歳而卒

村上彈正少弼

○頭忠 正五位下
鰥大明神起

村上伯耆守

○重年

村上彈正大弼

○武頭

從四位下

此時以伯耆為姓領宇土城

○重行

村上伯耆守

宇土伯耆守

○行興

從四位下

宇土十郎

○行憲

九歳而早世

○行直

宇土伯耆守

伯耆左兵衛督

○頭孝

從五位下

退宇土城

○長興

伯耆太郎兵衛

為筑後柳川立花家臣

○長盛

伯耆十左衛門

同上

伯耆

○勝十郎

同上

○(頭孝) 左兵衛督(左兵衛佐イ)

○新撰事蹟通考名和系図ヲ
底本トシ、異本ト校合シ
タリ

名和系図

(新撰事蹟通考)

○(具平親王)第五皇子(第六皇子望平親王イ)

村上天皇

諱成明、醍醐天皇第十四皇子、母中宮藤原氏穩

具平親王

第五皇子、康保二年叙三品、為親王、尋

子太政大臣基經、女也、延長四年六月二日生

桂香坊、立為皇太子、天慶九年四月二十日受禪、於

承香殿、二十八日即位於大極殿、康保四年五月二

十五日崩、年四十二、葬葛野郡村上山陵

十六

拜中務卿、世呼曰後中書王、又称千種

殿、又称六條中務宮、寬弘六年七月二十八日薨、年四

師房

從一位 太政大臣

俊房

從一位 左大臣

始名資定

寬仁四年賜源姓

承曆元年二月十七日薨、年七十

称堀河左府

保安二年致仕祝髮、法名寂俊、薨年八十七

○顯房(俊房弟イ)

顯房

從一位 右大臣

嘉保元年九月五日薨、年五十八、贈正一位、称二六

秀房

丹波守

忠房

○秀房(季房イ)

某

小野房

某

悪四郎

行勝

○行秋(行明イ)

行秋

承久、役隨三皇師、防關東之賊軍於宇治、以故

為三北條義時奪領邑、大日本史
船上録

行盛

但馬守

○(行高) 法名道覺(法名清心イ)

行高

長田小太郎

○(行村) 大石豊前守(大石豊前權守イ)

長村

小野小次郎

行村

村上小次郎 左衛門尉
後改大石豊前守

○(頼村) 兵庫頭(兵庫助イ)

行貞

小三郎

行忠

筑見四郎

頼村

兵庫頭

高助

彌五郎

惟村

鏡五郎左衛門尉

○(盛高) 彌六郎(彌六一)

○(長年) 又太郎(小太郎一)
從四位下(從四位上・從五位下)

盛高 彌六郎

又太郎 左衛門尉
長年 伯耆守 從四位下

始名長高 元弘三年閏二月
天皇改名賜長年

居伯耆國汗入郡名和莊 以故名和為家號 村上
天皇之裔故又稱村上 為名和莊地頭 元弘三年春
後醍醐天皇潛出隱岐配所 至名和湊 長高俄以
船上山 為曼迎 主上 為一行在 天皇還幸京師
也長高從之累功賜伯耆因歸出雲 為三國守護
延元元年丙子六月晦日於三京師 戰死法名釈阿
按日次記太平記等作 七月十三日 伯耆卷梅松論
常樂記等為 六月晦日 今從之

長行 孫次郎

長義 小三郎 大井但馬權守
從四位下

長重 太郎左衛門 大藏大輔
大井能登守 長重一作長生 為長年弟 誤也

泰長 加悅患四郎

長安 加悅土佐守
元弘三年閏二月晦日於出雲 自殺

泰行 越前守
為葦北郡津奈木城番

長秀 飛騨守

助高 布施鬼五郎 左衛門尉
元弘三年四月死

行氏 三谷六郎 安藝守
筑前守 正五位下

義氏 六郎三郎 修理亮
安藝權守 正五位下

氏高 竹萬七郎 剃髮號覺妙
正平十六年三月二十日死

上卿日野中納言
修理亮源義氏
正平九年六月十八日

○(行氏) 安藝守(安藝權守一)
筑前守(筑前權守一)
○(義氏) 六郎三郎(六郎太郎一)
小六郎太郎(伯耆之卷一)
正五位下(ナシ)
○氏高(貞高一)

氏安 半内兵衛 為津奈木城番

宣任安藝權守
藏人頭刑部卿藤原宗教奉

○(高重) 八郎(右馬允イ)

村上八郎 美作判官又號二村
從四位下

正平九年三月九日死法名行妙

僧

源盛 為三法眼一 号三村上信濃坊一
正平十三年十二月十三日於三肥後八代一死年五十六

行泰

村上十郎 称三河南一
隱岐權守 伯耆卷

建武二年於三船上山一自殺

高則

村上與一 称三河北一
左京進 備中守

○(高則) 與一(與市イ)
備中守(備後守イ) 河北
(河喜多イ)

○(義高) 次郎イ。伯耆太夫
判官(大夫判官イ) 正五位上
(正五位下、從四位下イ) 延元三年五月二十
五日(五月廿一、名和系
因) 伯耆太夫判官(伯耆
大夫判官、名和文書) 内
河彦三郎義真(義直イ)

義高

伯耆太夫判官 左京大進
檢非違使 正五位上
母内河右賴女 伯耆
延元三年五月二十五日從三源頭家一於三和泉國堺、浦一
與三高師直一戰而敗死 年三十七 法名了阿 伯耆卷 因
所藏文書

○(顯興) 彈正大禪(彈正
少弼イ)

肥後國八代莊地頭分内鞍楠村
寄進熊野那智山之由被聞食畢
者
天氣如此悉之以狀
建武二年五月二十六日大膳大夫判
伯耆太夫判官館
出雲國大社所藏文書
肥後國八代莊地頭分内敷河内村
寄進出雲大社之由被聞食畢
者
天氣如此悉之以狀
建武二年五月二十六日大膳大夫判
伯耆太夫判官館

按建武元年 天皇封三功臣一賞三長年之誠忠一為三伯
耆因幡出雲三國守護 大日本史 又家族有レ功者賜三
郡一莊之所領 名和 傳譜 因考レ之此時以三義高一補三八代
莊地頭職一於レ是為三代官一遣三臣内河彦三郎義真於

按建武元年 天皇封三功臣一賞三長年之誠忠一為三伯
耆因幡出雲三國守護 大日本史 又家族有レ功者賜三
郡一莊之所領 名和 傳譜 因考レ之此時以三義高一補三八代
莊地頭職一於レ是為三代官一遣三臣内河彦三郎義真於

行長 丹後守 為三葦北郡津奈木城番一

顯興

從四位下 檢非違使

彈正大禪 伯耆守

顯興實基長所レ生 大日本史 正平十三年率三家族數百一來三
肥後一先是 南朝陵夷名將勇士多戰沒以レ故顯興來三
肥後八代一倚三頼菊池武光一八代郡以レ為三地頭職
之地一始居三豊福一其時豊福屬三八代郡一
後住三八代城一確髮号三紹覺一系因菊池武朝 至三弘和
四年一尚存 武朝 申狀 大日本史
(○中略)

去月二十六日御札今月二日到來委細承候了抑承候間
事不存知事候間以此旨捧請文候聊不等閑之儀候委細
御使可被申候恐々謹言
(正平二十四年)
十二月三日 伯耆守顯興(花押)

阿蘇大宮司殿

按顯興始居三豊福一抛三古城主考名和傳譜一後遷三八
代城一抛三家系因及大日本史一豊福小川山隸三八代郡一
今屬一名和家地頭分内也而小河又為三甲佐社神領一小
益城一在二豊福南一里許一考三文書一顯興遣三代官於小川一
檢三注其地一甲佐神官爭一其所務一其時顯興在二豊福
城一

○内河義直(内河義貞イ)

代一居中古府本城上、説具載ニ于編年考徵、又按鞍橋今庵而無レ村道前郷吉本村管内名存吉本村笠松有ニ熊野權現神社一依レ為ニ神領一祭レ之、馭神樂寺縁起、景行天皇之時勸請文、敷河内在ニ高田郷一、中虚談妖妄不レ足レ採摭ニ、干笑一、今其村有ニ大社杵築神社一是亦因レ為ニ神領一祭ニ于此一乎

基長

孫三郎 三郎左衛門尉
三十歳為レ僧法名心阿後居ニ高野山一

某

土用松 基長嫡男
元弘元年生

高光

乙童丸 四郎左衛門尉
正六位上

延元元年十一月朔日於ニ西坂本一戰死年二十二
按太平記曰長年一男伯耆權守長秋三男修理亮從ニ
懷良親王ニ來ニ于九國一伯耆卷及家系図等所レ不レ
載故不レ取

○(光顯)南条三郎(南殿
孫三郎イ)

顯年

從五位下 藏人頭
早卒不レ嗣レ家法名誠實
相良定頼妻

光顯

南條三郎 法名昌棟
始名武興又光興

顯長

正六位上 兵庫允
左衛門尉 始名顯昌
所藏文書

出雲國利弘保地頭職為勲功賞
可令知行者
天氣如此悉之以狀
興國元年六月二十一日 左中將判
村上兵庫允館

又按名和傳譜顯興建武一年三月從ニ懷良親王ニ肥後下
親王來ニ鎮西ニ者、延元 居ニ豊福城、其子泰興始徒ニ
四年也是、亦誤也、
八代城一櫻井某私記亦同レ之太平記載、建武三年、延元
名和家臣内河義直在ニ八代城一而為ニ色道猷等一所
レ攻取レ敗之事上抛レ之顯與其以前為レ來ニ肥後一者
也諸書建武元年不レ知下義真早彌來ニ八代ニ故上 譜中
又編年考徵延元 以下為從ニ顯興一來上也故大日本史
菊池傳記等亦皆為ニ建武二年一也然建武二年者 後醍
醐天皇重祚之明年而其冬足利尊氏始而謀反延元元年
六月祖父長年戰ニ没京師一同三年父義高戰死建武二
年則長年與レ家開レ國之創而顯興非下遠可レ來ニ鎮西一
時勢上且菊池武朝申狀云正平十三年以後二十七年者
顯興入道紹寬憑ニ武光一居ニ住當家分國一菊池傳記又
曰延文頃、正平十三年北名和顯興條塚伊賀守児島高德
等皆來ニ九國一宮田某所藏名和系図為ニ正平十三年一
故今採ニ的徵ニ從レ之

○(泰興)彈正少弼(彈正忠、新編肥後國誌草稿)
○顯真(顯直イ)

泰興 彈正少弼 伯耆大夫判官
伯耆守 從五位下
實基長之四男顯與之弟也 家系 圖

顯真 阿波守 正五位下
法名義存

○教長(孝長イ)。從四位下(從四位上イ)

教長 彈正少弼 從四位下
足利義教授三名之一字一

義興 伯耆守 從五位下
足利義政授三名一字一 家系 圖

水亨六年領三宇土、享德元年五月二十一日生
害蜂須賀 法名照阿家系
按海東諸國記曰教信己卯年遣使來朝書肥後州八代源朝臣教信約遣三歲一船己卯 皇朝長祿三年也教信疑教長之謬也然撫亨德元年卒則又非教長但諸國記之己卯又乙卯之誤而永亨七年歿而無他考証一姑附于此

長祿三年十二月十三日生害蜂須賀 法名梁傳棟公家系
室阿蘇大宮司惟郷女 舊記

○(顯忠)彈正少弼(彈正大弼イ、彈正忠イ)
○(重年)法名俊紹貞(法名利俊紹貞イ)

顯忠 幸松丸 洞然 長狀 彈正少弼
伯耆守 正五位下

重年 伯耆守 從五位下
法名俊紹貞家 年一書、俊國訓相通

義興卒無子故為三養子、繼家實父名闕、阿蘇大宮司惟忠與二名一字一 蜂須賀、永正元年二月讓二八代城於相良長、每顯忠父子移三木原城、同年又遷居宇土城、文明十五年以來與二相良家一爭戰等、事載二編年考徵一故、略于此
法名悟山紹契家系

按文明十七年十二月重年有下與二臣蜂須賀家親一感書上、寫之、洞然長狀八代悟真寺記蜂須賀舊記等、永正元年載二顯忠一自二文明一、至二永正一、其間二十年感書可疑然其文中事與二洞然長狀一相符且文製書体非二今時之贗物一、然則八代没落之比而自二重年一先與二感狀一乎訂攷未詳又洞然長狀永正十三年有二伯耆守長照一、恐重年後改二長照一歟 家系 圖

○武頭(武興イ)。從四位下(從五位上イ)

武頭 彈正大弼 伯耆守
從四位下

重行 伯耆守
從四位下 法名熊雙一 卓家系 圖

宇土郡椿原村宗福寺有二位牌一銘曰前伯州大守從四位下彈正大弼大仙紹果庵主天文十五年丙午六月十一日逝去 家系亦同之

於二隈府一元服菊池重治授三名一字一 賀舊記、室阿蘇大宮司惟豊女 舊記

室阿蘇大宮司惟憲女蜂須賀舊記本書作レ則ニ
誤也憲則國音相同

○(行興) 修理大夫(修理
大夫イ)

○行憲(早世、九歳イ)

行興

伯耆守 修理大夫

正五位下 從四位下

實重行之弟養為レ嗣自レ是以ニ宇土一為ニ家号一

所藏文書

上郷按察中納言

天文二十二年五月二十一日 宣旨

宇土伯耆守 行興

宣任修理大夫

藏人權右少辨藤原經元奉

上郷廣橋大納言

弘治二年四月十四日 宣旨

正五位下源行興

宣叙從四位下

藏人左中辨藤原淳元奉

宇土郡椿原村宗福寺有ニ位牌一銘前、伯州太守從四位
下修理大夫源朝臣英興道宗居士永祿五年壬戌三月十
三日逝去 家系亦
同レ之

行憲

宇土十郎

早世法名空山順性家

按松橋医宮田某系図有ニ行憲之庶弟土屋右馬助顯定
本郷市左衛門頭正ニ宮田其裔也レ可レ信

行直

伯耆守

從五位下

行直實行興之弟也行憲死無レ子故行直繼レ家法名昌

翁自繁家

益城郡沙崎村福城寺有ニ位牌一銘曰前、伯州太守昌翁

院自繁公山主

顯孝

宇土左兵衛佐

從五位下

顯孝始屬ニ大友家ニ天正七年為ニ島津家麾下ニ島津家
傳同世

祿此年冬島津義久以ニ太田神崎三百町一郡、地授ニ顯

孝ニ世祿 十五年夏豊臣秀吉征西之時從為ニ先鋒ニ凱旋、

後賜ニ本領一佐々成政之討ニ隈部和仁等一也顯孝持ニ

兩端ニ而不レ出レ兵乱平後趨ニ大坂ニ謁ニ秀吉一陳レ不レ

在ニ一揆黨ニ時弟顯輝反ニ宇土ニ以レ故除ニ領地五百町一

佐々傳記島津

家傳藩翰譜

慶長十三年十一月二十五日卒法名勝庵大殊家系

顯武

龜之助

村上右近大夫

正保二年三月二十七日於ニ球磨一死年五十法名鄴翁

宗耶號ニ長松院一

母朽網三河守源鑑康女

長興 為ニ兄顯武之嗣一

女 大矢野民部大輔種基妻 大矢野

龍之助

寬永十四年三月十六日死年三十四法名月照一峰

頭貞

以上母同ニ顯武一

○(顯孝) 宇土左兵衛佐
(左兵衛尉、伯耆守、左兵
衛督イ)

○顯輝(顯喜)イ。顯廣、
鳥津國史。顯寬、顯大明
神祿起)。惡四郎(八郎、
肥後地誌略。上神二郎三
郎イ。掃部、新編肥後國
誌草稿)

○(行良)伯耆角左衛門(左
衛門尉 鱈之卷)

顯輝 惡四郎

天正十六年春顯孝至二大坂一留二顯輝一守二宇土一
時毛利勝信黒田孝高等奉二秀吉之命一來匡二糺國內之
亂賊一顯輝出而不レ謁勝信等告二之於秀吉一秀吉命而
討之顯輝閉レ城堅守然謀二兵寡不可開レ運四月十
六日夜密蹠レ城走二薩摩一匿二出水一鳥津義弘聞レ之遣レ
兵攻レ之顯輝強戰數合遂自殺年十九薩人感二其體勇一
建二廟於出水一祭レ之云佐々傳記藩翰譜鳥津家傳按二
為二十六年一家傳及家系ニ為二十六年四月十六日一今
從レ之肥後地志略名和傳譜為二秀吉征西、時一誤也

行良 伯耆角左衛門

猪之助 正次郎

長興

伯耆太郎兵衛

仕三立花宗茂一 剃髮號ニ雪入一

貞享元年十一月二十四日死法名了道宗覺

右系図得ニ柳川伯耆家所藏一寫レ之又以ニ伯耆卷洞然

長狀蜂須賀舊記等一校ニ合之一

長盛

伯耆十左衛門

貞享三年九月九日死法名秋室彈月

宇土城跡 (西岡台)

宇土市埋蔵文化財調査報告書 第一集

— 史料編 —

昭和五十二年二月十五日 初版
昭和五十二年九月十日 再版

編集 宇土市教育委員会
発行 宇土市教育委員会
印刷 株式会社 秀巧社

熊本市國府四丁目十一十八号

